2009年版 政府開発援助(ODA)白書

日本の国際協力

JAPAN
Official Development Assistance

外務省

2009年版政府開発援助（ODA）白書

日本の国際協力

外務省

表紙写真説明
ラオスのサイタニー郡病院で、地域母子保健プロジェクトのため活動する青年海外協力隊員（助産師）
（写真提供：久野真一／ JICA）

巻 頭 言

2009年9月の外務大臣就任以来、私は国民の理解と信頼に基づく外交を実現し、世界の人々の平和で豊かな生活の実現のため、そして、日本国民が平和で豊かな生活を実感できる世界のため、日本としていかに国際協力を推進すべきかにつき考えてまいりました。

現在の国際社会は、依然として解決すべき問題が山積しています。世界経済は最悪の時期を脱したと思われるものの、回復はいまだ途上にあります。また、世界各地には、飢餓や病気、紛争、気候変動や地震などの自然災害に苦しみ、人間としての尊厳を保てないような苦しい生活を営んでいる人々が数多くいるという厳しい現実があります。たとえば、2010年1月には、ハイチで大地震が発生し、多くの方々が犠牲になりました。日本は震災国として、その知見と経験を活かし、ハイチの復興に向けて積極的に取り組んでいきます。さらに、アフリカのサブ・サハラ地域を中心に、ミレニアム開発目標（MDGs）の達成が危ぶまれるなか、アフリカ開発会議（TICAD）のプロセスを継続・強化し、MDGsの実現に向けた努力を日本は国際社会と共に倍加していきます。

このように、私たちは、内向きになることなく、世界各地で苦境にある人々と同じ人間として共感を持って、人間の安全保障の実現に向け、開発途上国の支援に取り組んでいくことが重要です。また、平和構築においても、緊急人道支援から政治プロセスの促進、治安の確保、復興・開発に至るまでの継ぎ目のない支援に取り組んでいきます。

こうした考えの下、新政権誕生以降これまでの比較的短い期間にも、日本は、国際社会が抱える課題に対して、リーダーシップを発揮し、様々なイニシアティブを表明してきました。2009年11月には、アフガニスタンへの新たな支援策として、おおむね5年間で最大50億ドル程度までの規模の支援を表明しました。また、気候変動については、同年12月の国連気候変動枠組条約第15回締約国会議（COP15）において、「鳩山イニシアティブ」の下、排出削減などの気候変動対策に取り組む開発途上国や気候変動の悪影響に対し脆弱な開発途上国を広く対象とした新たな支援策を表明しました。

本白書では、これら新政権の取組も含め、世界金融・経済危機への対応、アフガニスタンおよびパキスタンに対する支援、環境・気候変動問題への日本の取組を特集として取り上げています。

現在の日本の開発援助について、国民の皆様の共感が十分には得られていないと考えています。そこで、私は、政府開発援助（ODA）のあり方について、2010年夏までをめどに、基本的見直しを行うことを表明しました。現在、政府内で、見直しに向けた作業を進めています。こうした取組により、国民の理解と支持の下、ODAをより戦略的かつ効果的に実施するとともに、ODAの質と量の双方を強化していきます。

日本の国際協力は、憲法前文に謳われている日本国民の「決意」としての国際社会への貢献の一環として、政府のみならず、幅広い層の国民の参加を得て行われています。NGO、民間企業、国際機関など、多様な関係者との連携をさらに推進していくことが不可欠です。本白書のコラムでは、主に援助の担い手として世界各地で活躍する日本人の方々の活動に焦点を当てて、日本の国際協力の具体的な事例を紹介しています。

この白書を手にした皆様が国際協力を身近なものとして感じ、さらに関心と理解を深めていただくことを期待しています。

2010年3月

外務大臣

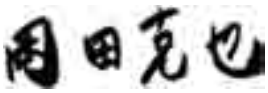

日本の政府開発援助（ODA）

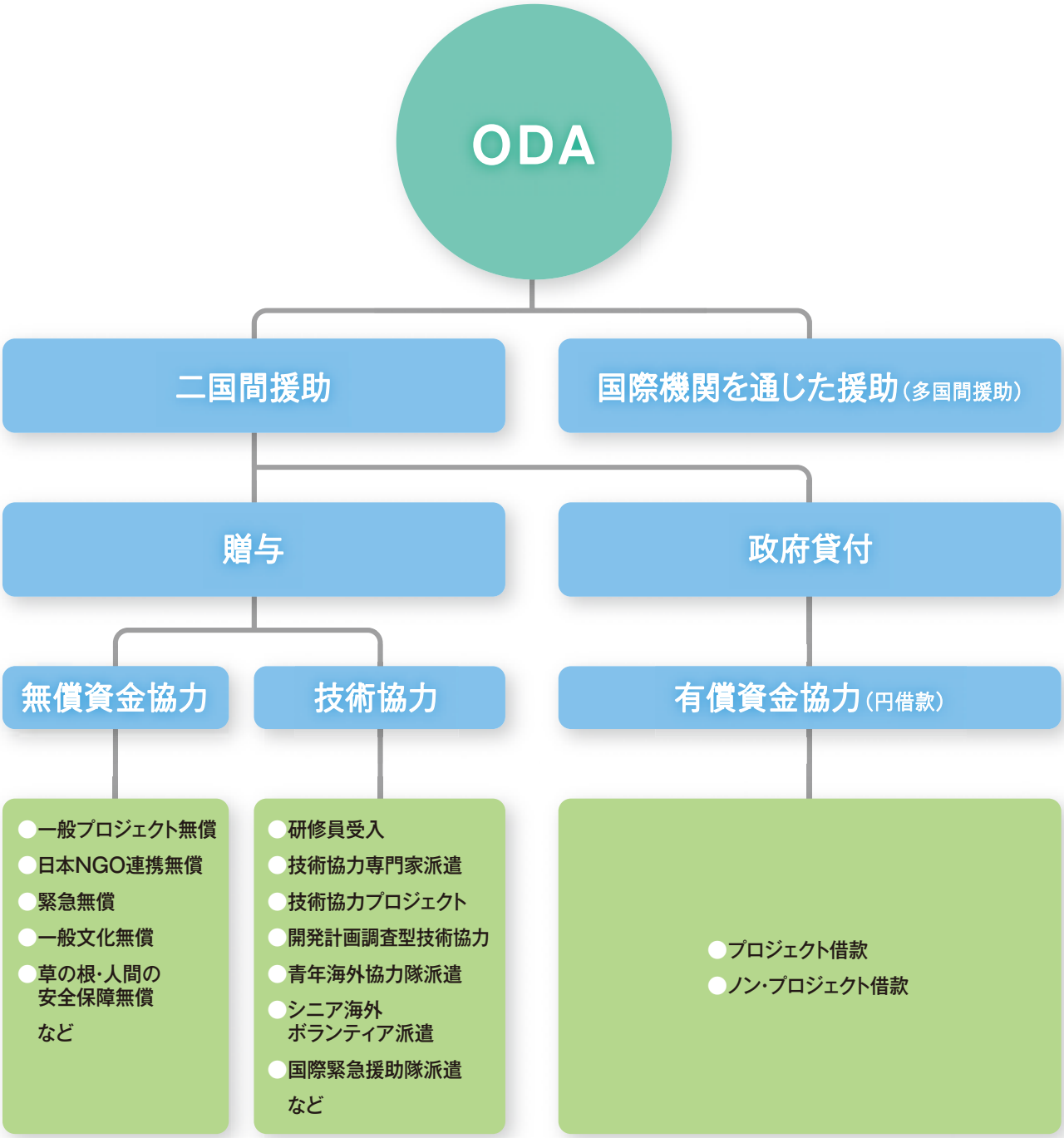

政府開発援助（ODA: Official Development Assistance）とは、OECD（経済協力開発機構）のDAC（開発援助委員会）が作成する援助受取国・地域のリストに掲載された開発途上国・地域に対し、主に経済開発や福祉の向上に寄与することを目的として公的機関によって供与される贈与および条件の緩やかな貸付のことです。

ODAには、開発途上国を直接支援する二国間援助と、国際機関を通じて支援する多国間援助があります。二国間援助は、「贈与」と「政府貸付」に分けることができます。贈与は開発途上国に対して無償で提供される協力のことで、「無償資金協力」と「技術協力」があります。一方、「政府貸付」は、将来、開発途上国が返済することを前提としており、「有償資金協力（円借款）」があります。多国間援助には、国連児童基金（UNICEF）や国連開発計画（UNDP）への拠出や世界銀行などへの拠出・出資などがあります。

2009年版 政府開発援助(ODA)白書

日本の国際協力

第Ⅰ部
世界金融・経済危機と開発途上国支援

●世界金融・経済危機と開発途上国支援……2

第1章　世界金融・経済危機への対応……4
■第1節　アジアの成長のための支援の強化……5
■第2節　対アフリカODA倍増に向けた支援の着実な実施……7

第2章　アフガニスタンおよびパキスタン支援……10
■第1節　アフガニスタンの復興支援……10
1. 安定と発展に向けた国際社会の取組……10
2. 日本の対アフガニスタン支援……11
■第2節　パキスタンの経済安定化・テロ撲滅の取組への支援……14
1. パキスタン支援の意義……14
2. パキスタン・フレンズ東京閣僚会合とパキスタン支援国会合……15

第3章　環境・気候変動への取組……16
■第1節　日本の取組～鳩山イニシアティブ……16
■第2節　気候変動対策への具体的協力……17
■第3節　その他の協力……18
1. 第5回太平洋・島サミット……18
2. その他の具体的環境協力……18

第Ⅱ部

2008年度の政府開発援助実績

第1章　実績から見た日本の政府開発援助 …… 24

第2章　日本の政府開発援助の具体的取組 …… 30

■第1節　政府開発援助大綱の基本方針に関連した取組 …… 30

1. 政府開発援助大綱 …… 30
2. 政府開発援助中期政策 …… 30
3. 国別援助計画 …… 31
4. 分野別開発政策 …… 31
5. 国際協力重点方針 …… 31
6. 事業展開計画 …… 31

■第2節　課題別の取組 …… 32

1. 貧困削減 …… 32
   (1)教育 …… 32
   (2)保健医療・福祉、人口 …… 35
   (3)水と衛生 …… 38
2. 持続的成長 …… 40
   (1)経済社会基盤 …… 40
   (2)情報通信技術(ICT) …… 40
   (3)貿易、投資、ODA以外の資金との連携 …… 43
   (4)農業 …… 45
   (5)政策立案・制度整備 …… 47
   (6)債務問題への取組 …… 49
   (7)文化復興・振興 …… 50
3. 地球規模問題への取組 …… 52
   (1)環境問題 …… 52
   (2)感染症 …… 53
   (3)食料 …… 56
   (4)資源・エネルギー …… 59
   (5)防災と災害復興 …… 59
   (6)国境を越える犯罪・テロ …… 61
4. 平和の構築 …… 63
   (1)イラク …… 64
   (2)スーダン …… 65
   (3)不発弾および対人地雷・小型武器等 …… 67

■第3節　地域別の取組

1. 東アジア地域 …… 69
2. 南アジア地域 …… 73
3. 中央アジア・コーカサス地域 …… 75
4. アフリカ(サブ・サハラ)地域 …… 78
5. 中東地域 …… 82

6. 中南米地域……85
7. 大洋州地域……89
8. 欧州地域……94
■第4節　援助実施の原則の運用……96
■第5節　援助政策の立案および実施における取組……98
1. 援助政策の立案および実施体制……98
(1)一貫性のある援助政策の立案……98
(2)関係府省庁間の連携……98
(3)政府と実施機関の連携……99
(4)政策協議の強化……99
(5)現地機能の強化……100
(6)内外の援助関係者との連携……101
(イ)NGOとの連携……101
(ロ)民間企業との連携……104
(ハ)大学・地方自治体との連携……104
(二)開発途上国の地方自治体・NGOなどとの連携……104
(ホ)国際機関や他国との連携……104
2. 国民参加の拡大……107
(1)国民各層の広範な参加……107
(2)人材育成と開発研究……107
(3)開発教育……107
(4)情報の公開と発信……108
(イ)広報・情報公開……108
(ロ)国際社会に対する情報発信の強化……110
3. 効果的実施のために必要な事項……110
(1)評価の充実……110
(2)適正な手続の確保……110
(3)不正、腐敗の防止……111
(4)援助関係者の安全確保……112

第Ⅲ部
資料編

第1章　日本の政府開発援助予算……114
■第1節　2009年度政府開発援助予算（当初予算）……114
図表Ⅲ-1　政府開発援助予算……114
図表Ⅲ-2　政府開発援助予算の推移・他の主要経費の推移……114
図表Ⅲ-3　一般会計予算の内訳……115
図表Ⅲ-4　政府開発援助一般会計予算（政府全体）……115
図表Ⅲ-5　政府開発援助事業予算の内訳……116
図表Ⅲ-6　政府開発援助事業予算［政府全体］……116
図表Ⅲ-7　政府開発援助事業予算の財源と援助形態別歳出項目……117
■第2節　各省庁の事業予算（当初予算）と事業概要……118
図表Ⅲ-8　省庁別政府開発援助予算推移（一般会計予算）……118
図表Ⅲ-9　省庁別政府開発援助予算推移（事業予算）……118
図表Ⅲ-10　各省庁の事業予算（2009年度）と事業概要……119

第2章　日本の政府開発援助実績……126
■第1節　開発途上国への資金の流れ……126
図表Ⅲ-11　日本から開発途上国への資金の流れ……126
■第2節　二国間政府開発援助の所得グループ別実績……127
図表Ⅲ-12　二国間政府開発援助の所得グループ別実績（DAC分類）……127
図表Ⅲ-13　二国間政府開発援助とLDC向け援助額および贈与額の比較……128
■第3節　国別実績……129
図表Ⅲ-14　二国間政府開発援助の国別・援助形態別内訳……129
図表Ⅲ-15　二国間政府開発援助の形態別30大供与相手国……134
図表Ⅲ-16　日本が最大の援助供与国となっている国一覧……136
図表Ⅲ-17　日本がこれまでに政府開発援助を供与したことのある国・地域一覧（2008年度実績まで）……137
■第4節　分野別実績……138
図表Ⅲ-18　二国間政府開発援助分野別配分……138
■第5節　緊急援助実績……139
図表Ⅲ-19　緊急無償案件（2008年度）……139
図表Ⅲ-20　国際緊急援助体制による国際緊急援助隊派遣および物資供与案件（2008年度）……139
図表Ⅲ-21　国際緊急援助体制による国際緊急援助隊派遣および物資供与実績（2008年度）……140

第3章　二国間援助案件リスト……141
■第1節　二国間贈与……141
図表Ⅲ-22　無償資金協力案件一覧（一般プロジェクト無償資金協力）……141
■第2節　二国間借款……145
図表Ⅲ-23　有償資金協力案件一覧……145

第4章　国際機関に対する政府開発援助実績……147
図表Ⅲ-24　国際機関に対する政府開発援助実績の推移……147
図表Ⅲ-25　主要国際機関に対する拠出・出資実績（上位5か国）……148
第5章　政府開発援助に関する主な資料……151
■第1節　日本の政府開発援助をめぐる動き（2008年4月～2009年11月）……151
■第2節　政府開発援助に関する政策……154
1 政府開発援助大綱（2003年8月閣議決定）……154
2 政府開発援助に関する中期政策……160
3 現行の分野別イニシアティブ一覧……174
■第3節　重債務貧困国（HIPCs:Heavily Indebted Poor Countries）一覧……175

（参考）
諸外国の政府開発援助……176
■第1節　DAC諸国の政府開発援助実績……176
図表Ⅲ-26　DAC諸国の政府開発援助実績（2008年）……176
図表Ⅲ-27　DAC諸国の政府開発援助形態別内訳（2007年）……177
図表Ⅲ-28　地域別実績における主要DAC援助国（2007年）……178
図表Ⅲ-29　DAC諸国の贈与比率……179
図表Ⅲ-30　DAC諸国の贈与額……179
図表Ⅲ-31　DAC諸国のグラント・エレメント……180
図表Ⅲ-32　DAC諸国の二国間政府開発援助のタイイング・ステイタス……180
図表Ⅲ-33　主要DAC加盟国の政府開発援助の比較……181
図表Ⅲ-34　主要DAC加盟国の二国間政府開発援助の分野別配分（2007年）……181
図表Ⅲ-35　主要DAC加盟国の政府開発援助総額に占める国際機関を通じた援助額の割合……182
■第2節　DAC諸国の開発途上国への資金の流れ……183
図表Ⅲ-36　DAC諸国の開発途上国への資金の流れ（2007年）……183
図表Ⅲ-37　DAC諸国のNGOによる援助実績……184
■第3節　DAC援助受取国・地域リスト……185
図表Ⅲ-38　DAC援助受取国・地域リスト（2008年）……185
■第4節　非DAC諸国・地域の政府開発援助実績……186
図表Ⅲ-39　非DAC諸国・地域の政府開発援助実績……186

略語一覧……Ⅰ
用 語 集……Ⅵ
索　　引……Ⅹ

コラム・囲み

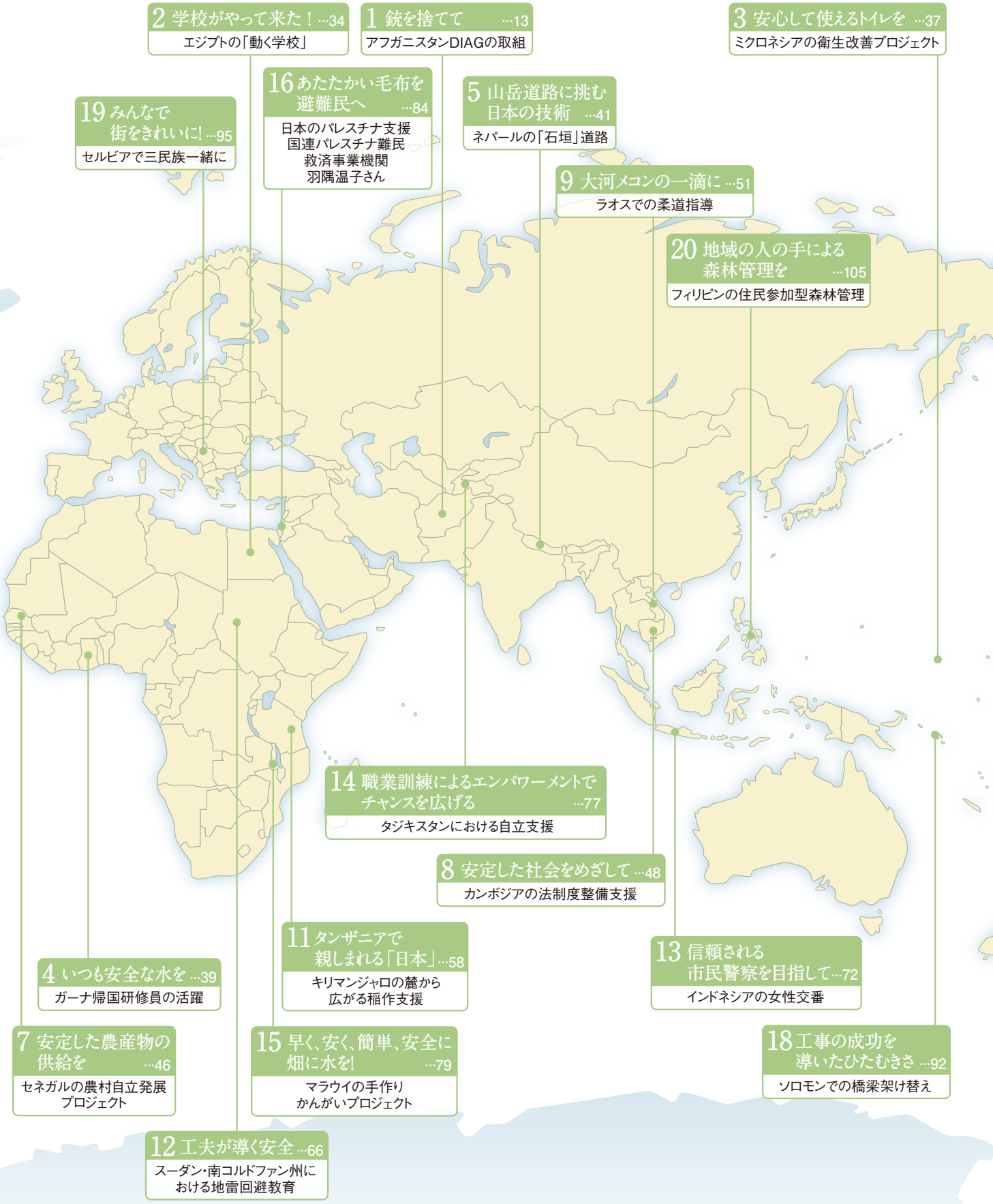
2 学校がやって来た！…34
エジプトの「動く学校」
1 銃を捨てて …13
アフガニスタンDIAGの取組
3 安心して使えるトイレを …37
ミクロネシアの衛生改善プロジェクト
16 あたたかい毛布を避難民へ …84
日本のパレスチナ支援
国連パレスチナ難民救済事業機関
羽隅温子さん
5 山岳道路に挑む日本の技術 …41
ネパールの「石垣」道路
19 みんなで街をきれいに! …95
セルビアで三民族一緒に
9 大河メコンの一滴に …51
ラオスでの柔道指導
20 地域の人の手による森林管理を …105
フィリピンの住民参加型森林管理
14 職業訓練によるエンパワーメントでチャンスを広げる …77
タジキスタンにおける自立支援
8 安定した社会をめざして …48
カンボジアの法制度整備支援
11 タンザニアで親しまれる「日本」…58
キリマンジャロの麓から広がる稲作支援
13 信頼される市民警察を目指して…72
インドネシアの女性交番
4 いつも安全な水を …39
ガーナ帰国研修員の活躍
7 安定した農産物の供給を …46
セネガルの農村自立発展プロジェクト
15 早く、安く、簡単、安全に畑に水を! …79
マラウイの手作りかんがいプロジェクト
18 工事の成功を導いたひたむきさ …92
ソロモンでの橋梁架け替え
12 工夫が導く安全 …66
スーダン・南コルドファン州における地雷回避教育

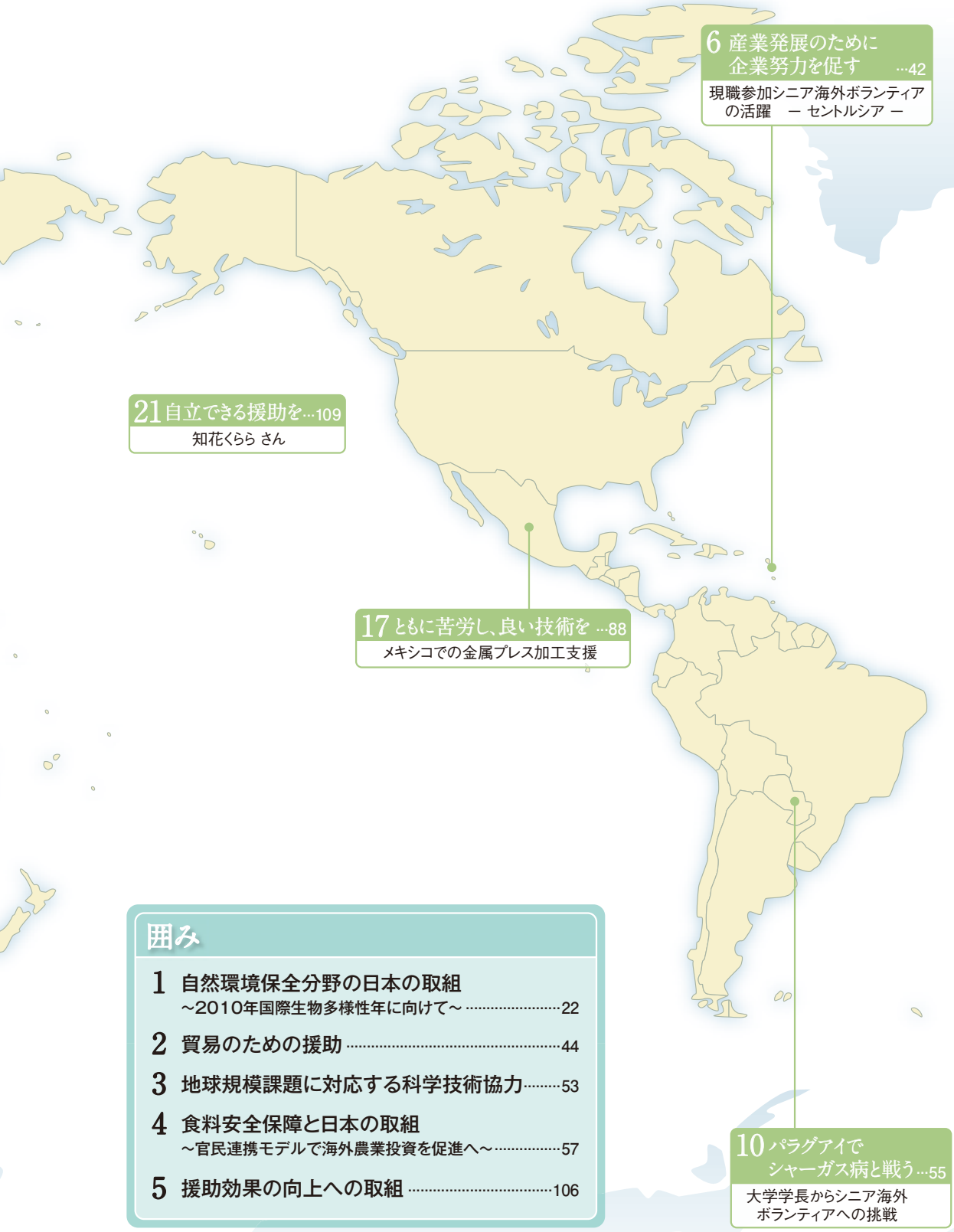

囲み

1 自然環境保全分野の日本の取組
～2010年国際生物多様性年に向けて～ ……22

2 貿易のための援助 ……44

3 地球規模課題に対応する科学技術協力……53

4 食料安全保障と日本の取組
～官民連携モデルで海外農業投資を促進へ～……57

5 援助効果の向上への取組 ……106

図表

図表 I-1　「アジア経済倍増へ向けた成長構想」による日本の具体的な取組……6
図表 I-2　金融・経済危機がアフリカに与える影響と日本の支援……9
図表 I-3　日本のアフガニスタンへの支援（地域ごとの支援）……12
図表 I-4　ミレニアム開発目標（MDGs）の達成状況（国連「MDGs 2009 進ちょく図表」等から）……20
図表 II-1　2008年の日本の政府開発援助実績……25
図表 II-2　日本の二国間政府開発援助の地域別配分の推移……26
図表 II-3　主要DAC加盟国の政府開発援助実績の推移……27
図表 II-4　DAC諸国における政府開発援助実績の国民一人当たりの負担額……28
図表 II-5　DAC諸国における政府開発援助実績の対国民総所得（GNI）比……28
図表 II-6　日本の政府開発援助実績の対国民総所得（GNI）比の推移……29
図表 II-7　平和構築概念図……64
図表 II-8　二国間政府開発援助の地域別実績（2008年）……68
図表 II-9　東アジア地域における日本の援助実績……71
図表 II-10　南アジア地域における日本の援助実績……74
図表 II-11　中央アジア・コーカサス地域における日本の援助実績……76
図表 II-12　アフリカ地域における日本の援助実績……79
図表 II-13　中東地域における日本の援助実績……83
図表 II-14　中南米地域における日本の援助実績……86
図表 II-15　大洋州地域における日本の援助実績……91
図表 II-16　欧州地域における日本の援助実績……94
図表 II-17　2009年度国際協力局機構改革図……99
図表 II-18　国別援助計画・現地ODAタスクフォースの立ち上がっている国一覧……100
図表 II-19　2008年度日本NGO連携無償資金協力実績……102

世界金融・経済危機と開発途上国支援

第Ⅰ部

第1章 世界金融・経済危機への対応 …… 4
第1節 アジアの成長のための支援の強化 …… 5
第2節 対アフリカODA倍増に向けた支援の着実な実施 …… 7

第2章 アフガニスタンおよびパキスタン支援 …… 10
第1節 アフガニスタンの復興支援 …… 10
第2節 パキスタンの経済安定化・テロ撲滅の取組への支援 …… 14

第3章 環境・気候変動への取組 …… 16
第1節 日本の取組～鳩山イニシアティブ …… 16
第2節 気候変動対策への具体的協力 …… 17
第3節 その他の協力 …… 18

世界金融・経済危機と開発途上国支援

第64回国連総会で一般討論演説をする鳩山由紀夫内閣総理大臣
（写真提供：内閣広報室）

2009年9月、鳩山由紀夫内閣総理大臣を首班とする新しい政権が発足しました。鳩山総理大臣が就任直後に出席した第64回国連総会一般討論演説では、新政権の政府開発援助（ODA）についての方針として、「21世紀の今日においても、貧困、感染症、保健、教育、水と衛生、食料、麻薬などの問題から世界は解放されていません。特に、途上国において事態は深刻です。破綻国家がテロの温床になるという、残念な現実も指摘せざるを得ません。昨年来の世界経済危機は、状況の悪化に拍車をかけています」と述べた上で、「日本は国際機関やNGOとも連携し、途上国支援を質と量の双方で強化していきます。アフリカ開発会議（TICAD）のプロセスを継続・強化するとともに、ミレニアム開発目標（MDGs）の達成と人間の安全保障の推進に向け、努力を倍加したい」と表明しました。

このように、鳩山総理大臣は、新しい日本は先進国と開発途上国の間の「架け橋」となるべく全力を尽くすことを表明しました。一方で、2008年9月以降の世界的な金融・経済危機により、日本の経済にも深刻な影響が出ているなかで、「なぜ開発途上国を援助しなければならないのか」がこれまで以上に問われています。

激変する国際情勢、厳しい経済状況の下、開発途上国では開発のニーズは多様化するとともに増大しています。第1章以下で述べるとおり、日本が、現下の金融・経済危機への対応、アフリカの開発、アフガニスタンの復興支援やパキスタンへの支援、そして環境・気候変動といった国際社会の共通の課題に取り組み、先進国と開発途上国の間の「架け橋」となることは、主要国としての責務であるとともに、日本自身の国益にかなうものです。

日本は政府開発援助（ODA）大綱において、ODAの目的は「国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄の確保に資すること」と明記しています。また、平和を希求する日本にとって、ODAを通じた取組は、国際社会の共感を得られる最もふさわしい政策であると位置付けています。第I部では、最初にODAの意義と必要性を改めて述べた上で、現下の国際社会にとって重要課題となっている世界経済回復のための施策の一環としての開発、紛争やテロなどの問題、そして環境・気候変動などの地球規模の問題への日本の取組を具体的に掘り下げて説明します。

日本のODAの意義と必要性～なぜ開発途上国を援助するのか

■　第2次大戦後、日本は、米国や世界銀行からの支援を受けつつ、自らの努力により経済の復興と安定に取り組み、経済的繁栄と民主主義を通じて、国民一人ひとりが平和と幸福を実現するための豊かな社会を築いてきました。一方、1954年に経済協力を開始(注1)して以来、日本はODAを通じて、東アジアをはじめとする開発途上国における持続的な経済成長や貧困削減、人々の生活の向上に大きく貢献してきました。世界第2位の経済規模を誇る豊かな社会を実現した日本が、開発途上国の経済社会の発展と、地球規模の諸課題の解決に取り組み、誰もが人間らしく平和に生きられる世界の実現に向けてリーダーシップを発揮していくことは、世界の主要国としての大きな責務です。

■　世界では、極度の貧困や飢餓に苦しむ人々が依然として数多く存在するという厳しい現実があります。国際社会は人道的見地からこれを看過することは出来ません。また、グローバル化が進展するなか、環境・気候変動問題、感染症の広がり、金融・経済危機など、国際社会は協調して対応すべき様々な問題に直面しています。これらの問題は、国境を越えて人々の暮らしに大きな影響を及ぼし、放置すれば、経済発展から取り残されてきた人々の人間としての尊厳を脅かすとともに、日本自身の利益にも直結する脅威となります。MDGsの達成に向けたグローバルな取組を強化する必要性が一層増しているなか、それらの取組においてODAは重要な役割を果たしています。日本は、従来のように国家が庇護するだけでは対応できない人間に対する直接的な脅威にODAを通じて対処するに当たっては人間の安全保障の確保を重視しています。鳩山内閣では、開発途上国支援について、MDGsの達成と人間の安全保障の推進に向け努力を倍加すると繰り返し表明しています。

■　今日の日本の繁栄は、日本のみで築いてきたわけではありません。日本は、国際社会において自由貿易の恩恵を享受し、資源・エネルギー、食料などの多くを海外に依存しています。こうした相互依存関係のなかで、日本はこれからも自らの生存と繁栄を確保していかなければなりません。このように国際社会との連携と協調から多大な利益を得ている日本にとって、ODAの戦略的な活用を通じて平和で安定した国際環境の醸成に努めていくことは必要不可欠なことです。

■　半世紀以上にわたり開発途上国の開発に貢献したことは、日本とこれらの諸国との友好関係を増進し、また、草の根レベルでの相互理解も促進しました。さらに、日本の国際社会における信頼や発言力の強化にも大きな成果を上げてきました。日本がODAを活用して開発途上国の開発や地球規模の課題への取組に主導的役割を果たすことは、国際社会における日本の評価を高めることとなり、結果として日本の外交基盤を強化し、ひいては日本の安全と繁栄を確保することにもつながります。

このように、国際社会の抱える諸課題に取り組むことにより日本の国益の実現を図る上で、ODAは最も重要かつ有効な手段の一つです。平和的な手段で世界の平和と安定に貢献し、日本にとって望ましい国際環境を形成していくためには、ODAは必要不可欠な政策手段となっています。日本のODAには、これまでの援助経験と実績をもとに形成されてきた援助理念に基づき、戦略性、機動性、透明性および効率性を一層高めるとともに、幅広い国民参加によってODAの目的とその活用の重要性に対する内外の理解を深めていくことが求められています。日本のODAは2009年10月で55周年を迎えました。日本がこれまでの援助経験を活かしつつ、開発分野でリーダーシップを発揮して開発途上国の発展に貢献していくことの意義はさらに高まっています。

日本は、厳しい経済・財政状況のなかにおいてもODAを積極的に活用し、戦略的な国際貢献の強化に努めます。そして、援助効果と開発効果の向上、援助実施体制の整備などODA改革を一層推し進め、日本のODAがより良いものとなるようたゆまぬ努力を続けていきます。

注1：1954年10月6日、コロンボ・プラン（アジアおよび太平洋地域諸国の経済社会開発を促進することを目的として1950年1月に発足した地域協力機関）に加盟し、技術協力を開始。

第1章 世界金融・経済危機への対応

（写真提供：野町和嘉／JICA）

2008年9月以降、世界は米国のサブプライム・ローン問題に端を発した金融・経済危機に直面しています。この危機は、グローバル化した金融市場を通して世界中に信用収縮をもたらし、また、貿易の停滞、消費の冷え込み、雇用の減少などの形で各国の実体経済に深刻な影響を与えています。特に、開発途上国の脆弱な人々への影響は深刻で、これまでのMDGs達成に向けた努力が水泡に帰す可能性すら指摘されています。

アジアにおいては、1997年の通貨危機以降の各国における経済構造改革や潤沢な外貨準備の蓄積、チェンマイ・イニシアティブをはじめとする金融分野での地域協力の進展などにより、金融部門への直接的な影響は比較的軽微であったものの、実体経済の面では大きな影響が出ています。概して輸出依存度が高いアジア各国では、世界経済の減速により、輸出の減少、株価の下落、GDP成長率の低下などが顕著に表れています。また、アフリカでは、危機の影響として、国家財政の悪化や外国直接投資を含む民間資本の流入の減少、国外の出稼ぎ労働者による送金の減少などが見られ、これらが経済成長の減速やMDGs達成の遅れにつながることへの深刻な懸念が広がっています。

こうした状況に対し、日本は、世界経済の回復のために、先進国と開発途上国が協調してあらゆる金融・財政上の措置を講じるとともに、開発途上国の持続的成長のためにODAの活用を通じて開発への取組を一層強化していくことが重要であると考えています。

危機対応においては、2008年11月に開催されたワシントン・サミット(注2)にて、日本は他国に先駆け、国際通貨基金（IMF）に対する最大1,000億ドル相当の融資を表明し、2009年2月に融資取極を締結しました。その後、同年4月に開催されたロンドン・サミットでは、世界が直面する経済危機に共に立ち向かい、景気対策をはじめとしてあらゆる措置をとっていく必要性を確認しました。開発分野については、MDGs達成に向けた取組やこれまでのODAに関する公約を堅持することに合意しました。また、同サミットにおいてアジア開発銀行（ADB）の資本規模を200%増とすることが支持され、4月末に実施されたADBの全加盟国による総務投票において約550億ドルの資本規模を3倍の約1,650億ドルに引き上げることが合意されました。この増資により、ADBは、アジア・太平洋地域において、世界経済危機の影響や長期的な開発ニーズに対応するための資金を確保しました。

2009年6月にローマで開催されたG8開発大臣会合では、金融・経済危機の影響に対応するための開発援助の優先事項などについて議論が行われました。G8は、経済危機が低所得国や貧困国に与えている深刻な影響を踏まえ、G8を含む各国が協調して危機に対応することが必要であり、危機のなかにあってもG8各国によるODAに関する既存の公約の着実な実施、食料安全保障への取組などが重要であるとの認識を共有しました。さらに、食料安全保障に関する拡大会合において、世界金融・経済危機によって更に深刻化する開発途上国の食料不安に対し、3年間

注2：参加国・国際機関等は以下のとおり。G7（日本、米国、英国、ドイツ、フランス、イタリア、カナダ）、アルゼンチン、オーストラリア、ブラジル、中国、インド、インドネシア、メキシコ、韓国、ロシア、サウジアラビア、南アフリカ、トルコ、タイ（ASEAN議長国）、エチオピア（NEPAD運営委員会議長国）、チェコ（欧州連合議長国）、欧州連合（欧州委員会、オランダ、スペイン）、ASEAN事務局長、アフリカ連合（AU）委員長、国際連合、国際通貨基金（IMF）、世界銀行、金融安定化フォーラム（FSF）

で200億ドルの資金を動員することに合意し、日本は2010～2012年の3年間にインフラを含む農業関連分野に少なくとも30億ドルの支援を約束しました。

2009年7月、イタリアで開催された第35回主要国首脳会議（G8ラクイラ・サミット）のG8首脳会合では、各国首脳が、現下の金融・経済危機が与える影響を踏まえ、G8の責任は増大しており、引き続き開発分野で指導力を発揮していくことが重要であるとの認識を示しました。また、アフリカ諸国との拡大会合[注3]でも、金融・経済危機のアフリカへの影響などに関し議論が行われ、G8によるODAに関する過去の約束の確実な実施の重要性、アフリカ支援の強化の必要性を首脳間で共有しました。

G20ピッツバーグ・サミット（写真提供：時事通信社）

2009年9月に米国で開催されたG20ピッツバーグ・サミットでは、G20各国は、最も脆弱な人々への支援の強化のため、MDGsおよび各国のODA公約を満たすための、歴史的なコミットメントを再確認し、また、貧困層のための食料、燃料および金融へのアクセスを改善するための協力を約束しました。

現在の金融・経済危機の影響への対応は迅速さが求められる一方で、そのような状況においても、開発途上国における貧困削減やMDGs達成に向けた取組など、開発の諸課題の解決が後回しにされてはなりません。特に先進国は、ODAに関する従来の公約を着実に実施していくことが重要です。日本は、次に述べるアジア支援策やアフリカ開発会議（TICAD）プロセスを通じて表明したアフリカ向け支援を含め、ODAに関する自らの国際公約の着実かつ迅速な実施に努めます。

第1節
アジアの成長のための支援の強化

アジアが安定し力強い成長を続けることは、日本の今後の成長に不可欠であり、鳩山総理大臣の提唱している東アジア共同体構想の実現にも不可欠です。そのためには、域内のヒト、モノ、カネの流れをよりスムーズにし、成長のボトルネックを解消・軽減するために、資金・人材・技術・知恵の面で日本が貢献を行う必要があります。

日本は、金融・経済危機の影響に対処するため、アジア支援に積極的に取り組んできました。2009年1月のダボス会議（世界経済フォーラム年次総会）において、麻生総理大臣（当時）は、世界で最も大きな潜在力を有するアジアが「開かれた成長センター」として世界経済に貢献することが重要であるとの考えの下、アジア諸国が危機の影響に対して協力して迅速に対応するとともに、成長力の強化と内需拡大を図ることを後押しするため、ODAについては、総額1兆5,000億円（170億ドル相当）以上の支援を行うと表明しました。

しかし、その後も、金融危機は長期化し世界経済の退潮が一層進行したことから、日本は、アジア支

注3： G8、アンゴラ、アルジェリア、エジプト、エチオピア（NEPAD運営委員会議長国）、ナイジェリア、セネガル、南アフリカ、リビア（AU議長国）、AU委員長、諸国際機関が参加。

図表 I-1　「アジア経済倍増へ向けた成長構想」による日本の具体的な取組

ODA=最大2兆円規模（200億ドル相当）

1 開発途上国政府に対する財政支援

緊急財政支援円借款（3,000億円（約30億ドル）を上限）を活用し、世界銀行、アジア開発銀行（ADB）とも協調して内需拡大のための資金を機動的に供給。

2 影響を受けやすい分野・人々への支援

セーフティネット整備、農村・地方支援、保健医療、初中等教育、食料などの分野で支援を実施。

3 インフラ整備

道路・鉄道・港湾などのインフラ整備を重点的に実施。

4 財政・金融政策の企画・立案・実施能力開発支援

金融政策アドバイザーなどの専門家を派遣。

5 中小企業支援、貿易投資促進

中小企業振興のための調査、貿易投資環境面などでの制度整備支援、ビジネス支援などを実施。政策アドバイザーなどの専門家を派遣。

6 低炭素社会の構築

環境技術など、日本のすぐれた技術を積極的に活用し、高効率発電所、森林管理、省エネ・再生エネルギーの促進・制度整備、廃棄物管理低炭素化などの支援を実施。また、気候変動政策を包括的に支援する気候変動プログラムローンを推進。

7 人材育成、人的交流の促進

日本の技術力を活かしつつ、裾野産業、産業振興、投資促進などの中核的人材育成の支援、工科大学の整備、青少年交流など、アジアの経済成長を担う産業人材を育成。

OOF（ODA以外の公的資金）

1 インフラ整備支援

日本貿易保険（NEXI）が200億ドルの貿易保険枠を設定。

2 開発途上国の貿易金融の円滑化
（2年間で220億ドル規模を追加）

国際協力銀行（JBIC）の融資による支援の拡充（60億ドル規模の貿易金融）ADBなどとも協力。
NEXIによる160億ドルの貿易保険の枠を確保。
NEXIおよびJBICの各国輸出信用機関との連携強化（貿易保険ネットワークの世界各国での推進など）。

3 環境投資支援イニシアティブ（2年間で50億ドル程度）

アジアを中心とした開発途上国における環境投資を支援。

4 国際協力銀行（JBIC）と国際金融公社（IFC）の途上国銀行資本増強ファンド設立

JBICから20億ドルを出融資。

5 インドネシアのサムライ債発行支援

JBIC保証を付与。2年間で最大15億ドル円相当。

多国間の取組への貢献

1 国際通貨基金（IMF）に対する最大1,000億ドル相当の融資契約を締結

日本がIMFの資金基盤の拡充を提案、その後EUやカナダも表明。

2 アジア開発銀行（ADB）一般増資

金融・経済危機対応に万全を期すためにもADB一般増資は急務。

3 チェンマイ・イニシアティブのマルチ化促進

4 民間資金を活用したインフラ開発の促進

東アジア・ASEAN経済研究センター（ERIA）を通じて、民間資金を活用したインフラ案件を組成するためのパイロット事業を実施。

5 アジアにおける自国通貨建て債券市場育成の推進

＊ERIA：Economic Research Institute for ASEAN and East Asia

援において積極的な役割を果たすため、2009年4月のG20ロンドン・サミットにおいて、ダボス会議にて表明したアジアに対する貢献策を拡充し、最大2兆円規模（200億ドル相当）のODAを供与する用意があると表明しました。また、その他の公的資金については、通常年間900億ドル規模の貿易金融支援に今後2年間で日本貿易保険（NEXI）、国際協力銀行（JBIC）による総額220億ドル規模の支援を追加して貿易金融の円滑化を図るとともに、今後2年間でJBICによる50億ドル規模のアジアを中心とした開発途上国への環境投資支援を実施することなどを表明しました。

さらに、2009年4月には、G20ロンドン・サミットで表明した支援策をさらに具体化した「アジア経済倍増へ向けた成長構想」を発表しました。最大2兆円規模（200億ドル相当）のODAの実施の具体的な取組として、最大3,000億円規模の緊急財政支援円借款を活用した内需拡大のための資金の機動的供給、危機の影響を受けやすい分野・人々へのセーフティネット整備などによる支援、インフラ整備、低炭素社会の構築、人材育成・人的交流の促進などの支援に取り組むことを表明しました。

上記の支援の表明にもとづき、2009年6月には、フィリピンに対し農業支援および物流インフラ支援として、約450億円の円借款を供与し、モンゴルに対しては社会セクター支援として、約29億円の円借款を供与しました。

2009年11月には、日本とメコン地域諸国5か国の首脳による初めての日本・メコン地域諸国首脳会議が開催され、鳩山総理大臣は、開かれた透明性のある東アジア共同体構想において、域内格差是正の観点からメコン地域は鍵を握る重要な地域である旨表明しました。同会議においては、総合的なメコン地域の発展、環境・気候変動（「緑あふれるメコン（グリーン・メコン）に向けた10年」イニシアティブの開始）および脆弱性克服への対応、協力・交流の拡大の3本柱での取組を強化し、「共通の繁栄する未来のためのパートナーシップ」を確立するとの認識を共有しました。そして、上記取組を進めるため、メコン地域を重点地域とし、メコン地域全体およびカンボジア、ラオス、ベトナム（CLV諸国）の各国へのODAを拡充するとの政策を継続します。また、メコン地域の更なる繁栄のために今後3年間で5,000億円以上のODAによる支援を実施することを表明しました。さらに、日・ベトナム首脳会談の機会に、ベトナムに対する約480億円の緊急財政支援円借款の供与を決定しました。

今後も日本は、アジア諸国からの要請も踏まえつつ、支援内容の早期具体化と迅速な実施に努めていきます。

日本・メコン地域諸国首脳会議（写真提供：時事通信社）

第2節
対アフリカODA倍増に向けた支援の着実な実施

日本は、アフリカの自助努力（オーナーシップ）と国際社会の協力（パートナーシップ）を基本理念とするTICADプロセスを基軸として、アフリカ自身による開発課題への取組に対する協力を積極的に実施してきています。

2008年5月に横浜で開催された第4回アフリカ開発会議（TICAD Ⅳ）では、近年アフリカに見られる前向きな変化を後押しするため、「元気なアフリカを目指して－希望と機会の大陸」を基本メッセージとし、インフラ整備や投資環境整備を通じた貿易・投資促進などの「成長の加速化」、「MDGs達成」および「平和の定着とグッド・ガバナンス」を含む「人間の安全保障の確立」、「環境・気候変動問題への対処」を重点事項として、国際社会の知恵と資金を結集すべく、アフリカ開発の方向性について活発な議論が行われました。日本は、対アフリカ支援策を発表し、2012年までのア

フリカ向けODAの倍増、民間投資倍増支援、5年間で最大40億ドルの円借款供与、また、無償資金・技術協力の倍増などを打ち出しました。

アフリカ大陸では、過去5年にわたり、各国の経済改革や良好な外部経済環境にも支えられ、年平均6%の経済成長率を記録しました。しかしながら、2008年9月以降の世界的な金融・経済危機により状況は一変しました。まず、国際金融市場にアクセスのあるエジプト、ナイジェリア、南アフリカなどが信用収縮の影響を受けました。その後、世界的な需要の後退、一次産品価格の急落、そして海外直接投資の減退による実体経済の悪化が、大陸全体で見られるようになりました。実際、国際通貨基金（IMF）は、アフリカ大陸の2009年の実質GDP見通しを1.69%（2009年10月1日現在）とし、世界銀行は、MDGsのすべての分野で遅れが見られるとしています。

この危機の深刻な影響を受けて、近年目覚ましい成長を遂げてきたアフリカ経済が減速し、MDGsの達成が大きく後退するならば、それは援助国・機関とアフリカ諸国のこれまでの努力が水泡に帰すことを意味します。そのような事態を避けるため、国際社会は協力しなければなりません。

この観点から、2009年3月にボツワナで開催されたTICAD閣僚級フォローアップ会合[注4]では、現下の金融・経済危機がアフリカに与える影響と対応策について、援助国・機関とアフリカ諸国の間で議論が行われました。日本は、世界的な金融・経済危機が日本経済に影響を与えるなかにあっても、TICAD Ⅳの約束を必ず実行し、この危機に直面するアフリカを一層力強く支援していくこと、当面約20億ドルの無償資金・技術協力のできる限り早期の実施を目指すことを表明しました。また、この危機が広がるなかで最も深刻な影響を受けるのは社会的弱者であるとの認識に立ち、その影響を緩和するため約3億ドルの食料・人道支援を行うこと、および世界エイズ・結核・マラリア基金に約2億ドルを拠出することなどを表明しました。この会合に出席したアフリカ諸国は、日本の支援の実施状況やTICAD Ⅳの公約実行への決意表明を高く評価しました。その一方で、経済危機の下、アフリカの成長が減速し、MDGsの達成が遅れることへの懸念と一層の支援の必要性が強調されました。同年4月

ムエシゲ・ウガンダ農業・畜産・水産大臣と会談する福山哲郎外務副大臣

にロンドンで開催されたG20金融サミットでは、日本は対アフリカ支援の強化を呼びかけました。さらに、鳩山総理大臣が出席した9月のG20ピッツバーグ・サミットにおいても最も脆弱な人々への支援の強化の必要性が確認されました。

2009年9月の第64回国連総会において、鳩山総理大臣は新政権の下でもTICADプロセスを継続・強化していくことを表明しました。また、同年10月には、岡田外務大臣が在京アフリカ外交団に対し、アフリカの①開発・成長に対する支援と②平和と安定に対する貢献を2つの柱とするアフリカ外交を進めていく旨を表明しました。現在、日本は、TICAD Ⅳで表明した約束の実現に向け、アフリカのインフラ、農業、保健、教育、水・衛生、環境・気候変動など各重点分野におけるプロジェクトの発掘・形成を行っています。130件を超える協力準備調査をアフリカ諸国で実施し、具体的な支援策の着実な実施に取り組んでいます。円借款については、5年間で最大40億ドルの新規承諾を目指して、債務の持続性や具体的な開発ニーズなどを踏まえつつ、供与対象国の拡大を含む積極的な供与に取り組んでいます。

2008年のアフリカ向けODA実績総額は約17.5億ドルと、対前年比で約6.7億ドル（61.7%）増加しており、TICAD Ⅳで表明した公約達成に向け、実施が進んでいます。日本は、鳩山政権の下でも2012年までの対アフリカODA倍増、民間投資倍増支援などのTICAD Ⅳの約束実行に向け取り組みます。そのために、世界銀行、アフリカ開発銀行などの援助国・機関や、アフリカ各国できめ細かい援助活動を実施しているNGOなどとも引き続き連携しながら、対アフリカ支援を積極的に推進していきます。

注4：68か国（うちアフリカから48か国、37名の閣僚級が参加）、44の地域・国際機関、NGO5団体、民間セクターなど、総勢約430名が参加。

図表 I-2　金融・経済危機がアフリカに与える影響と日本の支援

世界的 金融・経済危機

アフリカへの 懸念される影響

- 国家財政の悪化 → 成長の減速
- 外国直接投資を含む民間資本流入の減少 → MDGs達成の遅れ
- 海外出稼ぎ者による送金の減少 → MDGs達成の遅れ

TICAD Ⅳの約束を効果的に活用して対処

当面約20億ドルの無償資金・技術協力をできる限り早期に実施

- アフリカの成長をより強力に促進
  （インフラ整備、貿易・投資・観光、農業・農村開発）
  （例）・アフリカ開発銀行を通じた民間セクター向け支援3億ドルの活用
  ・「アフリカ投資倍増支援基金」の設立
- MDGsの達成に向けた取組をより強く後押し
  （コミュニティ開発、教育、保健、水と衛生）
- 平和の定着とグッド・ガバナンス（良い統治）の促進
- 環境・気候変動問題への対処

危機に直接対処する支援

- 社会的弱者への影響の緩和
  ・食料・人道支援約3億ドルを実施
  ・世界エイズ・結核・マラリア対策基金に約2億ドル拠出
- 金融分野における人材育成支援

＋

- 日本のIMFへの最大1,000億ドル相当の融資の活用
- 30億ドル規模の「途上国銀行資本増強ファンド」の活用

第2章 アフガニスタンおよびパキスタン支援

（写真提供：S.サバウーン／JICA）

アフガニスタンおよびパキスタンの不安定化は、両国あるいは地域だけの問題ではなく、世界全体の問題として考えなければなりません。アフガニスタンを再びテロの温床としないため、日本をはじめとする国際社会は積極的に同国への支援を行っています。そして、アフガニスタンとの国境地域において対テロ掃討作戦を実施するなどテロの撲滅に重要な役割を果たしているパキスタンの安定も、地域や国際社会の平和と安定の鍵となっています。さらに、アフガニスタンとパキスタンの安定は相互に関連しており、両国への支援を行うにあたっては、両国や中央アジア、イランなどを含めた地域的連関を踏まえつつ支援を行っていく必要があります。鳩山政権は、こうした点を踏まえアフガニスタンおよびパキスタン支援を国際社会が対処していく最重要課題の一つと捉え、2009年11月、「テロの脅威に対処するための新戦略」を発表しました。この新戦略に基づき、日本はアフガニスタンとパキスタンの安定と繁栄の実現に向けて協力していきます。

第1節 アフガニスタンの復興支援

1. 安定と発展に向けた国際社会の取組

アフガニスタンは、20年以上にわたる内戦により、経済・社会インフラといった生活基盤そのものをはじめとして、国家の枠組みを形成する基本システムが破壊された状態が続いていました。同国においては、2001年9月11日に発生した米国同時多発テロ攻撃の後、テロの根絶に向けた国際社会の連帯の下に国際的な協力が進められています。2004年には、新憲法が制定され、大統領選挙も行われました。2009年8月には、2回目の大統領選挙が行われ、同年11月にカルザイ大統領の再選が確定しました。今後アフガニスタン政府と国際社会は、協働して、新政権樹立後のアフガニスタンの安定と発展に向け、治安の回復、ガバナンスの強化、反政府勢力との和解・再統合、基礎的インフラ整備や麻薬栽培の根絶、地方への支援拡大などの課題に取り組んでいく必要があります。

2009年3月にはオランダのハーグでアフガニスタンに関する国際会議が開催されたほか、6月のG8外相会合では、G8+アフガニスタン・パキスタン会合のほか、幅広い関係国、機関を含めた会合が開催され、アフガニスタンの安定と復興のための地域的取組の重要性につき一致しました。

2. 日本の対アフガニスタン支援

アフガニスタンにおける安定と繁栄の実現は世界全体の平和と安定につながるという考えに基づき、アフガニスタンを「テロと麻薬の温床」にしないとの決意の下、日本は一貫して支援を実施してきました。2002年には、「アフガニスタン復興支援国際会議（東京会議）」を主催し、45億ドル以上の国際社会からの支援を確保した上、最大5億ドルの支援を表明しました。2009年11月、日本は「テロの脅威に対処するための新戦略」を新たに発表し、アフガニスタンに対して早急に必要とされる約800億円の支援を行うとともに、これまでに約束をした総額約20億ドル程度の支援に替え、今後の同国の情勢に応じて、2009年からおおむね5年間で、最大約50億ドル程度までの規模の支援を決定しました。具体的には、警察支援などを通じた治安能力向上支援、元タリバーン末端兵士の社会への再統合のための職業訓練および雇用機会創出のための支援、同国の持続的・自立的発展のための農業・農村開発、エネルギー分野を含むインフラ整備、教育、保健医療などの基礎生活分野などを柱に、支援を実施していきます。また、パキスタン、中央アジアなどの周辺諸国との連携をも見据えた開発が必要であるとの観点から、アフガニスタンとその周辺諸国地域全体の安定と繁栄を促進するための地域開発支援も重視しています。政治プロセス・ガバナンスに対する支援については、国家の枠組みを形成する基本システムの回復を目的にしており、たとえば、2009年8月の大統領選挙に向けた環境整備などのため、約3億ドルを拠出しました。

学校を視察する岡田克也外務大臣（写真提供：時事通信社）

ポリオ・ワクチン接種キャンペーンにカルザイ大統領と同席した岡田克也外務大臣

2001年10月以降2009年末までの日本の支援総額は約18億ドルに上ります。このうち、治安の改善に対する支援については、2006年6月に旧国軍兵士の武装解除・動員解除・社会復帰（DDR[注5]）が完了した後も、引き続き非合法武装集団の解体（DIAG[注6]）において主導的な役割を担っています。また、警察支援や地雷対策など、平和の定着に不可欠な治安回復のための支援も行っており、2008年度には、アフガニスタンの全警察官約8万人[注7]の半年分の給与に相当する警察支援などを実施しました。

加えて、カブール国際空港ターミナルビルの建設やカンダハール・ヘラート道路整備などのインフラ整備に協力したほか、教育分野では550以上の学校の建設と修復や1万人の教師育成など、保健分野では延べ4,000万人に対するワクチン供与や50のクリニック建設、さらには、稲作支援や農村開発のため、全土で約2,000のコミュニティに根ざしたプロジェクトの実施など様々な分野で大きな貢献をしています。

現在のアフガニスタンは、緊急人道支援を要する段階から復旧・復興支援の段階を経て、本格的な開発支援を必要とする段階へ徐々に移行しつつあり、アフガニスタン国家開発戦略（ANDS[注8]）に沿った開発が国際社会の支援の下、着実に進められています。

注5：DDR:Disarmament, Demobilization and Reintegration
注6：DIAG:Disbandment of Illegal Armed Groups
注7：人数は当時の定員数。
注8：ANDS:Afghanistan National Development Strategy

図表 I-3　日本のアフガニスタンへの支援（地域ごとの支援）

Column

1 銃を捨てて

～アフガニスタン DIAG の取組～

「生か死か」。日々、銃を構えて絶え間ない恐怖の中で戦ってきた人々が、新たな闘いに挑んでいます。家族とともに平和で満ち足りた生活が未来へと続く「国造り」――アフガニスタンで現在進行中の「非合法武装集団の解体」(DIAG)プログラムです。

このDIAGは、国連開発計画(UNDP)のプログラムで、2006年6月に完了したアフガニスタンの旧国軍兵士6万人あまりの武装解除・動員解除・社会復帰(DDR)に続き、地方に根強く存在する非合法武装集団の解体を目指したものです。日本はDDRと同様、DIAGにおいてもリード国としての役割を果たしており、アフガニスタンの平和と安定に向けた取り組みにおいて重要な役割を果たしています。

武装集団がこのDIAGに応じて解散すると、その武装集団が所在する郡は、開発プログラムの支援を受けることが可能になります。いまだ不安定な政情が伝えられるアフガニスタンですが、国内のあちらこちらでこのプログラムが成果を上げつつあります。

たとえば、首都カブールの北にあるバグラムは、数年前まで非合法武装集団が数多く存在することで有名でしたが、この地域はDIAGの支援で新たな一歩を踏み出しています。

DIAGによる開発事業で74もの井戸の建設が計画され、すでに39の井戸が完成、住民の生活が大きく改善されたのです。この地域に住むナルギスさんは、「以前は、飲み水も生活用水も私たち女性がすべて川から汲んでこなければならず、それは重労働でした。今は井戸ができたおかげで、家庭で使う水は質的にも量的にも大変良くなりました。DIAGには本当に感謝しています」と、満面の笑みを見せてくれました。

地域の治安が安定したことで、女性のための組合も誕生しています。55歳のグルシーリーンさんが立ち上げた組合では、毎週、女性組合員から集めた少額の会費を資金として、貧困女性のための生活支援を行っています。

「組合からこの融資によってこれまでにパン屋や仕立屋など、多くの少額融資事業がスタートしました。かつて男たちの誰もが銃を振りかざし、些細なことさえ銃で解決しようとしていた時代、私たち女性は何もできませんでした。でも今は、銃を恐れずに行動できます。」と、目を輝かせるグリシンさん。平和で治安が良いからこそ、こうした事業も可能となったのです。戦火の中では描けなかった夢や希望が、今、着実に大きくなろうとしています。

モハンマド・ダラもまたDIAGプログラムで大きな変貌を遂げている地域です。街の中心部にあるエマール・ババ高校には、間もなく新校舎が完成します。これまでは10教室のみで、2,000人の生徒の大部分が、照りつける太陽のもと、机も椅子もない状態で授業を受けて来ました。そんな過酷な環境が変わるのです。現在は女子生徒も学校で勉強ができるようになり、通学路で武装集団に遭遇する恐怖ももうなくなったと言います。

2010年まで続くこのDIAGプログラムに、日本は今後も支援を続けていきます。

DIAGの開発事業により建設された井戸(写真提供：UNDP)

建設中のエマール・ババ高校(写真提供：UNDP)

第I部第1章
第I部第2章
第I部第3章
第II部第1章
第II部第2章
第III部第1章
第III部第2章
第III部第3章
第III部第4章
第III部第5章
第III部参考
略語一覧
用語集
索引

さらに、アフガニスタンの地方支援拡大のため、地方復興チーム（PRT[注9]）と連携しつつ、初等教育、職業訓練、保健医療、衛生の分野での活動を実施するNGOなどに対し、草の根・人間の安全保障無償資金協力を行う枠組みを構築し、2009年10月までに12のPRTと連携し、58件の事業を実施しています。2009年5月には、ゴール県のチャグチャランPRT（リトアニア主導）に対し、PRTへの日本人文民派遣を初めて実施し、復興のための地域のニーズをきめ細かく調査する活動などを行い、地方に対する支援を強化しています。

2008年8月には、日本のNGOに所属する邦人職員が殺害されるなど、アフガニスタンでは、依然として厳しい治安状況が続いています。このような状況においても、日本は国際社会における重要な役割を果たすべく、援助関係者の安全確保に向け最大限配慮しながら、同国に対する様々な支援活動を行っています。

第2節
パキスタンの経済安定化・テロ撲滅の取組への支援

1. パキスタン支援の意義

1998年5月にパキスタンが行った核実験以降、日本を含む多くの援助国がパキスタンに対する援助を縮小したことや、海外からの投資や海外在住パキスタン人からの送金が減少したことなどにより、パキスタン経済は悪化しました。しかし、2001年9月11日の米国同時多発テロの後、国際社会と協調してテロ対策を行うことを選択したパキスタンに対し、日本は同年10月にそれまでの援助縮小措置（緊急・人道的性格の援助および草の根無償を除く新規無償資金協力および新規円借款の供与の停止）の停止を決定しました。また、日本は2005年2月に策定した対パキスタン国別援助計画に基づき、電力、運輸、農村基盤などの経済インフラおよび社会インフラや教育、保健医療、水供給・衛生などの生活環境分野などの支援をパキスタンに対して実施してきており、米国同時多発テロ以降の日本の対パキスタン支援実績は、2001年度から2008年度までに円借款約1,059億円、無償資金協力約568億円、技術協力約131億円となっています。

テロ撲滅に向けた国際社会の取組において重要な役割を担うパキスタンが「穏健で近代的なムスリム国家」として安定的に発展することは、アフガニスタンをはじめとする周辺地域、ひいては国際社会全体の平和と安定に資することから極めて重要です。パキスタンは現在、テロ対策に加え、深刻な経済問題にも直面しています。これらの課題の解決のためには、パキスタン自らの取組が不可欠であると同時に、そうした取組を国際社会が一致して後押ししていくことが重要です。

ザルダリ・パキスタン大統領と会談する岡田克也外務大臣

注9： PRT:Provincial Reconstruction Team:PRTとは、北大西洋条約機構（NATO）の軍人及び文民復興支援要員から構成される組織で、アフガニスタン各地において治安改善と復興支援を同時に推進することによって復興開発支援の成果を上げ、アフガニスタン政府の影響力の地方拡大を支援している。

2. パキスタン・フレンズ東京閣僚会合とパキスタン支援国会合

このような認識の下、2009年4月17日に東京において、31か国と18の国際機関の参加を得て、パキスタン・フレンズ東京閣僚会合および日本と世界銀行との共催によるパキスタン支援国会合を開催しました。これらの会合のなかで、ザルダリ大統領から、テロ対策や経済改革といった諸課題に真剣に取り組んでいくとの明確な決意が表明されたことを受けて、参加国・機関からはパキスタンに対する一致した支援として、2年間で総額50億ドルを超える支援の表明がなされました。日本は、IMFプログラムの着実な実施(注10)を前提に、経済危機の影響を受けている貧困層への迅速な支援を実施していくとともにパキスタン政府の経済改革努力を支援するため最大10億ドルの支援を表明しました。

パキスタン政府はテロ対策の一環として、2009年4月末からスワートおよびその周辺において、武装勢力掃討のための軍事作戦を開始しましたが、それに伴い多くの住民が国内避難民（IDP(注11)）として、周辺地域に流出しました。日本はIDP支援を喫緊の課題と捉え、同年6月に、国連の緊急人道支援アピールにこたえ、国際機関と連携し、緊急食糧や非食糧物資などの配布のための資金1,000万ドルを供与するための緊急無償資金協力を実施しました。

また、2009年6月に開催された、G8トリエステ外相会合、G8外相+アフガニスタン・パキスタン+アウトリーチ国・機関会合およびG8アフガニスタン・パキスタン特別代表会合などにおいては、G8がパキスタンの安定と発展のために引き続き支援を行っていくことや、同年4月のパキスタン支援国会合で表明された支援表明を着実かつ早期に実施することが重要であるとの点で一致しました。

さらに、2009年9月に開催された、パキスタン・フレンズ首脳会合では、パキスタンのテロ対策の取組を国際社会が支援していくことの重要性が首脳レベルで確認され、日本はテロ対策支援を目的として約4,700万ドルを供与することを表明しました。

2009年11月に発表された「テロの脅威に対処するための新戦略」では、パキスタン支援について、電力セクターを含むエネルギーやインフラ整備といった経済成長やマクロ経済改革の支援、貧困削減分野における住民の生活改善、北西辺境州および連邦直轄部族地域の民生安定などを通じて、同国の持続的安定・発展を支えていくために、同年4月に表明した2年間で最大10億ドルの支援を迅速に実施することとしています。

注10：2008年11月、パキスタンはIMFから約76億ドルの支援を受けることとなったが、支援を受けるに当たり、経済・金融等を含めたマクロ経済の安定化を目的としたIMFプログラムを実施し経済改革を進めることとなった。
注11：IDP:Internally Displaced Persons

第3章 環境・気候変動への取組

（写真提供：今村健志郎／JICA）

気候変動への対策は長期的かつ世界的取組を必要とする緊急の課題であり、気候変動問題は、今後も引き続き開発援助分野における最重要課題の一つでもあり続けます。日本は、2008年から、クールアース・パートナーシップの下で支援を行ってきましたが、2009年9月には「鳩山イニシアティブ」を表明し、開発途上国の気候変動対策への支援に一層積極的な取組を進めていくことにしました。

第1節 日本の取組～鳩山イニシアティブ

気候変動問題は、国境を越えて人間の安全保障を脅かす、人類にとって喫緊の課題であり、先進国のみならず、開発途上国も含めた国際社会の一致団結した取組の強化が不可欠です。世界全体での排出削減を達成するために、米国、中国を含むすべての主要国が参加する公平かつ実効的な国際的枠組みを構築していくことが重要です。

2009年9月、鳩山総理大臣は国連気候変動首脳会合で、先進国は率先して排出削減に努める必要があるとの観点から、日本も長期の削減目標を定めることに積極的にコミットしていくとともに中期目標についても、温暖化を止めるために科学が要請する水準に基づくものとして、すべての主要国による、公平かつ実効性のある国際枠組みの構築と意欲的な目標の合意を前提に、温室効果ガス排出量を1990年比でいえば2020年までに25%削減することを目指すと発表しました。この目標は、各国首脳や潘基文（ぱんぎむん）国連事務総長などから意欲的なものとして歓迎されました。

同時に、気候変動問題への対策のため、とりわけ脆弱な開発途上国や島嶼国の適応対策のためには、大変大きな額の資金が必要とされており、この資金を戦略的に増やさねばなりません。これらの状況を踏まえ、鳩山総理大臣は9月の国連気候変動首脳会合で国際交渉の進展を注視しながら、これまで以上の資金的、技術的な支援を開発途上国に対して行う用意がある旨を述べ、「鳩山イニシアティブ」を表明しました。

気候変動枠組条約第15回締約国会議（COP15）で演説する鳩山由紀夫内閣総理大臣
（写真提供：FTP=時事）

その後、政府内で開発途上国支援に関する「鳩山イニシアティブ」の具体化に関する検討を進め、

2009年11月には開発途上国向けの多国間の支援の制度的枠組み（2013年以降）について提案を行いました。そして、12月にデンマークのコペンハーゲンで開催された気候変動枠組条約第15回締約国会議（COP15）の場において、同イニシアティブの下での2012年までの開発途上国支援として、すべての主要国による公平かつ実効性のある枠組みの構築と意欲的な目標の合意を前提として、温室効果ガスの排出削減など気候変動対策に意欲的に取り組む開発途上国や、気候変動の悪影響に脆弱な状況にある開発途上国を広く対象として、2012年末までの約3年間で官民合わせて1兆7,500億円（おおむね150億ドル）規模の支援（うち公的資金1兆3,000億円（おおむね110億ドル））を実施していくことを決定した旨発表しました。この発表は、各国から歓迎されるとともに、交渉の進展に弾みを付けました。

今後、「鳩山イニシアティブ」を実行に移すことにより、日本は先進国と開発途上国との架け橋となり、世界規模での低炭素型社会への転換に貢献していきます。

第2節
気候変動対策への具体的協力

気候変動は、干ばつや洪水などの異常気象や温暖化による海面上昇など生活環境に様々な影響を及ぼします。これらに効果的に対処するためには、インフラや技術、情報、資金、管理能力などの社会経済環境を整備する必要がありますが（適応策）、特に開発途上国においては、そのような資金、技術および知見が不足しているため、気候変動への取組が遅れがちとなります。気候変動の影響で人間開発分野(注12)で積み重ねてきた進歩が停滞し、ひいては退行する危険もあります。2009年、環境分野における協力の一環として、ケニアのニャンド川の流域にある24の村落（コミュニティ）において、気候変動への適応策プログラムに基づき、防災構造物の建設を行うとともに、住民に対する防災意識の向上を図る洪水対策を行いました。また、気候変動の影響による洪水・干ばつなどが発生しているアフリカの4か国に安全で衛生的な飲料水を供給し、災害対策を行う資機材の調達資金を供与する無償資金協力を実施しました。

気候変動の原因となる温室効果ガスは、先進国のみから排出されているものではありません。現在、全世界の温室効果ガスの排出量の約半分は、京都議定書上、排出削減義務を負わない開発途上国から排出されており、開発途上国も持続可能な発展と貧困の撲滅を目指す過程で、「共通だが差異のある責任」の下、温室効果ガスの削減に努める必要があります。一方、先進国には、排出削減を進めていく能力や資金が不足している開発途上国の取組（緩和策）を積極的に支援していくことが求められています。2008年、日本はバングラデシュにおいて、CO_2排出量を抑えた高効率のコンバインドサイクル火力発電所の建設および技術支援を行いました。発電量の増大と発電所の運営・維持管理の効率化などにより、従来型発電設備に比べてCO_2排出量の大幅な削減が期待されています。

また、日本は政策策定についても積極的に支援しています。インドネシア政府が策定する気候変動対策国家行動計画をもとに、3年間（2007～2009年）にわたる「政策アクション」を設定し、その実績を評価した上で借款を供与する気候変動対策プログラム・ローンは、2008年に第1期分として約308億円を供与し、モニタリングを行いつつ2009年に第2期分として約374億円（緊急財政支援円借款約94億円を含む）を供与しました。

これらに加えて、日本のすぐれた環境関連技術を活用し、太陽光発電によるクリーンな電力供給などの支援を実施しており、火力発電を用いた場合に比べて温室効果ガスの大きな排出削減に貢献しています。

日本としては、これらの支援が開発途上国の気候変動への脆弱性の克服の一助となり、また、すべて

注12：極度の貧困の撲滅、保健医療、食料、教育等の分野。

の主要国による公平かつ実効性のある次期枠組みの構築に向けた積極的関与の促進につながることを期待し、「鳩山イニシアティブ」の下、より一層の支援を実施していきます。

第3節 その他の協力

1. 第5回太平洋・島サミット

2009年5月、日本は太平洋諸島フォーラム（PIF）の16か国・地域の首脳ほかを招き、北海道トマムにおいて、第5回太平洋・島サミット（PALM5）[注13]を開催しました。同サミットでは「We are islanders—エコで豊かな太平洋」をキャッチフレーズとして、環境・気候変動問題をはじめとする様々な議題について活発な議論が行われ、「北海道アイランダーズ宣言」が採択されました。

第5回太平洋・島サミット

日本は、今後3年間で500億円規模の支援を行うことを発表するとともに、特に環境・気候変動問題については、COP15に向けた国際交渉も含め、環境・気候変動問題に協力して取り組む「太平洋環境共同体」構想を提唱しました。また、この構想の下での支援の一環として、日本は、68億円規模のPIFへの拠出を通じた太陽光パネルや海水淡水化装置の供与、並びに環境・気候変動分野での1,500人規模の人材育成を表明しました。これに対し、参加国・地域は、同構想への支持を表明するとともに、気候変動は国の存立にかかわる問題であるとして、日本のリーダーシップと支援への期待を表明しました。

2. その他の具体的環境協力

急速な経済成長や都市化が進んでいる開発途上国は、気候変動問題のみならず、大気汚染や水質汚濁などの様々な環境問題に直面しています。日本は、2002年に策定した「持続可能な開発のための環境保全イニシアティブ」（EcoISD）[注14]において、「我が国の経験と科学技術の活用」を基本方針の一つに掲げ、日本の公害問題での経験を活かすとともにすぐれた環境技術を適用し、都市部の公害対策および住民の生活環境改善などに取り組んできました。たとえば、ベトナムでは全国の水環境改善を目的として水

注13：PALM5:The Fifth Pacific Islands Leaders Meeting
注14：EcoISD:Environmental Conservation Initiative for Sustainable Development

質モニタリングや汚染源工場の取締り強化などのための技術協力とともに、円借款によりハノイ、ホーチミンなどで下水処理施設の整備を支援しています。また、住民や企業などの協力に基づくゴミの減量化、再利用、リサイクル（3R(注15)）を実現するため、中国、ベトナム、フィジー、メキシコなどで技術協力を行っています。

また、地域住民の生活環境を考慮しつつ、日本の国立公園制度に模した自然保護区などの保全管理、持続可能な森林経営、砂漠化対策に対する支援などを実施し、開発途上国における自然環境を管理・保全し、生物多様性の保全を図っています。たとえば、メキシコでは、ユカタン州の保護区内のマングローブ生態系の保全や自然資源の持続可能な利用促進を行政機関と地域住民が一体となって実施する協力を行っています。

さらに、「国際生物多様性年」である2010年の10月に、愛知県名古屋市で生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）が開催されます。COP10では、2010年以降の世界目標(ポスト2010年目標)が設定される予定であり、日本は議長国として具体的な提案を行うことなどを通じてCOP10を成功に導くとともに、生物多様性に係る協力を一層推進していきます。

とりわけ、生物多様性を保全する上で森林生態系の保全は非常に重要です。日本は二国間ODAや国際機関・基金などへの拠出を通じて、開発途上国における持続可能な森林経営の促進、森林減少・劣化の抑制、違法伐採対策などを積極的に支援しています。たとえばインドネシアでは、2008年9月より、陸域観測技術衛星「だいち」の画像を活用した森林資源管理のための技術支援と人材育成を目的とする協力を実施しています。

また、日本は、地球環境の現況と変化を把握するために世界の国家地図作成機関が協働して土地被覆・植生などの地球全体の地図を整備する「地球地図プロジェクト」を推進しています。2009年には教育関係者や環境・防災NGOなどを対象とした地球地図セミナーや世界の国家地図作成機関の関係者および環境・防災の専門家を集めたワークショップを開催しました。

今後とも、日本は環境・気候変動分野で積極的に協力していきます。

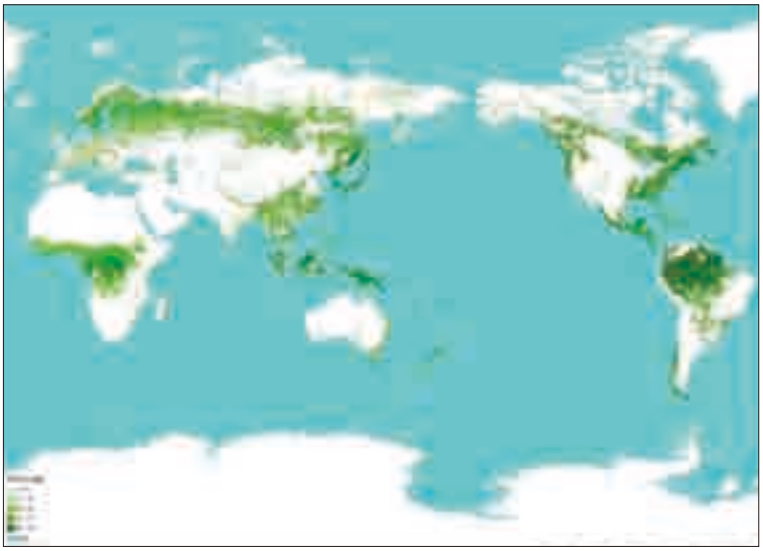

地球地図による植生地図

注15：3R:Reduce, Reuse, Recycle

図表 I-4　ミレニアム開発目標（MDGs）の達成状況（国連「MDGs 2009 進ちょく図表」等から）

目　標	ターゲット（　　）内は指標	開発途上国全体 暦年	開発途上国全体 達成状況グラフ	北アフリカ	サブ・サハラ・アフリカ
目標1 極度の貧困と飢餓の撲滅	1. 極度の貧困半減（一日約1ドル以下で生活する人口の割合［%］）	1990	45.5	4.5	57.4
		1999	32.9	4.4	58.2
		2005	26.6	2.6	50.7
	2. 生産的かつ適切な雇用（労働年齢人口に占める就業者の割合［%］）	1991	64.6	42.7	64.4
		2000	63.3	42.3	64.0
		2008	62.5	45.1	64.3
	3. 極度の飢餓半減（カロリー消費が必要最小限のレベル未満の人口の割合［%］）	1990-92	20	5未満	32
		2004-06	16	5未満	28
		2008	17	5未満	29
目標2 普遍的初等教育の達成	4. 初等教育の完全普及（初等教育における純就学率［%］）	1991	79.6	82.8	53.5
		2000	83.0	91.3	58.5
		2007	88.1	95.6	73.5
目標3 ジェンダーの平等推進と女性の地位向上	5. 初等教育における女性の就学率（初等教育における男子生徒に対する女子生徒の比率［%］）	1991	0.87	0.82	0.83
		2000	0.91	0.91	0.85
		2007	0.95	0.94	0.90
	6. 女性賃金労働者の割合（非農業部門における女性賃金労働者の割合［%］）	1990	31.5	21.0	22.8
		2000	33.5	19.8	26.2
		2005	34.3	19.5	28.0
		2007	34.7	20.4	28.9
	7. 国会における女性議員の割合（女性国会議員の割合［%］）※2009年のデータは1月31日現在	1990	10.4	2.6	7.2
		2000	10.8	2.1	9.1
		2005	13.9	5.4	14.2
		2009	17.2	8.3	18.1
目標4 乳幼児死亡率の削減	8. 5歳未満児死亡率を3分の1に削減（5歳未満児1,000人当たりの死亡者数［人］）	1990	103	83	183
		2000	88	48	164
		2007	74	35	145
	9. はしかワクチンの予防接種（1歳児のうち最低1回予防接種を受けた割合［%］）	1990	71	84	56
		2000	70	93	55
		2007	80	96	73
目標5 妊産婦の健康の改善	10. 妊産婦死亡率を4分の1に削減（妊産婦10万人当たりの死亡者数［人］）	1990	480	250	920
		2005	450	160	900
	11. リプロダクティブ・ヘルスへのアクセス（産前のケアの機会［%］※少なくとも1度産前ケアを受けた15～49歳の女性を対象）	1990	64	48	68
		2006	79	77	75
目標6 HIV/エイズ、マラリア、その他の疾病のまん延の防止	12. HIV/エイズまん延防止（15～24歳のHIV感染者の割合［%］）	1990	0.3	0.1未満	2.1
		2002	1.0	0.1未満	5.4
		2007	0.9	0.1	4.9
	13. 結核まん延防止（10万人当たりの新規結核感染者数［人］※HIV感染者を除く）	1990	149	60	150
		2000	140	48	204
		2007	139	42	234
目標7 環境の持続可能性確保	14. 森林破壊防止（森林面積の割合［%］）	1990	31.3	1.3	29.2
		2000	30.6	1.5	27.3
		2005	30.3	1.5	26.5
	15. 安全飲料水のない人口半減（浄化された水源を継続して利用できる人口の割合［%］）	1990	71	88	49
		2006	84	92	58
	16. 衛生設備のない人口半減（適切な衛生設備を利用できる人口の割合［%］）	1990	41	62	26
		2006	53	76	31
	17. スラム居住者の生活改善（スラムに居住する都市人口の割合［%］）	1990	46.3	36.2	71.5
		2000	39.4	20.3	65.8
		2005	35.7	14.5	62.2
目標8 開発のためのグローバルなパートナーシップの推進	18. インターネット利用者（100人当たりのインターネット利用者数［人］）	1995	0.1	0.05未満	0.1
		2000	2.1	0.8	0.5
		2007	12.7	14.4	3.7

（※世界全体）

＊1 上記のMDGsの8つのロゴは「（特活）ほっとけない 世界のまずしさ」が作成したもの。
＊2 統計データの詳細については、国連の公式サイト Millennium Development Goals Indicatorsを参照（http://unstats.un.org/unsd/mdg/Default.aspx）。

① 目標達成済み、または、達成間近。　② 現状が続けば2015年までに目標達成が見込まれる。　③ 現状のままでは2015年には目標達成不可能。　④ 進展なし、または、悪化。　— データが不十分。

東アジア	東南アジア	南アジア	西アジア	オセアニア	ラテンアメリカ・カリブ	独立国家共同体の欧州	独立国家共同体のアジア
60.1 35.6 15.9	39.2 35.3 18.9	49.5 42.2 38.6	2.2 4.1 5.8	—	11.3 10.9 8.2	1.6 3.0 0.3	6.3 22.3 19.2
74.8 73.7 71.3	67.8 66.5 65.8	58.8 56.5 55.9	48.3 46.2 44.5	67.7 68.3 68.3	55.0 58.5 61.3	58.3 53.3 57.5	57.1 55.6 58.4
15 10 10	24 15 15	24 22 21	6 8 8	12 13 15	12 8 8	5未満 5未満 5未満	15 11 9
98.0 99.1 95.2	95.6 94.3 94.1	71.9 79.1 89.8	80.4 84.8 88.2	—	86.7 94.3 94.9	90.8 88.0 92.5	88.3 93.7 95.1
0.94 1.01 0.99	0.97 0.97 0.98	0.77 0.84 0.95	0.82 0.88 0.90	0.90 0.90 0.89	0.99 0.97 0.97	1.00 0.99 1.00	0.99 0.99 0.98
38.0 39.6 40.9 41.3	35.6 37.4 37.0 37.4	13.4 17.2 18.3 18.8	17.3 19.6 20.7 21.2	32.8 35.1 35.6 35.8	36.5 40.7 42.1 42.7	50.3 51.2 52.1 52.1	45.4 45.5 46.2 46.2
20.2 19.9 19.4 20.2	10.4 9.7 15.5 17.3	5.7 6.7 8.6 16.7	4.6 4.7 5.0 9.2	1.2 3.4 3.0 2.5	11.9 14.8 19.0 22.2	— 7.5 10.5 14.1	— 7.1 9.9 14.0
45 36 22	77 46 34	122 95 77	67 46 34	85 69 59	54 33 24	26 23 15	78 62 42
98 85 94	70 80 84	57 58 72	79 87 87	70 68 62	76 92 93	85 97 99	— 96 97
95 50	450 300	620 490	190 160	550 430	180 130	58 51	
80 90	73 92	48 70	54 77	—	79 95	—	90 96
0.1未満 0.1 0.1	0.2 0.4 0.4	0.1未満 0.3 0.3	0.1未満 0.1 0.1	0.1未満 0.4 1.3	0.2 0.5 0.6	0.1未満 0.7 1.2	0.1未満 0.1未満 0.1
122 107 100	277 228 202	172 161 160	55 42 38	202 188 158	84 55 44	44 100 89	60 104 114
16.5 18.1 19.8	56.3 49.9 46.8	14.0 14.3 14.2	3.3 3.4 3.5	68.3 65.0 63.4	49.9 47.2 46.0	46.6 46.7 46.7	3.9 3.9 3.9
68 88	73 86	74 87	86 90	51 50	84 92	95 97	87 88
48 65	50 67	21 33	79 84	52 52	68 79	89 88	95 93
43.7 37.4 36.5	49.5 39.6 34.2	57.2 45.8 42.9	22.5 20.6 25.8	— 24.1	33.7 29.2 27.0	—	—
0.1 3.6 18.7	0.1 2.4 11.8	0.05未満 0.5 6.9	0.1 3.9 15.7	0.05未満 1.9 5.7	0.1 3.9 25.7	0.1 1.7 21.5	0.05未満 0.5 7.8

1 自然環境保全分野の日本の取組

～2010年国際生物多様性年に向けて～

地球上には、3,000万種ともいわれる多様な生き物が暮らしています。私たち人間もこの多様な生物から構成される大きな生態系の一員であり、そこから多くの恩恵を受けながら生きています。しかし、人間の活動により、生態系の破壊、生物種の減少が進行し、2005年に発表された「国連ミレニアム・エコシステム評価」においては、生態系がもたらす恩恵の劣化は、今世紀前半の間に顕著に増大することが予測されています。

生物の多様性の保全とその持続可能な利用などを目的とした国際的枠組みとしては、1992年5月に採択された生物多様性条約があります。この条約は、同年6月にリオ・デ・ジャネイロ（ブラジル）で開催された国連環境開発会議（UNCED、地球サミット）で署名開放され、1993年12月に発効しました（2009年9月現在190か国および欧州共同体が締結）。2010年は「国際生物多様性年」に指定されており、世界各地で生物多様性保全に関する多くの行事が開催される見込みですが、日本では、同年10月に生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）が愛知県名古屋市で開催されます。

また、日本が2002年に発表した「持続可能な開発のための環境保全イニシアティブ」では、自然環境保全を政府開発援助（ODA）を中心とした環境協力の重点分野の一つとして位置付けています。さらに、2005年に策定した「政府開発援助に関する中期政策」においても、自然保護区の保全管理、森林保全・管理などの自然環境保全を重点課題の一つとしており、これらに基づいて、ODAを通じて、開発途上国における生物多様性の保全および持続可能な利用を支援しています。支援の具体例としては、パラオにおける「国際サンゴ礁センター強化プロジェクト」や、マレーシアにおける「ボルネオ生物多様性・生態系保全プログラム」などがありますが、ここでは、マレーシアのプログラムの概要を紹介します。

マレーシアのサバ州には世界的に多様な生態系が見られますが、伐採やプランテーション開発により熱帯雨林が急速に減少しており、加えて保護区の面積率も低いことから、近年絶滅危惧種が多くなっています。このため、日本は2002年2月から2007年1月まで「ボルネオ生物多様性・生態系保全プログラム」（フェーズ1）を実施しました。具体的には、サバ州政府やサバ大学を主なカウンターパートとして、研究教育、州立公園管理、野生動物生息地管理、環境啓発の4つを有機的に組み合わせ、貴重なボルネオの生物多様性・生態系を持続的に保全するための活動を実施しました。また、現在実施中のフェーズ2においては、フェーズ1で行った保全活動の成果をもとにし、サバ州における行政制度としての生物多様性・生態系保全体制を確立し、強化することを目指しています。

COP10では、2010年以降の目標（ポスト2010年目標）が決定されることとなっています。2010年以降の取組に関する議論のなかでは、希少種の保護や、保護地域の管理などの直接的な自然保護の分野だけでなく、農林水産業などの活動において持続可能な生産を行う、社会資本の整備に当たって生物の生息域を創出するなど、幅広く生物多様性の保全に向けて取り組むことが重要な課題となっています。また、開発援助においても、この生物多様性の主流化の流れを踏まえて、幅広い分野で生物多様性に配慮した支援が必要であるとされています。

来るCOP10のホスト国となる日本は、今後、自然環境保全分野で一層のリーダーシップをとるとともに、様々な開発援助において、生物多様性に配慮した展開をすることが期待されています。

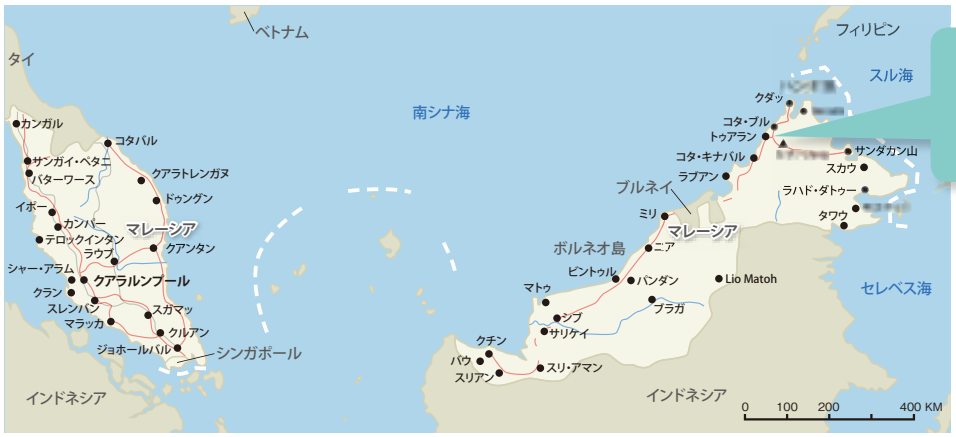

ボルネオ生物多様性・生態系保全プログラム フェーズ2

調査方法の指導（写真提供：JICA）

2008年度の政府開発援助実績

第Ⅱ部

第1章 実績から見た日本の政府開発援助 …… 24

第2章 日本の政府開発援助の具体的取組

第1節 政府開発援助大綱の基本方針に関連した取組 …… 30
第2節 課題別の取組 …… 32
第3節 地域別の取組 …… 68
第4節 援助実施の原則の運用 …… 96
第5節 援助政策の立案および実施における取組 …… 98

第1章 実績から見た日本の政府開発援助

（写真提供：今村健志郎／JICA）

2008年の日本の政府開発援助（ODA）実績[注1]は、支出純額で、二国間ODAが約68億2,325万ドル（約7,062億円）、国際機関に対する出資・拠出などが約27億5,586万ドル（約2,852億円）、ODA全体では対前年伸び率24.7%増の約95億7,910万ドル（円ベースでは対前年伸び率9.6%増の約9,914億円）となりました。なお、政府貸付などの回収額を算定に入れない支出総額でのODA実績は、対前年伸び率28.6%増の約174億5,292万ドル（円ベースでは対前年伸び率13%増の約1兆8,064億円）です。

＜ 実績の分析 ＞

2008年における日本のODA実績（支出純額）は、OECD-DAC[注2]加盟国では、米国、ドイツ、英国、フランスに続く第5位となりました[注3]。順位は2007年と変わらず5位にとどまったものの、ODA実績が前年に比べ増加となるのは3年ぶりであり、伸び率では、G7諸国中第1位となりました。また、支出総額での順位は3位から2位に上昇しました。ODA支出純額（ドル・ベース）の増加の主な要因は、国際機関向け出資・拠出などの支出の増加（対前年伸び率45%増）および円高です。

2008年ODA実績（支出純額）の内訳は、二国間ODAが全体の約71.2%、国際機関を通じたODAが約28.8%です。開発途上国との協議の上で実施される二国間ODAは、日本と被援助国との関係強化に貢献することが期待されます。一方、国際機関を通じたODAは国際機関の専門的知見や政治的中立性を活用でき、さらに二国間援助が届きにくい国・地域への支援が可能です。日本は、これら二国間援助および国際機関を通じた支援を柔軟に使い分けるとともに相互の連携を図り、適切に援助が供与されるよう努力しています。

二国間ODA（支出純額）を援助手法別に見ると、無償資金協力として計上された実績は約47億7,656万ドルで、ODA実績全体の約49.9%となっています。このうち債務救済は約28億118万ドルで、約29.2%を占めています。また、国際機関を通じた贈与は、約7億3,006万ドルで全体の約7.6%です。上記項目を除くと、無償資金協力として日本が供与した金額は約12億4,532万ドルで、全体の約13%となります。さらに技術協力は約29億8,707万ドルで、全体の約31.2%を占め、政府貸付などは約▲9億4,038万ドル[注4]、債務救済を除いた政府貸付などは約1億2,315万ドルとなっています。

地域別の二国間ODAは以下のとおりです[注5]。

- アジア:約10億7,368万ドル（約75億758万ドル）
- アフリカ:約13億9,570万ドル（約14億9,561万ドル）
- 中東:約23億7,173万ドル（約31億5,433万ドル）
- 中南米:約2億6,945万ドル（約7億6,847万ドル）
- 大洋州:約7,293万ドル（約1億6,694万ドル）
- 欧州:約1億4,993万ドル（約1億9,096万ドル）
- 複数地域にまたがる援助など:約16億544万ドル（約16億544万ドル）

▶ 全体に占める各地域別実績の割合については図表-II2を参照してください。

注1：東欧諸国及び卒業国向け実績並びに欧州復興開発銀行（EBRD）向けの拠出金を除く。なお、四捨五入の関係上、図表等の合計が一致しない場合がある。
注2：OECD-DAC:Organisation for Economic Co-operation and Development-Development Assistance Committee=経済協力開発機構開発援助委員会
注3：2009年12月OECD/DAC統計に拠る。
注4：2008年は、日本から開発途上国への政府貸付総額は約69億3,344万ドルであったが、過去の貸付に対して約78億7,382万ドルの回収が行われたため、政府貸付全体としてはマイナスの数値となっている。
注5：( )内の値は支出総額ベース。

図表 II-1　2008年の日本の政府開発援助実績

（支出純額ベース）

2008年（暦年）	ドル・ベース（百万ドル）			円ベース（億円）			構成比（%）
援助形態	実　績	前年実績	対前年伸び率（%）	実　績	前年実績	対前年伸び率（%）	政府開発援助計
無償資金協力	4,780.69	3,416.10	39.9	4,948.02	4,024.16	23.0	49.3
債務救済	2,801.18	1,941.35	44.3	2,899.22	2,286.91	26.8	28.9
国際機関を通じた贈与	730.90	395.45	84.8	756.48	465.84	62.4	7.5
上記項目を除く無償資金協力	1,248.61	1,079.30	15.7	1,292.31	1,271.42	1.6	12.9
無償資金協力（東欧および卒業国向け実績を除く）	4,776.56	3,413.91	39.9	4,943.74	4,021.59	22.9	49.9
債務救済	2,801.18	1,941.35	44.3	2,899.22	2,286.91	26.8	29.2
国際機関を通じた贈与	730.06	395.03	84.8	755.61	465.35	62.4	7.6
上記項目を除く無償資金協力	1,245.32	1,077.53	15.6	1,288.91	1,269.33	1.5	13.0
技術協力	3,057.82	2,630.01	16.3	3,164.84	3,098.15	2.2	31.5
技術協力（東欧および卒業国向け実績を除く）	2,987.07	2,568.91	16.3	3,091.61	3,026.17	2.2	31.2
贈与計	7,838.51	6,046.10	29.6	8,112.86	7,122.31	13.9	80.8
贈与計（東欧および卒業国向け実績を除く）	7,763.62	5,982.82	29.8	8,035.35	7,047.76	14.0	81.0
政府貸付等	−899.66	−206.06		−931.15	−242.74		−9.3
（債務救済を除く政府貸付等）	163.87	159.46	2.77	169.60	187.84	−9.71	
（貸付実行額）	7,050.81	5,747.36	22.68	7,297.59	6,770.39	7.79	
（回収額）	7,950.47	5,953.43	33.54	8,228.74	7,013.14	17.33	
（債務救済を除く回収額）	6,886.94	5,587.90	23.25	7,127.99	6,582.55	8.29	
政府貸付等(東欧および卒業国向け実績を除く)	−940.38	−204.67		−973.29	−241.10		−9.8
（債務救済を除く政府貸付等）	123.15	160.85	−23.44	127.46	189.48	−32.73	
（貸付実行額）	6,933.44	5,682.67	22.0	7,176.11	6,694.19	7.2	
（回収額）	7,873.82	5,887.34	33.7	8,149.40	6,935.29	17.5	
（債務救済を除く回収額）	6,810.28	5,521.82	23.3	7,048.64	6,504.71	8.4	
二国間政府開発援助計	6,938.85	5,840.04	18.8	7,181.71	6,879.56	4.4	71.5
二国間政府開発援助計（東欧および卒業国向け実績を除く）	6,823.25	5,778.15	18.1	7,062.06	6,806.66	3.8	71.2
国際機関向け拠出・出資等	2,759.75	1,907.35	44.7	2,856.34	2,246.86	27.1	28.5
国際機関向け拠出・出資等（EBRD向け拠出金を除く）	2,755.86	1,900.80	45.0	2,852.31	2,239.14	27.4	28.8
政府開発援助計（支出純額）	9,698.60	7,747.39	25.2	10,038.05	9,126.42	10.0	100.0
政府開発援助計（支出純額）（東欧、卒業国およびEBRD向け実績を除く）	9,579.10	7,678.95	24.7	9,914.37	9,045.80	9.6	100.0
政府開発援助計（支出総額）	17,649.07	13,700.81	28.8	18,266.79	16,139.56	13.2	
政府開発援助計（支出総額）（東欧、卒業国およびEBRD向け実績を除く）	17,452.92	13,566.29	28.6	18,063.77	15,981.09	13.0	
名目GNI速報値（10億ドル、10億円）	5,063.82	4,524.08	11.9	524,105.80	532,936.30	−1.7	
対GNI比（%）	0.19	0.17		0.19	0.17		
対GNI比（%）：（東欧、卒業国およびEBRD向け実績を除く）	0.19	0.17		0.19	0.17		

＊1　卒業国で実績を有するのは次の15か国・地域（ブルネイ、シンガポール、クウェート、カタール、アラブ首長国連邦、イスラエル、香港、キプロス、韓国、マカオ、ニューカレドニア、マルタ、スロベニア、バーレーン、サウジアラビア）。
＊2　2008年DAC指定レート：1ドル=103.5円（2007年比、14.3円の円高）。
＊3　四捨五入の関係上、各形態の計が一致しないことがある。
＊4　EBRD=欧州復興開発銀行
＊5　債務救済には、円借款の債務免除及び付保商業債権の債務削減を含み、債務繰延を含まない。
＊6　従来、国際機関を通じた贈与は「国際機関向け拠出・出資等」として計上してきたが、2006年から拠出した年内に供与先の国・地域が特定されたものについては各被援助国への援助として「無償資金協力」へ計上することに改めた。

図表 Ⅱ-2　日本の二国間政府開発援助の地域別配分の推移

支出純額ベース

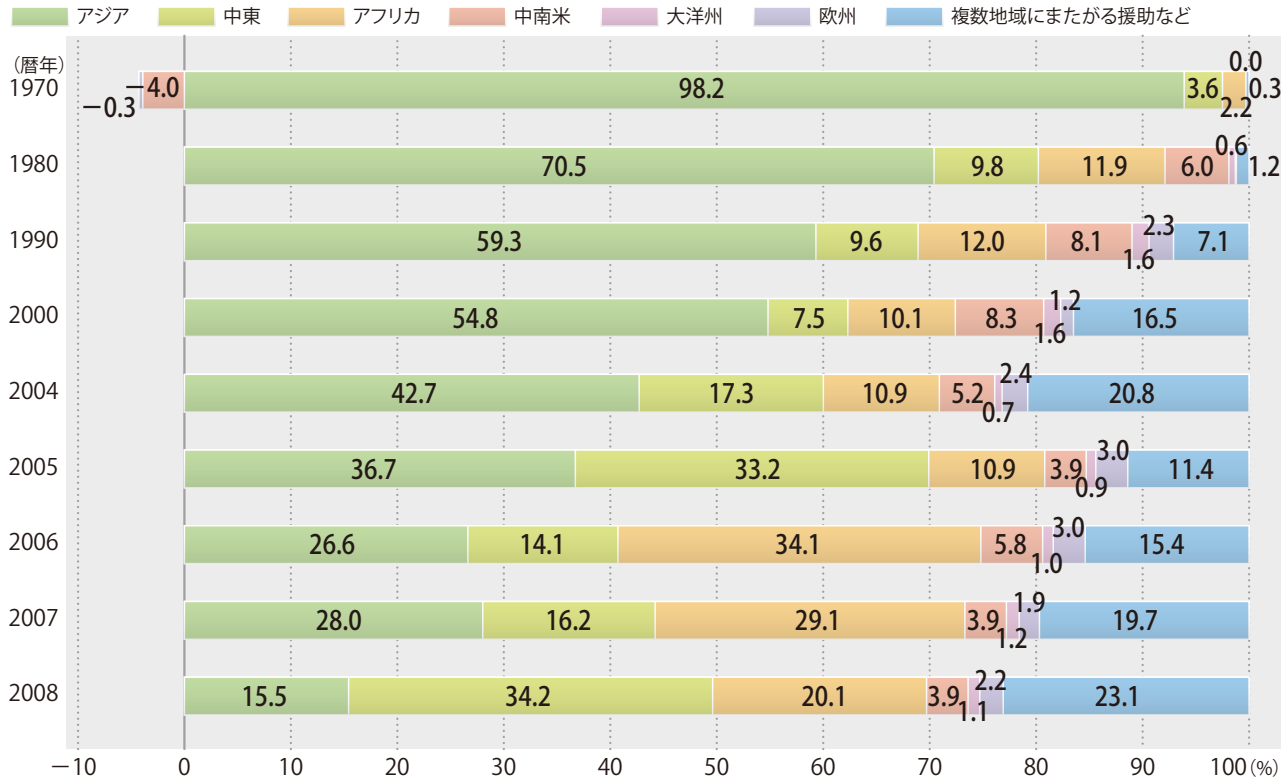

支出総額ベース

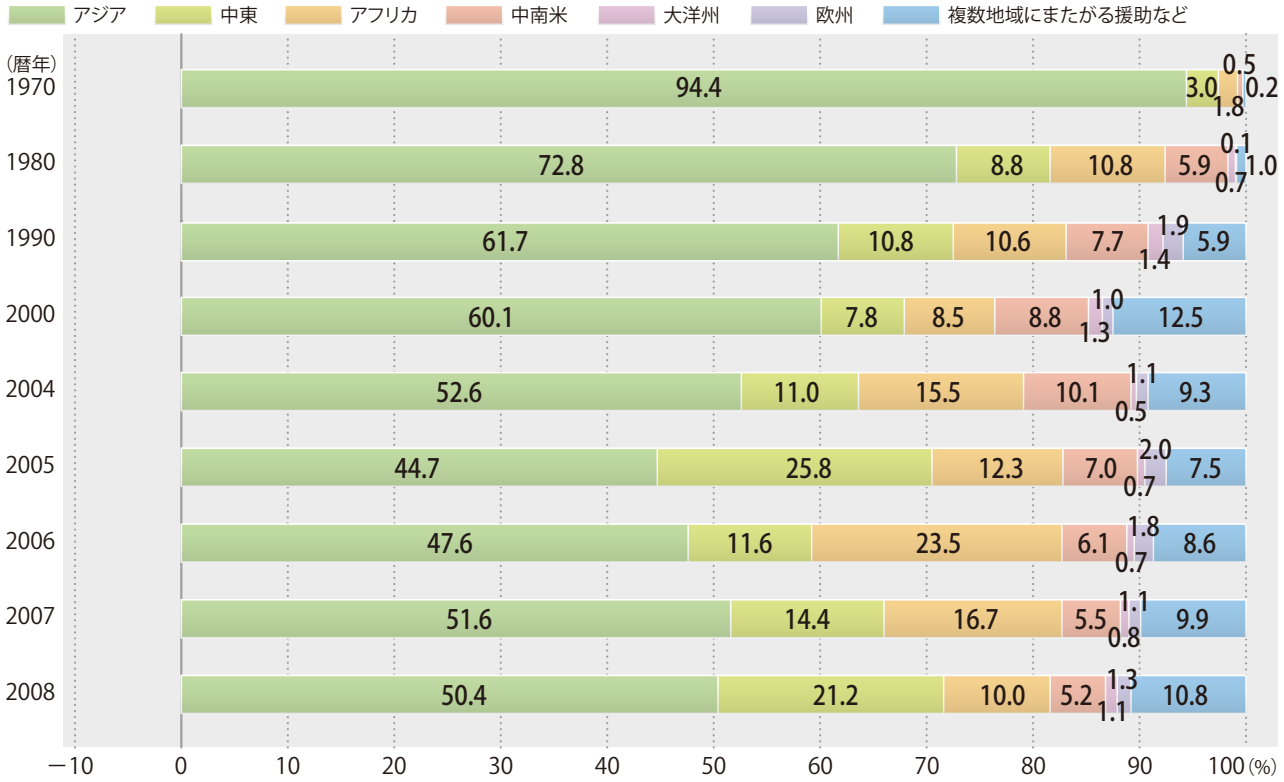

＊1　1990年以降の欧州地域に対する実績には東欧向け援助を含む。
＊2　供与額を回収額が上回る場合、マイナスとなる場合がある（支出純額のみ）。
＊3　複数地域にまたがる援助等には、各地域にまたがる調査団の派遣や行政経費、開発啓発費等を含む。

図表 Ⅱ-3　主要DAC加盟国の政府開発援助実績の推移

支出純額ベース

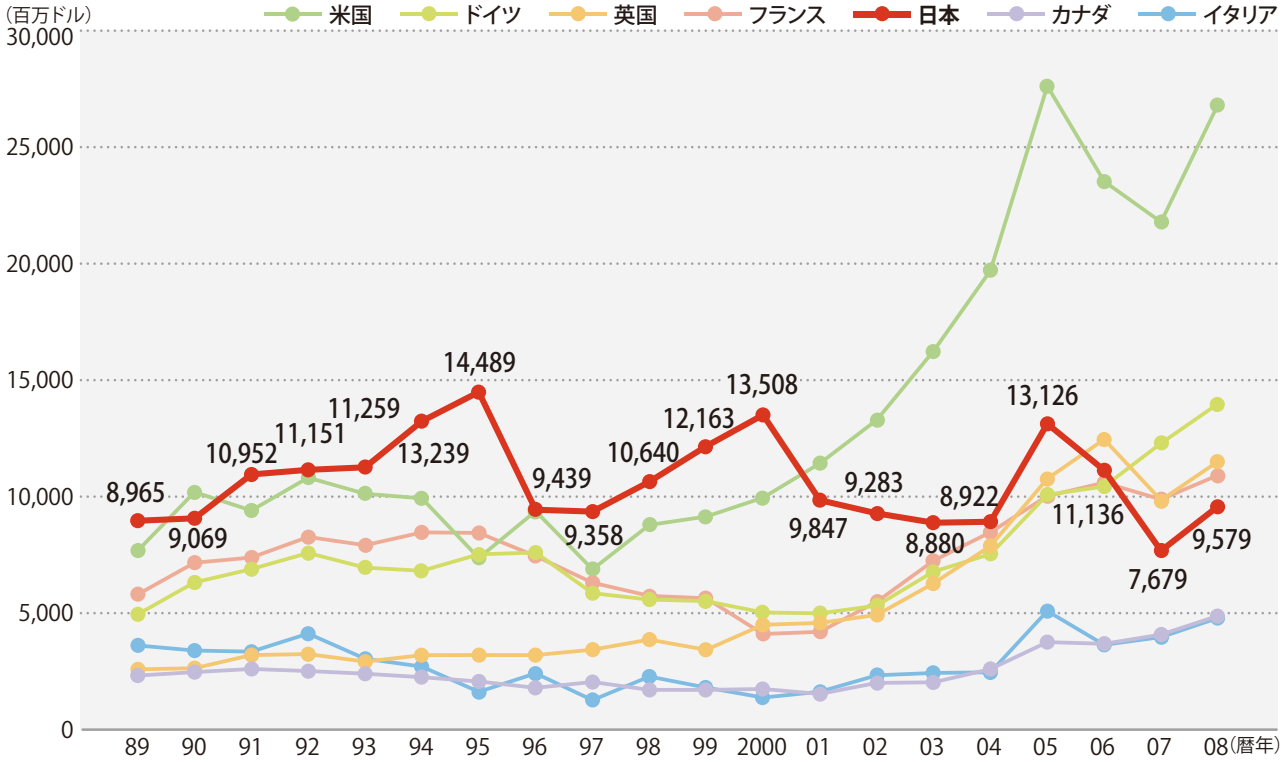

支出総額ベース

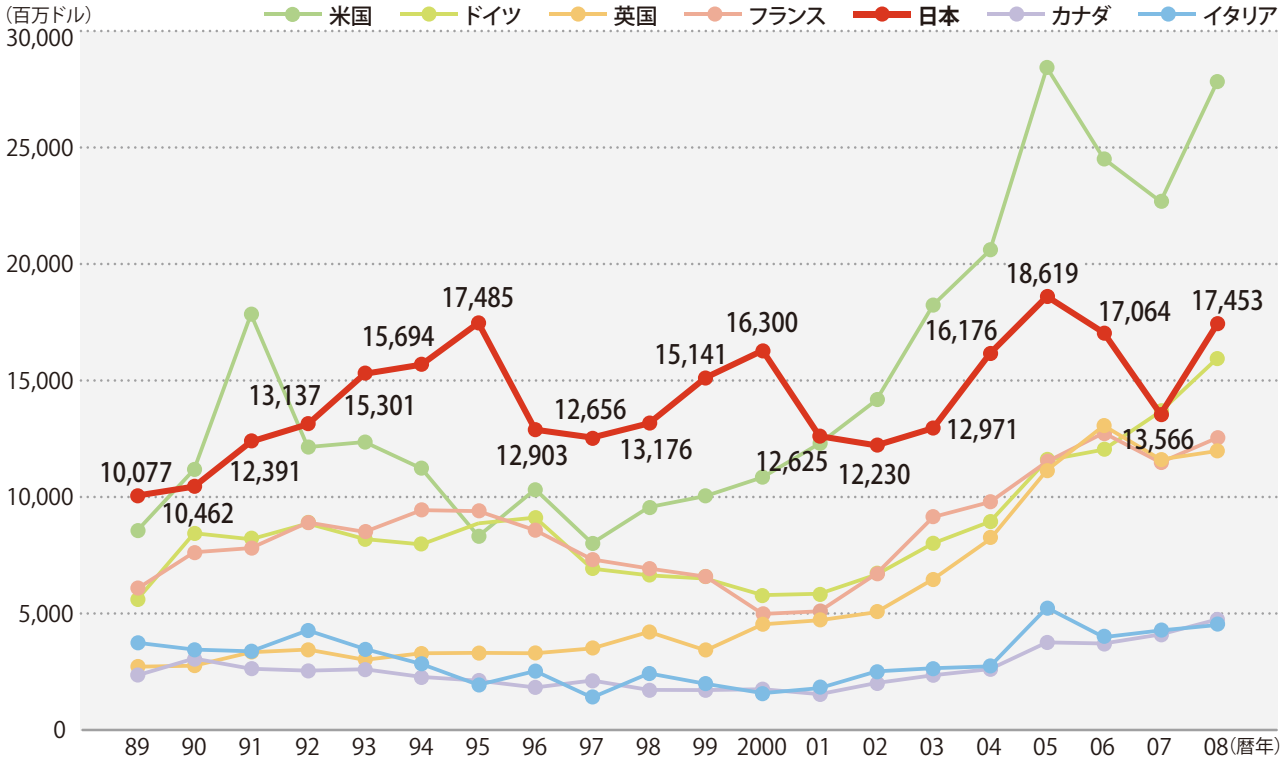

出典：OECD/DAC
＊1　東欧及び卒業国向け援助を除く。
＊2　1990年、1991年及び1992年の米国の実績値は、軍事債務救済を除く。

図表 Ⅱ-4　DAC諸国における政府開発援助実績の国民一人当たりの負担額

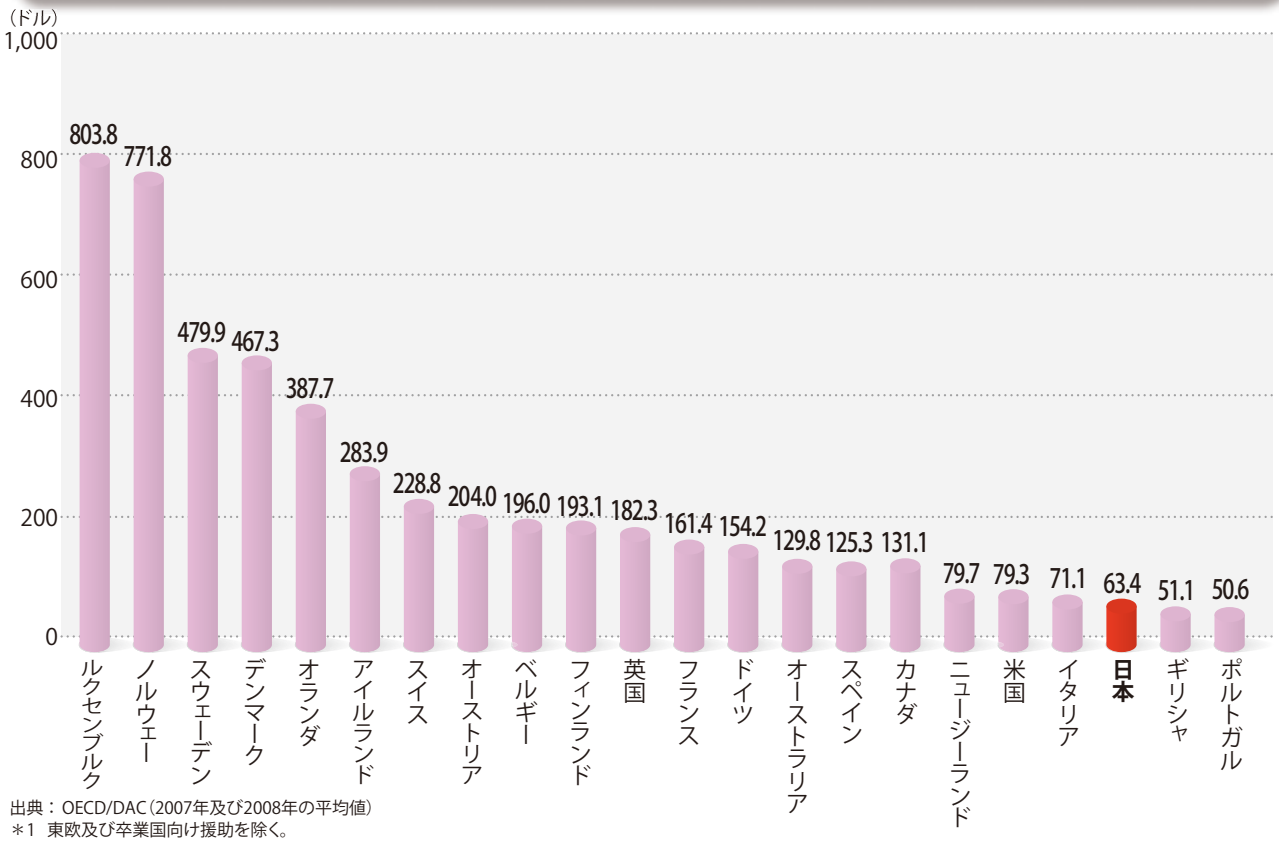

出典：OECD/DAC（2007年及び2008年の平均値）
＊1　東欧及び卒業国向け援助を除く。

図表 Ⅱ-5　DAC諸国における政府開発援助実績の対国民総所得（GNI）比

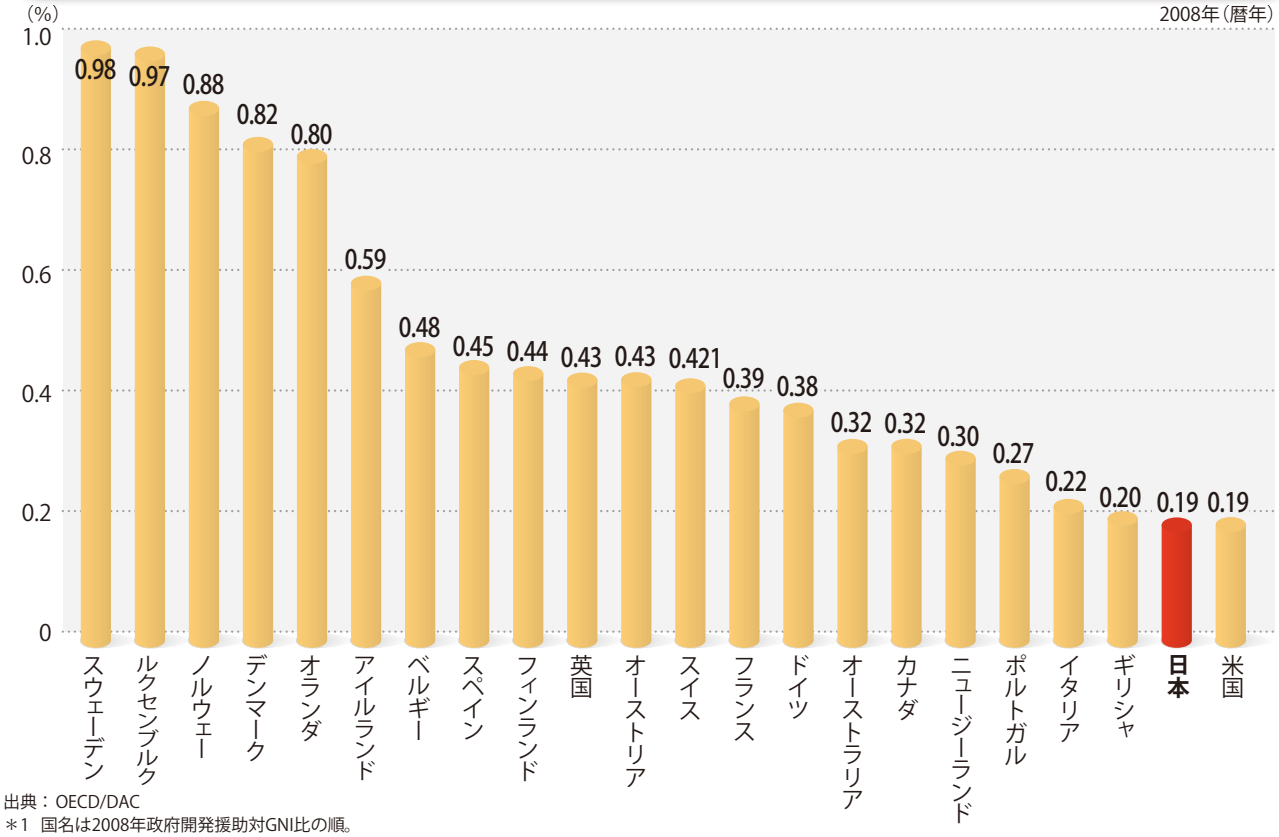

出典：OECD/DAC
＊1　国名は2008年政府開発援助対GNI比の順。

図表 Ⅱ-6　日本の政府開発援助実績の対国民総所得（GNI）比の推移

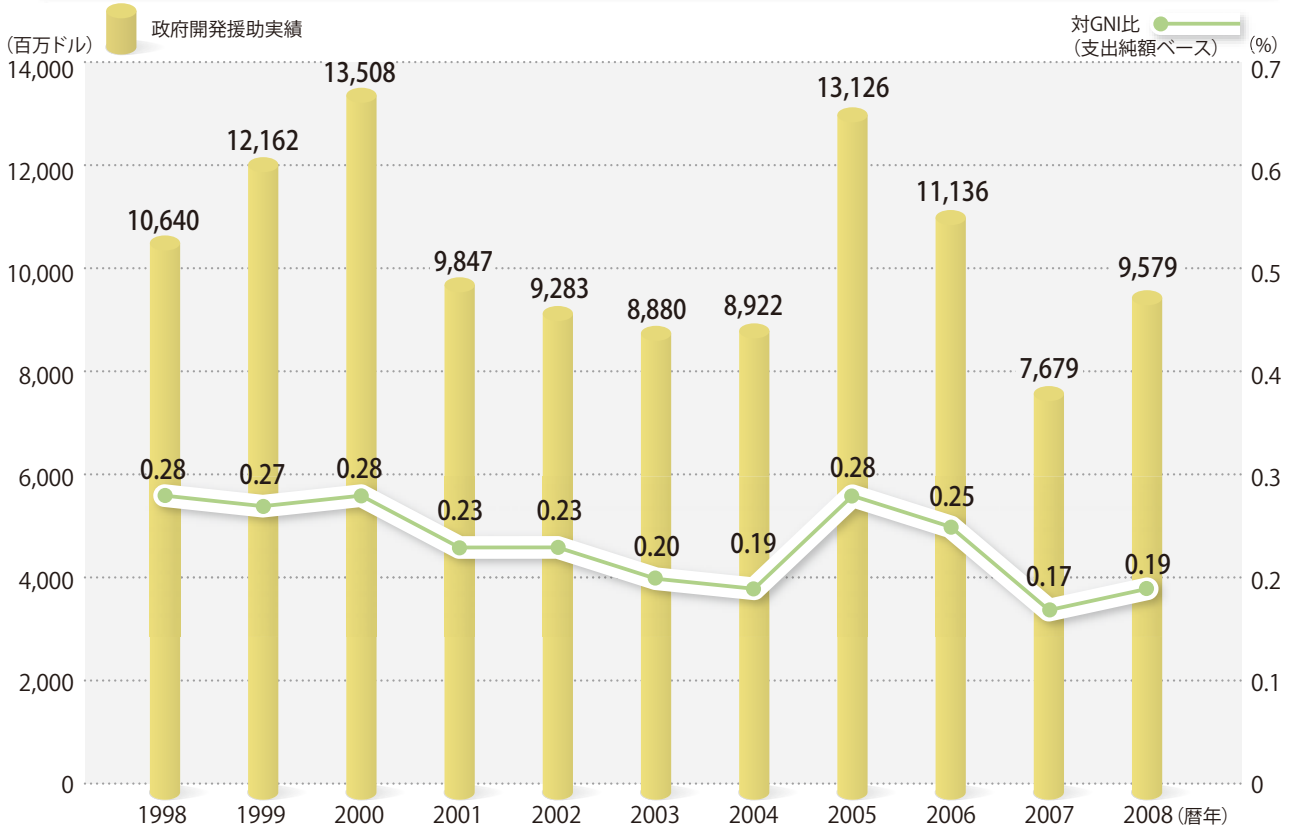

＊1　1998年までは対GNP比、1999年以降は対GNI比として表記（GNP：国民総生産、GNI：国民総所得）。
＊2　東欧及び卒業国向け援助を除く。

第2章 日本の政府開発援助の具体的取組

（写真提供：船尾修／JICA）

第1節 政府開発援助大綱の基本方針に関連した取組

日本の政府開発援助（ODA）政策の理念や原則は、政府開発援助大綱（ODA大綱）によって定められています。ODA大綱の下に、政府開発援助中期政策、国別援助計画、分野別開発政策、国際協力重点方針、そして事業展開計画があります。

1. 政府開発援助大綱

2003年8月に改定されたODA大綱は、「I. 理念」、「II. 援助実施の原則」、「III. 援助政策の立案及び実施」、「IV. 政府開発援助大綱の実施状況に関する報告」から構成されています。

「I. 理念」では、ODAの目的を「国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄の確保に資すること」としています。そのために日本は、①良い統治に基づく「開発途上国の自助努力支援」、②個々の人間に着目した支援を実施するための「人間の安全保障」の視点、③社会的弱者の状況（特に女性の地位向上）、貧富の格差や地域格差などを考慮した「公平性の確保」、④日本の経験、技術、人材などを開発途上国の発展に活かす「我が国の経験と知見の活用」、⑤国際機関や他の援助国、NGO、民間を含む様々な援助主体との連携を図る「国際社会における協調と連携」という5つの基本方針を掲げています。これらの目的および基本方針に基づき、①「貧困削減」、②「持続的成長」、③「地球的規模の問題への取組」、④「平和の構築」を重点的に取り組む課題としています。

「II. 援助実施の原則」では、環境と開発の両立やODAの軍事的利用の防止、開発途上国における民主化の促進などに注意を払い、援助を行うこととしています。

「III. 援助政策の立案及び実施」では、政府全体として一体性と一貫性のあるODA政策の立案・実施を行うことで、日本のODAの戦略性や機動性、効率性を高めていくことが重要であるとしています。また、ODAの原資は国民の税金であることから、国民の理解を得ることに努力することを明記しています。

「IV. 政府開発援助大綱の実施状況に関する報告」では、援助実施状況について毎年、白書をとおして閣議報告することとしており、ODA実施に関する説明責任を明確にしています。

2. 政府開発援助中期政策

ODA中期政策は、ODA大綱のうち、より具体的に示すべき事項を中心として、日本の考え方やアプローチ、具体的取組について記載しています。2005年2月に改訂された中期政策は、具体的事項として、①人間の安全保障の視点、②貧困削減、持続的成長、地球的規模の問題への取組および平和の構築といった重点課題、③効率的・効果的な援助の実施に向け

た方策、を取り上げています。

3. 国別援助計画

国別援助計画は、援助相手国の現状や課題、開発計画、その国に対する日本の協力の意義や目指すべき方向性、重点分野などを記載しており、策定から約5年間をめどとした国別の援助計画を示しています。対象国は、援助量、世界的な開発課題との関連性、地域バランス、援助協調や戦略的重要性などを総合的に考慮した上で選定し、対象国にある在外公館やJICA事務所などで構成される現地ODAタスクフォースの意見を参考にして策定しています。

4. 分野別開発政策

国際場裡での議論を踏まえつつ、保健、教育、水・衛生、環境といった社会セクター毎の援助(注6)を戦略的に実施するために、日本は分野別開発政策を策定しています。具体的には、分野別開発イニシアティブの策定を通じ、分野別開発政策をODA案件形成などに反映させることで、中長期的な視点から援助相手国にとって望ましい援助を実施しています。また分野別開発政策は、国際社会における議論を喚起するという意味でも重要な役割を担っています。ODA大綱やODA中期政策、国別援助計画に加えて分野別開発政策を策定することは、日本の援助指針をより一層明確にし、ODAの透明性向上にもつながります。

5. 国際協力重点方針

国際協力重点方針は、日本の外交政策の進展や新たに発生した開発課題などに迅速に対応するために重点事項を明確にし、毎年度の案件形成に反映させることを目的として、2007年度から策定しています。2008年度は、第4回アフリカ開発会議(TICAD IV)やG8北海道洞爺湖サミットの議長国として日本がリーダーシップを発揮するとともに、そのフォローアップに取り組むことや、2015年を達成期限とするミレニアム開発目標(MDGs)の中間年にあたることを踏まえ、①環境・気候変動問題に関する開発途上国支援、②食料価格高騰問題に関する開発途上国支援、③平和の構築や定着、復興、④開発途上国の経済成長と日本の経済的繁栄の促進、⑤人間の安全保障の確立およびその観点からのMDGs実現に向けた支援、の5点を重点事項として、国際協力を実施しました。

6. 事業展開計画

事業展開計画は、原則として、日本のODA対象国すべてについて国別に作成し、実施決定から完了までの段階にある国別のODA案件を、国ごとに設定した援助重点分野・開発課題・協力プログラムに分類して、一覧できるように取りまとめたものです。様々な援助手法を一体的に活用して、効率的かつ効果的にODAを企画、立案、実施することを目指しており、援助の予見可能性を高めることにも役立っています。

注6：農業、防災、ジェンダー、法制度整備、人の移動等も含む。

ODAを通じたジェンダーへの取組

開発途上国における社会通念や社会システムは、一般的に、男性の視点に基づいて形成されていることが多いため、女性は様々な面で脆弱な立場に置かれています。開発途上国の持続的な開発を実現していくためには、男女の均等な開発への参加と受益を図る必要があります。

日本は、ODA大綱やODA中期政策において、ジェンダーの視点を重視することを明記しています。これらに基づき、開発におけるジェンダー平等を推進するための具体的なガイドラインとして、2005年には「ジェンダーと開発（GAD）イニシアティブ」を発表しました。GADイニシアティブは、日本のODAにおけるジェンダー主流化(注7)のための基本的なアプローチを明確にするとともに、ODA大綱の重点課題である貧困削減、持続的成長、地球規模の問題への取組、平和の構築について、ジェンダーの視点に立った具体的取組を包括的に示しています。

ジェンダー平等に特に配慮した支援として、日本は2005年から2008年にかけて、アフガニスタンの女性課題省の各州への出先機関である州女性局と協力し、女性の組織化や起業支援を行いました。また、女性課題省が各州女性局を通じて女性を支援できるように、各地域の女性のニーズを調査・把握し、関係省庁やほかの関連機関と連携して女性の経済活動を促進するための環境整備に努めました。さらに、国際機関との連携においても、日本が国連開発計画（UNDP）内に設立した日・UNDPパートナーシップ基金などを通じ、ジェンダー平等に特に配慮した支援を実施しています。

第2節
課題別の取組

政府開発援助（ODA）大綱では、貧困削減、持続的成長、地球規模課題への取組、および平和の構築の4つを重点課題として掲げています。本節では、これらの課題について最近の日本の取組を紹介します。

1. 貧困削減

（1）教育

教育は、貧困削減のために必要な経済社会開発において重要な役割を果たすとともに、個人が自らの才能と能力を伸ばし、尊厳を持って生活することを可能にします。しかし世界には、学校に通うことのできない子どもが約7,200万人おり、そのうち女子が54%を占めています。最低限の識字能力を持たない成人も約7億5,900万人にのぼり、その3分の2は女性です(注8)。このような状況の改善に向け、国際社会は「万人のための教育（EFA(注9)）」の実現を目指しています。

＜ 日本の取組 ＞

日本は、従来、「国づくり」と「人づくり」を重視しており、開発途上国の基礎教育や高等教育、職業訓練の拡充などの幅広い分野における教育支援を行っています。2002年には「成長のための基礎教育イニシアティブ（BEGIN(注10)）」を発表し、教育の機会の確保や質の向上、マネジメント改善を重点項目に、学校建設や教員養成などハード・ソフト両面を組み合わせた支援を行っています。また、2015年までに初等教育の

注7：ジェンダー主流化とは、あらゆる分野でのジェンダー平等を達成するための手段。GADイニシアティブでの「開発におけるジェンダー主流化」とは、「すべての開発政策や施策、事業は男女それぞれに異なる影響を及ぼすという前提に立ち、すべての開発政策、施策、事業の計画、実施、モニタリング、評価のあらゆる段階で、男女それぞれの開発課題やニーズ、インパクトを明確にしていくプロセス」と定義。
注8：（出典）UNESCO「EFAグローバル・モニタリング・レポート2010」（2010）
注9：EFA:Education for All:1990年にタイのジョムティエンで開催された「万人のための教育世界会議」において、基礎教育（生きるために必要な知識・技能を獲得するための教育および基礎的学習のニーズを満たすための教育）がすべての子ども、青年、成人に提供されねばならないことが確認された。
注10：BEGIN:Basic Education for Growth Initiative

完全普及を目指す国際的な枠組みであるファスト・トラック・イニシアティブ（FTI[注11]）においては、2008年1月からG8議長国として共同議長および運営委員を務め、FTIの議論および改革への取組に深く関与するとともに、FTIの関連基金に対して、2007年度および2008年度に総額約360万ドルを拠出しました。

2008年4月、高村外務大臣（当時）は、EFAの自立と持続可能性に関する国際シンポジウム[注12]において「万人のための教育―自立と成長を支える人材育成のために―」と題する政策演説を行いました。そこで、質・量両面における基礎教育のさらなる充実、基礎教育を超えた多様な教育段階における支援強化、教育と他分野との連携、内外を通じた全員参加型の取組を重視すべきとのメッセージを発信しました。その具体的取組として、2008年からの5年間で、アフリカにおいて約5,500教室から構成される約1,000校の学校の建設、全世界で約30万人（うちアフリカで約10万人）の理数科教員の能力向上、アフリカにおける学校運営改善の取組の1万校への拡充を表明しました。また、識字分野では、アフガニスタンにおいて、2008年から4年間で国連教育科学文化機関（UNESCO（ユネスコ））を通じた、総額約15億円となる無償資金協力により約30万人の識字教育を実施しており、同国の識字教育の推進に貢献しています。

近年では、国境を越えた高等教育機関のネットワーク化の推進や周辺地域各国との共同研究、「留学生30万人計画」に基づく日本の高等教育機関への留学生受入など多様な方策を通じて開発途上国の人材育成を支援しています。さらに、国内の大学が持つ「知」（研究成果や高度人材育成機能）を活用して国際協力の質的向上を目指す「国際協力イニシアティブ」事業を実施しています。その主な取組として、日本の教育研究関係者が持つ知見をもとに国際協力に有用な教材やガイドラインなどを作成し、それらを広く活用できるよう公開しています。また、「青年海外協力隊現職教員特別参加制度[注13]」を通じて現職教員の青年海外協力隊への参加を促す努力を行っています。開発途上国へ派遣された現職教員は、現地において教育や社会の発展に貢献するとともに、帰国後には国内の教育現場でその経験を活かしています。

イエメン国タイズ州地域女子教育向上計画プロジェクト

男女間での就学率格差が最も大きい国の一つであるイエメンにおいて、学校・コミュニティが主体となって女子教育改善に取り組むモデルを開発しました。2005年から2008年にかけて、技術協力を通して西部のタイズ州教育局の行政能力向上、コミュニティの教育への参加促進、学校の運営能力の改善を図り、その結果、対象学校の男女就学数が増加しました（男子1.29倍、女子1.5倍）。また、協力開始時には「男女が平等に教育の権利を有する」と答えた校長はわずか9.4%でしたが、3年後には96.6%に上昇しました。

プロジェクトのキャラクター「Amalちゃん」
（写真提供：JICA）

エジプト・日本科学技術大学（E-JUST）プロジェクト

他の開発途上国と同様に若年層の人口が急増しているエジプトは、大学教育のマスプロ化と教育の質の改善という問題に直面しています。日本は、エジプト政府の要請にこたえ、2008年10月に技術協力プロジェクトの実施により、JICA専門家派遣などを通じて「エジプト・日本科学技術大学（E-JUST: Egypt-Japan University of Science and Technology）」の設立に向けた支援を始めました。E-JUSTは「日本式の工学教育の特徴を活かした少人数の大学院・研究重視、実践的かつ国際水準の教育提供」をコンセプトとする国立大学で、2009年9月から開校しています。同大学は将来、エジプト、中東、アフリカ諸国の経済・社会発展をリードする優秀な人材を輩出することが期待されています。

日・エジプト関係者が建設予定地を前に
（写真提供：JICA）

注11：FTI:Fast Track Initiative:EFAダカール行動の枠組みやMDGsに含まれている「2015年までの初等教育の完全普及」の達成促進を目指す国際的な支援の枠組みで、2002年4月に設立。
注12：4月21日から25日にかけて東京にて行われた「万人のための教育（EFA）」実務者会合及び関連会合の一環として、外務省、広島大学、早稲田大学の共催で開催されたシンポジウム。
注13：文部科学省がJICAに推薦した教員は、一次選考の技術試験が免除され、また日本の学年に合せて、派遣前訓練開始から派遣終了までの期間を4月から翌々年の3月までの2年間（通常2年3か月）とするなど、現職教員が参加しやすい仕組みとなっている。

Column

2 学校がやって来た！

～エジプトの「動く学校」～

「ここには勉強するためのものがみんなそろっている。」数時間前まで路上で物売りをしていた少年が微笑みました。彼らが授業を受ける場所、それは私たちがイメージするような学校とは少し異なります。黒板や机、椅子が取り付けられた一台のバス、それが彼らにとっての教室なのです。この「動く学校」は、日本の協力*1で実現したもので、国連教育科学文化機関（UNESCO）、エジプト政府が協力して運営しています。

エジプトは、近年着実な経済成長をとげていますが、とり残されている貧しい人々が増えている現実もあります。生きるために働かざるを得ない子どもや家庭内の事情により路上で暮らすことを余儀なくされている子どもの数は、エジプト国内で100万人以上に上ると言われますが、そのほとんどの子どもたちは学校に行くことができません。こうした問題に対し、エジプト政府、UNESCO、NGOなどが協力し学校以外の場所でストリート・チルドレンなどに授業を行うフレンドリー・スクール事業を始めました。

「動く学校」はこの事業の一つで、その実現に一役かったのがUNESCOカイロ事務所の守屋美夏子さんです。過去にも青年海外協力隊員としてエジプトで働いた経験があり、アラビア語にも堪能な守屋さんは、日本大使館、UNESCO、そしてエジプト政府の間を走り回り、このプロジェクトの内容、資金などについて関係者と話し合いました。そして教材などはUNESCO、先生やスタッフはエジプト政府とNGO、そして教室であるバス、「動く学校」の校舎、教室の機材については日本からの協力を得ることができました。

「動く学校」となるバスの企画段階で、守屋さんはバスの車体には七色の虹を描こうと思いいたりました。「子どもたちは、虹の美しさに引きつけられてバスに乗ってくれるだろうと思ったのです。」と振り返ります。願ったとおり、子どもたちは「動く学校」に集まってきました。今では8歳から14歳の学校に通ったことのない子どもたちが、毎週学校が自分たちの近くにやって来るのを待ちわびています。

「動く学校」内での子どもたち（中央右が守屋さん）

「動く学校」では普通の小学校と同じ教科を教えるほか、働かなければならない子どもたちのためにはた織り、木工の技術なども教えます。こうしたきめの細かい授業のおかげで自信を得た子供たちは、「将来何になりたい？」と聞く守屋さんに、それぞれ「先生になりたい！」「お巡りさんなる！」「女優が夢！」と目を輝かせてこたえたそうです。

守屋さんは、「エジプトの人たちがいかに『動く学校』を自分たちのものにしていくかということに気を配りました。」と言います。エジプト、UNESCO、日本の関係者が一体となって仕事を進められるように守屋さんは連絡調整に走りました。また、内外のメディアの取材により、「動く学校」の取組が評価されていることにエジプトの関係者に気付いてもらうように工夫し、さらにやる気を出してもらうよう励まし続けました。

「動く学校」が順調に動き出している今、守屋さんは、「子どもたちの心に希望の虹がかかるよう少しでも多くの子どもたちを『動く学校』などの取組を通じ支援していきたい。」と明るく話します。

守屋さんのデザインによる「動く学校」

*1： 草の根・人間の安全保障無償資金協力

(2) 保健医療・福祉、人口

開発途上国に住む人々の多くは、先進国であれば日常的に受けられる基礎的な保健医療サービスを受けられません。さらに、予防接種制度や衛生環境などが整備されておらず、感染症や栄養障害、下痢などにより、一日に2万5,000人以上の5歳未満の子どもが命を落としています(注14)。また、助産師など専門技能者による緊急産科医療が受けられないため、年間50万人以上の妊産婦が命を落としています。

一方で、世界の人口は増加の一途をたどっており、2050年には92億人に達することが見込まれています(注15)。一般的に人口増加率は開発途上国の中でも貧しい国ほど高く、さらなる貧困や失業、飢餓、教育の遅れ、環境悪化などにつながります。このような観点からも、人口問題に大きな影響を与え得る母子保健、家族計画を含むリプロダクティブ・ヘルス(注16)やHIV/エイズへの対策が急務となっています。

＜ 日本の取組 ＞

日本は、2000年のG8九州・沖縄サミットにてサミット史上初めて、感染症を主要議題の一つとして取り上げました。2005年には保健関連のミレニアム開発目標(MDGs)達成に貢献することを目的とした「『保健と開発』に関するイニシアティブ」を打ち出し、感染症対策、母子保健、保健システム強化を含む包括的なアプローチと、水・衛生、基礎教育といった保健と密接に関連する分野との連携に配慮した支援を行っています。また、HIV/エイズ、結核、マラリア対策のため、世界エイズ・結核・マラリア対策基金(世界基金)を通じた取組を行っており、世界基金に対し、2009年3月までに約10億4,000万ドルを拠出しました。

感染症対策については、53ページを参照してください。

母子保健に関しては、妊産婦の健康改善のため、現場の医療従事者育成支援、産科施設の整備や機材供与、緊急産科医療の質の向上に関する取組を実施しています。また、インフラ整備による医療機関へのアクセス改善、継続ケアの視点を取り入れた母子手帳の普及、妊産婦健診普及、妊産婦の健康管理の支援や、乳幼児の死亡・疾病の低減にも取り組んでいます。家族計画に関しては、特に思春期人口への教育を重視した、望まない妊娠や早すぎる出産を避けるための啓発活動および避妊具(薬)の配布などの支援を行っています。具体的取組として、2008年3月から11月にかけて、国連人口基金(UNFPA)を通じてエチオピアの約8万2,000人の女性に対し、不衛生な水による感染症を防ぐコミュニティ教育、妊産婦および新生児の死亡率減少を目的とした出産・産後ケア、家族計画などのリプロダクティブ・ヘルス教育支援を行いました。

2008年7月のG8北海道洞爺湖サミットでは、この包括的アプローチの重要性を提起し、G8としての合意をとりまとめ、G8保健専門家による「国際保健に関する洞爺湖行動指針(注17)」を発表しました。さらに、2008年5月には三大感染症に関する国際会議、11月には保健システム強化に関する国際会議を官民連携で開催し、保健分野での国際的議論を牽引しています(注18)。2009年1月には、日本の有識者が保健システム強化のための提言書(注19)を策定し、それを受けて日本は提言内容の具現化について国内外のステークホルダーとともに取り組んでいます。

また、2002年以降「保健分野における日米パートナーシップ」の下で、米国国際開発庁(USAID)との連携を進めています。2009年6月には、G8北海道洞爺湖サミットの成果などを踏まえて、新たなアクションプランを策定しており、より効果的、効率的な援助の促進に取り組んでいきます。

注14：(出典)WHO "World Health Statistics"(2008)
注15：(出典)国連人口基金「2008年世界人口白書」(2008)
注16：性と生殖に関する健康を指す。
注17：本文書は、G8保健専門家によるG8首脳に対する提言書であり、G8北海道洞爺湖サミット成果文書において歓迎された。
注18：2008年5月23日～24日、東京で「国際シンポジウム－沖縄から洞爺湖へ『人間の安全保障』から見た三大感染症への新たなビジョン」を共催。また、同年11月3日～4日、東京で、G8北海道洞爺湖サミット・フォローアップ「保健システム強化に向けたグローバル・アクションに関する国際会議」を共催。
注19：「国際保健の課題と日本の貢献」研究会は、上記国際会議を踏まえ、国際タスクフォースを組織し、「G8北海道洞爺湖サミット・フォローアップ－保健システム強化に向けたグローバル・アクション:G8への提言」を策定し、保健人材、保健財政、保健情報に関する具体的提言を行った。

アフリカ15か国「きれいな病院」プログラム

日本の製造業で発達し、医療現場でも用いられている品質管理手法「5S（整理、整頓、清掃、清潔、しつけ）」を、アフリカ15か国の保健行政と病院の代表者に研修を通じて習得してもらい、各国のモデルとなる病院で職員全員が参加した職場環境の改善への取組が始まっています。5Sによる取組は、働く人の創意工夫で身近な職場環境が良くなり、さらには、人々に提供する医療サービスも良くすることができると好評です。たとえばタンザニアでは、当初一つの病院で開始されましたが、現在では約10か所の病院に広がっています。

（写真提供：JICA）

地方分権における母子保健向上のための地域保健計画（第3国研修）プロジェクト（インドネシア）

インドネシアでは、妊産婦の健康が大きな課題となっていましたが、日本の母子健康手帳活動を学んで帰国した研修員が中心となってインドネシア語版の母子健康手帳を開発しました。日本政府の協力の下1994年に試行され、2004年には国の制度として正式に認められ、今では全国33州において多くの妊婦や子どもに利用されるまでになりました。現在インドネシアでは、母子健康手帳を普及してきた経験を、これから母子手帳を導入しようと検討している国々や地域の人々への研修を通じて共有する取組が始まっており、これまでにアフガニスタンやパレスチナ自治区などからの研修員が参加しました。

（写真提供：今村健志郎／JICA）

Column

3 安心して使えるトイレを

～ミクロネシアの衛生改善プロジェクト～

太平洋に浮かぶ小さな島々から成るミクロネシア連邦は、1914年から1945年までの31年間、当時の日本の南洋庁による国際連盟委任統治下にあったという歴史があります。

「たくさんの日本語が現地語となって日常で使われています。たとえば今や世界の合言葉になっている“モッタイナイ”などです。また水洗式トイレは“トイレ”ですが、昔ながらのトイレは“ベンジョ”と呼ばれています。」と青年海外協力隊員の丹羽健治（にわけんじ）さんは言います。丹羽さんは2007年から2009年までポンペイ州環境保護局に派遣されていました。自然保護、環境意識の向上などの環境プログラムの企画立案および実施、環境教育教材の作成などの活動を通じて、現地の仲間達と共に試行錯誤しながらポンペイ州の環境問題に取り組みました。

その中の取組の一つにトイレの改善があります。ミクロネシアの一般的なトイレは、地面に縦穴を掘り、トタンの屋根と囲いがあるだけで、その衛生状態は必ずしも良いものではありませんでした。

2007年の「国連ミレニアム開発目標報告書」によると、ミクロネシアの人口の75%は衛生的なトイレを利用していません。このような状況は人々に病気をまん延させ、子どもたちの健康を日々脅かしています。世界では毎日約4,500人の子どもたちがコレラ、腸チフス、下痢などの汚水に関連した病気で死亡しており、トイレや下水処理などの衛生分野における世界規模の取組が求められています。2008年には国連で日本が提出した「国際衛生年」の決議案が採択されました。日本は地球規模の課題である水と衛生問題の解決に向け積極的な協力を行っています。

このような動きを受け、ミクロネシアでは日本大使館の呼びかけに応じて、丹羽さんとポンペイ州環境保護局が現地の衛生分野のニーズを汲み取り、草の根・人間の安全保障無償資金協力との連携によるプロジェクト「ポンペイ州学校衛生設備改善計画」が始まりました。調査を始めてみるとトイレの問題は子どもたちの健康だけではなく、現地の人々の生活に欠かすことの出来ない地下水の汚染による周辺の生態系などの環境にも大きな影響をもたらしていました。多くの学校のトイレ設備は生徒数に対して絶対数が不足している上、男女共用でした。衛生面は劣悪で、トイレを使いたがらない子どもたちも多く、さらには順番待ちでのけんかも度々ありました。このような状態で、特に女子生徒には使いにくいものとなっていました。このため、特に学校生活には欠かすことのできない基本的インフラ整備としてトイレ・プロジェクトを企画しました。企画の過程では、コミュニティや教育関係者、生徒を対象に、インタビューや話し合いの場を設け、住民、特に女性のニーズに応えられるように努めました。トイレが完成した今、ある女子生徒は「以前は男子と一緒だから入りにくかったけど今は安心して使える。」と言います。

こうした草の根の取組が、島嶼（とうしょ）国を脅かす水と衛生問題、住民たちのジェンダーに関する意識の改善につながることが期待されています。

現場での打ち合わせ

ポンペイ州環境保護局のスタッフと（左端が丹羽さん）

(3) 水と衛生

水と衛生の問題は人の生命にかかわる重要な問題です。水道や井戸など安全な水を利用できない人口は2006年に世界で約8億8,400万人、下水道などの基本的な衛生施設を利用できない人口は約25億人にのぼります[注20]。さらに、水と衛生の問題により年間約150万人の子どもが命を落としています[注21]。

＜ 日本の取組 ＞

2006年に開かれた第4回世界水フォーラムで日本は「水と衛生に関する拡大パートナーシップ・イニシアティブ（WASABI[注22]）」を発表しました。水と衛生分野で援助実績が世界一である日本は、同分野に関する豊富な経験、知見や技術を活かし、統合的水資源管理の推進、安全な飲料水と衛生の供給、食料増産などのための水利用支援、水質汚濁防止と生態系保全、水関連災害による被害の軽減などソフト・ハード両面での包括的な支援を実施しています。2008年5月のTICAD IVでは、給水施設や衛生施設の整備および水資源管理に関する人材育成などの支援策および「水の防衛隊（W-SAT）」の派遣を表明しました[注23]。さらに、2008年7月のG8北海道洞爺湖サミットでは水と衛生の問題を約5年ぶりに取り上げ、循環型水資源管理の重要性を確認し、これを推進することを通じて水資源の持続的利用を促進しています。

セネガルの給水塔（写真提供：今村健志郎／ JICA）

イキトス下水道整備計画（ペルー）

アマゾン地方の主要都市であるロレト州イキトスでは、上水使用量の増加による下水量の増加が見込まれていますが、同市には下水処理施設がなく、さらに下水道接続率が約7割にとどまっています。そのため、汚水が未処理のままアマゾン川に流入しているのみならず、雨季には汚水と混じった雨水が市内地域にあふれだす状態にあります。日本は、約66億円の円借款を通じて下水道施設の整備支援を行うことにより、同地域の住民の衛生状態、生活環境の改善に貢献することを目指しています。本計画にかかる貸付資金は、下水処理場、ポンプ場の建設、下水道網整備やコンサルティング・サービス費用などに充当されています。

バグダッド下水施設改善計画（イラク）

度重なる紛争によりイラクでは、上下水道をはじめとする基礎インフラの機能が大幅に低下しています。さらに、適切な維持・管理が長年にわたり行われてこなかったため、施設・設備の老朽化が進んでいます。そこで日本は、約21億円の円借款を通じてバグダッド市カルク地区の下水処理場の拡張および老朽化したポンプ場設備の改修などにかかる基本設備を支援し、チグリス川の水質改善および浸水軽減による市街地の衛生環境の改善を目指しています。

注20：（出典）WHO/UNICEF（ユニセフ） “Progress on Drinking-water and Sanitation”（2008）
注21：（出典）UNICEF “Progress for Children:A Report Card on Water and Sanitation” （2006）
注22：WASABI:Water and Sanitation Broad Partnership Initiative
注23：「水の防衛隊（W-SAT）」に関する詳細は、アフリカ（サブ・サハラ）地域の実績（78ページ）を参照。

Column

4 いつも安全な水を

～ガーナ帰国研修員の活躍～

「自分はエンジニアなので、横浜の海沿いに立つ高層ビルにはとても驚きました。是非、また日本を訪れてみたいですね。」横浜市での研修生活について尋ねると、オセイ・エーガンさんは笑顔でこう答えてくれました。エーガンさんは、2009年1月に横浜市水道局で実施された「都市上水道技術者養成」研修を受講し、その後ガーナに帰国して活躍する元研修員の1人です。

今回の研修は2008年5月に横浜で開催された第4回アフリカ開発会議（TICAD Ⅳ）が端緒となり、国際協力機構（JICA）と横浜市の協力によるアフリカ諸国への技術支援の一環として実施されました。8か国から計13名（ガーナからはエーガンさんをはじめとして計4名）の研修員が、浄水処理技術、配水管理、料金徴収の方法などについて横浜市の事例などを通じて学びました。現在、エーガンさんは給水事業を行うガーナ・ウォーター社（Ghana Water Company Ltd.）において、水道関連の機材の導入やメンテナンスなどを行うセクションリーダーとして、研修で得た知識を生かしながら指導にあたっています。

エーガンさんによると、首都アクラを中心としたガーナの都市部では水道インフラが十分に整備されておらず、一般家庭に水を届けるまでに水道管の破損や盗水などによって約半分が失われてしまい、得られる収入が半減してしまっているとのことです。また、アフリカ諸国特有の問題として、乾季になると貯水湖の水量が著しく減少し、緑藻が発生してしまうために水質も悪化してしまうそうです。その水質の改善のためにさらに多くの薬剤を投入する必要があり、コストも高くなってしまいます。

「日本の方々は聞いていた通りに勤勉で、そして親切でした。」と日本人の印象を語るエーガンさんですが、研修当初は言葉も通じない環境でとても苦労したそうです。「横浜市の職員の方が通訳をして下さるなど本当にいろいろと助けていただきました。休日も神社に連れて行って下さったおかげで、多くの日本の文化にも触れることができました。でも緑茶は思っていたより苦かったですね。」とエーガンさんは滞在中の思い出を振り返りながら語ってくれました。また、「水」に対する両国民の意識の違いについても、「ガーナでは水源のとなりにゴミを捨ててしまう人が多くいますが、日本では周辺住民が木を植えるなど、水源の保護に熱心なことにとても感動しました。」と、エーガンさんは同僚にもこの話をよく聞かせているそうです。

国連のミレニアム開発目標（MDGs）の中に、「安全な飲料水および基本的な衛生施設を継続的に利用できない人の割合を2015年までに半減する」と掲げられているように、安全な水へのアクセスはアフリカ諸国のみならず深刻な問題といえます。ガーナにおいても、安全な水にアクセスできず溜め池などの水を飲料水として使ってしまうために感染症などに罹る人々が依然として多くいます。将来的な安全かつ安定した給水システムの確立のために、研修で得た知識と技術を生かしつつエーガンさんのような帰国研修員の方たちの更なる活躍が期待されます。

横浜水道記念館を視察する研修員（写真提供：JICA）

漏水探知機による調査実習（写真提供：JICA）

2. 持続的成長

(1) 経済社会基盤

開発途上国における貧困の削減のためには、貧困層に直接資する貧困対策や社会開発分野の支援のみならず、経済成長を通じた持続的成長が不可欠です。そのためには、開発途上国の発展の基盤となる経済社会基盤(インフラ)の整備が重要です。

＜ 日本の取組 ＞

日本は、開発途上国の開発政策に基づいて、インフラ整備の支援とこれらインフラを整備、管理、運営するための人材育成を行っています。具体的なインフラ整備としては、都市と農村の交流拡大や災害からの安全確保、および海外との貿易・投資の促進などに資する、道路、港湾、空港などの整備を行っています。また、教育、保健、安全な水・衛生、住居の確保、病院や学校などへのアクセス改善などに資する社会インフラ整備や、地域経済の活性化のため農水産物市場や漁港などの整備を行っています。

タジュラ湾海上輸送力増強計画(ジブチ)

首都ジブチやタジュラ、オボックなどの主要都市は、タジュラ湾沿岸に位置し、船舶輸送が伝統的に一般市民の足でした。しかし、運航の中心だった中型フェリー船が老朽化し、2004年にはついに運航不能となりました。そこで日本は、それに代わるフェリーボート、防舷ゴム材に必要な資金を無償供与しています。これにより、首都ジブチと北部主要2都市を結ぶ公共海上交通路が整備され、年間約2万6,000人の乗客、1,150台の自動車、輸送貨物量約1,500トンの輸送が可能となる予定です。

(2) 情報通信技術(ICT[注24])

情報通信技術(ICT)の普及は、産業の高度化、生産性の向上を通じて、持続的な経済成長の実現に寄与します。また、ICTの積極的な活用は、政府による情報公開の促進や、放送メディアの整備などを通じた民主化の土台となるガバナンス改善、利便性・サービス向上による市民社会の強化につながるため、非常に重要です。

＜ 日本の取組 ＞

日本は地域・国家間で存在する情報通信技術の格差を解消するため、積極的に支援を行っています。ICT分野は基本的に民間主導で発展する分野であり、支援の対象は主に、開発途上国における通信・放送インフラの構築およびそのための法整備や人材育成といった、民間部門には馴染まない分野を中心としています。さらに、技術的に優れた地上デジタル放送日本方式の海外普及にも取り組んでいます。

注24：ICT:Information and Communication Technology

Column

5 山岳道路に挑む日本の技術

～ネパールの「石垣」道路～

「このジャングルで覆われた山々に、いかに道路を通せばよいのか。」標高差1,500mの険しいマハバラト山脈にさしかかる地点で路線選定を行った時のコンサルタント会社、日本工営の新開弘毅（しんかいひろき）さんの言葉です。この山の麓にあるシンズリ村を通ることからシンズリ道路と名づけられたこの道路は、ネパールの首都カトマンズとインド国境付近の東タライ地域を結ぶ幹線道路で、長くネパール国民に待ち望まれていたものです。

日本は1986年にこのシンズリ道路の調査を開始して以来、今日の道路建設にいたるまで一貫してこのプロジェクトに協力しています。2009年3月に難工区である第2工区が完工し、残る第3工区の完成によって5年後には全線開通する予定ですが、完工した第1工区、第2工区、第4工区はすでに使用されています。

商・工業都市であるカトマンズと農業生産地である東タライ地域の両地域を結びつける幹線道路は、沿線住民の生活に便利さをもたらし、ネパール経済の向上のために極めて重要です。道路の開設により、急病人を救急車で早く病院へ運べるようになったり、農産物をカトマンズなどの諸都市へ出荷して売ることにより農家の所得が増えることなどが期待されます。また、食品や薬などが短時間で運ばれてくるため、地域によっては3割もモノが安く買えるようになるなど、“道ある土地は富む”というネパールのことわざどおりとなりつつあります。

このように様々な利益を住民にもたらすシンズリ道路ですが、その建設には多くの苦労や困難が伴いました。日本の山岳道路建設技術をネパールに技術移転しながらの道路建設ですが、現場で働く技術者や労働者の生活習慣や安全に対する考え方の大きな違いに、日本の関係者は最初は大いに戸惑いました。たとえばヘルメット一つとっても、工事開始当初はネパール人にとっては抵抗があり使用しませんでしたが、日本人技術者がねばり強く安全意識の大切さを訴えたため、ほぼ全員がヘルメットを着用し、あごひもを締めるようになり、建設に携わる人々の安全確保にもよい影響を与えました。

また、“自然にやさしい道路”という理念と地元の雇用を創出するという観点から、地元の労働者でも簡単に造れ、かつ、どこからでも採取できる岩石や豊富な玉石を道路建設に多用した結果、完成した道路には日本の伝統的な城の石垣に似たような景観が見られます。そうした日本の伝統的な技術をネパールの自然条件に合うように工夫しながら、シンズリ道路の建設は行われてきました。

ハザマ・大成JV（共同企業体）の飯塚利夫（いいづかとしお）さんは「このような石垣のような側壁は、日本の築城技術を参考に考えついたものです。現地で資材を調達できることにより、費用を節約できた他、地元の人々に建設してもらうことにより雇用創出にもつながりました。」と言います。

1996年に工事が開始されてから13年たった今、シンズリ道路は、5年後の全線開通を目指して関係者の努力が続けられています。この道路に立つと、日本の伝統的な技術をネパールの自然に合うように工夫しながら、いい道路をつくりたいという日本人技術者の熱い思いが伝わってくるようです。

地元の資材利用による石垣に似た「石積壁面」（写真提供：日本工営株式会社）

石垣に似た景観のシンズリ道路（写真提供：日本工営株式会社）

第I部第1章
第I部第2章
第I部第3章
第II部第1章
第II部第2章
第III部第1章
第III部第2章
第III部第3章
第III部第4章
第III部第5章
第III部参考
略語一覧
用語集
索引

Column

6 産業発展のために企業努力を促す

～現職参加シニア海外ボランティアの活躍－セントルシア－～

どこまでも真っ青な海と空、白い砂浜、緑濃い島影、爽やかな風に乗って遠くから聞こえてくるスティールパン*1の調べ。セントルシアはカリブ海東端の諸島の中ほどに位置する、人口僅か17万人、淡路島ほどの大きさの島国です。大航海時代の昔から、植民地として英国とフランスの間を7回も往復し、1979年に英国から独立を果たしました。

辻井嗣直（つじい つぐなお）さんは、かつての同僚からシニア海外ボランティアの話を聞き、興味を持っていました。募集のあったセントルシアへの赴任を希望し採用され、勤め先のKDDIが導入した現職参加制度による第一番目のシニア海外ボランティアとして赴任しました。

日本から遠く離れたセントルシアですが、JICAから20名近くのボランティアが派遣されており、その国の人口に比べ派遣人数の多い国の一つです。ボランティアには教員あり、理学療法士あり、また、その活動も音楽指導、森林管理、スポーツ普及など様々です。

辻井さんはセントルシア政府の通信省に配属され、通信政策のアドバイザーとなりました。仕事仲間はオーガスティン公益事業部長とカウンターパートであるエンジニアのペリーさんの二人です。ペリーさんは優秀なエンジニアである一方、7月のカーニバルが近づくとフリルのついた衣装を自分でデザインし、縫って作ってしまうほど器用で、カーニバルバンドのリーダーでもありました。

セントルシアは固定電話の普及率が低く、インターネットや携帯電話の価格が高いなど、通信市場が活性化されていないという問題がありました。このような問題を解決するために、セントルシア政府は近隣の4か国と協力して規制を緩和し、新しい通信会社の市場への参入を促す法律を作りました。この動きを受けて、携帯電話などの値段は下がったものの、結局一時的なものでした。

このような状況を見て「企業努力を引き起こす市場の活性化を促すのが自分の役割だ。」と辻井さんは思い、例えば、規制緩和に関する意見を述べるなど様々なアドバイスを行い、セントルシアの通信省担当者は、このようなアドバイスが、彼らの政策形成に少からず影響を与えたと述べています。

また、競争による価格の低下や、新しく開発された技術が利用者を増やし、会社側にも安定した市場を提供する実例として、辻井さんは「日本の携帯電話“競争”小史」を書きました。「企業努力を促すことが産業の発展のためには重要です。」と辻井さんは言います。

また、時を同じくして、世界的に起こっていた通信業界の競争の波がセントルシアにも及んでおり、その結果、インターネットの料金が半額になったり、新しい機能の付いた携帯電話が売り出されるようになりました。

辻井さんは、「料金が安くなったり、サービスが良くなるように企業努力を促すのであれば、市場に競争が起こることは良いことです。」と言います。

通信市場が活性化されつつあるセントルシアで、辻井さんの思いが実を結ぶことが期待されます。

通信省メンバーとの会議（右から辻井さん、オーガスティン部長、左端がペリーさん）
（写真提供：辻井さん）

セントルシア通信省（写真提供：辻井さん）

*1：ドラム缶から作られた音階のあるカリブ独特の打楽器

ハノイ工科大学ITSS教育能力強化プロジェクト（ベトナム）

ベトナムは、IT分野を成長率の高い将来性のある産業分野と位置付け、同分野の教育および人材育成を積極的に進めていますが、大学・研究機関の資機材や資金、最新技術に精通した教員・専門技術者の不足などにより、産業界が求める人材の育成を十分行えていません。そこで日本は、2006年10月からハノイ工科大学を対象に技術協力プロジェクトを行っています(注25)。専門家派遣や研修員受入れを通じて、学習計画や教材などの作成、社会人向けの集中講座の実施などを行っており、ベトナムのIT分野の教育機関やIT産業における優秀な人材の育成、およびIT技術の進展を通じた同国の産業競争力の強化に貢献しています(注26)。また、このプロジェクトは、日本のITスキル標準（ITSS(注27)）に基づく日本語環境でのIT技術者の教育を推進しており、日本とベトナムのIT産業界をつなぐ人材（ブリッジSE(注28):日本とベトナムのIT企業を結ぶ架け橋）を育成することが期待されています。

（3）貿易、投資、ODA以外の資金との連携

開発途上国の持続的成長のためには、民間セクターの主導的な役割が鍵となり、産業振興や貿易・投資などの民間活動の活性化が重要です。しかし、数々の課題を抱える開発途上国では、民間投資を呼び込むための環境整備を行うことが困難な場合があり、国際社会からの支援が不可欠です。

＜ 日本の取組 ＞

ODAやそれ以外の公的資金（OOF(注29)）を活用して、日本は開発途上国内の中小企業振興や産業技術の移転、経済政策などの支援を行っています。また、開発途上国の輸出能力や競争力を向上させるため、貿易・投資環境や経済基盤の整備も支援しています。2001年にスタートした「世界貿易機関（WTO）ドーハ・ラウンド交渉（ドーハ開発アジェンダ）」においても、多角的自由貿易体制への参画を通じて開発促進が重視されています。日本は、WTOに設けられた信託基金に拠出し、開発途上国のWTO協定履行および交渉参加能力向上などを目指しています。

日本市場へのアクセスに関しては、一般特恵関税制度（GSP(注30)）により、開発途上国産品の輸入時において一般の関税率よりも低い税率を適用し、特に後発開発途上国（LDC）諸国に対しては無税無枠措置(注31)を行っています。また、日本は、経済連携協定（EPA）を積極的に推進しており、EPAを通じても開発途上国の経済成長の促進を図っています。

こうした日本を含む先進国による支援をさらに推進するものとして、近年、様々な国際フォーラムにおいて「貿易のための援助（AfT(注32)）」に関する議論が活発化しています。2009年7月のWTO第2回「貿易のための援助」グローバル・レビュー会合にて日本は、2009年から2011年の3年間に総額約120億ドルの貿易関連プロジェクトへの支援を含む「開発イニシアティブ2009」という独自の貢献策を発表し、多くの国から高い評価を得ました。具体的な取組としては、貿易関連インフラの供与や技術協力、さらに「一村一品キャンペーン」にも関係する支援を行っています。また、開発途上国への民間投資を呼び込むため、開発途上国特有の課題を抽出し、投資を促進するための対策を現地政府に提言するなど、民間投資を促進するための支援を行っています。

注25：2006年から2008年にかけてフェーズ1、2009年3月からフェーズ2を実施中。
注26：円借款プロジェクト（2005年度承諾）により、IT教育のための資機材供与、日本語教員派遣、日本への留学生派遣についての支援等も行っている。
注27：ITSS:Information Technology Skill Standard、経済産業省が策定したITスキル標準のこと。
注28：SE:System Engineer
注29：OOF:Other Official Flows
注30：GSP:Generalized System of Preferences
注31：これまでLDCに対する無税無枠措置の対象品目を拡大してきており、品目数では約98%、貿易額では99%超が無税無枠での輸入が可能となっている（2009年12月現在）。
注32：AfT:Aid for Trade

囲み 2 貿易のための援助

2008年9月の世界的な金融・経済危機の後、世界貿易は低迷が続いています。この厳しい状況を克服するには、先進国や新興国が保護主義を抑止しつつ、自由貿易体制を維持する努力を行うとともに、後発開発途上国（LDC）を含む開発途上国の多角的貿易体制へのさらなる統合を後押ししていくことが不可欠であり、これを様々な局面から支援するのが「貿易のための援助（AfT:Aid for Trade）」です。貿易自由化と「貿易のための援助」は、世界貿易再活性化のための車の両輪であるといえます。

「貿易のための援助」は、開発途上国が世界貿易機関（WTO）を中心とする多角的貿易体制の下で、貿易を通じて経済成長を達成することを目的とし、開発途上国に対して貿易関連のキャパシティ・ビルディングやインフラ整備の支援を行います。

日本は、この「貿易のための援助」に積極的に貢献するとの観点から、日本の援助手法を組み合わせた包括的アプローチである「開発イニシアティブ*1」を2005年に発表し、このイニシアティブに基づき、「貿易のための援助」の主要ドナー*2として第4回アフリカ開発会議（TICAD IV）におけるODA倍増を含めた貿易・投資分野の対アフリカ支援、開発途上国の市場参入を支援する「一村一品キャンペーン」といった特色ある支援などを実施し、3年間で所期の目標を達成しました。こうした実績は、これまでのアフリカ地域やアジア太平洋地域のレビュー会合*3において、高い評価を得ています。

現下の世界経済情勢なども踏まえ、日本は、2009年7月に、ジュネーブ（スイス）で開催された世界貿易機関（WTO）と経済協力開発機構（OECD）の共催による「第2回貿易のための援助グローバル・レビュー会合*4」の機会を捉え、新たな戦略として「開発イニシアティブ2009」を発表しました。このイニシアティブに基づき、日本政府は2009年から2011年の3年間に、以下の支援を実施していく予定です。

（1）前回のイニシアティブでの目標を上回る総額120億ドルの「貿易のための援助」関連の二国間援助を行うとともに、人的能力拡充の需要にこたえ、4万人の専門家派遣・研修員受入れを行う技術協力を実施する。

（2）市場開放努力の面では、一般特恵関税制度（GSP）について制度全体に対する見直しを行う。

（3）貿易金融分野では、G20ロンドン・サミットなどにおいて表明したコミットメントを着実に実施する。

こうした日本のリーダーシップは、上記のグローバル・レビュー会合（政府、JICAに加えて邦銀の関係者も参加）で高い評価を受け、日本をはじめとする先進国が「貿易のための援助」を着実に支援していくことで開発途上国の世界貿易への参画が促進されていくことが期待されています。

*1：2006年から2008年の3年間で、「生産」、「流通・販売」、「購入」の3つの局面それぞれについて、「知識・技術」、「資金」、「人」、「制度」への支援を組み合わせ、合計100億ドルの資金協力を行い、また、この分野での技術協力として合計1万人の専門家派遣・研修員受入れを行う。さらに、LDC諸国へは原則無税枠の市場アクセスを供与する。
*2：2006年は第1位（約46億ドル）、2007年は米国、世界銀行に次ぐ第3位（約44億ドル）。2008年は約78億ドル（順位は未定）。
*3：アフリカ地域レビュー会合は2009年4月ルサカ（ザンビア）で、アジア太平洋地域レビュー会合は同年5月シェム・リアップ（カンボジア）で開催。
*4：第1回会合は、2007年11月開催。

一村一品キャンペーン

アジア、アフリカなど開発途上国の民族性豊かな手工芸品、織物、玩具など魅力的な商品を掘り起こし、より多くの人々に知ってもらうことで、開発途上国の商品の輸出向上を支援する取組です。生産方法、商品開発や販路の拡大などに磨きをかけ、世界的に通用する商品の育成を図ることで、地域活性化を目指しています。日本国内の主要国際空港では、開発途上国の産品を販売し日本の消費者の方々に紹介する「一村一品マーケット」が運営されています。

投資促進（フィリピン）

日本は、フィリピン貿易産業省投資委員会（BOI）に対して、「投資促進アドバイザー」を派遣しています。同アドバイザーは、BOI委員長に対して組織・業務改善などを提言するとともに、フィリピン政府の投資促進計画の改訂作業に関する助言・指導や、BOIの海外市場マーケティング能力の改善のために指導を行っています。また、フィリピンにおいては日系企業による投資の重要性が高いことを踏まえ、BOIと進出日系企業の対話の促進や連携強化のための働きかけ、特定産業育成のための政策立案支援を通じて、ビジネス投資環境の改善に取り組んでいます。

（4）農業

開発途上国の貧困層は4人に3人の割合で農村部に居住しており、そのほとんどが生計を農業に依存しています。ミレニアム開発目標（MDGs）は、貧困削減および飢餓撲滅を主要な目標に掲げており、持続可能な経済成長を通じた貧困削減には、農業・農村開発が重要です。

＜ 日本の取組 ＞

貧困削減のため農業分野における協力を重視するとともに、地球規模の問題としての食料問題に積極的に取り組んでいます。短期的には、食料不足に直面している開発途上国のための食料支援を、中長期的には、持続可能な農業開発への、開発途上国のオーナーシップを支援するため、取組を進めています。

具体的には、日本の経験や知見を活用した稲作技術や農民組織化の支援、かんがい施設といったインフラの整備などを実施しています。また、アフリカにおけるネリカ稲などの生産技術の普及および研究開発の支援も行っています。さらに、国際機関（国連食糧農業機関（FAO）、国際農業開発基金（IFAD）、国際農業研究協議グループ（CGIAR）、国連世界食糧計画（WFP）など）を通じた支援を行っています。

また、2008年に開かれた第4回アフリカ開発会議（TICAD IV）のサイドイベントにて、アフリカ稲作振興のための共同体（CARD[注33]）が発表されました。これは、稲作振興に関心のあるアフリカの米生産国と連携し、援助国やアフリカ地域機関および国際機関などが参加する協議グループで、サブ・サハラ・アフリカの米生産量を、現行の1,400万トンから10年間で2,800万トンに倍増することを目標としています。

さらに、2009年7月のG8ラクイラ・サミットの食料安全保障に関する拡大会合では、日本は2010年から2012年の3年間にインフラを含む農業関連分野において、少なくとも約30億ドルの支援を行う用意があると表明しました。

稲研究・研修センター建設計画（ウガンダ）

農業開発はウガンダに対する援助の重点分野であり、日本は、技術協力にてアフリカ向け新品種米である「ネリカ米」の開発を支援しました。しかし、その研究・研修の拠点となるウガンダの国立作物資源研究所は建設後約60年が経過し、施設および機材の老朽化が進んでいます。そこで、日本は同研究所に、実習施設、研修棟、研修用かんがい施設、寄宿舎といった施設や、農業機械、農機修理機材、研修用トラクターといった機材を無償供与しました。これら支援を通じ、稲作研究・研修の質の向上が図られ、ウガンダにおける稲作に関する人材育成、稲作振興が促進され、米生産性の向上に寄与することが期待されています。

（写真提供：JICA）

注33：CARD:Coalition for African Rice Development

Column

7 安定した農産物の供給を

～セネガルの農村自立発展プロジェクト～

セネガルは西アフリカにある農業や漁業を主な産業とする国です。しかし年間の降雨量が少なく、農業にとって重要な水の確保のため、日本はこれまでセネガルの農村に給水施設を建設し、2003年にはその維持管理方法についての協力を行いました。2008年からはこうした農村の自立発展を支援するプロジェクトを行っています。

ムフムフ村はこうした農業支援プロジェクトの現場の一つで、様々な農業の生産性を向上させる取組を行っています。村は給水施設を中心にいくつかのグループに分かれ、それぞれ野菜作りや家畜の飼育を行っています。持続的で自立的な農業の発展を目指すこのプロジェクトを担うのはJICAコンサルタントの井上さん、後藤さん、西山さんたちです。持続的な農村生活を実現するためにそれぞれの専門的な視点から協力する彼らですが、時に伝えたいことを理解してもらえず困難を感じるそうです。たとえばセネガルの市場ではナスやトマトなどナス科の作物がよく売れるため、同じ畑で何度も栽培しますが、これによって病気が発生しやすくなります。このような害を防ぐためには時々異なった作物を植える必要があるのですが、生計と畑の持続的な利用の間でとまどっている村人たちに畑を使い続けることの大切さを説明し、理解してもらうには苦労がともないます。

この例のように、自立的な発展にはまだ克服すべき課題があるムフムフ村ですが、すでに上手くいっている事例もあります。この地域でのヨーグルトの生産は重要な収入源の一つです。ヨーグルトはセネガルではよく食べられ、これをいつでも販売することができれば安定した収入を得ることができます。そこでより良いヨーグルトをつくるためにヨーグルトの滅菌処理の方法を教えました。このヨーグルトの評判は良く、給水施設を管理する水管理組合の事務所で販売されていますが、ほぼ毎日売り切れてしまいます。また、雨期には牛乳の量が減るため、お客さんに続けて買いに来てもらうために粉ミルクによる生産も行っています。

商品を計画的に生産し安定的に供給するには、記録と管理が必要です。そこで管理簿に材料の集荷や生産、販売、品物の管理などを記録するようにアドバイスしました。この指導をした専門家の西山さんは「数字として明確に示されるので、やりがいもあるようで、皆さん、張り切って仕事に取り組んでいます。」と商品の管理に前向きに取り組み始めた村民の様子を話します。

また、このプロジェクトは農産物の生産性向上の他にも思わぬ効果をもたらしました。

女性が外に出て他の女性とコミュニケーションをとることにより、活き活きと働くようになりました。ある女性は「お互いに助け合ったり、教え合ったりしています。病気の時でも安心です。多くの人と交流できるのがうれしいですね。お陰で、地域全体が協力的になり住みやすくなりました。」と喜んでいます。

村の自立発展を目指すこのプロジェクトについて井上さんは、「今後は計画から実施、自己評価まで住民自身でできる体制を定着させていきたいですね。」と将来への抱負を語っています。

ヨーグルト作りの様子（写真提供：西山さん）

野菜苗の間引きを指導する後藤さん（写真提供：後藤さん）

パンジャブ州かんがいシステム改善計画（パキスタン）

パキスタン全体で生産される小麦、綿の約8割を生産しているパンジャブ州では、農業生産性の向上が課題となっています。そのため日本は、約114億円の円借款を通じて、同州におけるかんがい施設・水資源管理関連施設の改修、かんがいサービスの改善、農民組織の設立・育成を支援しています。これらの支援を通じ、水利用の効率化、農業生産性の向上、貧困層の多い小規模農家の所得向上を図っています。

(5) 政策立案・制度整備

開発途上国の持続的成長のためには、経済社会基盤の整備とともに政策立案・制度整備や人づくりが重要です。そのためには、汚職の撲滅、法・制度の改革、行政の効率化・透明化、地方政府の行政能力の向上などへの支援が必要です。

＜ 日本の取組 ＞

政策立案・制度整備支援の一環として、法制度整備支援を進めています。法制度整備は良い統治（グッド・ガバナンス）に基づく自助努力を通じた国の発展となるものです。同分野への支援は「人と人との協力」の代表例であり、日本の顔が見える援助の一翼を担っています。また、それにより開発途上国の法制度が整備されれば日本企業の活動の円滑化にもつながります。2009年4月には関係省庁の局長級会議で「法制度整備支援に関する基本方針(注34)」が策定され、同月、第21回海外経済協力会議により了承されました。そこでは、法制度整備支援にかかわる基本的な考え方、アジアを中心とする国々への支援の現状、課題と今後の方向性がまとめられました。日本の法制度整備支援は、日本のソフトパワーによる支援であり、アジアの成長力強化を下支えするために重要な役割を果たしています。

また、民主的発展の支援のために、法制度、司法制度、行政制度、公務員制度、警察制度などの各種制度整備や組織強化支援、選挙支援、市民社会の強化、女性の地位向上支援などの取組を行っています。汚職の防止や統計能力の向上、地方行政能力の向上の支援も行っており、タイ、ベトナム、カンボジア、バングラデシュ、パキスタンといったアジア諸国、パラグアイ、ホンジュラスなどの中南米諸国、タンザニア、ザンビアなどのアフリカ諸国への協力を行っています。

さらに、特定のプロジェクトだけではなく、開発途上国の財政に資金を投入する政策立案・制度改善支援も実施しています。たとえば、2004年度以降、インドネシアに対し、世界銀行やアジア開発銀行と協調して開発政策借款（DPL(注35)）を供与しています。DPLは、マクロ経済の安定化、投資環境の改善、公共財政管理、汚職撲滅などのガバナンス分野における改革推進や貧困削減を対象にしています。

国内治安維持の要となる警察機関の能力向上については、制度づくりや行政能力向上への支援など人材育成に重点を置きつつ、日本の警察による国際協力の実績と経験を踏まえた知識・技術の移転と、施設整備や機材供与を組み合わせた支援を実施しています。警察庁では、インドネシア、フィリピンなどのアジア諸国を中心に専門家の派遣や研修の受入れを行っており、文民警察として国民に信頼される日本の警察の姿勢や事件捜査、鑑識技術の移転を目指しています。このほか無償資金協力により無線機や交番、鑑識機材などを供与しており、無線通信網の整備により、市民からの通報に迅速な対応が可能となり、また物証に基づく捜査技術が向上するなど、市民生活の安全に貢献しています。

（写真提供：JICA）

注34：2008年1月に開かれた第13回海外経済協力会議にて、法制度整備支援が海外経済協力の重要な一分野として戦略的に進めていくべきことが確認され、本基本方針はこれを受けたもの。
注35：DPL:Development Policy Loan

Column

8 安定した社会をめざして

～カンボジアの法制度整備支援～

近年、カンボジアは急速な経済成長を実現し、昨今の世界金融危機の影響を受けながらも、着実な発展を遂げています。カンボジアの首都プノンペンでは、車やバイクがせわしなく走り、街は喧騒に満ちています。クメール・ルージュ（ポル・ポト派）の虐殺や地雷など、暗い過去がありましたが、人々はそれを乗り越えて発展していこうという前向きさにあふれています。

1970年代のクメール・ルージュ政権により、原理的な社会主義が提唱され、それまでの価値観は全て否定されました。多くの知識層が虐殺されたことにより、国家機能は著しく停滞しました。司法分野もその一つであり、法律自体が廃止されていました。日本は、カンボジアの要請に基づき、1999年よりカンボジアの法制度整備支援を行っています。この支援にはカンボジア司法省に対する「法制度整備プロジェクト」、裁判官・検察官養成校に対する「民事教育改善プロジェクト」、そして弁護士会に対する「弁護士会司法支援プロジェクト」の3つのプロジェクトが含まれています。カンボジアでは、日本が起草支援した民事訴訟法が2006年7月に成立し、翌年7月に施行されており、12月には民法が成立しました。このように、法律自体は出来上がったのですが、いまだ法曹や行政官の法律の理解度が低く、現在の日本の支援は法律の普及に重点を置いています。

この中でも、カンボジアの将来の法曹を教育する裁判官・検察官養成校では、日本の法務省から現役の検察官、建元亮太（たてもとりょうた）氏が専門家として派遣されており、きめの細かい支援がされています。プロジェクトが始まったのは、今から4年前、2005年11月です。当時は専門家自身が直接学生に民法・民事訴訟法の講義を行うことが多かったのですが、現在では,近い将来教官になると見込まれる卒業生（「教官候補生」）のみに講義をし、その候補生が学生に講義をするというスタイルをとり、学校側の自立を促しています。当初は日本の専門家に頼ることの多かった学校側も、2008年から積極的に教官候補生を活用するようになり、同年度前半の全授業がカンボジア人の教官と教官候補生によって行われました。多忙を極める教官の代わりに、教官候補生が授業を担当することも多く見られるようになり、候補生たちも授業の準備を通してより理解を深めている様子です。「候補生たちの成長と活躍が頼もしい」と同専門家は語ります。

また、この養成校では、法曹の卵だけではなく、現職裁判官に対する継続教育も行っています。このとき、建元専門家の目に留まった一人の裁判官がいました。彼は自分が対象となる講義以外にも繰り返し講義に参加しており、専門家が聞いたところ、「前回の講義では質疑応答があり、充分な説明を聞けなかったので、今日も参加してみた」との返事が返ってきたそうです。現職裁判官が日本が支援した民法・民事訴訟法の講義を受ける機会は限られており、それを最大限活用したいという受講生側の意気込みが感じられたときでした。彼らのためにも、現在プロジェクトで作成中の教材を早く完成させたい、と同専門家は思いを新たにしています。

司法分野に対する支援は、息の長いきめの細かい配慮が必要です。今後も司法という視点を通じてカンボジアを見つめていきたいと同専門家は感じています。

建元専門家による教官候補生へのトレーニング（写真提供：JICA）

RSJP（裁判官・検察官養成校）の卒業式（写真提供：JICA）

カンボジア法制度整備プロジェクト

20年にわたる内戦の終結後、カンボジアでは基本法体系が十分に整備されておらず、また法曹人材がきわめて少ない状況でした。このため日本は、1999年から法制度整備プロジェクトを開始し、日・カ合同起草チームによる民法・民事訴訟法の起草支援や立法化支援（2006年7月に民事訴訟法公布、2007年12月に民法公布）、および附属法令の起草支援を行いました。2008年からは、両法が適切に運用されることを目指し、附属法令の整備、司法省の能力強化、新法の普及活動を支援しています。裁判官・検察官などの法曹人材育成も支援しており、公正な司法の実現に向け一体的に取り組んでいます。

カンボジアの民法と民事訴訟法（写真提供：JICA）

（6）債務問題への取組

開発途上国が、債務として受け入れた資金を有効に利用し、将来的に成長が実現するなど、返済能力が確保される限りにおいては、債務は経済成長に資するものです。しかし、返済能力が乏しく過剰に債務を抱える場合には、債務は開発途上国の持続的成長の阻害要因となります。

＜ 日本の取組 ＞

債務問題は、債務国自身が改革努力などを通じて自ら解決しなければならない問題ですが、過大な債務が開発途上国の発展の足かせになってしまうことは避けなければなりません。最貧国の債務問題に関しては、これまでに35か国の重債務貧困国（HIPCs）が拡大HIPCsイニシアティブ[注36]の適用を受けており、経済・社会改革などへの取組が一定の段階に達した結果、2008年度までに、24か国に対して包括的な債務削減が実施されています。2005年のG8グレンイーグルズ・サミットでは、HIPCsが国際通貨基金（IMF）、国際開発協会（IDA）およびアフリカ開発基金に対して抱える債務を100%削減するとの提案に合意がなされました[注37]。

また、重債務貧困国以外の低所得国や中所得国についても、重い債務を負っている国があり、こうした問題に適切に対応するため、2003年にパリクラブ[注38]において「エビアン・アプローチ」（パリクラブの債務リストラに関する新たなアプローチ）が合意されました。エビアン・アプローチでは、重債務貧困国以外の低所得国や中所得国を対象に、従来以上に債務国の債務持続可能性に焦点を当て、各債務国の状況に見合った措置が個別に検討され、債務持続に困難がある国に関しては、一定の条件を満たした場合、包括的な債務救済措置がとられることになりました。日本は、パリクラブなどの国際的な枠組みにおける合意などに基づき、債務の繰延[注39]、免除、削減などの措置によって、債務救済措置に協力しています。

注36：1999年のG8ケルン・サミットにおいて合意されたイニシアティブ。重債務貧困国に対する既存の国際的な債務救済イニシアティブをさらに拡充し、債権の100%の削減等を行うこととしたもの。
注37：マルチ債務救済イニシアティブ（MDRI:Multilateral Debt Relief Initiative）
注38：特定の国の公的債務の繰延に関して債権国が集まり協議する非公式グループ。フランスが議長国となり、債務累積国からの要請に基づき債権国をパリに招集して開催されてきたことから「パリクラブ」と呼ばれる。
注39：債務の繰延とは、債務救済手段の一つであり、債務国の債務支払の負担を軽減するために、一定期間債務の返済を延期する措置。

(7) 文化復興・振興

開発途上国では、その国の文化の振興に対する関心が高まっています。たとえば、その国を象徴するような文化遺産は、観光資源として周辺住民の社会発展に有効に活用できるだけではなく、その国の人々の誇りでもあります。しかし、開発途上国では、危機にさらされている文化遺産も多く、そのような文化遺産を守るための支援は、人々の心情に直接訴えかけるとともに、長期的に効果が持続する協力の形といえます。また、これら人類共通の貴重な文化遺産の保護は、開発途上国のみならず国際社会全体で取り組むべき課題といえます。

＜ 日本の取組 ＞

日本は、世界でもあまり例を見ない、文化・高等教育振興のためのプロジェクト支援を目的とした文化無償資金協力（一般文化無償資金協力および草の根文化無償資金協力）により、日本語教育や、柔道・空手などの日本武道振興、日本文化紹介事業などにも使用される機材の供与や施設の整備などを行っています。これらの取組を通じて、開発途上国の将来を担う青少年の健全な育成を通じた人づくり支援、日本と相手国との文化分野での交流促進、および「人」と「人」との交流を通じた相互理解の促進を図っています。

さらに日本は、国連教育科学文化機関（UNESCO（ユネスコ））に文化遺産保存日本信託基金を設置し、文化遺産の保存・修復作業、そのために必要な国際専門家の派遣や機材供与、事前調査などを行い、特に現地の人材育成に力を入れた協力を実施しています。さらには、いわゆる有形の文化遺産だけでなく、伝統的な舞踊や音楽、工芸技術、口承伝承などの無形文化遺産についても、同じくユネスコに設置した無形文化遺産保存日本信託基金を通じ、継承者の育成や記録保存などの事業に対する支援を行っています。

日本伝統武道への支援を通じた人づくり

世界の多くの国で、青少年の心身の健全な育成に役立つスポーツとして、柔道、空手、剣道といった日本の伝統武道が広く愛好されています。しかし、開発途上国では畳、道着などが不足し、活動に支障をきたしているところも多くあります。それらの活動を支援し、日本と相手国とのスポーツ分野での交流の促進および開発途上国の将来を担う人づくりに貢献すべく、2008年度には一般文化無償資金協力や、草の根文化無償資金協力を実施しました。この協力を通じて、ザンビアやソロモンなど計8か国のスポーツ団体が必要な器材を購入するために総額約6,450万円の資金を供与しました。

無形文化遺産保存日本信託基金

「バヌアツの砂絵」は、単なる芸術表現のみにとどまらず、部族間の通信、知識・技術などの継承のためのコミュニケーション手段でもあります。現在、継承者が減少して消滅の危機にあることから、日本はユネスコと協力して、砂絵の記録や法的保護制度の整備などを行い、現在では砂絵の研究が学校教育に取り込まれています。

（写真提供：UNESCO（ユネスコ））

Column

9 大河メコンの一滴に

～ラオスでの柔道指導～

日本とメコン川流域の国々*1は近年交流を深め、日メコン交流年である2009年には様々な事業が行われています。そのメコンのほとりラオスで菊池正敏（きくち まさとし）さんは今日も柔道の指導のために汗を流しています。

長崎県平戸市で生まれ育ち、柔道と出会ったのは、高校1年の時。以来、九州大学で、卒業後入社した株式会社間組（はざまぐみ）で、そして62歳の今日まで四十年余り休むことなく、柔道に携わってきました。間組時代の通算6年に及ぶシンガポール、ネパール駐在の時も道場を探してひたすら柔道の練習を続けてきました。海外の駐在員生活で地元の人々と体をぶつけあい、稽古後に酒を酌み交わすうちに、「定年後は海外で柔道を教えたい。」という気持ちが膨らんでいきました。その後、「定年の時まで健康という保証はない。気力も体力も充実している今のうちに活動を開始したい。」という強い気持ちに突き動かされました。世界の柔道事情に詳しい名人から、ラオスが最も菊池さんが活躍する場にふさわしいとのアドバイスを受け、JICAのシニア海外ボランティア（SV）に応募して合格し、菊池さんとラオスの縁が始まりました。

2003年に赴任した頃、ラオスの柔道人口は約50人、道場も一か所のみで、あまり強い選手はいませんでした。そこで菊池さんは、ラオス柔道の強化には、まず今いる選手たちのレベルアップが必要と考え、ベトナムやタイといったメコン川流域の国々へ他流試合に出かけ、力をつけさせるようにしました。その他にもラオスの人々に柔道を教えるにあたって様々な工夫をしました。みなが怪我をしない、させないということを最優先にして準備体操を重視し、ラジオ体操の他、日本の講道館で行われている「柔の形」や足技をくり返し稽古させました。また、ただ勝てばよいというのではなく、国際的に礼儀正しい試合を行う心がまえを伝えました。こうしたたゆみない努力が実を結び、ラオスの選手は力をつけていき、だんだんと外国での試合で金メダルなどをとるようになりました。2007年、この地域で最も強い選手が集まる東南アジア競技大会（SEA GAMES*2）のタイ大会では9か国中3位となり、2つの金メダルがラオス選手の胸に輝きました。このような成果に対し、ラオス政府は菊池さんに名誉ある「労働徽章（きしょう）」を与えただけではなく、SVの任期終了後も2009年12月にラオスで行われるSEA GAMESに向けて引き続き指導してほしいと要請し、菊池さんは快く引き受けました。

この大事な試合に向けて一生懸命に指導を行っている菊池さんですが、協力しているのは柔道指導のみではありません。間組の海外駐在員時代にODA事業に関わった経験もある菊池さんは、日本政府の文化無償*3による武道センターの建設をラオスの人々と共に、日本、ラオス両政府に働きかけました。この武道センターは2009年11月に完成し、12月のSEA GAMESでは柔道の試合が行われ、ラオスの選手たちは見事な成果をあげました*4。

ラオス柔道の発展に自信を持つ菊池さんは、「技術や勝負だけではなく、礼儀をわきまえた国際人としての育成を心がけています。大河メコンの一滴かもしれませんが大切にしていることです。」とその心意気を語ります。そして、大会後もこの「縁ある仏教国ラオス」を側面的に支え続けていきたいと話しています。

地方道場での指導（ひざまづいているのが菊池シニア海外ボランティア）
（写真提供：菊池さん）

新設の武道センター前でトレーニングする選手と日本人コーチたち
（後列右端が菊池さん）（写真提供：菊池さん）

*1：カンボジア、タイ、ベトナム、ミャンマー、ラオス
*2：South East Asia Games
*3：一般文化無償資金協力
*4：メダル獲得はそれぞれ金2、銀5、銅4個。

3.地球規模問題への取組

(1)環境問題

環境問題は、1970年代に国際的に議論され始めました。1992年の国連環境開発会議「地球サミット(UNCED[注40])」、2002年の「持続可能な開発に関する世界首脳会議(WSSD[注41])」での議論を経て、国際的にその重要性が、より一層強く認識されました。2008年7月のG8北海道洞爺湖サミットにおいては、環境・気候変動は主要テーマの一つとして取り上げられ、建設的な議論がなされました。環境問題は、未来の人類の繁栄のためにも、国際社会全体として取り組んでいく必要がある課題です。

＜日本の取組＞

環境汚染対策においては、日本は多くの経験や技術を蓄積しており、それらを開発途上国の公害問題に活用しています。特に、急速な経済成長を遂げつつあるアジア諸国を中心に、都市部での公害対策や生活環境改善(大気汚染、水質汚濁、廃棄物処理など)への支援を進めています。

自然環境保全については、住民の貧困削減を考慮しつつ開発途上国の自然保護区などの保全管理、持続可能な森林経営の推進、砂漠化対策および自然資源管理の支援を行っています。それらを通じ、開発途上国における生物多様性の保全を図っています。また、日本も参加している生物多様性条約の下では、2010年までに、生物多様性の損失速度を顕著に減少させる「2010年目標」が設定されており、日本はこの目標を達成するため、様々な取組を行っています。

環境・気候変動問題や生物多様性への取組に関する日本の実績については、第I部第3章(16ページ)を参照してください。

マングローブが生い茂る汽水域にも不法投棄などの環境破壊が進んでいる(トンガ)
(写真提供：JICA)

環境開発計画(フィリピン)

フィリピンでは、マニラ首都圏を中心に、人口の増加、経済活動の活発化が進む一方、水不足、水質汚濁、大気汚染、廃棄物排出量の増加など、生活環境の悪化が深刻となっています。しかし、環境改善のための設備投資促進は、一般的に収益を生みがたく、民間金融機関による中長期の資金供給はあまり進んでいません。このような状況を受け、日本は、現地の民間企業、地方自治体、政府出資企業に対し、約248億円の円借款を通じて環境保全のための設備投資に必要な中長期資金を融資しています。貸付資金は①水供給・水質保全(上下水道施設の整備)、②再生可能エネルギー、③産業公害防止、④固形・医療・有害廃棄物処理、への融資およびコンサルティング・サービス費用に充当されています。

注40：UNCED:United Nations Conference on Environment and Development
注41：WSSD:World Summit on Sustainable Development

囲み 3 地球規模課題に対応する科学技術協力

気候変動や感染症など、喫緊の地球規模の課題に対しては、日本のみで対応しているのでは不十分であり、開発途上国の対応能力を向上させていくことが不可欠です。そして、その能力向上には科学技術が大きな役割を果たします。このような考えから、日本の有するすぐれた科学技術に対して開発途上国から高い期待が寄せられており、「科学技術外交」の一環として、科学技術を外交資産・ツールとして活用する「地球規模課題に対応する科学技術協力」を実施しています。

2008年4月から始まった「地球規模課題対応国際科学技術協力」は、日本と開発途上国の大学や研究機関の間で、科学技術の開発・応用や新しい知見の獲得のための共同研究を実施するものです。環境・エネルギー、防災、感染症対策などの地球規模課題について、日本と開発途上国の大学や研究機関が、外務省・独立行政法人国際協力機構（JICA）および文部科学省・独立行政法人科学技術振興機構（JST）の連携による支援の下で国際共同研究を実施するもので、地球規模課題の解決および科学技術水準の向上につながる成果を創出するとともに、開発途上国研究機関の科学技術水準の向上と総合的な対処能力の向上を図ることを目的としています。さらに、単なる技術協力にとどまらず、共同研究が日本と開発途上国の双方の資産となり、相互受益をもたらす形となることを目指しています。

2008年から海面上昇による影響を強く受ける、標高の低い小さな島・ツバルのフナフチ環礁では、東京大学をはじめとする日本の研究チームと、ツバル環境局、南太平洋大学などが、海面上昇に対して復元力の高い国土づくりに取り組んでいます。この研究は、環礁島の形成・維持メカニズムに基づいて、ツバルの現状と海面上昇後の島の状況を評価・予測し、サンゴや微生物（有孔虫）による砂の生産と海岸への堆積を促して長期的な島の維持を図ることを目的としています。

● 2009年度採択案件の分野・地域構成

	アジア	アフリカ	その他	合計
環境・エネルギー	5	4	3	12
防災	3	1	1	5
感染症	2	1	1	4
合計	10	6	5	21

注：環境・エネルギーには生物資源を含む。

（2）感染症

HIV/エイズ、結核、マラリアなどの感染症は、個人のみならず、開発途上国の経済社会発展にとっても大きな問題です。また、2009年4月には新型インフルエンザA（H1N1）が発生し、世界中に感染が広がりました。アジア地域やエジプトで被害が続いている高病原性鳥インフルエンザA（H5N1）から発生する可能性のある新型インフルエンザも依然として脅威となっています。さらに、シャーガス病、ギニア・ウォーム症、フィラリア症、住血吸虫症など「顧みられない熱帯病[注42]」と呼ばれる寄生虫症に関しては、全世界で約10億人が感染しており[注43]、開発途上国に多大な社会・経済的損失を与えています。

＜ 日本の取組 ＞

HIV/エイズ、結核、マラリアの三大感染症については、世界エイズ・結核・マラリア対策基金（世界基金）を通じた支援に力を入れており、日本はこれまでに10億4,000万ドルを拠出しています。また、結核については、日本は高水準の研究・検査・治療技術を持っています。「ストップ結核世界計画2006～2015（Global Plan to Stop TB 2006～2015）」に基づき、世界保健機関（WHO）が示している結核高負担国などの被害の深刻な国に対して抗結核薬や検査機材の供与を行っています。2008年7月には、外務省、厚生労働

注42：Neglected Tropical Diseases
注43：（出典）WHO and The Carter Center “Integrated Control of the Neglected Tropical Diseases”（2008）

省、JICA、結核予防会およびNGOストップ結核パートナーシップが連携して、結核対策の国際協力に取り組んでいくことを表明しました。発表された行動計画には、戦後の結核対策で培った経験や技術を活かした医療支援や人材育成を行うことや、世界基金を活用した国際協力の推進に向けて官民が連携することなどが盛り込まれました。

乳幼児死亡の主な原因の一つであるマラリアに関しては、国連児童基金（UNICEF）を通じて蚊帳の供与を行うなどの支援をしています。HIV/エイズに関しては、感染予防、検査、カウンセリング・サービス（VCT[注44]）、治療などの医療体制の整備支援を行っています。インフルエンザに関しては、HINIインフルエンザワクチンを開発途上国において接種するため、2009年9月WHOを通じて約11億円の緊急無償資金協力を実施しました。また、将来発生し得る新型インフルエンザに備えるため、ASEAN、アジア欧州会合（ASEM）との協力による抗ウイルス薬などの備蓄や供与、WHOやUNICEFなど国際機関との連携による啓発や能力強化、二国間協力による発生状況の監視体制の強化などを推進しています。さらに家きん段階における対策が緊急の課題であることから、国際獣疫事務局（OIE）を通じてアジア地域における高病原性鳥インフルエンザ対策を実施しています。世界的根絶が課題となっているポリオについては、流行国に指定されているナイジェリア、インド、アフガニスタン、パキスタンの4か国を中心に、UNICEFを通じたポリオ・ワクチン供与の支援を行っています。

また、日本は、世界に先駆けて中米諸国のシャーガス病対策に取り組んでいます。具体的には、媒介虫対策体制確立を支援することで感染のリスクの減少に貢献しています。また、フィラリア症についても、駆虫剤と啓発教材の供与および協力隊員による啓発予防活動などを通じて、大幅な新規患者数の減少や非流行状態の維持を目指しています。

マスメディアを通じたエイズ教育プロジェクト（ガーナ）

ガーナのHIV感染率は1.9%（2007年）ですが、若者感染率は2.6%と上昇傾向にあり、HIV/エイズ予防対策が課題となっています。そこで日本は、ガーナの2州10郡において、2005年からHIV/エイズや性感染症に関する教育・啓発およびコンドームの供与などのサービスへのアクセス改善を行い、若者の行動変容を促進しています。活動を通じて、若者のHIV/エイズや性感染症に対する知識が増え、またVCT（自発的エイズ検査）を受診したいと考える若者も90%近くまで上りました。また、検査施設が23件に増えるなどサービス提供の機会も増え、若者の感染リスク行動を軽減するための社会環境が整いつつあります。

（写真提供：JICA）

結核対策プロジェクト（カンボジア）

カンボジアでは死因の多くが感染症によるもので、そのうち結核感染が上位に入っています。日本は1999年からDOTS（直接監視下における短期化学療法）の拡大を支援し、全国で約750のヘルスセンターでDOTSを提供できるようになりました（フェーズ1）。2004年からは、官民連携やコミュニティによるDOTSを取り入れ、結核/エイズ重複感染症などの課題への対応、急速に拡大したDOTSサービスの質的向上などを支援しています（フェーズ2）。その結果、結核患者発見率は70%、治療成功率は85%を達成し、国際的な目標に到達しました。

（写真提供：JICA）

注44：VCT:Voluntary Counseling and Testing（自発的エイズ検査）

Column

10 パラグアイでシャーガス病と戦う

～大学学長からシニア海外ボランティアへの挑戦～

「最初にパラグアイに足を踏み入れたのは、1988年。もう20年も経つんですね。」とこれまでの訪問を懐かしそうに話す前山形大学長の仙道富士郎（せんどうふじろう）さん。仙道さんは2008年1月から国際協力機構（JICA）のシニア海外ボランティアとして、国立アスンシオン大学保健科学研究所（IICS）でシャーガス病を中心とした感染症対策に取り組んでいます。

シャーガス病とは、寄生虫を媒体として発症する感染症で死に到る病です。感染症の対策は世界規模で進んでいるものの、パラグアイの隅々まではその成果が活かされていません。そこで「パラグアイで感染症研究の基礎技術を確立しその技術をつなぐ人材を育てる」という要請内容を受けて、仙道さんが派遣されました。

仙道さんは今回の派遣以前から延べ13回、主にJICAの医療調査団のメンバーとしてIICSの研究者と共にシャーガス病などの感染症対策に取り組み、シャーガス病診断キットの開発などを指導してきました。シャーガス病は土塀や茅葺（かやぶき）屋根の多い貧しい村落部に発症が多い疾患ですが、このような村落部には医療施設が十分に整っていないことも多いことから、診断キットの開発はシャーガス病の簡易診断に大きく貢献しています。

仙道さんは活動の中で特に人材育成に力を入れています。日本とは異なり十分な機材がないパラグアイで研究を続けるには、限られた機材を扱う「人」が最も重要です。「いくら機材があっても、それを動かす人がいなければ意味がありません。シャーガス病の感染症対策は1988年3月に始まりましたが、その当時JICAが協力した製氷機を今でもIICSでは活用しています。同じ機材を21年間も使い続けることは、日本では考えられないこと。これもひとえに、研究者たちが機材を大事に使っている証拠でしょう。どんなに機材が古くても、研究を行う心構えをしっかりと身につけ、その機能をフルに使う技術さえあれば研究ができるのです。」仙道さんは人材育成強化のため、大学院設立にも携わり、現在は大学院の講師としても研究員に広く親しまれています。

仙道さんと20年近い付き合いがあるエルバ・セルナ博士は、「とても気さくで尊敬できる人。先生とまた一緒に仕事ができるのはとても光栄です。」と仙道さんについて語ります。エルバさんは1992年にJICA研修で来日し、当時山形大学医学部教授であった仙道さんの下で研究しました。現在は研究を行う一方で、貧しい村落部に出向き、感染症の恐しさを伝えています。「日本の研修で学んだことが研究に大きく活かされています。今後は診断キットが貧しい子どもたちにも届くような活動を行います。」とエルバさんは話します。IICSでは彼女のような、母国パラグアイの感染症対策に貢献する人材を育成するためにも、2年後には博士課程を新設しさらに質の高い研究員育成を目指しています。

仙道さんは、「ボランティアになって良かったことは、現地の生活に入りこんで共に仕事をするからこそ見えてくることが多くあり、それにより新たな問題を発見できたことです。これは調査団では見えてこなかった部分です。今後もこの国の感染症対策のために協力していきたいです。」と話しています。

診断キットを持つIICSの研究者と（写真提供：JICA）

仙道さん（右側）とエルバさん（写真提供：JICA）

第I部第1章
第I部第2章
第I部第3章
第II部第1章
第II部第2章
第III部第1章
第III部第2章
第III部第3章
第III部第4章
第III部第5章
第III部参考
略語一覧
用語集
索引

(3) 食料

2008年の食料価格高騰に伴い、多くの開発途上国で飢餓や貧困の脅威が増大し、社会不安が拡大しました。国連食糧農業機関（FAO）によると、2009年の栄養不足人口は約10億2,000万人と予測されており、ミレニアム開発目標（MDGs）が掲げる2015年までの飢餓人口の割合半減の経路から遠ざかりつつあります。また、紛争、自然災害、金融・経済危機の発生などにより、食料支援の必要性は高まっています。さらに、社会的セーフティネットの確保や栄養改善、食糧増産による需給バランスの改善など、多面的な施策が必要です。

＜日本の取組＞

このような状況を踏まえ、日本は、食糧援助を行っています。2008年度には、二国間食糧援助として24件、計163億4,000万円の支援を行いました。また、多国間食糧援助では、主に国連世界食糧計画（WFP）を通じて、緊急食糧援助、教育の機会促進や地域社会の自立をサポートする食糧支援などを実施しています。2008年度には総額約260億円をWFPの事業に拠出しました。

農業に関する日本の実績については、農業分野の実績（45ページ）を参照してください。

アジア食料安全保障情報整備強化支援事業

日本は従来、ASEAN諸国間の情報ネットワーク整備や食料・農業統計データの改善を通して、ASEAN地域の食料安全保障に貢献してきました。現在日本は、生産予測情報などの整備にかかわる地域研修や地域ワークショップの開催を行っています。また、域内格差是正のため域内先発途上国による後発途上国への技術支援を促進しています。日本は生産予測情報などの整備において、豊富な経験・ノウハウなどを有しており、これらの取組により、ASEAN全域の食料安全保障がより迅速かつ的確に把握・監視され、強化されることが期待されています。

（写真提供：WFP）

深み 4 食料安全保障と日本の取組

～官民連携モデルで海外農業投資を促進へ～

2008年、食料需給のひっ迫や投機資金の流入などにより、食料価格は史上最高値を記録しました。食料輸出国の一部は、自国の食料確保のために輸出規制を行い、これがさらなる価格上昇を招きました。このため、多くの開発途上国において飢餓が拡大するとともに、食料が手に入らなくなるかもしれないという不安が高まり、暴動が発生する国もありました。現在、食料価格はピーク時に比べて落ち着きを取り戻したものの依然高水準で推移しており、開発途上国では食料危機はいまだ去っておらず、世界の栄養不足人口は10億人を超える見込みです。

こうした事態への根本的な解決策として、農業投資の促進によって食料生産を拡大することが重要となっています。世界全体の農業生産力を強化することは、食料の約6割を輸入に依存する日本への食料の安定供給の確保にもつながります。一方、近年、食料輸入国の企業や欧米の投資家による開発途上国の農地への大規模投資が活発化しており、これを「新植民地主義」あるいは「農地争奪」と批判する声もあります。

農業投資、特に国際的な投資は、投資側と投資受入れ側の双方が利益を得る形で行われなければなりません。日本は、2009年7月のG8ラクイラ・サミットの機会に、責任ある形での国際農業投資を促進するための国際的枠組みの形成や行動原則の策定を提案しました。この具体化のため、日本は同年9月、ニューヨークでの国連総会の際に、「責任ある国際農業投資の促進に関する高級実務者会合」を世界銀行、国連と共催するなど、国際社会においてイニシアティブをとっています。

また、日本は同年8月、「食料安全保障のための海外投資促進に関する指針」を策定し、日本自身の行動原則として、被投資国における農業の持続可能性や透明性の確保、法令の遵守、農業者や地域住民への適正な配慮、環境への適切な配慮、および食料事情への配慮、を発表しました。指針では、これらの原則に基づきつつ、道路・港湾整備などの生産・流通インフラ整備へのODAの活用や技術移転、貿易保険などを総合的に活用することで、日本から海外への農業投資促進を図ることが示されています。

農業分野は干ばつや水害など天候リスクに加え、輸出国によって時に輸出規制が実施されるなど非常に投資リスクが高く、さらに開発途上国では農産物の輸送に必要なインフラが整備されていないため、輸送コストが高くなるなど、民間資金を効果的に呼び込める環境ではないのが実情です。日本は、公的支援ツールを活用した官民連携モデルにより、責任ある国際農業投資の促進を図っています[*1]。

● 海外農業投資官民連携モデルのイメージ

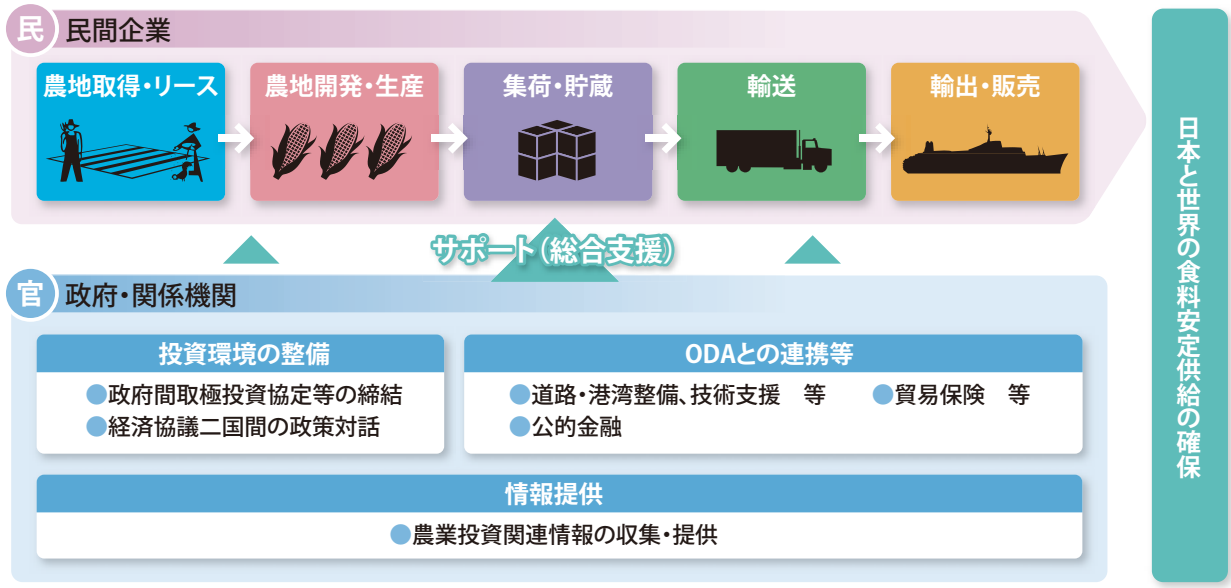

*1： 日本は、世界で主要な農業分野のODA供与国（OECD－DAC諸国の支援総額の約2割）として、世界全体の食料増産と農業生産性向上に積極的に取り組んでいる（農業分野における日本の取組に関しては、第Ⅱ部第2章第2節（45ページ）を参照してください）。

Column

11 タンザニアで親しまれる「日本」

～キリマンジャロの麓から広がる稲作支援～

タンザニア北部、キリマンジャロの麓のモシ市の市場では、Japani（スワヒリ語で「日本」の意）という名の米が売られています。日本は、タンザニアの人々に親しまれているこの米の商品化に大きな貢献をしています。

日本は、1970年代からキリマンジャロ州でのかんがい稲作開発に協力してきました。1987年に完成したローアモシかんがい地区（水田面積1,100ha）では、もみの収穫量を1ヘクタール当たり約2トンから6トンに伸ばすなどの成果をあげています。1990年代半ばからは、キリマンジャロ農業技術者訓練センター（KATC）を拠点に、タンザニアや近隣諸国の農業普及員や主要農家約2,000人に、あぜ作り、水田の地ならし、田植え、早めの除草、水管理といった基本的なかんがい稲作技術を指導してきました。そして、2007年から、KATCを含む4つの国内農業研修所と稲研究プログラムを対象に、「かんがい農業技術普及支援体制強化計画（通称:タンライス）」に協力しています。

「タンライス」計画では、1年目にタンザニアの中部、西部、南部農業研修所の職員や主要農家に、かんがい稲作技術の普及方法を教え、2年目には、男女平等の視点も含めた農家の暮らしの改善、かんがい施設を維持するための組織の運営方法、それぞれの水田での稲作技術の指導を行います。こうした協力を2012年までに40か所のかんがい地区で行う予定です。

現在この「タンライス」計画に派遣されている富高元（とみたかもと）徳（のり）専門家は、これまでも2度（1986～91年、1994～99年）、タンザニアに派遣された経験があります。1987年、農民のムランバさんは乾期の稲作展示のために水田を提供し、他の村人と共に富高さんの指導を受けました。その後、この村や近隣の水回りのよい農地では、年に2回稲が栽培されるようになりました。ムランバさんは、初めて生産した乾期の米を販売したお金で牛を購入しました。ムランバさんは、その牛の写真を当時の研修資料と共に今でも大事に保存しています。2008年に富高さんが再びキリマンジャロ州ムサ・ムウィジャンガ村を訪問した際、約10年ぶりにムランバさんと再会しました。ムランバさんから「あの牛はもういないが、その孫にKumbuka Japani（スワヒリ語で日本の思い出）と名付けた。」と聞き、稲作指導を始めたころを懐かしく思い出したそうです。

富高さんは、「たまに訪れるモシの市場でJapani米を見るたびに、タンザニアの稲作は、多くの課題や問題に直面しながらも、着実に発展しつつあることが分かります。」と言います。「タンライス」計画では、ネリカ米*1を含む新たな米の品種の可能性が具体化されるよう、稲研究プログラムも支援しています。こうしたタンザニアでの稲作支援の成果は、日本が2008年5月の第4回アフリカ開発会議（TICAD Ⅳ）で発表したサハラ以南のアフリカのコメ生産を向こう10年間で倍増するという取組に大きく貢献するものと期待されています。

研修農場での富高さん（右端）（写真提供：富高さん）

Kumbuka Japaniとムランバさん（写真提供：富高さん）

*1： NERICA:New Rice for Africa（収穫量の多いアジア稲と病気等に強いアフリカ稲を交配した米）

(4) 資源・エネルギー

開発途上国では、電力へのアクセスを享受できない人々が約15億人います(注45)。エネルギー・サービスの欠如は、産業の未発達、雇用機会の喪失、貧困化、そして医療サービスや教育を受ける機会の制限といった問題につながります。今後、世界のエネルギー需要はアジアをはじめとする開発途上国を中心に増大することが予想されており、エネルギーの安定供給や環境への適切な配慮が不可欠です。

<日本の取組>

開発途上国の持続可能な開発およびエネルギーの確保のため、近代的なエネルギー・サービスの提供や産業育成のための電力の安定供給に取り組んでいます。また、エネルギー利用の効率化や再生可能エネルギーを活用した発電施設など環境に配慮したインフラ整備支援を行っています。たとえばザンビアでは、配電網や小水力発電設備の整備により、住民の生活環境の改善に貢献しています(「電力アクセス向上事業」)。

また、近年では、民間と連携して発電所や港湾などのインフラ整備を行う取組が進められつつあり、ベトナムでは円借款による発電計画の策定や発電所などの基盤設備の建設によって、後続の発電事業において日本の企業を含む民間企業の独立発電事業者(IPP)事業参画が促進されました(「フーミー火力発電所建設事業」)。

資源国に対しては、資源開発を通じた外貨獲得によるその国の自立的発展に協力するとともに、鉱山周辺インフラの整備などを含めた資源国のニーズに応じた支援などにより、総合的かつ戦略的な関係の構築・強化を図っています。これらを通じ、企業による資源の開発、生産、輸送の円滑な実施を通じたエネルギー・鉱物資源の安定供給を確保していくため、国際協力銀行(JBIC)、日本貿易保険(NEXI)、石油天然ガス・金属鉱物資源機構(JOGMEC)による支援に加えODAを積極的に活用していくことが重要です。

フリータウン電力供給システム緊急改善計画(シエラレオネ)

シエラレオネでは、内戦や発電所設備の老朽化により、首都フリータウンとその周辺地域の電力供給が極めて脆弱です。このため計画停電が日常化し、一般家庭ではほとんど電力供給を受けられない状態(1週間に1日、数時間程度の電力供給)にあります。そこで日本は、フリータウンの首都機能の維持および周辺地域住民に対する安定した電力供給を行うため、必要な施設整備および増強に関して必要な資金を無償資金協力により供与しています。

(5) 防災と災害復興

世界各国で頻繁に発生している地震や津波、台風、洪水などの災害は、多くの人命や財産を奪うとともに、経済・社会システム全体に深刻な影響を与えています。特に、災害に対して脆弱な開発途上国では、貧困層が大きな被害を受け災害難民となることが多く、さらに衛生状態の悪化や食料不足といった二次的被害が長期化することが大きな問題となっています。

<日本の取組>

日本は、自らの過去の災害経験から培われたすぐれた知識や技術を活用し、緊急支援と並んで災害予防および災害復旧分野において積極的に支援を行っています。2005年には神戸で開催された国連防災世界会議において、国際社会における防災活動の基本的な指針となる「兵庫行動枠組2005−2015」

注45:(出典)国際エネルギー機関「2009年世界エネルギー展望」(2009)

が採択されました。日本は国連などと協力してその世界的な実施を推進しています。

また、この会議において日本はODAによる防災協力の基本方針などを「防災協力イニシアティブ」として発表しました。そこで日本は、制度構築、人づくり、経済社会基盤整備などを通じて、開発途上国における「災害に強い社会づくり」への自助努力を積極的に支援していくことを表明しました。また、2005年のアジア・アフリカ首脳会議では、防災分野に対して、5年間で25億ドル以上の支援を行うことを表明し、支援を着実に実施しています。

バングラデシュ人道支援

2007年11月15日から16日にバングラデシュを横断したサイクロン「シドル」は、死者3,363人、行方不明者871人を出し、これを受け日本は緊急援助物資の供与を行いました。さらに今回の災害で有効性が改めて確認されたサイクロンシェルター（避難所）を同国政府の要請に基づいて無償資金協力により供与しました。多目的サイクロンシェルターの整備により、新たに6万1,000人の避難場所が確保されることが期待されています。

洪水制御セクター・ローン（インドネシア）

インドネシアの主要地方都市では、洪水被害が頻繁に発生しており、その対策が課題となっています。そこで日本は、河川・洪水制御インフラの整備を行っています。さらに、気候変動適応策を念頭に置いた流域管理事務所の能力強化、総合水資源管理計画策定のための各種支援などを実施しています。これらの支援を通して、同地域の洪水被害の軽減および経済発展に貢献しています。

国際緊急援助隊

日本は、海外で大規模な災害が発生した場合、被災国政府または国際機関の要請に応じ、迅速に緊急援助を行う体制を整えています。人的援助としては、被災者の捜索・救助活動を行う救助チーム、被災者に対して医療活動を行う医療チーム、災害応急対策などについて専門的な助言・指導などを行う専門家チーム、また特に必要があると認められる場合に派遣される自衛隊部隊の4つがあります。また、物的援助としては、緊急援助物資の供与があります。海外4か所の倉庫に、被災者の当面の生活に必要なテント、発電機、毛布などを常時備蓄しており、災害発生時には迅速に被災国に物資を供与できる体制にあります。

2009年9月30日にインドネシア・西スマトラ州パダン沖で発生したマグニチュード7.6の地震は、死者約1,100人、負傷者約2,900人にのぼる大きな災害となり、日本は、10月1日にインドネシア政府からの要請を受け、国際緊急援助隊の派遣および緊急援助物資の供与を決定し、救助チーム、医療チーム、自衛隊部隊を派遣しました。さらに、メキシコ（新型インフルエンザ）、ブルキナファソ（洪水）、フィリピン（台風）、パプアニューギニア（コレラなどの感染症）、サモア（地震、津波）、ベトナム（台風）、インドネシア（地震（前述））、ラオス（台風）、ブータン（地震）に対し、緊急援助物資供与を実施しました。

医療活動を行う国際緊急援助隊（写真提供：JICA）

中国四川省における大地震

2008年5月12日に中国四川省で発生したマグニチュード8.0の大地震は、死者約7万人にのぼる大災害となりました。日本は、総額5億円相当の緊急無償資金協力およびテントなどの緊急援助物資を供与しました。また、中国政府による要請を受け、国際緊急援助隊・救助チーム61名および医療チーム23名を派遣しました。

救助チームは、5月16日から19日まで連日、捜索・救助活動に当たりました。医療チームは、中国側と協議を行った結果、緊急医療ニーズの高い四川大学付属華西病院において、中国医療関係者と合同で医療活動に当たりました。医療チームは、5月21日からの10日間で、救急外来、ICU、放射線など8班に分かれて医療活動を行い、約1,500人の診療にかかわりました。

● 国際機関との連携

日本は、2006年に設立された世界銀行防災グローバル・ファシリティ(注46)への協力を行っています。このファシリティは、災害に対して脆弱な低・中所得国を対象に、災害予防の計画策定などの能力向上および災害復旧を目的としています。日本は、このファシリティに対し、3年間で600万ドルの資金を拠出しています。

防災の重要性への認識の高まりを背景に2006年の国連総会において、各国と、防災にかかわる国連機関や世界銀行などの国際機関が一堂に会しました。この総会にて、防災への取組を議論する場として、防災グローバル・プラットフォームの設置が決定され、2007年6月に第一回会合が開催されました。日本は、このプラットフォームの事務局である国連国際防災戦略(UN/ISDR(注47))事務局の活動を積極的に支援しています。2007年10月には、ISDRの兵庫事務所が設置されました。

「第一回斜面防災世界フォーラム」

2008年11月、世界中の斜面災害関係者が一堂に会する「第一回斜面防災世界フォーラム」が東京にて開催されました。日本はUN／ISDR事務局を通じて同フォーラム開催のため、15万ドルの支援を行い、日本が知見・技術を有し、これまで主導的に推進してきている斜面災害分野の国際協力に貢献しました。

(6) 国境を越える犯罪・テロ

グローバル化やハイテク機器の進歩、人の移動の拡大などが進み、国際組織犯罪やテロは、国際社会全体の脅威となっています。薬物や銃器の不正取引、不法移民、女性や児童の人身取引、現金の密輸出入、通貨の偽造および資金洗浄(マネー・ロンダリング)などの国際組織犯罪は、近年、その手口が一層多様化、巧妙化しています。また、テロについては、国際テロ組織「アル・カイーダ」および関連団体の勢力はいまだ軽視し得ず、加えて、アル・カイーダの思想、テロ手法の影響を受けた組織による過激主義運動が新たな脅威となっています。このように国境を越えて進行する国際組織犯罪やテロに効果的に対応するには、一国のみの努力では限りがあります。したがって各国による対策強化に加え、開発途上国の司法・法執行分野におけるキャパシティ・ビルディングの支援などを通じて、国際社会全体で法の抜け穴をなくす努力が必要です。

＜日本の取組＞

薬物対策については、日本は国連麻薬委員会の国際会議に積極的に参画するとともに、国連薬物犯罪

注46：Global Facility for Disaster Reduction and Recovery
注47：UN/ISDR:United Nations International Strategy for Disaster Reduction

事務所（UNODC）の国連薬物統制計画（UNDCP）基金への拠出などを通じ、アジア諸国を中心とした開発途上国を支援しています。2008年度には、UNDCP基金へ約489万ドルを拠出し、アジア地域の取締り強化プロジェクト、麻薬物質規制プロジェクト、アフガニスタンの刑事司法に関するキャパシティ・ビルディング支援、同国西部・南西部での国境管理および同国南部パキスタン国境地帯における麻薬の需要を減らすための難民コミュニティ支援などを実施しました。

人身取引対策については、被害者の社会復帰、安全な帰国および帰国後の支援に重点的に取り組んでいます。2008年度には、UNODCの犯罪防止刑事司法基金（CPCJF）に10万ドルを拠出し、各種プロジェクトを支援しています。また、国際移住機関（IOM）による「人身取引（トラフィッキング）被害者帰国支援事業」や、不法移民・人身取引および国境を越える犯罪に関するアジア太平洋地域の枠組みである「バリ・プロセス」への支援も行っています。

また、東南アジア諸国などの出入国管理行政機関の担当者を招き、1987年度以降毎年「出入国管理セミナー」を開催し、情報・意見交換を通じた相互理解の増進や協力関係の強化、そして各国の出入国管理業務に携わる職員の能力の向上を支援しています。さらに、1995年度以降毎年「偽変造文書鑑識技術者セミナー」を開催し、日本の偽変造文書鑑識技術や他の先進国などの情報の提供による行政上の技術移転、参加国間における情報の共有を図りました。テロ対策に関しては、テロリストにテロの手段や安住の地を与えない、そしてテロに対する脆弱性を克服するという観点から、テロ対処能力が必ずしも十分でない開発途上国に、テロ対策能力向上のための支援をしています。特に日本と密接な関係にある東南アジア地域におけるテロを防止し、安全を確保することは、日本にとっても重要であり、重点的に支援を実施しています。具体的には、出入国管理、航空保安、港湾・海上保安、税関協力、輸出管理、法執行協力、テロ資金対策、テロ防止関連諸条約などの各分野において、機材供与、専門家の派遣、セミナーの開催、研修員の受入れなどを実施しています。特に2006年以降、テロ対策等治安無償資金協力が創設され、開発途上国でのテロ対策の支援を強化しています。

2008年5月には米国、オーストラリアおよびマレーシアとの共催により、生物テロ対策における関係機関間の情報共有・連携に焦点を当てたワークショップを開催しました。また、11月には、ベトナムでテロが起こったことを想定して、日本およびASEAN各国の交通担当省、港湾管理者など関係組織間で保安情報の伝達を行う、第3回日ASEAN港湾保安共同訓練を実施しました。さらに、UNODCテロ防止部へ6万6,000ドルの拠出を行い、インドネシアを中心としたASEAN諸国へのテロ対策法整備支援を実施しました。

このほか、海賊行為についての対策も講じる必要があります。日本は、石油や鉱物などのエネルギー資源の輸入のほとんどを海上輸送に依存しており、重要な海上交通路における海賊対策は日本の平和と安定に直結します。海賊問題解決のためには、沿岸国の取締り能力の向上や不安定なソマリア情勢の安定化、情報の共有強化、人材育成などが重要であり、日本はこれらに関して具体的な支援を行っています。

外務省　日本の人身取引対策パンフレット

マレーシア海上警備強化機材整備計画

世界海運の約3分の1の大型船舶が通過するマラッカ海峡では、海賊行為が多く発生しており、同海峡を含むマレーシア海域の保安体制強化が課題となっています。日本はテロ対策等治安無償資金協力を通じて、マレーシア海上警察が海上保安のために必要な小型高速艇、夜間暗視装置などの供与を実施しました。

タイにおける人身取引被害者の芸術療法に係るプロジェクト

2008年、日本はタイにおいて、UNODCを通じ、人身取引被害者の心理的ケアを行うアートキャンプを実施しました。アートキャンプは、演舞、合唱、水彩画、粘土細工などを通じた芸術療法により自己表現の方法を学ぶ機会を与え、被害者の心の傷の回復と社会復帰を目指したものです。チェンマイの被害者保護施設から参加した幼い兄弟も、それまでは笑顔を見せることがありませんでしたが、このプログラムに参加している間、多くの笑顔を見せてくれました。

4.平和の構築

冷戦後の国際社会では、民族・宗教・歴史などの違いによる対立から地域・国内紛争が多発しています。紛争は、難民や国内避難民を発生させ、人道問題や人権侵害問題を引き起こすとともに、長年の開発努力の成果を損壊し、莫大な経済的損失を生み出します。このことを踏まえ、2005年に国連総会と安全保障理事会にて、平和構築委員会の設立が共同決議されました。この委員会は、紛争解決から復旧、復興および国づくりに至るまでの一貫したアプローチに基づいた助言や提案を行っています。

＜ 日本の取組 ＞

具体的な取組としては、紛争下における難民支援や食糧支援、和平（政治）プロセスに向けた選挙支援などを行っています。紛争の終結後は、平和の定着に向けて、元兵士の武装解除・動員解除・社会復帰（DDR[注48]）への取組や治安部門の再建など国内の安定・治安の確保などへの支援を行っています。また、難民や国内避難民の帰還、再定住への取組、基礎インフラの復旧を通じて復興支援を行っています。

さらに、次の紛争が起こらないよう平和を定着させるべく、行政・司法・警察機能の強化、経済インフラや制度整備支援、保健や教育といった社会セクターへの取組を進めています。このような支援を継ぎ目なく行うため、国際機関を通じた支援と、無償資金協力、技術協力、円借款という二国間の支援を組み合わせて対処しています。

2007年6月、日本は、これまでの平和構築分野での取組が評価され、国連の平和構築委員会の議長に選出されました。2008年12月までの議長としての任期の間、国連の安全保障理事会との連携強化や世界銀行、IMF、地域機構との関係強化、対象国への関心の喚起や支援の呼びかけなど、委員会の活動の強化と定着に尽力しました。

● 平和構築分野での人材育成

多様化・複雑化する平和構築の現場のニーズに対応するため、2007年度、日本は、平和構築の現場で活躍できる人材を育成する「平和構築人材育成事業」を立ち上げました。2008年度は前年同様、日本およびその他のアジア諸国からの研修員約30人を対象に、①国内研修、②海外実務研修、③就職支援、を3本柱とした研修事業を実施しました。この研修を修了した研修員の多くが、スーダン、東ティモールなどの平和構築の現場で活躍しています。また、2009年から、官民を問わずシニアの方の活力を平和構築に活用するとの観点からこの事業を拡充し、「シニア専門家向けコース」などの新たなコースを実施しています。平和構築の現場で役立ち得る専門知識を有するシニア専門家を対象に、必要な研修を実施した上で平和構築の現場へ派遣するものです。

注48：DDR:Disarmament, Demobilization and Reintegration

図表 Ⅱ-7　平和構築概念図

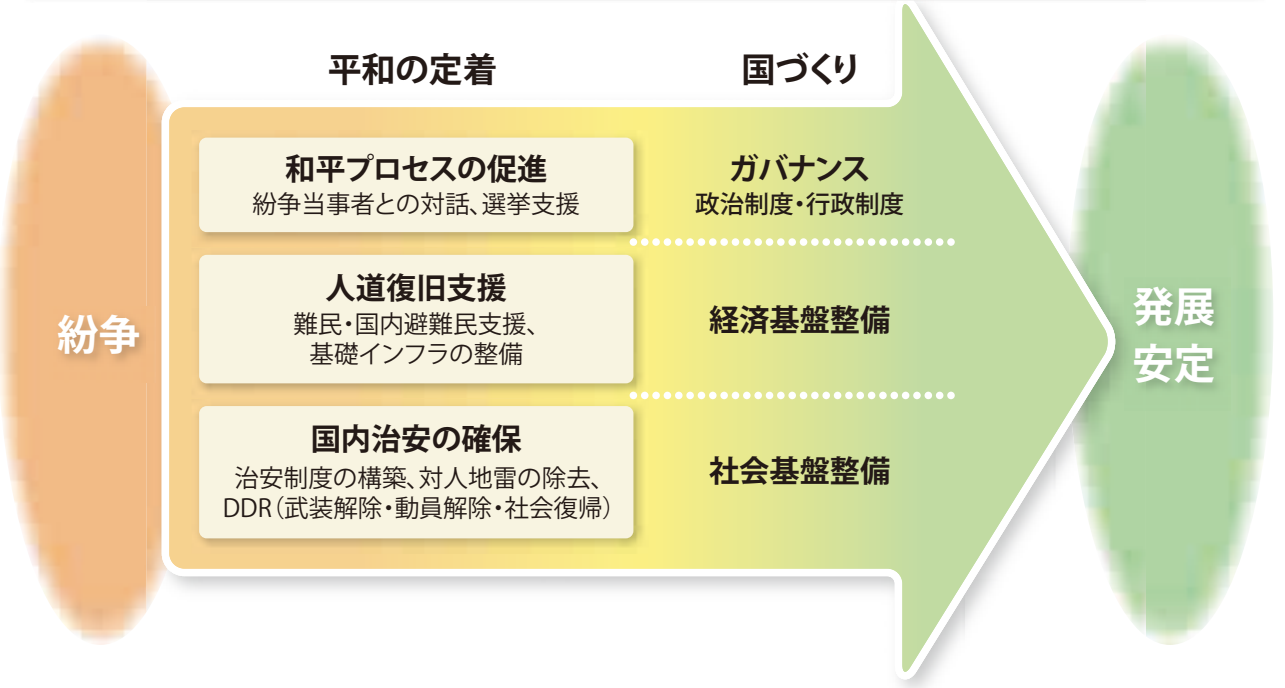

（1）イラク

国際社会はイラクの平和と安定を回復し定着させるため、国づくりの支援を進めています。イラクが平和な民主的国家として再建されることは、イラク国民や中東地域、および日本を含む国際社会の平和と安定にとって極めて重要です。2005年には国民議会選挙が実施され、2006年に新政府が発足しました。2007年5月には、政治、治安、経済、社会などの広範な分野にわたるイラク政府と国際社会の協力の在り方を定めた「イラク・コンパクト」発足に関する閣僚級会合がエジプトで開催され、74の国・機関が参加しました。イラク政府による主体的かつ自律的な取組を国際社会が支援していくことが期待されています。

＜ 日本の取組 ＞

日本はこれまで、自衛隊派遣による人的貢献とODAによる支援を「車の両輪」としてイラクの復興を支援してきました。自衛隊による支援については、陸上自衛隊が2004年初めから2006年7月まで、サマーワを中心に医療、給水、学校などの公共施設の復旧・整備といった人道復興支援活動などに従事しました。航空自衛隊による国連や多国籍軍の人員・物資の輸送活動については2008年12月に終了しました。

ODAに関しては、2008年度末時点で無償資金協力による直接支援約17億ドルを供与し、その着実な実施に取り組んでいます。また、様々な分野の研修事業を通じて、イラクの行政官や技術者に対する能力向上支援を行っています。2008年度末までにエジプトやヨルダンといった周辺国や日本で約3,100名のイラク人が研修を受けました。円借款による支援については、イラク側との協議や各種調査を経て、2008年度末までに、電力・運輸・石油・かんがいなどの分野で12件、約24億3,000万ドルの供与を決定しました。

債務問題については、2004年にパリクラブにおいてパリクラブ加盟諸国が保有するイラク債務総額約372億ドルのうち、80%を3段階で削減する合意が成立しました。これを受け日本は、2005年11月に約76億ドルの債権（日本は第1位の債権国）を3段階に分けて合計80%削減する内容の交換公文を日本・イラク間で署名しました。そして、2008年12月の削減を最後に合計約67億ドルの債務削減を完了しました。

サマーワを中心とするムサンナー県では、自衛隊の活動と連携し、総額2億ドル以上に及ぶ草の根・人間の安全保障無償資金協力や緊急無償資金協力による支援を実施してきました。特に、安全な飲料水の提

供、電力供給の安定化、基礎的な医療サービスの提供、衛生状態の改善、教育環境の改善、生活道路の確保、雇用機会の創出、安全な生活を送るための治安回復および人材育成を優先課題として取り組んできました。

(2) スーダン

スーダンは、9か国と国境を接し、アフリカ最大の国土を有しています。また、ナイル川の水利を制し、紅海の自由航行にも影響を及ぼすため、その安定は、アフリカ全体にとって非常に重要です。

スーダンでは、1983年以降継続していた南北内戦が、2005年1月に南北包括和平合意(CPA)により終結し、暫定憲法が公布されるなど、和平に向けた本格的なプロセスが始まっています。しかし、約500万人にものぼる国内避難民、経済・社会基盤の破壊、武器拡散や地雷、多数の元兵士の存在など、内戦の傷跡が残っています。また、西部ダルフール地域では、反政府武装勢力の活動が継続しており、政府の鎮圧活動と併せ、地域の開発と安定の阻害要因となっています。

＜ 日本の取組 ＞

2005年にノルウェーのオスロで開催された支援国会合において、日本は、当面1億ドルの支援を表明し、2007年度末までに約2億ドルの支援を実施しました。さらに、2008年にオスロで開かれた第3回スーダン・コンソーシアム会合では、国内避難民の帰還・社会再統合支援を進めるとともに、保健、水・衛生、教育、運輸などの基礎生活分野を中心に、当面、2億ドルの支援を表明しました。たとえば、20年以上続いた南北内戦により発生した計18万人とされる元兵士に対して、武装解除・動員解除・社会復帰(DDR[注49])の支援を行っており、同国の平和の定着や民主化支援に貢献しています。また、国際機関や日本のNGOと積極的に連携しながら、難民の帰還・再統合支援、地雷・不発弾の除去活動や回避教育、水供給関連施設整備、小児感染症対策などの医療支援、食料支援などを行っています。

さらに、日本は、スーダンの平和構築のため人的貢献を行っています。2008年10月、国連スーダン・ミッション(UNMIS)に自衛官2名を司令部要員として派遣したほか、国連機関職員として約30名、NGO職員として約25名の日本人がスーダンで活躍しています。

ダルフール問題に関しては、国連安全保障理事会や国際刑事裁判所(ICC[注50])においても取り上げられているなど、国際社会の大きな懸案となっています[注51]。日本は、ダルフールにおける「和平」、「正義」を両立させるべく、この問題の解決に向け、国連安全保障理事会と歩調を合わせ、スーダン政府を含む関係者の具体的努力を引き続き働きかけています。さらに、日本は、スーダンにおける和平プロセスを推進するための支援として、ダルフール和平合意(DPA[注52])に基づき設けられたダルフール・ダルフール対話[注53]に対し、現地住民の声を集約するためのセミナーを開催しています。

スーダン支援は、TICAD IVの重点分野の一つに掲げられているとともに、日本が対アフリカ政策の重要な柱として強調する「平和の定着」に向けた支援の一例でもあります。スーダン国民が等しく平和を享受することが重要であるとの考え方に基づき、今後も同国の平和の定着に向け、取り組んでいく考えです。

注49：2010年予定の総選挙、2011年予定の南部独立を問う住民投票、南北両軍の武装解除・動員解除・社会復帰(DDR)等の実施を今後の主な取組内容としている。
注50：ICC:International Criminal Court
注51：スーダン西部のダルフール地方では、2003年ごろから紛争に伴うアフリカ系住民、特に婦女子に対する暴力行為が激化しており、これまで約30万人が死亡し、難民・国内避難民約270万人が発生しているといわれている。
注52：2006年5月に、スーダン政府と一部反政府勢力との間で、ダルフール和平合意(DPA)が署名されたが、主要反政府勢力の署名拒否により、その後も紛争が継続している。同地域の人権・人道状況は、国際社会の強い関心事項となっている。
注53：スーダン政府とダルフール反政府勢力の和平プロセスに、収奪された財産の補償や土地の返還等の住民の利害に絡む問題に関する現地住民の意見を反映するためのシステム。

Column

12 工夫が導く安全

～スーダン・南コルドファン州における地雷回避教育～

スーダンでは2005年まで22年間にわたる南北の内戦が続いたため、地雷や不発弾、放置されたままの爆弾が無数にあり、多くの一般の人々が被害にあう危険があります。内戦が終結して以降、多くの難民・避難民が故郷に帰ってきています。スーダンの中央に位置する南コルドファン州でもさらに約7,000人の人たちが帰ってくることが予想されています。長い間、故郷を離れていたこれらの人々は、地雷の場所や戦闘地域の情報不足から地雷や不発弾の被害にあう可能性が高く、とても危険です。また子どもたちは地雷や不発弾が残る山で遊んだり、見つけた地雷や不発弾を物珍しさから触ってしまい、被害にあう危険があります。

「難民を助ける会」は、2005年11月から日本政府などが支援する国連PKO局地雷対策サービス部（UNMAS）と連携し、スーダンの人々が地雷や不発弾の被害にあわないための教育（地雷回避教育）を行っています。そして、2006年8月からは、スーダンで2番目に地雷・不発弾の汚染度が高い南コルドファン州において、村々や帰還民センターを巡回して地雷・不発弾被害防止の教育活動を行っています。*1

「難民を助ける会」のスーダン駐在代表である大豆本由紀（だいずもとゆき）さんは、「難民を助ける会がスーダンで活動を開始した時は、スーダンの実情に合った教材がなく、絵や写真を使ったわかりやすいポスターやパンフレットを作る必要がありました。」と活動当初を振り返ります。大豆本さんたち「難民を助ける会」が作った地雷回避のためのパンフレット（462,000部作成）は評判が良く、その後、スーダン国内だけではなく近隣国のスーダン人が多い難民キャンプにも配られました。

多くの危険な爆発物のある地域では、知識不足や誤った行動・理解が被害を招いてしまいます。そこで「難民を助ける会」は住民の記憶に残りやすいような工夫をしています。駐在員の山浦遼（やまうらりょう）さんは、「ポスターや紙芝居を使い、事故にあわないための方法を教えます。具体的には、地雷の形やその埋められている場所、被害にあわないための適切な行動を絵や写真などを使ってわかりやすく説明しています。」と、教え方の工夫を話します。また子どもたちには、家に帰って復習したり、家族と情報を分かちあったりするために地雷や不発弾の写真を載せたノートを配ります。これ以上地雷の被害者を増やさないためには、教育内容を定着させることが大切で、そのための様々な取組を行っています。

「難民を助ける会」は、スーダンの人々の自助努力を重視し、現地NGOと共同で活動を行いながら、地雷回避教育も徐々にスーダン人自身に引き継いでいく予定です。大豆本さんは「スーダンから全ての地雷・不発弾が除去されるには長い年月を要します。その間、人々は地雷・不発弾との共存を強いられます。その生活を支えるスーダンのNGOなどの能力強化が必要です。」と語っています。

子ども達と大豆本駐在員（写真提供：難民を助ける会）

地雷の種類を説明するスーダン人教育員（写真提供：難民を助ける会）

*1： 2009年6月までの受益者数は33,805人。

(3) 不発弾および対人地雷・小型武器等

かつて紛争中であった地域には、クラスター弾などの不発弾や対人地雷がいまだ残存しており、また非合法な小型武器がまん延しています。これらは子どもを含む一般市民にも無差別に被害を与え、復興および開発活動を妨げるだけでなく、新たな紛争の原因になります。不発弾・地雷除去や非合法小型武器の回収・廃棄への支援、地雷被害者の能力強化など、国内安定や治安確保に配慮を払った支援が重要です。

＜ 日本の取組 ＞

クラスター弾については、2008年に「クラスター弾に関する条約」が成立し、同年12月に日本を含む94か国が署名をしています。日本は、この条約で規定されている国際的な協力および援助を着実に実施しています。たとえば、レバノンでは、人間の安全保障基金を通じて、職業訓練などの提供によるクラスター弾被害地域の経済復興活動および不発弾除去のために国連PKO（平和維持活動）局地雷対策サービス部（UNMAS）と国連開発計画（UNDP）が実施するプロジェクトに対し、2007年から約3年間で約3億3,800万円の支援を行っています。

対人地雷については、日本は、2004年の対人地雷禁止条約（オタワ条約）の第1回検討会議以降、アジア・中東・アフリカ地域に重点を置きながら、①「平和の構築」への貢献、②「人間の安全保障」の視点の重視、③産官学民の連携およびその一環としての技術開発への取組という三原則に従った支援を行っています。産官学民の連携としては、カンボジアやアフガニスタンにおける日本製地雷除去機の実証試験の実施を支援しています。2009年1月には、カンボジアにおける実証試験を終えた日本製地雷除去機3台がカンボジア政府側に引き渡されました。

小型武器対策としては、開発支援を組み合わせた小型武器の回収、廃棄、適切な備蓄管理などへの支援を行っています。さらに、武器の輸出入管理や取締り能力の強化、治安の向上などを目指す関連法制度整備や法執行機関の能力構築支援、元兵士や元児童兵の武装解除・社会復帰事業、小型武器関連の啓発や専門家によるセミナーの開催などを実施しています。たとえば、リベリアにおいては、UNDPを通じて小型武器削減とともに開発事業を行い、社会インフラの整備とコミュニティの自立と復興を支援するほか、リベリア国家警察の能力向上を通じ国内治安の安定を図る複合的な支援を行っています。

アフガニスタンにて現地実証テストを実施した対人地雷除去機
（写真提供：コマツ）

第3節
地域別の取組

図表 Ⅱ-8　二国間政府開発援助の地域別実績（2008年）

（単位：百万ドル）

援助形態 / 地域	二国間政府開発援助						構成比（%）	対前年伸び率（%）
	贈与					合計		
	無償資金協力		技術協力	計	政府貸付等			
		うち国際機関を通じた贈与						
アジア	1,342.45	79.71	866.44	2,208.89	−1,135.21 (5,298.68)	1,073.68 (7,507.58)	15.5 (50.4)	−34.3 (23.3)
東アジア	287.17	27.43	695.12	982.29	−953.11 (3,536.52)	29.18 (4,518.81)	0.4 (30.3)	−97.4 (−0.7)
北東アジア	55.47	2.03	338.17	393.64	−40.98 (937.21)	352.66 (1,330.85)	5.1 (8.9)	−27.4 (2.3)
東南アジア	231.56	25.26	350.96	582.52	−912.13 (2,599.31)	−329.61 (3,181.83)	−4.8 (21.4)	−152.7 (−2.0)
南アジア	1,022.20	40.80	103.70	1,125.90	−289.38 (1,608.95)	836.52 (2,734.85)	12.1 (18.4)	219.7 (177.7)
中央アジア・コーカサス	23.07	1.46	33.44	56.51	107.27 (153.21)	163.78 (209.72)	2.4 (1.4)	−28.2 (−17.8)
その他	10.02	10.02	34.18	44.20	0.00 (0.00)	44.20 (44.20)	0.6 (0.3)	48.4 (48.4)
中東	2,239.85	164.22	118.96	2,358.81	12.92 (795.52)	2,371.73 (3,154.33)	34.2 (21.2)	149.9 (86.2)
アフリカ	894.30	474.11	260.70	1,155.00	240.70 (340.61)	1,395.70 (1,495.61)	20.1 (10.0)	−17.9 (−24.2)
中南米	185.89	8.91	182.69	368.58	−99.13 (399.89)	269.45 (768.47)	3.9 (5.2)	19.4 (19.1)
大洋州	42.72	0.82	45.65	88.38	−15.44 (78.56)	72.93 (166.94)	1.1 (1.1)	3.8 (79.9)
欧州	31.02	0.68	22.40	53.42	96.51 (137.54)	149.93 (190.96)	2.2 (1.3)	37.3 (46.1)
東欧	3.45	0.39	7.32	10.77	82.51 (117.37)	93.28 (128.14)	1.34 (0.9)	54.5 (65.1)
複数地域にまたがる援助等	44.46	2.45	1,560.97	1,605.44	0.00 (0.00)	1,605.44 (1,605.44)	23.1 (10.8)	39.3 (37.7)
合　計	4,780.69	730.90	3,057.82	7,838.51	−899.66 (7,050.81)	6,938.85 (14,889.32)	100.0 (100.0)	18.8 (26.3)

＊1　債務救済を含む。
＊2　技術協力の複数地域にまたがる援助等とは、各地域にまたがる調査団の派遣、留学生世話団体への補助金、行政経費、開発啓発費等、地域分類が不可能なもの。
＊3　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
＊4　東欧及び卒業国向け援助を含む。
＊5　従来、国際機関を通じた贈与は「国際機関向け拠出・出資等」として計上してきたが、2006年から拠出時に供与先の国が明確であるものについては各被援助国への援助として「無償資金協力」へ計上することに改めた。
＊6　（）内は支出総額ベース。

1. 東アジア地域

東アジア地域に対する2008年の二国間政府開発援助

●約2,918万ドル（約45億1,881万ドル[注54]）　●二国間援助全体の約0.4%（約30.3%）

東アジア地域には、韓国やシンガポールのように高い経済成長を遂げ既に開発途上国から援助国へ移行した国、カンボジアやラオスに代表される後発開発途上国（LDC[注55]）、中国のように著しい経済成長を成し遂げつつも国内格差を抱えている国、そしてベトナムのように中央計画経済体制から市場経済体制への移行の途上にある国など様々な国が存在します。

これら諸国は、日本と政治・経済・文化などあらゆる面において緊密な関係にあり、同地域の発展や安定は、日本の安全と繁栄に必要不可欠です。

日メコン交流年に当たる2009年11月には、初めての日本・メコン地域諸国首脳会議が東京で開催され、鳩山総理大臣は、メコン地域の更なる繁栄のために、今後3年間で5,000億円以上のODAによる支援を行うことを表明しました。

メコン地域における日本の取組については、第I部第1章第1節も参照してください。

日本は、東アジア諸国の多様な経済社会状況や、援助需要の変化などを踏まえつつ、援助活動を行っています。

＜ 日本の取組 ＞

日本は、インフラ整備、制度および人づくり支援、貿易の振興や民間投資の活性化など、ODAと貿易・投資を連携させた経済協力を進めることで、同地域の目覚ましい経済成長に貢献してきました。現在は、基本的な価値の共有に基づいた開かれた域内協力・統合をより深めていくこと、相互理解を推進し地域の安定を確保していくことを目標としています。そのために、テロ・海賊、自然災害、環境・気候変動、感染症などの国境を越える問題に積極的に対応しており、また、大規模な青少年交流、文化交流、日本語・日本型教育などを通じた相互理解促進に努めています。

アジアを「開かれた成長センター」とし、現下の金融・経済危機へ対応するには、日本と地域各国の双方の経済的繁栄を確保することが重要です。そのため日本は、同地域の成長力強化および内需拡大のため支援を行っています。さらに2009年4月、日本は「アジア経済倍増へ向けた成長構想」を発表しました。そこで日本は最大2兆円規模のODAによる支援を表明しました。この取組を通じて、内需拡大のための機動的な資金供給やセーフティーネットの整備など危機の影響を受けやすい分野や人々への支援、インフラ整備、低炭素社会の構築、人材育成・人材交流の促進などを支援しています。

● 東南アジアへの支援

2007年4月から、①地域経済の統合と連携の促進、②日本とメコン地域との貿易・投資の拡大、③基本的価値の共有と地域共通の課題への取組を3つの柱とする「日本・メコン地域パートナーシップ・プログラム」を実施し、CLV（カンボジア、ラオス、ベトナム）諸国および地域全体へのODA拡充を図っています。また、日・ASEAN包括的経済連携促進のため総額5,200万ドルを日・ASEAN統合基金（JAIF[注56]）へ拠出し、そのうち約2,000万ドルは「開発の三角地帯」と呼ばれるCLV諸国への支援としています。さらに2008年1月に東京で開かれた日・メコン外相会議では、東西経済回廊などの物流効率化のため約2,000万ドルの支援を行うことを発表しました。

そして2009年11月には、初めての日本・メコン地域諸国首脳会議が開催され、①総合的なメコン地域の発展、②環境・気候変動（「緑あふれるメコン（グリーン・メコン）に向けた10年」イニシアティブの開始）および脆弱性克服への対応、③協力・交流の拡大の3本柱で

注54：（ ）内の値は支出総額ベース。
注55：LDC:Least Developed Countries
注56：JAIF:Japan-ASEAN Integration Fund

の取組を強化し「共通の繁栄する未来のためのパートナーシップ」を確立するとの認識が共有されました。日本はメコン地域を重点地域とし、メコン地域全体およびカンボジア、ラオス、ベトナム（CLV諸国）の各国へのODAを拡充するとの政策を継続しています。日本はメコン地域の更なる繁栄のために、今後3年間で5,000億円以上のODAによる支援を行うことを表明しました。

一方、日本とインドネシア、ブルネイ、フィリピン、さらにはASEAN全体との経済連携協定（EPA）が2008年に発効しました。さらに、ベトナムとの協定も2009年10月に発効に至り、日本は、貿易・投資の拡大を図るとともに、知的財産制度や競争政策などの各種経済制度の調和などを含む幅広い経済関係の強化に向けた取組を行っています。このような取組を進めることで、民主主義、法の支配、市場経済といったASEANの基本的価値の共有を推し進め、貧困の削減を図り、ASEAN域内の格差を是正することにより、域内統合を支援しています。

また、2008年8月、インドネシアの気候変動対策を支援するため、気候変動対策プログラム・ローンを供与しました。さらに、インドネシアに対して、投資環境の整備やエネルギー支援協力、災害対策、マラッカ・シンガポール海峡における海上安全対策、港湾の保安体制の強化などの支援を行っています。

日本は、アジア地域において様々な地域協力に取り組んでいるアジア開発銀行（ADB）との連携を強化しています。たとえば、アジアの開発途上国における取組を支援するため、投資や省エネなどの促進を目的に「アジアの持続的成長のための日本の貢献策（ESDA[注57]）」として、ADBと国際協力銀行（JBIC[注58]）との連携強化を進める「ADBとの円借款協調融資促進枠組（ACFA[注59]）」、「投資環境整備基金（ICFF[注60]）」および「アジアクリーンエネルギー基金（ACEF[注61]）」を創設しました。

● 中国との関係

日本の対中国ODAは、1979年以来中国沿海部のインフラ整備、環境対策、保健医療などの基礎生活分野の改善や人材育成など中国経済の安定的発展に貢献し、中国の改革・開放政策を維持・促進させる上で大きな役割を果たしてきました。これらの協力の大部分は円借款の形で中国に供与されました。このような対中国ODAは、日中経済関係の発展を支えるとともに、日中関係の主要な柱の一つとして重層的な関係を下支えしてきたと評価し得るものであり、中国側も、首脳レベルを含め、様々な機会に謝意を表明してきました。近年の中国での著しい経済発展を踏まえ、日本からの円借款は、2008年の北京オリンピック前までに新規供与を円満終了するとの両国の認識に基づき、2007年12月に交換公文に署名した6案件をもって、新規供与は終了しました。

一方、環境問題や感染症をはじめとする日本にも直接影響が及び得る地球規模の問題など、日中両国民が直面する共通課題が数多く存在します。2008年5月の胡錦濤（こきんとう）中国国家主席訪日の際には、「『戦略的互恵関係』の包括的推進に関する日中共同声明」において、エネルギー、環境分野における協力を特に重点的に行っていくことを確認し、気候変動に関する共同声明を発表しました。また、日中関係の健全な発展を促進するという観点からは、両国民間の相互理解の増進も重要な課題となっています。このような状況を踏まえ、無償資金協力の対象は現在、①環境、感染症など両国民が直面する共通の課題の解決に資する分野、②日中両国の相互理解、交流の増進に資する分野に絞りつつ実施しています。また、技術協力は、これらに加えて、市場経済化や国際ルールの遵守、良い統治の促進、省エネを目的とした案件を中心に実施しており、人的交流を通じ、日本の価値観、文化を中国に伝えるための重要な手段となっています。対中経済協力については、今後とも日中関係全体や中国を巡る情勢を踏まえつつ、日本自身の国益に合致する形で、総合的・戦略的な観点から適切に判断した上で実施していきます。

注57：ESDA:Enhanced Sustainable Development for Asia
注58：この取組は、2008年10月以降、国際協力銀行（JBIC）海外経済協力業務から国際協力機構（新JICA）有償資金協力業務へ承継された。
注59：ACFA:Accelerated Co-Financing scheme with ADB
注60：ICFF:Investment Climate Facilitation Fund
注61：ACEF:Asian Clean Energy Fund

図表 Ⅱ-9 東アジア地域における日本の援助実績

2008年

（支出純額ベース、単位：百万ドル）

順位	国または地域名	贈与			計	政府貸付等		計	合計
		無償資金協力	うち国際機関を通じた贈与	技術協力		貸付実行額	回収額		
1	ベトナム	26.29	0.22	74.59	100.89	693.82	175.67	518.15	**619.04**
2	中国	18.21	2.03	265.22	283.43	917.05	922.23	−5.18	**278.25**
3	マレーシア	3.98	—	21.28	25.26	194.97	102.69	92.27	**117.53**
4	カンボジア	70.21	0.39	39.73	109.95	4.82	—	4.82	**114.77**
5	ラオス	32.56	3.03	23.83	56.38	11.75	1.84	9.91	**66.29**
6	モンゴル	37.26	—	17.44	54.70	20.17	14.17	6.00	**60.70**
7	ミャンマー	23.77	14.74	18.71	42.48	—	—	—	**42.48**
8	東ティモール	21.20	4.72	5.24	26.45	—	—	—	**26.45**
9	フィリピン	13.93	0.30	47.56	61.49	409.19	755.10	−345.91	**−284.42**
10	インドネシア	37.06	0.65	74.21	111.26	1,212.50	1,608.68	−396.18	**−284.92**
11	タイ	2.56	1.21	44.16	46.72	72.25	867.46	−795.20	**−748.48**
	東アジアの複数国向け	0.14	0.14	5.99	6.13	—	—	—	**6.13**
東アジア地域合計		**287.17**	**27.43**	**695.12**	**982.29**	**3,536.52**	**4,489.63**	**−953.11**	**29.18**
（ASEAN合計）		**210.35**	**20.54**	**345.72**	**556.07**	**2,599.31**	**3,511.44**	**−912.13**	**−356.06**

＊1 地域区分は外務省分類。
＊2 合計は卒業国向け援助を含む。
＊3 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
＊4 複数国向け援助とは、調査団の派遣やセミナー等、複数の国にまたがる援助。

Column

13 信頼される市民警察を目指して

～インドネシアの女性交番～

「バパッ・アグス、スラマッ・パギ。アパ・カバール?（アグスさんおはようございます。ご機嫌いかがですか）」と女性警察官のサプテさんが住民のアグスさんに声をかけます。ここは、インドネシアの首都ジャカルタ近郊にあるブカシ地区ムカール・サリにある女性交番です。この交番は女性警察官のみが勤務しており、インドネシア独自のものです。警察が軍の一部だった警察軍時代のイメージとは打って変わり、ソフトな対応に住民から親しまれています。「交番*1が設置されてから、遠方の警察署まで行く必要が無くなり、便利になりました。また、優しい女性警察官が巡回連絡のために自宅を訪問してくれるほか、街頭で声をかけてくれるなど、安心して生活ができるようになりました。」とは住民の声です。

インドネシアでは、2000年8月の国民協議会の決定により、警察が国軍から分離独立し、治安維持は国家警察が担うことになりました。現在、インドネシアの警察はより市民に信頼されるように、さまざまな改革プログラムを行っています。日本は2002年より、このようなインドネシアの取組に協力しています。首都のジャカルタ警視庁に対しては組織運営、現場鑑識、通信指令そして交番活動を支援しています。日本の大阪府警察出身の松江さんは、これまで外国人対策関係の仕事に長く携わり、その知識、経験を活かして日々協力活動を行っています。

松江さんは日本の協力について「日本の警察では、各都道府県警察の警察署管轄地域内に交番あるいは駐在所が配置されています。日本全国どこにでも担当地域の安全と安心に責任を持つ制服の地域警察官が必ず勤務していることが、『交番』制度の特色です。この日本の経験と制度をインドネシアの目指す市民から信頼される警察の実現のために活かせればと考え、インドネシアでも「交番」が実現したのです。女性だけの交番はインドネシア側からの提案で、日本でも実現できていない、かなり思い切った施策ではありますが、インドネシアにおける女性の社会的活躍を背景にした、素晴らしいアイデアだと思います。」と語ります。

こうした日本の協力の中から、インドネシア警察では警察官の「三交代制勤務」や「受け持ち区域」制度が取り入れられました。それぞれの警察官はパトロールや、受け持つ地域と住民を安全にするための巡回連絡を計画的に行うようになりました。そしてこのような市民に親しむ警察の拠点として交番を設置しました。

この中でも評判の良いのが冒頭のムカール・サリにある交番です。ソフトな対応に加え、住民が気軽に届出や相談をしやすい交番を心がけています。その親しみやすさから、住民からは、「警察官とコミュニケーションをとるようになり、安心して生活ができるようになりました。」といった声があがっています。この交番ができてから3年半、住民との良い関係の中で大きな事件は発生せず、警察と市民が協力する交番連絡協議会もできました。この協議会ができたことにより、今では住民と共同でのパトロールや、地域の問題を解決するための話し合いをしています。

こうした動きを受け、ブカシ地区のある地域では篤志家（とくしか）が中心となり、もともとインドネシア警察にあった警察官立ち寄り所を発展させ、やはり女性だけの交番を新設し、ムカール・サリ交番と全く同様の活動を行っています。日本の支援とインドネシアの努力が一体となった、住民に信頼される警察活動の発展が期待されます。

立番中の女性警察官

指導中の松江専門家

*1： BKPM（インドネシアの交番）

ジャカルタ都市高速鉄道計画（インドネシア）

インドネシアでは、堅調な国内消費や民間投資に支えられて、2008年前半には経済成長率が6.3%超となりました。しかし、2008年後半の金融・経済危機の影響から成長が減速しています。そのため、確実な財政政策の実施と併せ、投資環境改善のための経済インフラ整備を通じた、持続的な経済成長の維持と雇用機会の創出が重要な課題となっています。日本は、ジャカルタ首都圏で深刻化している交通渋滞を改善するため、約481億円規模の円借款を通じて都市高速鉄道システムの建設を進めています。鉄道完成後は、ジャカルタ中心部から南部に至るまでの所要時間が現在の2時間から30分程度にまで短縮される見込みで、旅客輸送力の増強および投資環境の改善が期待されています。

2. 南アジア地域

南アジア地域に対する2008年の二国間政府開発援助

●約8億3,652万ドル（約27億3,485万ドル）　●二国間援助全体の約12.1%（約18.4%）

南アジア地域は、世界最大の民主主義国家であるインドをはじめ、高い経済成長を達成する国や大きな経済的潜在力を持つ国があり、国際社会における存在感を強めています。地理的には、アジアと中東を結ぶ海上交通路に位置し、日本にとって戦略的に重要であるほか、地球環境問題への対応という観点からも重要な地域です。また、インドやパキスタンにおける大量破壊兵器の問題やテロおよび過激主義に対する国際的取組における役割といった観点からも、日本を含む国際社会にとって関心の高い地域です。

一方、南アジア地域は、道路、鉄道、港湾など基礎インフラの欠如や人口の増大、初等教育における未就学率の高さ、水・衛生施設や保健医療制度の未整備、不十分な母子保健、感染症対策および法の支配の未確立など取り組むべき課題が依然多く残されています。特に貧困の削減は大きな問題であり、同地域に居住する15億人近い人口のうち5億人近くが貧困層といわれ、世界でも貧しい地域の一つです。ミレニアム開発目標（MDGs）達成を目指す上でもアフリカに次いで重要な地域となっています[注62]。

＜ 日本の取組 ＞

日本は、南アジア地域の有する経済的潜在力を活かすとともに、拡大しつつある貧富の格差を緩和するため、社会経済インフラ整備の支援を重点的に行っています。特に同地域の中心的存在であるインドとは、基本的価値観を共有する「戦略的グローバル・パートナーシップ」に基づいて、政治・安全保障、経済協力、学術交流など幅広い分野で協力を進めています。インドは日本の円借款の最大受取国であり、電力や運輸などの経済インフラの整備と共に、農村環境整備など貧困削減に向けた社会セクター開発も進めています。

パキスタンについては、2009年4月にパキスタン・フレンズ閣僚会合および支援国会合を東京で開催しました。支援国会合では、テロ対策と経済改革に取り組むパキスタンに対し、参加国・機関から総額50億ドルを超える支援が表明され、日本も最大10億ドルの支援を表明しました。

スリランカでは、2009年5月に25年以上にわたる政府軍とタミル・イーラム解放の虎（LTTE）との戦闘が終結しました。ラージャパクサ大統領は、民族融和のための政治解決を進め、国家開発に取り組むことを表明しました。日本は、スリランカの平和の定着の促進や社会経済開発を支援するため、地域・民族バランスにも配慮しつつ、支援を実施しています。

注62：2009年のMDGsレポートによれば、一日約1ドル以下で生活する人の割合は39%（2005年）で、これはサブ・サハラ・アフリカに次いで高い数字である。

また、南アジア地域では、各国で援助協調に向けた取組が進んでいます。たとえば日本は、2005年に世界銀行、アジア開発銀行、英国国際開発省と対バングラデシュ共通援助戦略を策定し、援助政策の連携を進めています。また、バングラデシュ政府が策定した貧困削減戦略文書をより効果的に実施するため、主要な援助国・機関を中心に援助協調・連携を進めています。

バングラデシュにおける教育支援・心理ケア事業
（写真提供：（特活）国境なき子どもたち）

図表 Ⅱ-10　南アジア地域における日本の援助実績

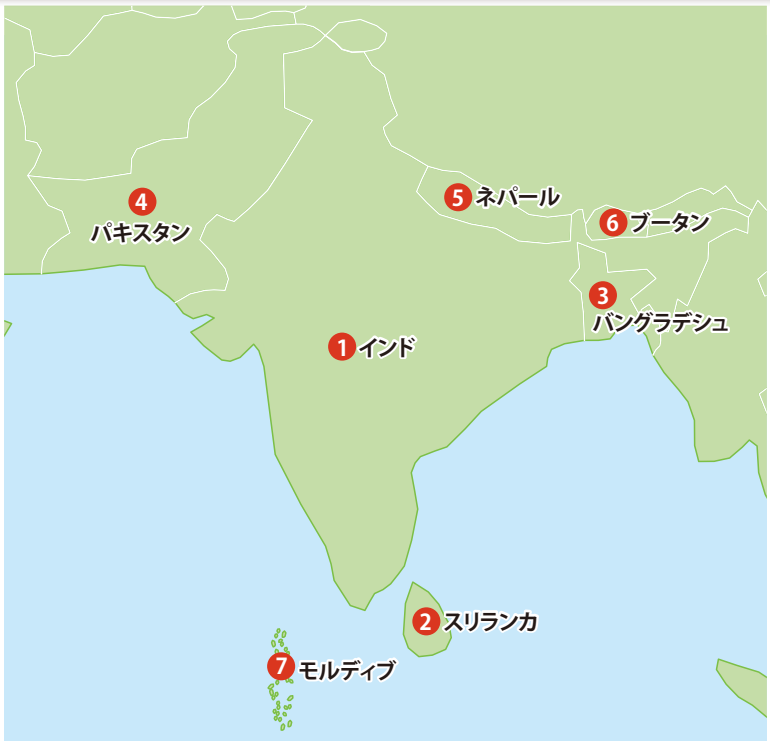

2008年

（支出純額ベース、単位：百万ドル）

順位	国または地域名	贈与			計	政府貸付等		計	合計
		無償資金協力		技術協力		貸付実行額	回収額		
			うち国際機関を通じた贈与						
1	インド	3.53	2.06	19.80	23.33	1,231.70	655.22	576.48	**599.81**
2	スリランカ	48.53	19.73	20.72	69.25	261.04	233.61	27.44	**96.69**
3	バングラデシュ	785.54	9.43	23.15	808.69	78.26	845.82	−767.56	**41.13**
		(36.27)	(9.43)	(23.15)	(59.42)	(78.26)	(101.40)	(−23.13)	**(36.28)**
4	パキスタン	26.88	7.34	13.66	40.54	36.32	42.62	−6.30	**34.24**
5	ネパール	138.49	2.24	16.47	154.96	0.01	121.05	−121.03	**33.93**
		(25.53)	(2.24)	(16.47)	(42.00)	(0.01)	(8.70)	(−8.69)	**(33.31)**
6	ブータン	12.63	—	7.56	20.19	0.15	—	0.15	**20.34**
7	モルディブ	6.60	—	1.26	7.86	1.46	—	1.46	**9.32**
	南アジアの複数国向け	—	—	1.07	1.07	—	—	—	**1.07**
南アジア地域合計		**1,022.20**	**27.43**	**103.70**	**1,125.90**	**1,608.95**	**1,898.33**	**−289.38**	**836.52**
		(159.97)	**20.54**	**(103.70)**	**(263.67)**	**(1,608.95)**	**(1,041.55)**	**(567.40)**	**(831.06)**

＊1　地域区分は外務省分類。
＊2　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
＊3　（　）内の値は債務救済を含まない金額。
＊4　複数国向け援助とは、調査団の派遣やセミナー等、複数の国にまたがる援助。

中小零細企業・省エネ支援計画（インド）

インドにおける環境改善は、同国の持続的な経済発展、さらには地球規模の気候変動対策という観点からも重要です。こうした状況を踏まえ、日本は、インドの中小零細企業に対し、300億円の円借款を通じて、省エネの取組に必要な中長期資金を供給しています。融資の実施者であるインド小企業開発銀行やその他仲介金融機関のネットワークを活用することで、インド全土における幅広い省エネ支援を行うとともに、これら金融機関の融資審査能力の強化も支援しています。

ダッカ市廃棄物管理能力強化プロジェクト（技術協力プロジェクト）
およびダッカ市廃棄物管理低炭素化転換計画（無償資金協力）（バングラデシュ）

人口が1,200万人を超える首都ダッカでは、家庭ゴミなどの収集率が低く、多くのゴミが街にそのままになっています。また、収集に出されるゴミの量も増え続けており、衛生、環境上深刻な問題になっています。日本は、技術協力にて、住民参加によるゴミ収集活動の普及や、環境負荷の少ない処分場の整備、廃棄物対策を担うダッカ市役所の体制強化などを支援しています。その結果、市民による自発的な収集活動が進み、処分場の環境もかなり改善されました。また無償資金協力では、約100台の廃棄物収集車両を供与しました。二酸化炭素の排出量が少ない型の収集車を供与することで、温室効果ガス削減対策も同時に行っています。

3. 中央アジア・コーカサス地域

中央アジア・コーカサス地域に対する2008年の二国間政府開発援助

●約1億6,378万ドル（約2億972万ドル）　●二国間援助全体の約2.4%（約1.4%）

中央アジア・コーカサス地域は、ロシア、中国、南アジア、中東に隣接する地政学的な要衝であるとともに、石油、天然ガス、ウラン、レアメタルなどの資源を豊富に擁し、日本にとって戦略的に重要な地域です。日本は、人権、民主主義、市場経済、法の支配といった基本的価値の定着に向け、また、アフガニスタンやパキスタンなど、中央アジアに接する地域を含む広域的な視点も踏まえ、同地域の長期的安定および持続的発展のための国づくりを支援しています。

＜ 日本の取組 ＞

日本は、計画経済体制から市場経済体制への移行と経済発展の実現を支援するため、法制度整備や保健医療など社会セクターの再構築、市場経済化・経済発展のためのインフラ整備、制度づくりのための人材育成など様々な支援活動を行っています。たとえば人材育成支援として、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギスに「日本人材開発センター（日本センター）」を開設し、日本の経験に基づくビジネスコースなどを提供することで、市場経済化に対応できる人材の育成に貢献しています。また、中央アジア諸国については2004年に、地域内協力の促進を目的として「中央アジア+日本」対話の枠組みを設立し、これまで様々なレベルでの対話や協力を実施しています。

カザフスタンおよびアゼルバイジャンのカスピ海沿岸には、日本企業も権益を有する世界有数の規模を誇る油田が存在し、その原油はパイプラインを通じて、中央アジア・コーカサス地域内を通過しています。同地域の安定化と経済発展は、国際エネルギー市場安定とエネルギー資源確保のためにも重要であり、公共サービスの改善や人材育成、発電所などのインフラ整備といった支援を行っています。

エレバン・コジェネレーション火力複合発電所建設計画（アルメニア）

アルメニアの発電所の多くは旧ソ連時代に整備されたもので、操業開始後およそ30年が経過しています。老朽化が進み、電力供給能力および信頼性が著しく低下しており、将来的に、深刻な電力不足が懸念されています。そこで日本は、首都エレバン市近郊の火力発電所の隣接地におけるコジェネレーション(注63)火力複合発電所の新設を支援することで、電力供給能力の増大、電力不足の緩和、および社会経済の安定的かつ持続的成長を支援しています。2005年に円借款の供与を開始し、2008年度には、鋼材価格およびタービン価格の高騰などを理由とする事業費の増加に対処するため、追加円借款を供与しました。

従来からの発電所全景（写真提供：JICA）

図表 Ⅱ-11　中央アジア・コーカサス地域における日本の援助実績

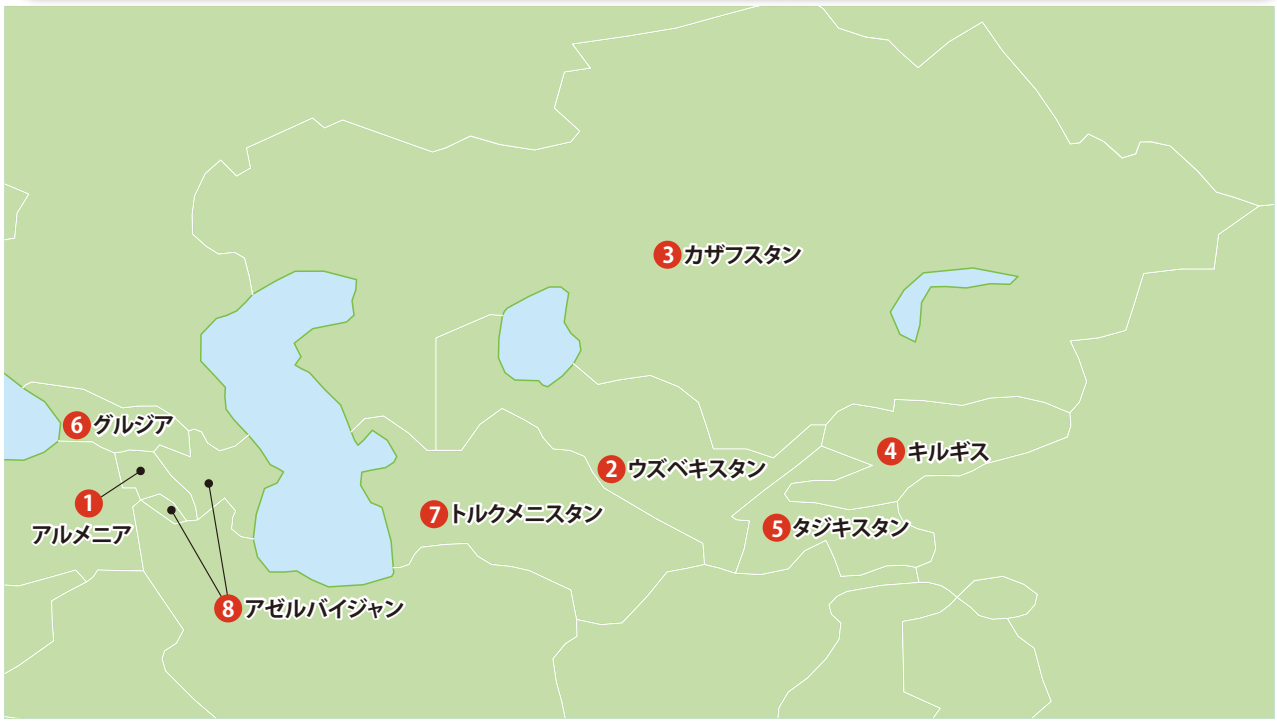

2008年

（支出純額ベース、単位：百万ドル）

順位	国または地域名	贈与			計	政府貸付等		計	合計
		無償資金協力	うち国際機関を通じた贈与	技術協力		貸付実行額	回収額		
1	アルメニア	2.03	—	1.76	3.79	53.91	—	53.91	**57.70**
2	ウズベキスタン	10.00	0.37	9.08	19.08	45.45	15.90	29.55	**48.63**
3	カザフスタン	0.43	—	6.20	6.63	50.00	18.72	31.28	**37.90**
4	キルギス	2.24	—	7.94	10.18	2.31	0.14	2.17	**12.35**
5	タジキスタン	3.39	—	4.66	8.06	—	—	—	**8.06**
6	グルジア	2.19	1.09	1.24	3.43	1.51	2.51	−1.01	**2.42**
7	トルクメニスタン	—	—	0.57	0.57	—	2.11	−2.11	**−1.54**
8	アゼルバイジャン	2.78	—	0.93	3.71	0.04	6.55	−6.51	**−2.80**
	中央アジア・コーカサスの複数国向け	—	—	1.06	1.06	—	—	—	**1.06**
中央アジア・コーカサス地域合計		**23.07**	**1.46**	**33.44**	**56.51**	**153.21**	**45.94**	**107.27**	**163.78**

＊1　地域区分は外務省分類。
＊2　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
＊3　複数国向け援助とは、調査団の派遣やセミナー等、複数の国にまたがる援助。

注63：発電と同時に発生した排熱を利用して熱需要に利用するエネルギー供給システム。

Column

14 職業訓練によるエンパワーメントでチャンスを広げる

～タジキスタンにおける自立支援～

中央アジアに位置するタジキスタンは、旧ソ連諸国の中で一人当たりGDPが最も低い国です。1991年の独立後に内戦が起こり、人々の生活条件は悪化しました。内戦が終わった現在も雇用体制は整わず、安定した仕事を見つけることは簡単ではありません。職を求めてロシアやカザフスタンへ多くの男性が出稼ぎに行きますが、ロシア語の能力や基本的な職業能力の欠如により、長時間にわたる危険な仕事をさせられたり、給料が支払われないなどの問題も起こっています。また出稼ぎに出た父親が長く故郷に帰らないことから、残された母親と子どもたちが経済的にとても苦しい状況におかれることもめずらしくありません。

国際労働機関（ILO）と国連開発計画（UNDP）は、2007年から、このようなタジキスタンにおける問題に対し、出稼ぎに出る男性がより良い労働条件で仕事に就けるための職業訓練と、残された女性の自立支援を目的とするプロジェクト*1を始めました。このプロジェクトは日本政府が国連に設置した人間の安全保障基金の支援を受けて実施されたものです。このプロジェクトでILOのプログラムオフィサーとして活躍したのが松沢朝子（まつざわともこ）さんです。松沢さんは、ジュネーブにあるILO本部に勤務していますが、タジキスタンの事務所の開設からスタッフの採用、タジキスタン政府や関係機関との交渉、プロジェクト活動の実施や研修、セミナーの開催までいろいろな業務を手がけました。「貧しいながらも一生懸命に生きているタジキスタンの人々を見て、少しでも彼らの役に立ちたいという気持ちになりました。」と言う松沢さんは、ジュネーブからタジキスタンに出張する機会を出来るだけ多くつくり、プロジェクトを確実に実施するために当事者と現地で直接会うように心がけました。ところが、道路事情が悪く、土砂くずれのおそれがあったり、雪などの厳しい天候により、予定したとおりプロジェクトの現場にたどりつけず、他の場所で会合をもつといったこともしばしばありました。こうしたことにもかかわらず、タジキスタンの人々は、より良い生活を願い、プロジェクトの大切さを熱心に語りかける松沢さんの言葉に、この国の美しい織物をおるようなひたむきさで耳を傾け、行動に移していきました。

こうして松沢さんの努力とそれに応える人々の力が実を結び、すでに成果が出つつある例も生まれています。女性企業家を対象として起業およびマイクロクレジット（小額の融資）などについての研修プロジェクトも行われましたが、この研修を受けカフェテリアを開いて成功させたミルゾイェヴァさんは、「研修では起業の計画書の書き方や店を興すために最適な場所選びなどを教わりました。おかげさまで店はお客でいっぱいです。ここにはよそから移ってきた多くの女性たちも働いています。私も同僚たちもこの成功で自信がつきました。」と感謝の言葉を伝えてきました。

こうした声に対し、松沢さんは「職業訓練を受けた男性たちがより条件の良い仕事を見つけたり、生計を立てられるようになった女性たちが自立への自信を深めていく様子を間近で見て、プロジェクトの成果を確実に感じます。」とタジキスタンの将来に希望を託します。

人間の安全保障会議に出席する松沢さん（写真提供：松沢さん）

男性への職業訓練（写真提供：松沢さん）

*1： 「紛争後のタジキスタンにおける雇用創出及び移民管理改善を通じたコミュニティ開発」プロジェクト（2007-2009年実施）

4. アフリカ（サブ・サハラ）地域

アフリカ（サブ・サハラ）地域に対する2008年の二国間政府開発援助

●約13億9,570万ドル（約14億9,561万ドル）　●二国間援助全体の約20.1％（約10％）

アフリカ、特に、サハラ砂漠より南に位置するサブ・サハラ・アフリカは、依然として深刻な貧困問題に直面しています。サブ・サハラ・アフリカ諸国の大半（48か国中33か国）は後発開発途上国（LDC）であり、人口の約半分が貧困ライン（一日約1ドル）以下の生活を送っています[注64]。また、同地域には、内戦や紛争、難民、干ばつによる飢餓、HIV/エイズをはじめとする感染症のまん延など、発展を阻害する深刻な問題を抱える国も多く、国際社会から多大な援助を必要としています。国連安保理やG8サミットなどにおける議論を見ても、アフリカのこうした問題は国際社会の重大な関心事となっています。

一方、アフリカは豊富な天然資源や美しい自然環境に恵まれており、貿易・投資や観光の促進による経済成長の大きな可能性を有しています。日本は、アフリカが持続的な経済成長および貧困削減などを実現するため、国際社会の責任ある一員として、相応の貢献をしていくことが求められています。

＜ 日本の取組 ＞

日本は、アフリカの自助努力（オーナーシップ）と国際社会による協力（パートナーシップ）を基本原則とするアフリカ開発会議（TICAD）の開催を通じて、アフリカ自身による開発課題への取組に、積極的に協力してきました。1993年に開始したTICADの15周年にあたる2008年5月には、横浜において第4回アフリカ開発会議（TICAD IV）を開催し、2009年3月には、ボツワナにおいてTICAD IVの支援策の履行状況を確認する閣僚級会合を開催しました。また、2009年4月に開催されたG20ロンドン・サミットにおいて日本は、対アフリカ支援に係る力強いメッセージを表明しました。また、アフリカの持続的な成長のためには、民間企業の進出や資源開発が重要であり、これら取組を支援するための調査もODAにより実施しています。

アフリカ支援については、第I部第1章第2節を参照してください。

「水の防衛隊」派遣

2008年に開かれたTICAD IVにて日本は「水の防衛隊」派遣を打ち出しました。これは、アフリカ諸国に日本の技術者（青年海外協力隊やシニア海外ボランティアを含む）を派遣して安全な水を安定的に利用できるように技術指導を行う構想です。安全な水の確保と給水施設の維持管理、水利用に関係する衛生環境の改善などの幅広い活動を展開しています。これまでエチオピア、セネガル、タンザニア、南アフリカに派遣しており、2012年までの5年間で、さらに多くのアフリカ諸国に様々な分野の技術者を派遣し、現地の人々と協力して安全な水を人々に届ける取組を行っていく計画です。

飲用に適さない不衛生な水を汲む住民。安全な水へのアクセスが限られている。（写真提供：JICA）

注64： サブ・サハラ・アフリカでは、全体の人口の約51パーセントが1日1ドル25セント未満で暮らしている。

Column

15 早く、安く、簡単、安全に畑に水を!
～マラウイの手作りかんがいプロジェクト～

アフリカ南部の国マラウイでは、雨季の雨水に頼った農業が行われてきました。マラウイでは、雨季の収穫が得られる前には食料が不足しがちになり、特に日照りのひどい年には多くの農民が苦しんできました。このように雨季と乾季によって食料の確保が大きく異なり、不安定なマラウイでは、主食であるメイズを乾季でも生産できるようにすることが重要です。そこで、かんがいを通じて乾季のメイズ栽培を実現し、農民が安定的に食料や収入を確保できることを目指し、日本による小規模かんがい開発プロジェクトが2006年から開始されました。

このプロジェクトのマラウイ側の担い手の一人が、農業普及所長ンコマさんです。ンコマさんは、これまで日本の青年海外協力隊がマラウイで行った園芸技術のプロジェクトに7年間携わったり、日本での研修にも参加したことから、日本に親しみを感じていました。

2008年5月、そのンコマさんにこの日本の小規模かんがいプロジェクトへの異動が命じられました。果樹栽培などの経験はありましたが、水路などを引き、耕地をうるおすなどのかんがい事業は経験がなく、不安ではありましたが、かつて日本人とかかわった経験から「日本人は時間に厳格で働き者である」ということを知っていたため、この異動を喜びました。こうしてンコマさんは、このプロジェクトに派遣されている日本人と一緒に働くことになったのです。

これまでかんがいには、多くのお金と難しい技術が必要とンコマさんは考えていました。ところが、このプロジェクトのモットーは「早い、安い、簡単そして安全」です。研修を受けた翌日からすぐに使える技術を教えます。材料も、簡単に手に入る木、竹、石、草、粘土を使います。かんがいに適した場所、水路などの作り方を絵などを使ってわかりやすく、時に紙芝居などで教えます。田畑に水を送る水路や堤をつくるだけではなく、その後の管理や補修も農民自身による自助努力を促します。こうした一連の活動は農民自身が結成する“かんがいクラブ”によって行われます。プロジェクトから、コンクリートなどの資材の援助は一切なく、こうしたことがかえって農民の持続的な自助努力を引き出すと、現在のンコマさんは考えています。

このようなンコマさんの取組の結果、これまで農作物がとれなかった乾季にも農業収入が得られるようになりました。こうした収入は、それに続く雨季にも収入が不足する場合や、乾季と雨季の間で作物が取れないことから来る農作物などの価格の上昇の際にも農家を助けます。

JICA専門家としてマラウイでこのプロジェクトを進めている岡田さんや白石さんは「私たちのプロジェクトを任せられる人」とンコマさんを評価します。

ンコマさんは「私たちがかんがいの技術を普及した農家の人々が、それぞれ独自に工夫しているのを見て、農家の潜在能力に驚きます。私たちも農家に負けないように技術を発展させ、より多くの面積でのかんがいを実現し、マラウイの食料増産に貢献したいと思います。」と熱い思いを語っています。

農家に説明するンコマさん（右端）（写真提供：JICA）

水路をつくる村人（写真提供：JICA）

図表 Ⅱ-12　アフリカ地域における日本の援助実績

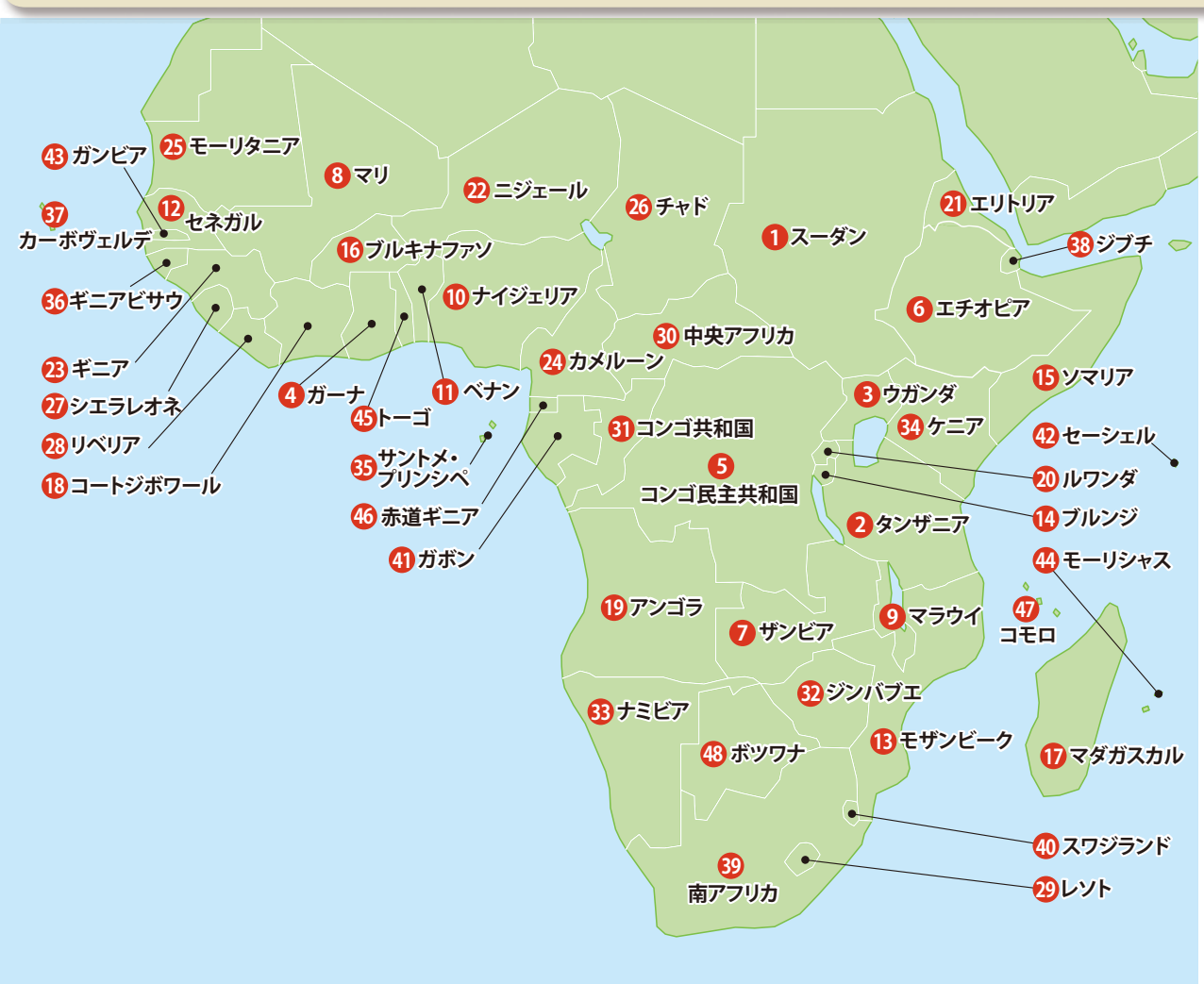

スーダンにおける学校水衛生改善事業（写真提供：（特活）JEN）

2008年

（支出純額ベース、単位：百万ドル）

順位	国または地域名	贈与			計	政府貸付等		計	合計
		無償資金協力	うち国際機関を通じた贈与	技術協力		貸付実行額	回収額		
1	スーダン	100.51	97.81	9.14	109.64	—	—	—	**109.64**
2	タンザニア	43.36	2.95	22.23	65.59	5.40	—	5.40	**70.99**
3	ウガンダ	39.75	23.57	12.64	52.39	4.62	—	4.62	**57.01**
4	ガーナ	33.86	1.00	20.18	54.03	—	—	—	**54.03**
5	コンゴ民主共和国	45.32	33.07	5.89	51.22	—	—	—	**51.22**
6	エチオピア	32.88	3.78	14.24	47.12	—	—	—	**47.12**
7	ザンビア	18.57	6.31	18.57	37.14	—	—	—	**37.14**
8	マリ	32.01	2.74	2.52	34.52	—	—	—	**34.52**
9	マラウイ	16.71	4.06	14.08	30.79	—	—	—	**30.79**
10	ナイジェリア	25.21	8.08	3.75	28.96	—	—	—	**28.96**
11	ベナン	21.07	—	6.14	27.21	—	—	—	**27.21**
12	セネガル	7.89	—	14.05	21.94	3.19	—	3.19	**25.13**
13	モザンビーク	17.58	6.00	6.15	23.72	—	—	—	**23.72**
14	ブルンジ	20.83	19.98	3.28	24.10	—	0.77	−0.77	**23.34**
		(19.98)	(19.98)	(3.28)	(23.26)	—	(0.01)	(−0.01)	**(23.25)**
15	ソマリア	23.24	23.24	0.03	23.27	—	—	—	**23.27**
16	ブルキナファソ	11.39	3.95	9.58	20.98	—	—	—	**20.98**
17	マダガスカル	11.47	—	9.38	20.85	—	0.48	−0.48	**20.37**
18	コートジボワール	18.88	12.17	0.62	19.51	—	—	—	**19.51**
19	アンゴラ	15.40	13.76	2.35	17.75	—	—	—	**17.75**
20	ルワンダ	10.26	1.25	7.49	17.75	—	—	—	**17.75**
21	エリトリア	17.24	—	0.47	17.71	—	—	—	**17.71**
22	ニジェール	5.56	0.60	11.38	16.93	—	—	—	**16.93**
23	ギニア	14.72	1.01	2.37	17.09	—	0.24	−0.24	**16.86**
		(14.45)	(1.01)	(2.37)	(16.82)	—	—	—	**(16.82)**
24	カメルーン	12.50	—	3.08	15.58	—	—	—	**15.58**
25	モーリタニア	10.75	2.15	3.73	14.49	—	—	—	**14.49**
26	チャド	14.33	14.33	0.06	14.39	—	—	—	**14.39**
27	シエラレオネ	10.13	2.51	4.00	14.13	—	—	—	**14.13**
28	リベリア	12.54	4.72	1.43	13.98	—	—	—	**13.98**
29	レソト	12.37	3.53	0.80	13.16	—	—	—	**13.16**
30	中央アフリカ	12.57	11.75	0.17	12.74	—	0.57	−0.57	**12.18**
		(11.93)	(11.75)	(0.17)	(12.10)	—	—	—	**(12.10)**
31	コンゴ共和国	10.49	10.31	0.13	10.62	—	—	—	**10.62**
32	ジンバブエ	7.69	7.69	2.27	9.97	—	—	—	**9.97**
33	ナミビア	0.61	—	1.90	2.51	7.15	—	7.15	**9.66**
34	ケニア	41.59	23.10	20.25	61.84	12.95	66.01	−53.06	**8.79**
35	サントメ・プリンシペ	7.15	—	0.07	7.22	—	—	—	**7.22**
36	ギニアビサウ	5.07	5.02	0.76	5.83	—	—	—	**5.83**
37	カーボヴェルデ	3.66	—	1.64	5.29	—	—	—	**5.29**
38	ジブチ	2.24	0.26	1.50	3.74	—	—	—	**3.74**
39	南アフリカ	0.66	—	3.92	4.58	—	0.91	−0.91	**3.67**
40	スワジランド	2.31	2.16	0.87	3.18	—	—	—	**3.18**
41	ガボン	0.37	—	4.11	4.48	—	2.73	−2.73	**1.75**
42	セーシェル	0.36	—	1.26	1.62	—	—	—	**1.62**
43	ガンビア	0.61	—	0.47	1.08	—	—	—	**1.08**
44	モーリシャス	0.08	—	0.17	0.25	3.13	3.02	0.11	**0.36**
45	トーゴ	0.80	0.05	0.13	0.92	—	0.59	−0.59	**0.33**
		(0.14)	(0.05)	(0.13)	(0.27)	—	—	—	**(0.27)**
46	赤道ギニア	—	—	0.09	0.09	—	—	—	**0.09**
47	コモロ	—	—	0.03	0.03	—	—	—	**0.03**
48	ボツワナ	20.52	—	1.95	22.47	—	24.60	−24.60	**−2.14**
		—	—	(1.95)	(1.95)	—	(4.36)	(−4.36)	**(−2.41)**
	アフリカの複数国向け	121.19	121.19	9.39	130.59	304.17	—	304.17	**434.76**
アフリカ地域合計		**894.30**	**474.11**	**260.70**	**1,155.00**	**340.61**	**99.91**	**240.70**	**1,395.70**
		(871.37)	**(474.11)**	**(260.70)**	**(1,132.07)**	**(340.61)**	**(77.52)**	**(263.09)**	**(1,395.16)**

＊1 地域区分は外務省分類。
＊2 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
＊3 （ ）内の値は債務救済を含まない金額。
＊4 複数国向け援助とは、調査団の派遣やセミナー等、複数の国にまたがる援助。

5. 中東地域

中東地域に対する2008年の二国間政府開発援助

●約23億7,173万ドル（約31億5,433万ドル）　●二国間援助全体の約34.2%（約21.2%）

中東地域は、世界の主要エネルギー供給地域であり、日本は原油の9割近くを同地域から輸入しています。中東地域の平和と安定の実現は、日本だけでなく国際社会全体の平和と繁栄に直結する重要な問題で、そのためにはイラクやアフガニスタンの復興、中東和平プロセスの進展が非常に重要です。日本は、ODAやそれ以外の公的資金の活用、そして民間を主体とした重層的なパートナーシップの構築を目指しています。

中東地域には高所得の産油国から後発開発途上国（LDC）まで存在し、その経済状況は多様です。低所得国や中所得国では、経済社会インフラ整備や貧困対策などが不可欠となっている一方で、ODA卒業国である高所得の産油国も、人材育成などの課題を抱えています。

＜ 日本の取組 ＞

中東地域は日本にとって、ODA大綱の基本方針である「人間の安全保障」や重点課題である「平和の構築」の実現のため、そして資源・エネルギーの安定的な確保のため、非常に重要な地域です。日本は、国際社会と連携して水資源管理、インフラ整備、人材育成などの分野を重点的に支援することで、中東の社会的安定と経済発展の実現に貢献しています。

イラクについては、最大50億ドルのODA、約67億ドルの債務救済など積極的に支援に取り組んでいます。アフガニスタンについては、2008年6月のアフガニスタン支援国際会議（パリ会合）で5億5,000万ドルを追加的に拠出することを表明し、これにより拠出表明された総額は20億ドルとなりました。また、2009年3月には、同年8月の大統領選挙を成功裡に実施するために必要な支援として約3億ドルを拠出しました。

▶ アフガニスタン支援の詳細については、第I部第2章第1節を参照してください。

中東和平支援については、1993年以降総額約10億ドル以上の対パレスチナ支援を行ってきました。日本は、イスラエルと共存共栄し得るパレスチナ国家樹立による和平実現（二国家解決）が重要であると認識し、アッバース大統領率いるパレスチナ自治政府（PA）による和平努力を一貫して支援しています。近年その一環として、イスラエル、PAのみならず、ヨルダンの参加も得て、「平和と繁栄の回廊」構想[注65]の具現化に取り組んでいます。

教師教育強化プロジェクト（アフガニスタン）

アフガニスタンでは、タリバン政権下でこれまで学校に行けなかった子どもたちが学校に行くようになり、小中学校の生徒が急激に増えています。それに伴って、教員も大幅に増えていますが、十分なトレーニングを受けないまま教壇に立っている教員も少なくありません。そこで日本は、1年生から6年生までの各教科の教員用指導書の作成を支援しています。この指導書は授業の進め方を具体的に説明しており、教員がすぐに授業に活用できる指導書となっています。作成された指導書は全国の学校に配布され、また教員研修も行われています。他のドナーやNGOとの連携でより広範な地域への配布、研修も進んでおり、この指導書を活用し、より良い授業が行われていくことが期待されています。

グループ学習で植物観察をする子どもたち
（写真提供：JICA）

注65：イスラエルとパレスチナの共存共栄に向けた日本独自の中長期的な取組で、パレスチナ、イスラエル、ヨルダン、日本の4者による域内協力でヨルダン渓谷を開発することを企図するもの。現在ジュリコ郊外に農産加工団地を建設する計画に取り組んでいる。

図表 Ⅱ-13 中東地域における日本の援助実績

武正公一外務副大臣（中央）と国連パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA）関係者および現地で活動する邦人関係者（パレスチナ難民キャンプにて）（写真提供：JICA）

2008年

（支出純額ベース、単位：百万ドル）

順位	国または地域名	贈与			計	政府貸付等		計	合計
		無償資金協力	うち国際機関を通じた贈与	技術協力		貸付実行額	回収額		
1	イラク	1,915.91	18.78	3.98	1,919.89	—	164.66	−164.66	1,755.23
		(19.78)	(18.78)	(3.98)	(23.76)	—	—	—	(23.76)
2	トルコ	2.90	—	8.84	11.74	445.34	171.16	274.17	285.92
3	アフガニスタン	180.43	111.38	27.60	208.03	—	—	—	208.03
4	モロッコ	16.85	—	6.16	23.01	119.97	37.14	82.83	105.84
5	チュニジア	0.03	—	5.92	5.94	97.54	49.50	48.04	53.98
6	[パレスチナ自治区]	20.45	19.08	9.85	30.30	—	—	—	30.30
7	レバノン	6.57	5.68	0.15	6.72	13.87	6.80	7.07	13.79
8	イエメン	29.60	1.45	3.74	33.33	—	21.31	−21.31	12.02
		(9.71)	(1.45)	(3.74)	(13.45)	—	(1.60)	(−1.60)	(11.85)
9	エジプト	33.22	—	16.73	49.95	113.70	152.01	−38.32	11.64
10	アルジェリア	1.99	—	1.57	3.55	0.47	—	0.47	4.03
11	オマーン	—	—	0.45	0.45	—	—	—	0.45
12	リビア	—	—	0.19	0.19	—	—	—	0.19
13	イラン	2.31	1.45	5.01	7.32	—	23.97	−23.97	−16.65
14	ヨルダン	21.47	—	10.42	31.89	4.64	86.61	−81.97	−50.08
15	シリア	1.72	—	11.04	12.76	—	69.45	−69.45	−56.68
	中東の複数国向け	5.94	5.94	1.39	7.33	—	—	—	7.33
中東地域合計		**2,239.85**	**164.22**	**118.96**	**2,358.81**	**795.52**	**782.61**	**12.92**	**2,371.73**
		(323.83)	**(164.22)**	**(118.96)**	**(442.79)**	**(795.52)**	**(598.24)**	**(197.28)**	**(640.07)**

＊1 地域区分は外務省分類。なお、[ ]は、地域名を示す。
＊2 合計は卒業国向け援助を含む。
＊3 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
＊4 ( )内の値は債務救済を含まない金額。
＊5 複数国向け援助とは、調査団の派遣やセミナー等、複数の国にまたがる援助。

Column

16 あたたかい毛布を避難民へ

～日本のパレスチナ支援
国連パレスチナ難民救済事業機関　羽隅温子（はすみよしこ）さん～

2008年12月27日、ガザ地区は再び戦禍に巻き込まれ、多くの死傷者が出ました。国連パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA）も、その事務所や学校、医療センターが攻撃を受け、戦闘中は人道支援活動にも大きな影響が出ました。停戦後、日本政府はガザ地区への物資の緊急支援を表明し、29,000枚の毛布、20,000枚のスリーピングマットおよび8,000枚のビニール・シートを送りました。*1今回、UNRWA職員としてこの支援で活躍された羽隅さんは、フランス留学中にコソボからのアルバニア系難民と交流し、難民問題に興味を持つようになり、国連コソボ行政ミッション（UNMIK）勤務などを経て、2007年9月よりUNRWAガザ事務所で、パレスチナ難民への人道支援に従事しています。羽隅さんに当時のガザ地区への支援の様子などについて寄稿していただきました。

*1：国際平和協力法に基づく物資協力

UNRWAの同僚と（右から2番目が羽隅さん）
（写真提供：羽隅さん）

戦闘中、私はガザ地区勤務の他の同僚と共に、一時的にエルサレムに配置されました。UNRWAによるガザ地区内での緊急支援活動を外から支援するために、人員が必要だったからです。

私のエルサレムでの主な仕事の一つは、ドナーへの対応でした。UNRWA向けに支援を表明してくれたドナーと緊密に連絡を取り、ガザ地区内で活動する同僚からの情報をもとに、ガザが何をいつまでにどれくらい必要とし、支援物資をどこに輸送してもらうか、という情報を発信し続けました。各国政府、NGO、一般企業や個人から提供された人道支援物資は続々と到着し、これらをいかに迅速かつスムースにガザ地区内に輸送するかが大きな課題となりました。戦闘という非常事態だけでなく、イスラエルによる継続的な封鎖が、ガザへの支援物資の搬入を阻んでいたからです。

ガザ地区への物資輸送は、陸路でのみ可能です。戦闘当時、イスラエルへ通じる4つの物資用検問所のうち、開いていたのはケレム・シャロームのみで、最大の物資搬出入口であるカルニ検問所は閉鎖されたままでした。このケレム・シャローム検問所を通じて、一日およそトラック100台分ほどの援助物資の搬入が許可されていました。そのうち、UNRWAが与えられた枠は約60台分。当時ガザ地区では、何万人もの避難民が発生していました。UNRWAは戦闘中に、UNRWAが運営する学校の校舎や他の施設を住民のための緊急避難シェルターとして開放していましたが、その数は最も多いときで50箇所。受け入れた避難家族は8,000を超え、避難民の数は5万人に迫る勢いでした。住民が緊急に支援物資を必要としている状況下で、トラック60台分という枠は十分ではありません。しかも戦闘状況によって、検問所は不定期に閉鎖され、開いているときでも、セキュリティ・チェックその他諸事情によりトラック60台分の貨物がその数字通りに搬入されることはまずありませんでした。

こうした中、2009年2月上旬に日本政府からの支援物資の第一陣のマットレスがガザに到着しました。届いたマットレスは、2月8日に配布されました。配布した場所は、ガザ地区北部のイズベド・アベド・ラッボで、今回の軍事行動で最も被害が大きかった地区の一つです。およそ2000人以上の人々が家を失い、現場は住居の瓦礫の山と化していました。すぐ近くにある工場地帯も破壊され、その被害は現在もそのままの状態が続いています。

現場に並ぶ人々の険しい表情から、今回の戦闘がいかに彼らの生活を破壊し、苦難を強いているかが伺え、安易に声をかけるのがためらわれました。

マットレスや毛布は、日本以外からの支援もありましたが、現場では日本からの物はとくに好評でした。防水シート仕様で、かつ折り畳みが可能なマットレスは、持ち運びには大変便利である、と現場からの声です。毛布も、緊急支援用に生産されたものであることが一目瞭然で、ベージュ色に全て統一されたものは見た目にも暖かそうで質の良さが伺えました。日本政府はこれまで多大な援助をガザ地区で実施してきており、その寛大な支援を人々は記憶しています。この点も、日本からの援助をとくに好意的に受ける結果につながっていたのではないでしょうか。

イズベド・アベド・ラッボでの支援物資配布の様子
（写真提供：UNRWA）

6. 中南米地域

中南米地域に対する2008年の二国間政府開発援助

●約2億6,945万ドル（約7億6,847万ドル）　●二国間援助全体の約3.9%（約5.2%）

中南米地域は5.6億人の人口を擁し、域内総生産は3.54兆ドルの大きな市場となっています。また、民主主義が定着し、安定的成長を続けてきたほか、鉄鉱、銅鉱、銀鉱、レアメタル、原油、天然ガス、バイオ燃料などの鉱物・エネルギー資源や食料資源の供給地であり、国際社会での存在感を高めつつあります。平均所得水準はODA対象国の中では比較的高い一方で、国内での貧富の格差が著しく、貧困が残存していることも、この地域の特徴です。また、アマゾンの熱帯雨林をはじめとする豊かな自然が存在することから、環境・気候変動問題での取組も重要となっています。

＜ 日本の取組 ＞

日本は中南米諸国と伝統的に友好的な関係を築いており、ODAを通じて、これらの国々の持続的成長への基盤づくり、貧困削減・格差是正のための支援、平和の定着、南南協力などの支援を行っています。中南米地域の持続的成長への支援としては、インフラ整備、中小企業育成などを行っています。また、この地域の歴史的な課題となっている貧困と所得格差の改善のため、保健医療、教育、地域開発などの社会開発分野での支援も実施しています。さらに、西半球の最貧国であるハイチや反政府勢力との和平が課題となっているコロンビアの平和の定着への支援も行っています。

より効果的・効率的な援助政策を実施するため、中南米地域に共通した開発課題については、中米統合機構（SICA[注66]）、南米南部共同市場（MERCOSUR[注67]）およびカリブ共同体（CARICOM[注68]）といった地域共同体とも協力しつつ、広域案件の形成を進めています。また、長年の日本の経済協力の実績が実を結び、第三国への支援が可能な段階に至っているチリ、ブラジル、アルゼンチン、メキシコの4か国と提携し、中南米、アフリカ諸国などを対象として、第三国研修や第三国専門家派遣などを実施しています。

中南米地域では、アマゾンの森林減少・劣化のほか、オゾンホールの拡大、気候変動によるアンデス氷河の減退やハリケーンなどの自然災害の多発といった環境問題も深刻化しつつあります。これらに歯止めをかけ、また影響を緩和するため、自然環境保全、防災などの面で支援を実施しています。

日本は官民連携で地上デジタル放送日本方式（ISDB-T方式）の普及に取り組んでいます。特に中南米において、2006年にブラジルが採用し、その後ブラジルとの協力により2009年にペルー、アルゼンチン、チリ、ベネズエラが採用を決定し、日本方式が広く普及してきています。地上デジタル放送の普及は、これらの地域の放送メディアの整備を推進するとともに、日本方式の普及で日本企業の海外進出機会の拡大が期待されます。日本は採用国に対して、円滑な導入に向けた技術移転、人材育成などを行っています。

注66：SICA:Sistema de la Integración Centroamericana
注67：MERCOSUR:Mercado Común del Sur
注68：CARICOM:Caribbean Community

中米カリブ看護基礎・継続教育強化プロジェクト

中米カリブ地域では、依然として高い乳幼児死亡率や妊産婦死亡率などの低減に向けて、看護師の質の向上が大きな課題となっています。日本は、看護師の研修制度を確立し、看護師の質の向上を図る取組を、2007年8月から3年間の予定で実施しています。拠点であるエルサルバドルで学んだグアテマラ、ホンジュラス、ニカラグア、ドミニカ共和国の看護教員幹部が、帰国後それぞれの自国で研修を展開しています。2009年3月までに各国合計で9回の研修を行い、計257名の看護教員幹部を育成しました。

図表 Ⅱ-14　中南米地域における日本の援助実績

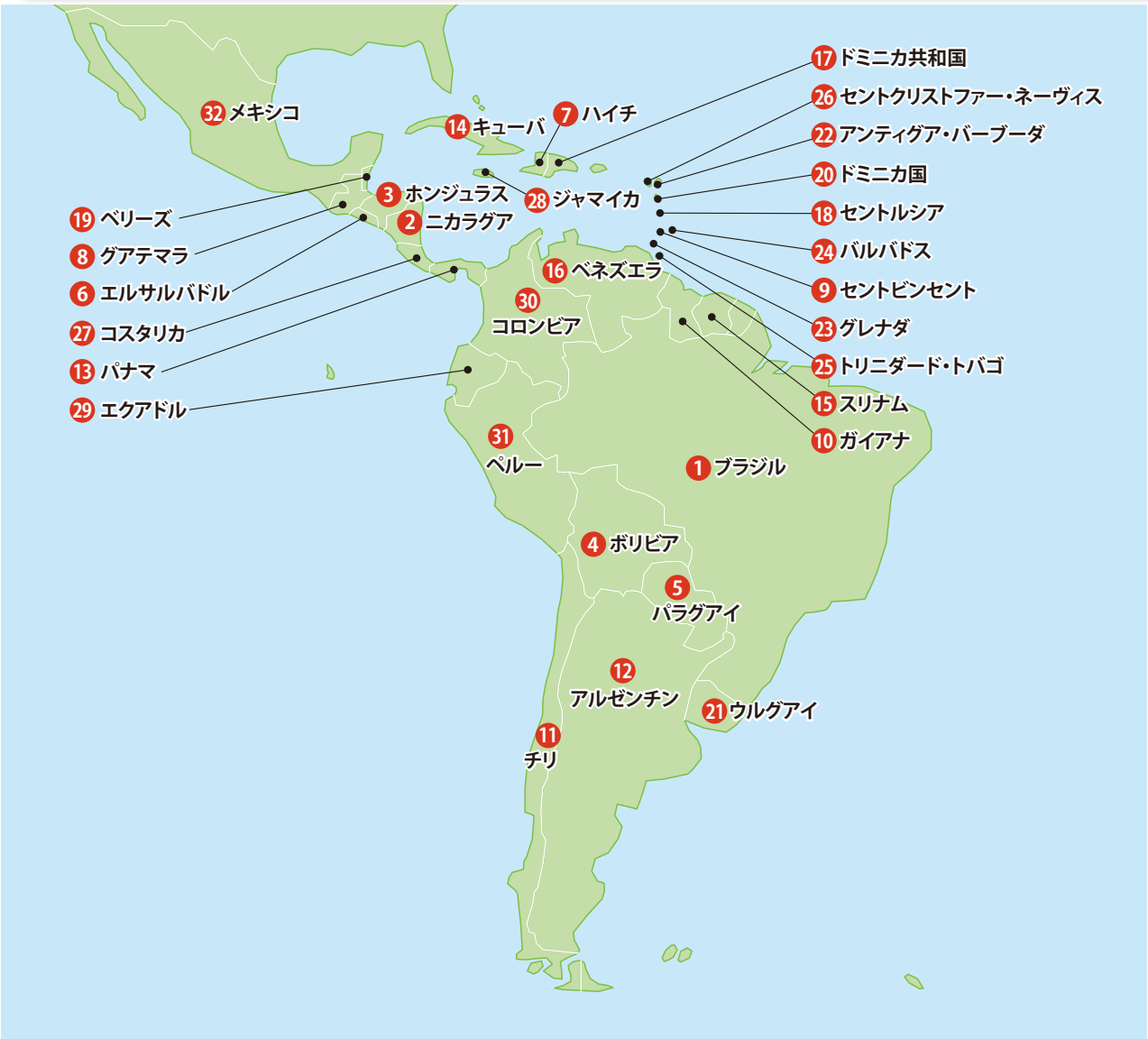

モラレス・ボリビア大統領と会談する吉良州司外務大臣政務官

2008年

（支出純額ベース、単位：百万ドル）

順位	国または地域名	贈与			計	政府貸付等		計	合計
		無償資金協力	うち国際機関を通じた贈与	技術協力		貸付実行額	回収額		
1	ブラジル	3.90	—	17.66	21.56	159.68	87.97	71.72	**93.28**
2	ニカラグア	34.38	—	9.39	43.77	—	—	—	**43.77**
3	ホンジュラス	31.05	—	9.80	40.86	—	—	—	**40.86**
4	ボリビア	22.65	—	14.81	37.46	—	1.98	−1.98	**35.48**
5	パラグアイ	9.03	—	13.18	22.21	51.63	42.98	8.65	**30.85**
6	エルサルバドル	6.97	—	8.68	15.65	31.11	16.18	14.92	**30.57**
7	ハイチ	11.36	6.40	0.35	11.72	—	—	—	**11.72**
8	グアテマラ	5.97	—	8.24	14.21	2.54	6.15	−3.61	**10.60**
9	セントビンセント	8.77	—	0.70	9.47	—	—	—	**9.47**
10	ガイアナ	7.33	—	0.42	7.75	—	—	—	**7.75**
11	チリ	1.04	—	8.24	9.28	—	2.68	−2.68	**6.60**
12	アルゼンチン	0.14	—	8.27	8.41	—	2.52	−2.52	**5.89**
13	パナマ	0.70	0.41	7.39	8.09	2.79	6.76	−3.98	**4.11**
14	キューバ	2.25	0.88	1.76	4.01	—	—	—	**4.01**
15	スリナム	3.86	—	0.06	3.93	—	—	—	**3.93**
16	ベネズエラ	0.71	—	2.04	2.75	—	—	—	**2.75**
17	ドミニカ共和国	2.54	—	11.07	13.62	—	12.02	−12.02	**1.59**
18	セントルシア	0.10	—	1.38	1.47	—	—	—	**1.47**
19	ベリーズ	0.10	—	1.37	1.47	—	—	—	**1.47**
20	ドミニカ国	0.38	—	0.82	1.20	—	—	—	**1.20**
21	ウルグアイ	0.59	—	2.28	2.87	—	1.87	−1.87	**1.00**
22	アンティグア・バーブーダ	—	—	0.63	0.63	—	—	—	**0.63**
23	グレナダ	—	—	0.43	0.43	—	—	—	**0.43**
24	バルバドス	—	—	0.09	0.09	—	—	—	**0.09**
25	トリニダード・トバゴ	—	—	0.02	0.02	—	—	—	**0.02**
26	セントクリストファー・ネーヴィス	—	—	0.02	0.02	—	—	—	**0.02**
27	コスタリカ	1.26	—	4.93	6.18	19.78	27.12	−7.34	**−1.16**
28	ジャマイカ	0.45	—	2.67	3.12	16.87	23.73	−6.86	**−3.74**
29	エクアドル	10.90	—	7.29	18.20	—	23.93	−23.93	**−5.73**
30	コロンビア	3.50	0.18	6.28	9.78	—	16.66	−16.66	**−6.89**
31	ペルー	15.43	0.50	8.53	23.97	97.87	139.75	−41.88	**−17.91**
32	メキシコ	—	—	14.39	14.39	17.63	86.71	−69.08	**−54.69**
	中南米の複数国向け	0.53	0.53	9.48	10.01	—	—	—	**10.01**
中南米地域合計		**185.89**	**8.91**	**182.69**	**368.58**	**399.89**	**499.02**	**−99.13**	**269.45**

＊1 地域区分は外務省分類。
＊2 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
＊3 複数国向け援助とは、調査団の派遣やセミナー等、複数の国にまたがる援助。

Column

17 ともに苦労し、良い技術を

～メキシコでの金属プレス加工支援～

2009年から2010年にかけては日本メキシコ交流400周年です。日本人とメキシコ人が千葉県御宿で出会って以来、両国は交流を続け今日まで友好的な関係を築いてきました。メキシコは世界でも有数の石油や銀などの産出地で、その豊富な天然資源を背景に経済成長を遂げています。

メキシコは日本にとって米州への輸出を強化するための拠点でもあり、日本の自動車、電機・通信機器などの大手メーカーの工場があります。このように経済が大きくなりつつあるメキシコですが、製造工場が必要とする部品をつくる中小企業などの裾野産業が育っておらず、その多くを海外からの輸入に頼っているため、金属材料などの部品を作る産業の育成が課題となっています。こうした産業の育成は雇用創出になり、メキシコが抱えるアメリカなどへの出稼ぎ問題の解消にもつながります。

日本はメキシコのこのような課題への取組にも協力しています。メキシコの金型プレス加工技術は金属材料の多くを輸入に頼っていることもあり、メキシコ産のものを含め規格がそろわない他、プレス加工が安定しなかったり、プレス操作に伴う事故や災害などが問題となったりしていました。日本は1997年から、金属プレス加工技術の専門家をメキシコに派遣しています。その中の一人、栗原 昭八（くりはらしょうはち）さんは、プレス加工技術を通じて10年以上メキシコと関わっています。

栗原さんは群馬県で生まれ育ち、1950年に学校を卒業してから、金属プレス加工のエンジニアとして活躍してきました。大手メーカーを皮切りに、韓国での技術協力、そして1989年からはJICAの専門家として東南アジア各国で日本の金属プレス加工技術の普及とその技術の向上に協力してきました。そして1990年代後半以降からメキシコとも関わるようになりました。7回にわたる短期のメキシコへの派遣を経て、2006年からは3年間の予定でメキシコ市北方約200㎞にあるケレタロ市にある研究機関の産業技術開発センター（CIDESI）に派遣されています。

CIDESIの一員として、栗原さんはケレタロ市の中小企業への訪問や窓口相談、セミナーなどを通じ金属プレス加工技術や正しいプレス機械の使用法の普及につとめています。栗原さんはCIDESIのメキシコ人スタッフについて、「はっきりとした理由と根拠のない経験話は受け入れず、科学的で再現性のある技術の話に興味を示します。」とその熱心な態度に感心して言います。技術への認識の高いメキシコ人技術者の期待に栗原さんは専門家としてよく応え、メキシコ側からは、普及したプレス技術が金属材料の製造の安全性や生産性に役立ったと評価を受けています。また、栗原さんはプレス技術用語のスペイン語訳にも力を注ぎ、今後のプレス技術の普及を見据えて技術用語の編集にもメキシコ人技術者とともに取り組んでいます。このような活動では「メキシコの人々とともに苦労した。」と栗原さんは言います。「様々な活動でともに苦心したことがメキシコの人々との絆になり、良い関係を築けました。」とも振り返ります。さらに、栗原さんは、メキシコ人の同僚と共に先端的な金属プレス加工機械の実現を目指し、その開発に取り組んでいます。ともに苦心を重ね、常に良いものを一緒に作る努力を日々続けています。

ケレタロ市でセミナーをする栗原さん（写真提供：清水宏祐さん）

プレス機械の組み立てを指導する栗原さん（写真提供：清水宏祐さん）

7. 大洋州地域

大洋州地域に対する2008年の二国間政府開発援助

●約7,293万ドル（約1億6,694万ドル）　●二国間援助全体の約1.1%（約1.1%）

大洋州地域の島嶼国は、日本にとって太平洋を共有する隣人であるとともに、歴史的に深いつながりがあります。さらに、これらの国々は広大な排他的経済水域（EEZ[注69]）を擁し、日本にとって海上輸送の要衝であるとともに、遠洋漁業に重要な漁場を提供しています。同地域の平和と繁栄は日本にとって極めて重要です。

一方、大洋州地域には比較的新しい独立国が多く、社会・経済的に自立した国家の構築が急務です。加えて小規模経済、第一次産業依存型経済、領土の地理的散在、国際市場へのアクセス困難、自然災害への脆弱性、国土喪失の危機など島嶼国特有の共通問題を有しています。さらにフィジーにおける政変など民主化に関する問題も抱えています。

このような事情を踏まえ、日本は大洋州諸国の良きパートナーとして、各国の事情を考慮した援助を実施しています。

＜ 日本の取組 ＞

大洋州における政治的安定と自立的経済発展のためには、社会・経済的な脆弱性の克服や地域協力が不可欠です。日本は、大洋州諸国の首脳で構成される地域協力の枠組みである太平洋諸島フォーラム（PIF[注70]）との協力を進めており、1997年以降、3年ごとに日本とPIF諸国との首脳会議である太平洋・島サミットを開催しています。

2009年5月には、北海道のトマムで第5回太平洋・島サミットを開催し、日本は今後3年間で総額約500億円規模の支援を行うことを表明しました。環境・気候変動の分野では、日本と太平洋島嶼国が協力して国際交渉などで協力する「太平洋環境共同体」構想を提唱しました。

▶ 太平洋地域における環境・気候変動の分野での支援については、第I部第3章第3節を参照してください。

人間の安全保障の視点からは、太平洋島嶼国の脆弱性を克服するための支援を行っていきます。具体的には、2,000人規模の人材育成、学校・病院などの建設を通じた基礎的な生活条件の改善、および持続的な農業・漁業の支援を行います。さらに、人的交流の強化のため、今後3年間で1,000人を超える日本と島嶼国間の青少年交流を含む「キズナ・プラン」を実施していきます。

また、太平洋島嶼国は教育、環境、保健分野などにおいて共通の開発課題を抱えています。これらの国々の持続的な発展のため、日本は、各国への協力のみならず、太平洋島嶼地域全体への広域的な利益を勘案した地域協力を実施しています。たとえば、フィジーにある南太平洋大学（USP[注71]）に、情報通信技術に関する研究などを行うセンターの建設および関連機材の無償供与を行っています。また、USPへの遠隔教育ネットワーク施設の整備支援を通じて、島嶼国の人々に広く高等教育を受ける機会を提供しています。さらに、サモアにある地域国際機関の南太平洋地域環境計画（SPREP[注72]）への専門家派遣や廃棄物対策研修を行っており、また、廃棄物対策マスタープランの作成を支援することで、地域の環境問題解決に貢献しています。

注69：EEZ:Exclusive Economic Zone
注70：PIF:Pacific Islands Forum
注71：USP:University of the South Pacific
注72：SPREP:Secretariat of the Pacific Regional Environment Programme

感染症対策でも日本は広域的な取組を行っています。たとえば、大洋州地域の予防接種事業強化のため、ワクチン供与、低温流通体系の保守、医療廃棄物の安全廃棄など、安全注射を中心とした予防接種拡大計画の協力をWHOやUNICEF（ユニセフ）などと実施し、地域のはしかおよびB型肝炎に対する予防接種率の向上、フィラリア撲滅、HIV/エイズ予防に向けた支援を行っています。

国際機関との協力では、「ADBとの円借款協調融資促進枠組（ACFA[注73]）」の下、2007年12月にサモアに対して高効率の発電所の建設や改修、電線の地中化による災害対策、効率性の高い送配電線の整備などを対象とした円借款の供与を決定しました。

（写真提供：今村健志郎／ JICA）

フナフチ港改善計画（ツバル）

フナフチ港はツバルで唯一、大型船舶が接岸可能な港となっています。しかし、桟橋の老朽化、港湾荷役機材の不足、十分なスペースのないコンテナヤードといった問題が荷役効率の低下を招いています。日本は、9.3億円規模の無償資金協力を通じて、桟橋やヤード整備、保税倉庫の改修を行い、荷役効率を改善させる取組を行っています。これにより、貨物輸送可能量の増加、輸送コストの削減、荷役作業および船舶航行の安全確保を図り、ツバル経済へ貢献しています。

注73：ACFA:Accelerated Co-Financing scheme with ADB

図表 Ⅱ-15 大洋州地域における日本の援助実績

2008年

（支出純額ベース、単位：百万ドル）

順位	国または地域名	贈与			計	政府貸付等		計	合計
		無償資金協力	うち国際機関を通じた贈与	技術協力		貸付実行額	回収額		
1	バヌアツ	9.92	—	4.15	14.07	—	0.16	−0.16	13.91
2	パラオ	9.09	—	3.64	12.73	—	—	—	12.73
3	ソロモン	5.75	—	3.74	9.48	—	—	—	9.48
4	キリバス	5.81	—	1.86	7.68	—	—	—	7.68
5	フィジー	1.93	0.72	5.56	7.49	—	1.17	−1.17	6.31
6	ツバル	4.90	—	0.87	5.76	—	—	—	5.76
7	ミクロネシア	1.51	—	3.72	5.23	—	—	—	5.23
8	サモア	0.35	—	4.45	4.80	—	—	—	4.80
9	トンガ	1.12	—	2.63	3.75	—	—	—	3.75
10	マーシャル	0.45	—	1.98	2.43	—	—	—	2.43
11	ナウル	1.12	—	0.37	1.49	—	—	—	1.49
12	[ニウエ]	—	—	0.05	0.05	—	—	—	0.05
13	[クック諸島]	—	—	0.02	0.02	—	—	—	0.02
14	パプアニューギニア	0.78	0.10	9.31	10.09	—	92.67	−92.67	−82.57
	大洋州の複数国向け	—	—	3.30	3.30	78.56	—	78.56	81.86
大洋州地域合計		**42.72**	**0.82**	**45.65**	**88.38**	**78.56**	**94.00**	**−15.44**	**72.93**

＊1 地域区分は外務省分類。なお、[ ]は、地域名を示す。
＊2 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
＊3 複数国向け援助とは、調査団の派遣やセミナー等、複数の国にまたがる援助。

Column

18 工事の成功を導いたひたむきさ

～ソロモンでの橋梁架け替え～

青い海と白い珊瑚礁がきらめく南太平洋には、ちりばめた宝石のように多くの島嶼国があります。美しい自然に彩られたこれらの国々ですが、地球規模で進む温暖化や気候変動の脅威にさらされている上に、経済的な困難も抱えています。日本はこの歴史的にもつながりのある太平洋の国々との対話や協力を重視し、2009年5月には北海道占冠（しむかっぷ）村トマムで第5回太平洋・島サミットを開催しました。ここではこのサミット参加国の一つであるソロモン諸島での日本の協力を紹介します。

ガダルカナル島は、1,000を数える島から成るソロモン諸島のなかで最も大きな島で、同国の中心地です。島を走る幹線道路に架けられた橋は英国統治時代のもので、1978年の独立後は架け替えられることがなく老朽化し、とても危険な状態でした。2006年、日本はソロモン政府の要請を受け、これらの橋の架け替えの協力を始めました。この協力を担った日本人の一人が北野建設株式会社の中野慶久（なかのよしひさ）さんです。中米での漁業基地建設を含め土木工事全般の経験があった中野さんですが、ソロモンでの工事を進めるにあたり、様々な問題に直面しました。

ガダルカナルの降雨量の多さは橋の工事を指揮する中野さんを悩ませました。「雨の少ない乾季に、架け替える3つの橋の基礎部分から橋げたまでの工事を行いたかったのですが、異常気象により7回もの集中豪雨があり、その度に工事をやり直さざるを得ませんでした。また、豪雨による水没や資材の流失などで工期の遅れを取り戻すのに大変苦労しました。」中野さんは自然の厳しさに合わせて進めていく工事の難しさをふり返ります。

150人の作業員はソロモンの人々でしたが、彼らは、例えばノコギリを押して切るなど工具の使い方から始まり、また工事の進め方が日本と異なっています。「効率的な工事には段取りが重要です。これをソロモンの人々にどれだけ伝えられるかに工事の成功がかかっていました。」と中野さんは言います。工事の段取りや進み具合の管理などについては関係者全員が知っている必要があります。ソロモンでは以前からフィリピン人が働いていますが、彼らを通じてこうした日本式の工法をソロモンの人々に伝えることにしました。この方法のおかげでソロモンの人々の間にも徐々に日本の工法が伝わっていきました。こうして3つの橋の工事は効率良く進みました。中野さんは「日本式工法をマスターし、ひたむきに頑張るソロモンの人々にはたくましさを感じると共に感謝しています。」と言います。

完成した3つの橋では、車の重量制限が20トンから60トンへ、通行速度も時速10kmから50kmまで大幅にアップし、島民の生活を大きく変えています。タンクローリーを運転するサイモンさんは「以前は橋が危険だったために軽い小型トラックしか使えませんでしたが、今は重いタンクローリーでも一気に運べます。輸送がとても楽になりました。」と喜んでいます。また、毎日島の中央市場に野菜や果物を運ぶある島民は「こんなにも安全にスムーズに通行できるなんて夢のよう。生活も仕事も、とても楽になりました。」と笑顔を見せていました。

三つの橋の架け替えは、島のより多くの人々を結びつけました。島内の往来が活発になった今、ソロモンの人々の生活や経済の更なる発展へとつながることが期待されます。

基礎工事を行う作業員（写真提供：中野さん）

朝礼で段取りを確認する関係者（右から3人目が中野さん）（写真提供：中野さん）

8. 欧州地域

欧州地域に対する2008年の二国間政府開発援助

●約1億4,993万ドル（約1億9,096万ドル）　●二国間援助全体の約2.2%（約1.3%）

バルト三国および中・東欧諸国は、かつての社会主義体制を脱し、おおむね市場経済化・民主化を達成していますが、発展の度合いは国によって大きく異なっています。EUへの加盟を果たした中・東欧10か国（ポーランド、ハンガリー、チェコ、スロバキア、スロベニア、ラトビア、リトアニア、エストニア、ルーマニア、ブルガリア）は、DACの援助受取国リストに掲載されなくなったことや一人当たりのGNI(注74)の向上に伴い、援助される側から援助する側へ移行しつつあります。

クロアチアやマケドニアなど西バルカン諸国は、国により進展のレベルは異なりますが、各国ともEUへの早期加盟を目指し改革の努力を続けています。ウクライナやモルドバなど旧ソ連諸国では、市場経済の下での持続的経済発展が課題となっています。また、新独立国として国づくりに取り組むコソボなど、同地域における発展状況は多様化しています。

＜ 日本の取組 ＞

バルト三国や中・東欧諸国の経済成長に伴い、同地域における日本の支援の役割も変化しています。EU加盟国のうちルーマニアとブルガリアを除く8か国は、日本のODA対象国から外れており、援助国としての国際的役割を担いはじめています。日本は、ODAの供与国としての経験を共有するための取組を行っています。

経済発展の途上にある西バルカン諸国や旧ソ連諸国については、各国の発展水準やニーズに応じて引き続き支援していく必要があります。セルビアでは、電力、給水、交通などのインフラの整備および保健医療分野の支援に重点を置くとともに、投資促進、中小企業振興、貿易促進のための専門家派遣や研修も進めています。ボスニア・ヘルツェゴビナでは、文化面の支援、民族融和のための支援、帰還民支援、地雷被災者支援などを行っています。ウクライナやモルドバでは、一層の民主化、市場経済化に向けた努力を支援しつつ、医療や農業関連の機材の整備などを通じて市民の生活水準の向上に取り組んでいます。

（写真提供：dpa/PANA）

ティラナ首都圏下水道整備計画（アルバニア）

アルバニアは1992年の民主政権成立以降、欧米諸国や国際機関からの多くの支援などにより、徐々に経済成長を遂げてきました。しかし、地域の発展により人口が増加し、生活・産業排水が増加している一方、下水道の整備が遅れているため、汚水が市の中心を流れるラナ川や周辺の土地に流入し、その結果、河川のゴミ堆積や悪臭のため、住民の衛生、居住環境が悪化しています。そこで日本は、約111億円の円借款を通じて下水処理場など下水道施設の整備を行い、地下水および河川の水質改善、周辺地域住民の生活環境改善を支援しています。

注74：GNI:Gross National Income

図表 Ⅱ-16　欧州地域における日本の援助実績

2008年

（支出純額ベース、単位：百万ドル）

順位	国または地域名	贈与			計	政府貸付等		計	合計
		無償資金協力	うち国際機関を通じた贈与	技術協力		貸付実行額	回収額		
1	マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	0.59	—	2.20	2.79	18.61	—	18.61	**21.39**
2	ボスニア・ヘルツェゴビナ	7.75	—	3.50	11.25	—	0.65	−0.65	**10.60**
3	モルドバ	9.35	—	0.23	9.58	—	—	—	**9.58**
4	ウクライナ	4.76	—	2.10	6.86	1.56	—	1.56	**8.42**
5	セルビア	3.46	0.29	2.42	5.88	—	—	—	**5.88**
6	モンテネグロ	0.60	—	2.54	3.14	—	1.28	−1.28	**1.85**
7	ベラルーシ	0.27	—	0.15	0.42	—	—	—	**0.42**
8	クロアチア	0.72	—	0.25	0.97	—	0.95	−0.95	**0.01**
9	アルバニア	0.05	—	0.75	0.80	—	3.28	−3.28	**−2.48**
	旧ユーゴスラビアの複数国向け	—	—	0.07	0.07	—	—	—	**0.07**
	欧州の複数国向け	—	—	0.54	0.54	—	—	—	**0.54**
欧州地域合計		**31.02**	**0.68**	**22.40**	**53.42**	**137.54**	**41.03**	**96.51**	**149.93**

＊1　地域区分は外務省分類。
＊2　合計は東欧及び卒業国向け援助を含む。
＊3　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
＊4　複数国向け援助とは、調査団の派遣やセミナー等、複数の国にまたがる援助。
＊5　セルビアに対する援助実績は、2008年2月に独立したコソボに対する日本の援助実績を含む。

Column

19 みんなで街をきれいに!

～セルビアで三民族一緒に～

2,000人の子どもたちは大きな声で歌いました。「ブヤノバツ、ブヤノバツ、わたしたちのおうち、みんなで歌い、みんな一緒の愛の町」。2009年2月にスタートしたセルビア南部のブヤノバツ市の清掃活動とワークショップは、可愛い子どもたちの喜びの歌声で盛り上がりました。アルバニア系、セルビア系、そしてロマ系の3つの民族の人々が混在して住むブヤノバツ市に、NGOの日本紛争予防センター（JCCP）が異なる民族が手をとりあって生きる新しい風を吹き込みました[*1]。

セルビアの南部に位置するブヤノバツ市はコソボ共和国との国境までわずか5キロメートルの地点にあり、人口は約6万人で、その60パーセントがアルバニア系、30パーセントがセルビア系、残り10パーセントがロマ系その他の民族で構成されています。市内の小学校はアルバニア系が2校、セルビア系が1校、高校はアルバニア系、セルビア系、それぞれ1校です。生徒たちは、それぞれ自分たちの民族の言葉で授業を受け、学校間でも生徒間でも交流のない状況でした。そこでJCCPは、日本政府の協力を得て異なる民族が交流する事業に取り組みました。

清掃活動にあたっては、市の公衆衛生局と3つの小学校が、日程、場所、方法について前もって打ち合わせ、何よりも3つの民族の子どもたちが安全に、そしてお互いに協力して手際よく作業を進められるようにと工夫しました。公園、バスの停留所、市場、学校周辺と街はしだいにきれいになり、今では公園は紙くず一つなく美しい花と緑の芝生でおおわれています。

ワークショップでは、毎週3校が交代で他校の子どもたちを受け入れて交流を行っています。当番の学校の子どもが担当の教師と共に、絵画、歌、折り紙、遊戯などに必要なものを準備します。最初は言葉の違いもあり、また、いたずらっ子が他民族の子どもを困らせる場面もありましたが、次第に子どもたちが、民族の別なく自然に混ざり合って大きな画紙に絵を一緒に工夫して描いたり、日本の童謡、3つの民族の歌を仲良く合唱して楽しむ場となっています。

ワークショップでは、日本の「証城寺（しょうじょうじ）の狸ばやし」も歌います。歌を指導したのはこのプロジェクトの代表を務める松元洋（まつもとひろし）さんです。子どもたちには輪になって、子狸がおなかを突き出しているところを想像してもらい、実際におなかをたたいて歌い実演すると、部屋には割れんばかりの大きな笑い声が起こりました。松元さんは、「子どもたちを対象としたプロジェクトを長く続けるためには、清掃にしろ学習にしろ、いつも子どもが楽しむことが大事です」と言います。

清掃活動とワークショップの様子は多くの写真に収められ、子どもたちの描いた絵といっしょに街の広場、市役所、公民館などに展示されました。学校の壁にも貼り出されています。子どもたちが、和気あいあいとゴミ集めに走り回る光景をみて、市内にある3つの企業が公園や道路わきに花を植えはじめました。小さな子どもたちが大人のこころを揺り動かしたのです。

こうしたブヤノバツ市の様子から、松元さんは、「JCCPとしても出来るだけ長期にわたり、定期的にブヤノバツ市を訪問し、実施状況を見ていきたいと思います。」と民族の間の壁が取り払われつつあるブヤノバツ市を長く見守り続けようとしています。

子どもたちのこうした絶え間ない活動が、過去の紛争から生まれた異民族間の憎しみや不信を取り除きつつあります。アルバニア系、セルビア系、ロマ系の3つの民族が、花に彩られた美しいブヤノバツ市で仲良く暮らしていく気運が生まれています。

ワークショップでの松元代表
（写真提供：松元さん）

清掃事業の様子（写真提供：松元さん）

*1： 日本NGO連携無償資金協力「異なる民族間の交流促進/ブヤノバツ市小学生による共同清掃事業」

第4節
援助実施の原則の運用

政府開発援助（ODA）は、開発途上国の経済開発や福祉の向上に寄与し、誰もが人間らしく平和に生きられる世界を実現すること、そして、国際社会の平和と発展への貢献を通じて日本の安全と繁栄を確保することを主たる目的としています[注75]。国民の税金を原資とするODAの資金を適正に支出するため、ODA大綱の援助理念にのっとり、国際連合憲章の諸原則（特に、主権平等および内政不干渉）や以下に示した諸点を踏まえ、開発途上国の援助需要、経済社会状況、二国間関係などを総合的に判断した上で支援を行っています。

①環境と開発を両立させる。

②軍事的用途および国際紛争助長への使用を回避する。

③テロや大量破壊兵器の拡散を防止するなど国際平和と安定を維持・強化するとともに、開発途上国はその国内資源を自国の経済社会開発のために適正かつ優先的に配分すべきであるとの観点から、開発途上国の軍事支出、大量破壊兵器・ミサイルの開発・製造、武器の輸出入などの動向に十分注意を払う。

④開発途上国における民主化の促進、市場経済導入の努力並びに基本的人権および自由の保障状況に十分注意を払う。

● 具体的な運用について

援助実施の原則の具体的な運用に際しては、一律の基準を設けて機械的に適用するのではなく、相手国の諸事情やその他の状況を総合的に考慮して、ケース・バイ・ケースで判断することが不可欠です。また、開発途上国の国民への人道的な配慮も必要です。日本が援助実施の原則を踏まえ、援助の停止や削減を行う場合、最も深刻な影響を受けるのは被援助国の一般国民、特に貧困層の人々です。したがって、援助を停止・削減する場合でも、緊急的・人道的支援の実施については、特別な配慮を行うなどの措置も併せて検討することが必要です。

● 環境や社会への配慮

経済開発を進める上で、環境への負荷や現地社会への影響を考慮に入れなければなりません。日本は、水俣病をはじめとする数々の公害の経験を踏まえ、ODA実施にあたって環境への悪影響が最小化されるよう、慎重に支援を行っています。また、開発政策によって現地社会、特に貧困層や女性、少数民族、障害者など社会的弱者に望ましくない影響が出ないよう配慮しています。たとえば、JICAは環境や社会への影響に配慮したガイドライン[注76]を設け、事前の調査、環境レビュー、実施段階のモニタリングなどにおいて、環境社会配慮面の確認手続を行っています。さらに、日本は、「開発におけるジェンダー主流化」の推進のため、政策立案、計画、実施、評価のすべての段階にジェンダーの視点を取り入れていく方針をとっています。

注75： OECD-DACの定義によれば、政府開発援助（ODA）とは、以下の3要件を満たす資金の流れと定義されている。
①政府もしくは政府の実施機関によって供与されるものであること。
②開発途上国の経済開発や福祉の向上に寄与することを主たる目的としていること。
③資金協力については、その供与条件が開発途上国にとって重い負担とならないようになっており、グラント・エレメントが25%以上であること。

注76： 旧JICA「JICA環境社会配慮ガイドライン」（2004年4月）、旧JBIC「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」（2002年4月）を指す。2008年新JICA発足を機に、旧JICA、旧JBICのガイドラインの体系の一本化に取り組んでいる（2009年12月現在）。

● 軍事的用途および国際紛争助長の回避

日本のODAが開発途上国の軍事的用途や国際紛争助長に使用されることは、厳に回避されなければなりません。したがって、日本は、ODAにより開発途上国の軍や軍人を直接の対象とする支援は行っていません。

一方、日本は「テロとの闘い」や平和の構築に積極的に貢献しています。また、日本の援助物資や資金が軍事目的に使われることを回避するため、たとえテロ対策などのためにODAを活用する場合であっても、援助実施の原則を踏まえることとしています。

● 民主化の促進、基本的人権、自由の保障のための対応

開発途上国において政治的な動乱後に成立した政権は、民主的な正統性に疑いがある場合があり、人権侵害に歯止めをかけるはずの憲法の停止や民主的手続によらない政府による住民への基本的人権の侵害についても懸念されます。このような場合、日本は、ODAによる支援について慎重な対応をとることによりODAが適正に使われることを確保すると同時に、開発途上国の民主化状況や人権状況などに日本として強い関心を有しているとのメッセージを相手国に伝えています。

ミャンマー：2003年5月30日にスー・チー女史が軍事政権であるミャンマー政府に拘束されて以降、緊急性が高く人道的な案件、民主化などのための人材育成に関する案件、カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム（CLMV）諸国もしくはASEAN全体を対象とした案件については、政治情勢を見守りつつ、案件の内容を個別に吟味した上で実施しています。今後、日本は、国民和解・民主化プロセスの速やかな進展などをミャンマー政府に求めつつ、ミャンマーに対する経済協力を検討していく考えです。

フィジー：2006年12月の国軍による無血クーデターの後、バイニマラマ国軍司令官が政権を掌握しています。バイニマラマ首相は2009年7月に、2014年9月の総選挙実施に向けたロードマップを発表しましたが、より早い時期における総選挙実施を求める声が国際社会からあがっています(注77)。日本は、今後の民主的な総選挙までの状況を注視しつつ、フィジーにおける速やかな民主的政治体制の回復を暫定政権に対して働きかけています。また、ODAに関しては、民主化プロセスの進捗を見極めつつ、当面、個別の案件ごとに実施の可否を慎重に検討する方針です。

マダガスカル：2009年3月に、軍の支援を受けたラジョリナ・アンタナナリボ市長を中心とする暫定「政府」が発足しました。日本は、このような憲法秩序にのっとらない形の政権交代について懸念を表明し、民主的手続きに基づき早期に憲法秩序が回復されるよう働きかけています。ODAに関しては、新規の二国間援助を基本的に見合わせる措置をとる一方、緊急的および人道的性格を有する案件や民主化プロセス支援のための案件については個別に検討、実施の適否を判断していく方針です。

ギニア：2008年12月にムサ・ダディス・カマラ国軍大尉を中心とする「民主主義と発展のための国民評議会」が実権を掌握し、暫定軍事「政府」が発足しました。日本は、クーデターによる政権交代を非難するとともに、憲法秩序および民主主義体制の早期回復を呼びかけています。このような政治情勢を踏まえ、新規の二国間援助は基本的に行わない措置をとる一方、緊急的および人道的性格を有する案件や民主化プロセス支援のための案件に関しては、個別に検討し実施の適否を判断していく方針です。

注77：暫定政権は、2007年10月の太平洋諸島フォーラム（PIF）首脳会議で、2009年第1四半期に総選挙を実施することを一旦は公約したが、国内政治改革等を優先させるため、同公約の遵守は不可能であると表明。2009年4月には、暫定政権は違憲であるとの裁判所判決を受け、イロイロ大統領は現行憲法の停止、全裁判官の罷免、出版・放送への制限を含む緊急事態令の発布等を行った。

第5節
援助政策の立案および実施における取組

政府開発援助大綱（ODA大綱）は、政府開発援助（ODA）をより効率的・効果的なものとするために進めるべき一連の改革措置を、援助政策の立案および実施体制、国民参加の拡大、効果的実施のために必要な事項の3つに分けて示しています。

1. 援助政策の立案および実施体制

（1）一貫性のある援助政策の立案

日本では1府12省庁[注78]がODAに携わっています。2006年4月に内閣に設置された海外経済協力会議では、議長である内閣総理大臣の下、内閣官房長官、外務大臣、財務大臣および経済産業大臣が重要事項を機動的かつ実質的に審議しています。これまでに海外経済協力の在り方、ODAの質と量を巡る課題、地域別（アジア、アフリカ、アフガニスタン・パキスタン、中央アジア・コーカサス、大洋州など）および分野別（法制度整備支援、食料安全保障など）の海外経済協力の方針などについて審議されました。そして、海外経済協力会議が審議する基本戦略の下、援助政策の企画立案および政策全体の調整をする外務省と、関係府省庁が密接に連携することにより、各府省庁によるODAが相矛盾することなく立案され、ODAを戦略的に実施し最大限の効果を発揮する体制をとっています。

外務大臣の下に設立された国際協力企画立案本部では、外務省の国際協力局と地域担当局などが、国際協力の方針や地域別課題、重点課題の取組方などを協議し、外交政策全体の中での役割を常に確認しつつ、より効果的なODAの企画・立案に努めています。2006年8月に設置された外務省国際協力局は、援助にかかわる政策を総合的に企画・立案するとともに、政府全体を通ずる調整の中核役となっています。

2009年7月に、ODAの政策・企画立案機能強化のため、国際協力局の機構改革を行いました。援助手法を担当していた無償資金・技術協力課および有償資金協力課を廃止し、国別担当課を強化しました。これにより、新設された開発協力総括課の下、3つの国別担当課による3つの援助手法が一体となった支援が可能となりました。また、二国間の援助と多国間の援助に関しては、これまで以上に連携し、国際協力の戦略性の強化およびより効果的な援助の実施に取り組んでいきます。

（2）関係府省庁間の連携

関係府省庁間の連携については、ODA関係省庁連絡協議会、技術協力連絡会議、ODA評価連絡会議などを開催し、関係府省庁の間で情報共有や意見交換を行うとともに、関係府省庁の知見を政策に反映しています。

一方、外部有識者の知見を活用するため、国際協力に専門的知見・経験を有する学者、言論界、経済界、NGOの代表からなる「国際協力に関する有識者会議[注79]」を2007年に設置し、2009年3月には、同会議が今後の課題をまとめた「最終覚え書き」が中曽根外務大臣（当時）に提出されました。外務省は、こうした同会議の議論や提言を活かして、アフリカ向け支援の拡充、官民連携の促進、新JICAによる一体的な支援の実施などに取り組んでいます。

注78：ここでの1府12省庁とは、内閣府、警察庁、金融庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省を指す。
注79：「有識者会議」は内閣官房長官の下で開催された「海外経済協力に関する検討会」の報告書（2006年2月）を踏まえ、2002年に始まった「ODA総合戦略会議」を2006年6月に終了し、さらに充実した議論を行うために設けられたもの。

図表 Ⅱ-17　2009年度国際協力局機構改革図

1. ODAの政策・企画立案機能の強化（新JICA発足も踏まえ）

（1）援助スキーム課（無償資金・技術協力課および有償資金協力課）を廃止し、国別担当課の機能を強化（国別開発協力第三課の新設）。新設する開発協力総括課の下、3つの援助手法（無償資金協力、技術協力、有償資金協力）が一体となった支援を強力に推進。

（2）二国間の援助と多国間の援助につき、これまで以上に連携し、効果的な支援を展開

2. 気候変動関連部局の体制強化

2009年末の国連の気候変動枠組条約第15回締約国会議（COP15）を見据え、気候変動室を「課」に昇格。

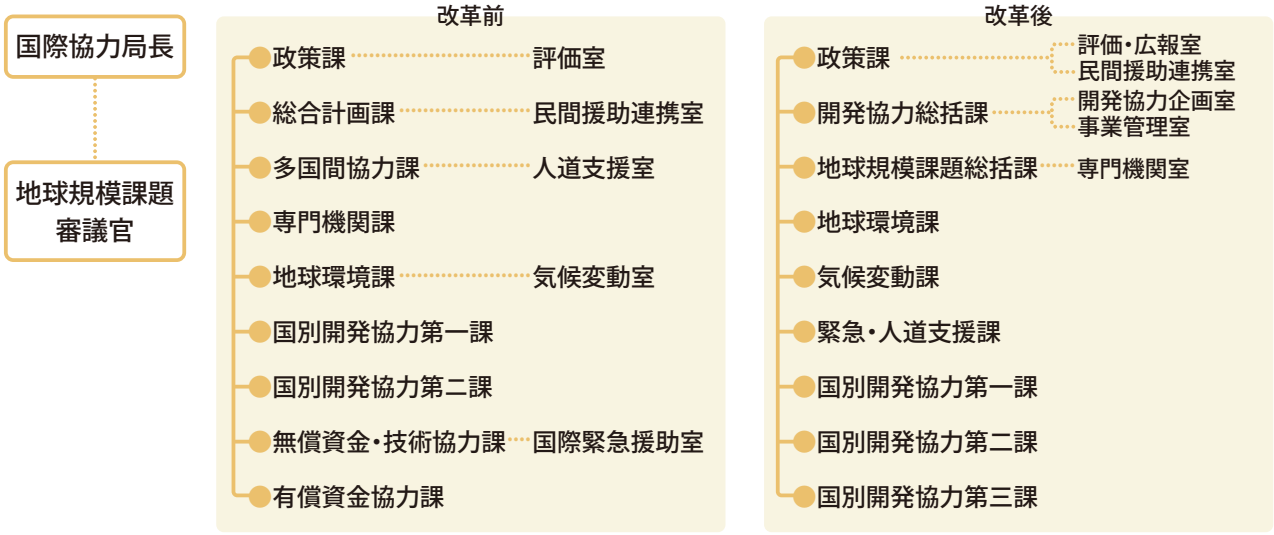

9課5室という体制の範囲内での再編

（3）政府と実施機関の連携

外務省は、海外経済協力会議の議論の結果や、外務省が作成する年度ごとの国際協力重点方針を迅速に援助の実施に反映できるよう、援助実施機関との連携を図っています。

2008年10月には、技術協力の実施と無償資金協力の促進を担ってきたJICAと、円借款など有償資金協力の実施を担当していた旧JBICの海外経済協力部門が統合され、新JICAが誕生しました。外務省が実施してきた無償資金協力の実施業務の一部も移行され、技術協力、有償資金協力、無償資金協力という3つの援助手法を一元的に実施する総合的な援助実施機関となりました。

（4）政策協議の強化

より効果的な開発支援のため、開発途上国との緊密な政策協議を行い、互いの認識や理解を共有する取組を進めています。自助努力の支援のため開発途上国からの要請を重視する一方、要請を受ける前の段階で相手国政府関係者と政策協議を実施することで、相手国の開発政策や援助需要を十分に理解し、日本の援助政策との協調を図っています。

(5) 現地機能の強化

開発途上国政府との政策協議を強化するため、多くの開発途上国で、在外公館およびJICA現地事務所などで構成される現地ODAタスクフォースを設置しています。開発途上国による援助需要の把握に加え、国別援助計画や事業展開計画の策定への参画、他の援助国や国際機関との連携への参画、援助手法の連携や見直しに関する提言、中期的な援助重点分野や援助政策の現地政府との共有、援助候補案件に関する提言などを行っています。

また、貧困削減戦略文書（PRSP[注80]）の策定や見直しの動きなどに合わせて、現地での援助協調が各地で本格化しています。日本は2006年度から在外公館に経済協力調整員を配置し、援助協調にかかわる情報収集・調査や日本の政策についての対外発信および提言を現場で行う体制をとっています。

図表 Ⅱ-18　国別援助計画・現地ODAタスクフォースの立ち上がっている国一覧

［国別援助計画（2009年10月現在）］

		策定	改訂
東アジア	●インドネシア	2004年 11月	
	●カンボジア	2002年 2月	改訂中
	●タイ	2000年 3月	2006年 5月
	●中国	2001年 10月	
	●フィリピン	2000年 8月	2008年 6月
	●ベトナム	2004年 4月	2009年 7月
	●マレーシア	2002年 2月	2009年 4月
	●モンゴル	2004年 11月	改訂中
	●ラオス	2006年 9月	
南アジア	●インド	2006年 5月	
	●スリランカ	2004年 4月	改訂中
	●パキスタン	2005年 2月	
	●バングラデシュ	2000年 3月	2006年 5月
中央アジア コーカサス	●ウズベキスタン	2006年 9月	
	●カザフスタン	2006年 9月	
	●キルギス	2009年 4月	
	●タジキスタン	2009年 4月	
中　東	●エジプト	2000年 6月	2008年 6月
	●チュニジア	2002年 10月	改訂中
	●ヨルダン	策定中	
	●モロッコ	策定中	
アフリカ	●エチオピア	2008年 6月	
	●ガーナ	2000年 6月	2006年 9月
	●ケニア	2000年 8月	改訂中
	●ザンビア	2002年 10月	
	●セネガル	2009年 4月	
	●タンザニア	2000年 6月	2008年 6月
	●ウガンダ	策定中	
	●マダガスカル	策定中	
中南米	●ニカラグア	2002年 10月	改訂中
	●ペルー	2000年 8月	改訂中
	●ボリビア	2009年 4月	

［現地ODAタスクフォース］

欧　州	●ブルガリア ●ルーマニア	計2か国
中　東	●アフガニスタン ●イエメン ●イラン ●エジプト ●サウジアラビア ●シリア ●チュニジア ●トルコ ●モロッコ ●ヨルダン	計10か国
アフリカ	●アンゴラ ●ウガンダ ●エチオピア ●エリトリア* ●ガーナ ●ケニア ●コートジボワール ●コンゴ民主共和国 ●ザンビア ●ジンバブエ ●セネガル ●タンザニア ●ナイジェリア ●ボツワナ ●マダガスカル ●南アフリカ共和国 ●モザンビーク ●ルワンダ* ●スーダン	計19か国
アジア	●インド ●インドネシア ●ウズベキスタン ●カザフスタン ●カンボジア ●キルギス ●スリランカ ●タイ ●タジキスタン ●中国 ●ネパール ●パキスタン ●バングラデシュ ●東ティモール ●フィリピン ●ブータン* ●ベトナム ●マレーシア ●ミャンマー ●モンゴル ●ラオス	計21か国
大洋州	●キリバス* ●サモア* ●ソロモン諸島 ●ツバル* ●トンガ* ●ナウル* ●バヌアツ* ●パプアニューギニア ●フィジー	計9か国
中南米	●アルゼンチン ●エクアドル ●エルサルバドル ●グアテマラ ●コスタリカ ●コロンビア ●チリ ●ドミニカ共和国 ●ニカラグア ●パナマ ●パラグアイ ●ブラジル ●ベネズエラ ●ペルー ●ボリビア ●ホンジュラス ●メキシコ ●ウルグアイ	計18か国

＊ 合計79か国（兼轄国*を含む）

注80：PRSP:Poverty Reduction Strategy Paper

(6) 内外の援助関係者との連携

日本は、民間企業、NGO、大学、地方自治体、国際機関や他の援助国とも連携しながら国際協力を行っています。

(イ) NGOとの連携

近年、NGOは環境、人権、貿易、軍縮など、主要外交分野における政策提言などを通じて、国際社会において重要な役割を果たしています。日本のNGOは、教育、保健医療、水供給、難民支援、地雷処理など様々な開発協力分野において質の高い援助活動を実施しているほか、大規模災害や紛争の現場で迅速な人道支援活動を展開しています。地域住民のニーズに知見を有するNGOは、政府では手の届かない地域での活動が可能であり、日本の「顔の見える援助」にもつながります。日本は、ODA大綱やODA中期政策においてNGOとの連携推進を掲げており、NGOによる援助活動への資金協力、能力強化への支援、対話の促進など、様々な連携推進策を実施しています。

(a) NGOが行う事業との協力

日本は、NGOが円滑に援助活動を実施できるように様々な協力を行っています。たとえば、NGOの草の根レベルの経済社会開発事業に資金を供与する日本NGO連携無償資金協力を通じて、2008年度に45団体が、学校建設、保健診療所の運営、職業訓練、井戸の建設など計72件の事業を実施しました。また、2000年にNGO、政府、経済界の連携によって設立された緊急人道支援組織であるジャパン・プラットフォームには、2009年12月時点で32のNGOが参加し、事前に拠出されたODA資金や企業・市民からの寄付金を活用して大規模災害発生時などに迅速に生活物資配布、医療支援などを行っています。2008年度には、ミャンマー・サイクロン被災者支援、中国四川地震被災者支援、スーダン南部人道支援、イラク人道支援など、9か国・1地域において57件、総額約16億5,000万円の事業を実施しました。また、2009年度には、インドネシアで起こったスマトラ島沖地震や、フィリピンにおける水害の被災者支援のための活動を行いました。

2009年12月23日、西村智奈美外務大臣政務官は、ビエンチャン特別市（ラオス）を訪問中、日本のNGO「IV-JAPAN」が運営する女性職業訓練センターの模様を視察しました。IV-JAPANは1988年に設立され、これまでタイやラオスにおいて農村開発・職業訓練への支援事業や国際文化交流等を行っています。ビエンチャン特別市における女性職業訓練センターでは、JICA草の根パートナー事業として、調理、裁縫、理容といった職業訓練が行われ、ラオスの少女たちの起業と自立促進に貢献しています。上記の写真は、縫製の初級コースで学ぶ女子生徒が、ラオス風ブラウスの製図を行っているところです。作成した製図をもとに、布を使用してブラウスを製作します。上級コースに進むと、制作した作品を実際に販売することもできるようになります。職業となる技術を身に付けて、自分の手で未来をつかむために日々頑張っている彼女たちが、将来のラオスの発展を支える原動力となっていくことでしょう。

JICAは、2007年度以降、NGOなど民間団体のノウハウを活用するため、プロジェクト形成段階において調査内容の提案を広く募集する「民間提案型」プロジェクト形成調査(注81)を行っています。また、業務実施契約に基づく技術協力プロジェクトなどにより、2008年度は、211件のプロジェクトの実施を民間団体に委託しました。近年、NGOや大学が委託先となり種々のプロジェクトが実施されるなど、様々な団体のノウハウが活用されています。さらに、JICAはNGOや地方自治体などが提案する案件で、開発途上国の地域住民の生活向上に直接貢献し、政府が定める国別援助計画に沿っているものについて事業の委託を行う草の根技術協力を実施しています。特に、この協力制度の中の草の根パートナー型では、国際協

注81：2008年10月1日以降、協力準備調査の一部として整理。

力に一定の実績を有しているNGOなどが蓄積してきた経験や技術を活かした開発途上国への支援を行っています。

(b)NGO活動環境の整備

NGO活動のさらなる支援策として様々な活動環境整備事業を実施しています。たとえば「NGO相談員制度」では、外務省の委託を受けたNGOの職員がNGOの設立、組織運営や活動、国際協力活動などに関する市民やNGO関係者からの照会にこたえています。そのほか、国際協力イベントなどで相談に応じたり、出張して講演を行うサービスを行っており、NGO活動の促進およびNGO活動に対する理解促進を図っています。また、NGOのアカウンタビリティー向上を促進するためのセミナーや、企業との連携推進などのテーマごとにNGOが自ら学習会やシンポジウムを実施する「NGO研究会」を主催するなど、NGOの組織運営能力や専門性の向上を支援する取組も行っています。

JICAは、NGOスタッフのため様々な研修を行っています。たとえば、開発途上国でのプロジェクトの実施能力の向上を図るプロジェクト・マネジメントや国内での広報・資金調達能力を強化する組織マネジメントに関して研修を行うNGO人材育成研修、草の根技術協力などの事業計画立案・評価手法の習得を図るプロジェクト・サイクル・マネジメント(PCM)研修、NGOが団体ごとに抱える問題に対し個別にアドバイスを行うための国内外へのアドバイザー派遣などを行っています。

ヨルダンにおける土嚢建築ワークショップ(写真提供:(社)日本国際民間協力会(NICCO))

(c) NGOとの対話と連携

1996年以降外務省は、NGOとの対話および連携を促進するため、NGO・外務省定期協議会を開催し、日本の援助政策や日本NGO連携無償資金協力などのNGOを対象とした資金協力制度に関する協議を活発に実施しています。2002年以降は開発途上国でのNGOとの意見交換の場として通称「ODA大使館」を開設し、これまでネパールやスリランカをはじめとする13か国で、大使館、援助実施機関、NGOがODAの効率的・効果的な実施について協議を行っています。JICAは、より効果的な国際協力を実現するため、NGOを含む市民の理解と参加を促進するNGO—JICA協議会を開催しています。

図表 Ⅱ-19　2008年度日本NGO連携無償資金協力実績

(単位:千円)

地域/国	案件名	被供与団体名	G/C締結額
東アジア地域			
インドネシア	バンテン州セラン県の地域医療施設(診療所等)の保健衛生改善事業(深井戸掘削)	(特活)ピープルズ・ホープ・ジャパン	12,231
	インドネシアにおけるナンヨウアブラギリの複合的利用による環境保全型地域開発	(特活)APEX	20,000
カンボジア	プレイベン郡保健行政区コミュニティにおける母子保健プロジェクト(2年次)	(特活)シェア=国際保健協力市民の会	20,873
	コンポンチャム州トゥコウ小学校増設事業	(特活)ASACカンボジアに学校を贈る会	17,254
	カンボジア国身体障害者用歩行補助具供与計画	(特活)ピープルズ・ホープ・ジャパン	1,088
	平成20年度カンボジア・コンポンスプー州等における不発弾処理事業	(特活)日本地雷処理を支援する会	10,000
	カンボジア王国プノンペン市民病院等に対する救急車供与計画	(特活)サイド・バイ・サイド・インターナショナル	2,994
	平成20年度カンボジア西部における住民参加型地雷処理事業	(特活)日本地雷処理を支援する会	84,078
	バッタンバン州ワットタムン中学校建設計画	(特活)スクール・エイド・ジャパン	17,311
タイ	GMS(大メコン流域地区)でのマラリア、結核、エイズ対策プロジェクト(第3年目)	(財)日本国際親善厚生財団	20,000
	タイの職場におけるHIV/エイズトレーナー育成プロジェクト	(財)国際労働財団	8,095
	チェンマイ近郊少数民族の生活向上プロジェクト	(特活)All Life Line Net	4,691
	メーファールワン財団向け中古消防車、救急車供与計画	(財)日本国際親善厚生財団	713
	伝統文化継承のためのノンフォーマル教育支援事業(図書館事業)	(社)シャンティ国際ボランティア会	13,906
	タイ-ラオス国境地域におけるHIV/エイズ予防啓発およびケア・サポートプロジェクト	(特活)シェア=国際保健協力市民の会	13,976
東ティモール	東ティモール不発弾処理教育支援事業(第3期)	(特活)日本地雷処理・復興支援センター	34,734
	東ティモール民主共和国4県における青少年の健全育成及び教育支援事業	(特活)国境なき子どもたち	19,994
	包括的妊産婦・新生児死亡率削減プロジェクト	(特活)地球のステージ	10,340

フィリピン	ヌエバ・ビスカヤ州重要水源地における住民参加型森林管理支援プロジェクト（第2年次）	（特活）ジーエルエム・インスティチュート	19,564
	ネグロス養蚕中古製糸機械等供与計画	（財）オイスカ	3,276
	マイティム小学校に対する中古机・椅子供与計画	（特活）愛知レスキュー	486
	フィリピン国マニラ首都圏都市貧困地区における結核対策プロジェクト　フェーズ1	（財）結核予防会	19,330
ベトナム	ダクズワ村における持続的営農技術強化による世帯食料自給改善プロジェクト（第2年次）	（特活）ジーエルエム・インスティチュート	20,000
	ベトナムPOSITIVE（労働組合主導の参加型労働安全改善活動）事業	（財）国際労働財団	16,479
	ベトナム北部山岳地域における育児指導を通じた子どもの栄養改善事業（第1期）	（社）セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン	29,845
	ベトナム南部公立学校の教師に対する障害のある児童教育研修事業	（特活）アジア・レインボー・アソシエーション	3,753
	ベトナム国バッカン省パクナム郡における母子健康促進事業（フェーズ3）	（特活）AMDA社会開発機構	19,296
ミャンマー	マハガンダヨン僧院付属タケタNO.4小学校建設計画	（特活）南東アジア交流協会	9,224
	コーカン特別区における母子栄養改善支援事業	（特活）AMDA社会開発機構	23,548
	南シャン州タウンジー郡チャウスー小規模水力発電所建設及び11カ村への配電事業	（特活）地球市民の会	12,986
	パコク県における基礎保健サービス向上支援事業（フェーズ2）	（特活）AMDA社会開発機構	9,937
	ミャンマー中央乾燥地マグウェー管区およびマンダレー管区における生活用水供給事業	（特活）ブリッジ エーシア ジャパン	41,265
モンゴル	日本伝統治療（柔道整復術）普及事業	（社）日本柔道整復師会	13,748
ラオス	ラオス・ペック郡等における不発弾処理事業	（特活）日本地雷処理を支援する会	98,672
	ラオスにおける障害者の自立に向けた中古車供与計画	（特活）アジアの障害者活動を支援する会	800
	サバナケート県における洋裁技術者育成のための職業訓練事業（フェーズ3）	（特活）リボーン京都	10,546
	ラオスサワナケート県における持続的農業による生活改善プロジェクト	（特活）日本国際ボランティアセンター	11,146
	ラオス・サラワン県における少数民族の子どもを中心とした初等教育改善事業	（社）シャンティ国際ボランティア会	14,371
南アジア地域			
インド	コミュニティ医療への医療機器支援およびキャパシティビルディング計画	（社）日本福音ルーテル社団	4,456
スリランカ	バティカロア県における帰還民生計回復支援事業	（特活）ジェン	20,913
バングラデシュ	バングラデシュ・ダッカ市におけるストリートチルドレン支援事業	（特活）シャプラニール＝市民による海外協力の会	8,408
	バングラデシュ国ピロジュプール県においてサイクロンの影響を受けた青少年への教育支援・心理ケア事業	（特活）国境なき子どもたち	18,070
	バングラデシュ・マニクゴンジ県における農村貧困層収入向上事業（マイクロクレジット）	（特活）シャプラニール＝市民による海外協力の会	10,099
パキスタン	パキスタン国北西辺境州において地震の影響を受けた青少年への教育支援・心理ケア事業（第2フェーズ）	（特活）国境なき子どもたち	8,044
	グレース・アスタナ小学校建設計画	（特活）ヒマラヤン・グリーン・クラブ	12,752
	バーグ県山間部における教育環境改善支援	（特活）ジェン	18,066
ネパール	ネパール山村での生活林づくりプロジェクト（地域活性化計画）	（特活）ヒマラヤ保全協会	6,440
	武力紛争の影響下にある子どものための教育事業（第2年次）	（社）セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン	8,223
	都市で働く子どもたちへの貧困状況緩和プロジェクト	（特活）シャプラニール＝市民による海外協力の会	5,794
中東地域			
アフガニスタン	パルワン県における衛生・教育環境改善事業	（特活）ジェン	45,273
	ナンガルハール県における小学校建設計画	（社）シャンティ国際ボランティア会	46,763
	パルワン県バグラム郡における地雷・不発弾処理事業（第3次）	（特活）日本地雷処理を支援する会	87,088
	サリプル県における緊急給水事業	（特活）ピースウィンズ・ジャパン	46,436
イラク	バクダット市内の小中学校における教育環境整備事業	（特活）ジェン	79,058
パレスチナ自治区	パレスチナでの心理サポートに関わる人材育成事業	（特活）パレスチナ子どものキャンペーン	13,653
ヨルダン	ヨルダン南シューナ郡における女性の自立支援事業	（社）日本国際民間協力会	25,627
アフリカ地域			
アンゴラ	平成20年度アンゴラ共和国ベンゴ州における地雷処理・地域復興事業	（特活）日本地雷処理を支援する会	99,936
エチオピア	ラスタ県ナクテラブ地区における初等教育の質的改善事業	（特活）フー太郎の森基金	11,254
ケニア	HIV／エイズ感染防止教育事業－フェーズ3	（特活）少年ケニアの友	20,000
	ムインギ県ヌー郡・ムイ郡におけるエイズから子どもを守る社会を形成するためのエイズ教育事業	（特活）アフリカ地域開発市民の会	12,288
ザンビア	ザンビア国における住民主導による結核／HIVコミュニティーDOTS対策プロジェクトフェーズ Ⅰ	（財）結核予防会	47,629
ジブチ	ソマリア・エチオピア難民に対するリファラル強化事業	（特活）AMDA社会開発機構	20,091
スーダン	南部スーダン　ジョングレイ州水供給施設建設及び修復に関するトレーニング事業	（特活）ピースウィンズ・ジャパン	61,828
	中央エクアトリア州における学校水衛生改善事業	（特活）ジェン	26,782
	スーダン南部における帰還民一時滞在センター運営事業	（特活）ADRA Japan	70,658
マラウイ	マラウイにおけるHIV／エイズ検査相談所（HTCセンター）整備計画事業（第2フェーズ）	（特活）ワールド・ビジョン・ジャパン	99,996
	マラウイ共和国中部ンコタコタ県における保健・医療・衛生及び栄養改善事業（フェーズ1）	（社）日本国際民間協力会	44,514
モーリタニア	アドラール地方の僻村地への医療支援	（特活）SAVE AFRICA	9,591
リベリア	マルチラテラル中高等職業訓練専門科再建事業	（特活）ピースウィンズ・ジャパン	36,874
大平洋地域			
ソロモン	ソロモン諸島沖地震被災地域における食料自給支援事業	（特活）エーピーエスディ	10,332
欧州地域（NIS諸国を含む）			
コソボ	自転車組立て修理職業訓練事業	（特活）国際市民ネットワーク	1,983
セルビア	異なる民族間の交流促進／ブヤノバツ市小学生による共同清掃事業	（特活）日本紛争予防センター	15,793
計29か国，1地域／72件 ／45団体			**1,835,261**

（特活）＝特定非営利活動法人　（財）＝財団法人　（社）＝社団法人

（ロ）民間企業との連携

（a）成長加速化のための官民パートナーシップ

民間企業の活動は、雇用促進や技術移転、貿易投資の拡大など、ODAだけでは達成できない規模の開発効果を開発途上国にもたらすことができます。2008年4月には、国際協力に関する有識者会議による中間報告や最終覚え書き、経済団体などからの各種提言などを受け、官民連携促進など「成長加速化のための官民パートナーシップ」を発表しました。この施策は、官民双方に有意義なパートナーシップを構築し、官民連携を通じて対外政策を共有し、開発問題に官民一体となって取り組むことを目的としています。

具体的には、①官民連携に関して民間から提案された案件の採択・実施（官民連携相談窓口を外務省、財務省、経済産業省、JICAに設置）、②ODA関係省庁およびJICAなど援助実施機関と日本経済界の間で定期的な政策対話の実施、③開発途上国における官民連携の促進（現地日系企業が参画する「拡大現地ODAタスクフォース」の設置）を柱としており、具体的な成果が出てきています。

（b）円借款の迅速化

開発途上国への開発支援に取り組むにあたり、官民連携の必要性が広く認識され、円借款と民間事業の実施とを効果的に組み合わせた迅速な開発効果発現が求められており、効果的な官民連携推進の観点からも、円借款の迅速化を一層進展させる必要があります。

日本は、借入国側のオーナーシップ、不正・腐敗防止や環境社会配慮など、説明責任や適正な手続の確保に留意しつつ、平成19年の「円借款の迅速化について」を踏まえた更なる迅速化策として、平成21年に「官民連携推進等のための円借款の迅速化」を発表し、民間セクターなどとのスケジュールの情報共有、本邦技術活用条件（STEP[注82]）案件におけるJICAの詳細設計支援による迅速化などを定めました。

（ハ）大学・地方自治体との連携

日本は、より効果的なODAの実施のため、大学や地方自治体が蓄積してきたノウハウを活用しています。JICAは、大学が持つ知的財産を活用すべく、大学との契約により包括的な技術協力の実施や円借款事業を推進しています。大学にとっては、JICAと連携することで開発途上国の現場にアクセスしやすくなり、実践的な経験を得られるという利点があります。また、地方自治体とも、事業の質的向上、援助人材の育成、地方発の事業展開の活性化において連携しています。

（二）開発途上国の地方自治体・NGOなどとの連携

開発途上国の地方自治体やNGOとの連携は、開発途上国の経済社会開発に有益なだけではなく、開発途上国の市民社会やNGOの強化にもつながります。日本は、主に草の根・人間の安全保障無償資金協力を通じて、これら援助関係者が実施する経済社会開発事業を支援しています。この資金協力は、草の根レベルに直接利益となるきめ細かで足の速い支援として開発途上国でも高く評価されています。

（ホ）国際機関や他国との連携

近年、援助効果を促進するとの観点から、MDGs、パリ宣言[注83]、アクラ行動計画[注84]（AAA）など国際的な開発目標および合意事項の達成のため、様々な援助主体が援助政策の協調を図っています。現在、多くの被援助国において、保健や教育など分野ごとに作業部会が形成され、その国の分野別開発戦略に沿って、プログラム型の支援が実施されています。日本はタンザニアにおいては農業、イエメンにおいては水など、多数のプログラムに参加しています。また、バングラデシュにおいては、アジア開発銀行（ADB）、英国国際開発省（DFID[注85]）と同国の貧困削減戦略（PRS）支援のための共通戦略パートナーシップを策

注82：日本の優れた技術やノウハウを活用し、開発途上国への技術移転を通じて日本の「顔の見える援助」を促進するため、2002年7月に本邦技術活用条件（STEP: Special Terms for Economic Partnership）を導入している。
注83：援助の質の改善及び効率の向上のために必要な措置について、援助国と被援助国双方の取組事項をとりまとめたもの。2005年にパリで開催された「第2回援助効果向上に関するハイレベル・フォーラム」で採択された。
注84：2008年9月にガーナで開催された「第3回援助効果向上に関するハイレベル・フォーラム」にて採択された行動計画。パリ宣言の目標達成に向けて、援助効果の更なる向上への決意及び2010年までの取組が記載されている。
注85：DFID:Department for International Development

Column

20 地域の人の手による森林管理を
～フィリピンの住民参加型森林管理～

フィリピンの首都マニラからバスで北上すること7時間余。シエラ・マドレ山脈に囲まれ、マガット、カガヤンの2大河川を抱える雄大な自然の中にヌエバ・ビスカヤ州があります。同州はフィリピン最大の穀倉地帯を支える重要な水源地ですが、過去の過伐採とその後の放牧や焼畑の横行が原因となり、深刻な森林劣化が進んでいます。その結果、農家は肥料や農薬に頼った農業をしなくてはならなくなる一方、主食である米や野菜の収穫量が低下し、消費者にも大きな影響が出ています。フィリピン政府の担当部局はこの問題を深刻に受け止めましたが、予算や人員の不足から、有効な手を打てませんでした。

このような状況を何とかしようと立ち上がったのが日本のNGOジーエルエム・インスティチュート（GLMi）です。2008年から日本政府の支援などを受け[*1]、地元のNGO[*2]とも協力し、地域の人々による森林管理を支援するプロジェクト[*3]を始めました。このプロジェクトを率いた相馬真紀子（そうままきこ）さんによれば、当初はなかなか行政機関や学校、住民たちの協力を得られませんでした。たとえば過伐採は森林劣化の原因の一つですが、伐採された木は海外に売られ、地元に収入をもたらしていたこともあり、今までの生活様式を変えることに対する抵抗もありました。相馬さんは、「行政は森林管理の重要性は分かっているのですが、資金や人手の不足からなかなか手が回りません。国、自治体や教育委員会など各関係者のリソースは限られています。だからこそお互いが足りない部分を補うべく協力する必要があると考えました。」とこの活動当初をふり返ります。

そこで相馬さんは、政府、学校、地域の人々にこのプロジェクトの意味や重要性を懸命に訴えました。人々はその大切さを徐々に理解し始め、住民自身による森林管理に乗り出すようになりました。ここで相馬さんの“お互いに補う”という方法が上手くいき、関係者が各自の長所を活かし、GLMiが橋渡し役をつとめることにより、森林管理活動が始まりました。

森林管理には、土壌を含む森林の再生が必要です。政府と住民はまず4つの町村に合計32ヘクタールのモデル農場を造成しました。そこでは、枯れ枝などを等間隔に打ち込む伝統的な土壌流失防止方法などが活用され、10,000本近い木が植えられました。また小中学生に対しては環境教育が行われる一方、彼らによる3,000本にのぼる植林も行われました。このような活動を通じ、人々は環境を守る大切さにあらためて気づき、積極的に活動に携わるようになっていきました。

自助努力、人づくりを重視するGLMiは、研修や各機関との橋渡し役などを徐々に住民自身に引き継いでいます。地元の村長は、「GLMiの取組は住民自身による森林管理だけではなく、あらためて自然や自分たちの暮らしを見直す“きっかけ”をも私たちにもたらしてくれました。」と喜んでいます。自然が再生されつつあり、人々の意識が変わりつつある今、相馬さんたちは将来、ヌエバ・ビスカヤの住民自身が森林を管理できる日に向けて、人々とともに自然を見守る活動に奔走しています。

地方行政に森林管理への協力を要請（左から2番目が相馬さん）（写真提供: GLMi）

小学校での植林サイトを視察する相馬さん（右手前が相馬さん）（写真提供: GLMi）

*1： 日本NGO連携無償資金協力
*2： フィリピン農村再建運動（PRRM）
*3： ヌエバ・ビスカヤ州重要水源地における住民参加型森林管理支援プロジェクト

5 援助効果の向上への取組

ミレニアム開発目標（MDGs）など開発に関する国際的な目標を達成するためには、援助の量を増やすだけでなく、援助の質を高める必要があるという考えが年々高まっています。2005年には、より効果的に援助を行うために必要な取組事項をまとめたパリ宣言が採択され、2008年9月には、このパリ宣言の進捗状況を評価し、目標達成に向けた課題などを議論するため、「第3回援助効果向上に関するハイレベル・フォーラム（アクラHLF）」がガーナのアクラで開催されました。開発途上国、援助国、国際機関および市民社会からの参加者が活発な議論を交わし、援助の効果向上に向けた作業を加速化させるため、「アクラ行動計画（AAA:Accra Agenda for Action）」が採択されました。

AAAには、開発途上国がオーナーシップ（自助努力）を持ち、援助国は援助国同士の協調をより進め、共に説明責任を高めるために取り組むべき内容が示されています。AAAの主なポイントとしては、①援助国が開発途上国に対し、3年から5年間の援助計画の情報を提供する「予測性」の向上、②援助実施の際に援助国の制度よりも開発途上国の制度を活用する「カントリーシステム」の活用、③開発途上国の主導による援助国の「分業」の促進、④開発途上国の開発戦略に基づくとともに、開発途上国と援助国が相互に合意した「コンディショナリティー」の活用、⑤調達制度の透明性の向上および現地・地域調達を図る援助の「アンタイド」化、⑥開発途上国間で行われている「南南協力」と、南南協力に対する援助国の支援も含めた「三角協力」を促進することが挙げられます。

日本は、アクラHLFの運営委員会のメンバーとしてAAAの策定にかかわり、貧困削減などの開発成果の重要性、開発途上国のオーナーシップやニーズに応じた支援、新興援助国も含めた枠組みの必要性などを主張しました。たとえば、アジア地域で準備会合を開催し、AAAの議論に反映させるために開発途上国の意見をとりまとめることにも貢献しました。また、開発援助委員会（DAC: Development Assistance Committee）に新興援助国との対話を促進する作業部会を立ち上げ、ロシアと共同議長を務めました。このほか、新興援助国との会合を韓国と共催し、各国の援助政策のさらなる連携を協議するなど、新たな援助枠組み構築のための取組を行っており、その成果はアクラHLFでの討議およびAAAに反映されました。

アクラHLF後、日本は、開発途上国における能力向上および開発効果の向上に向けた取組を支援しています。たとえば、2009年3月からアジア大洋州地域において、国連開発計画（UNDP）、アジア開発銀行（ADB）、世界銀行などと協力し開発途上国の行政官、議会、市民社会を対象とした能力向上プログラムを支援しており、開発途上国の主導による開発効果の向上に取り組んでいます。また、2011年には、2010年にDACに加盟する予定である韓国において第4回援助効果向上に関するハイレベル・フォーラムが開催される予定ですが、日本は、その準備作業に参加するとともに、開発途上国や他の援助国と協力して、開発効果を向上させるための取組を進めています。

定し、セクター横断的により効果的、効率的な援助を実施するための協調・連携を進めています。また、現在は、より多くのドナー間での共通援助戦略を策定するための作業部会にも参加し、援助協調に積極的に関与しています。

また、世界銀行などの国際機関との間において、幹部の来日の機会などを捉え、援助政策のあり方などについて政策対話を行っています。さらに日本は、2007年にアジア開発銀行(ADB)との連携の一環として、「アジアの持続的成長のための日本の貢献策（ESDA）」を発表し、投資の促進および省エネの促進に取り組んでいます。

これまで国際社会では、経済開発協力機構（OECD）の開発援助委員会（DAC）の加盟国が中心となって援助を行ってきましたが、近年、東欧諸国、中東諸国、中国、ロシア、南アフリカ、ブラジル、シンガポールやマレーシアなどの東南アジア諸国などDAC加盟国以外の国による援助活動が顕著になっています。日本を含むDAC加盟国は、これら諸国が責任ある援助国として世界の課題の解決に向け連携して取り組むよう、必要に応じてこれまでの援助経験を共有し、協力していくことが大切です。

2. 国民参加の拡大

(1) 国民各層の広範な参加

国民各層からの参加を得た国際協力を推進するため、JICAは、青年海外協力隊事業やシニア海外ボランティア派遣事業を行っています。青年海外協力隊は、20歳から39歳の青年が開発途上国に原則2年間滞在し、開発途上国の人々と生活や労働を共にしながら、開発途上国の経済社会開発に協力する国民参加型事業です。青年海外協力隊は40年以上の歴史を持ち、海外でも高く評価されている日本の顔の見える援助の一つです。シニア海外ボランティア事業は、幅広い技術、豊かな経験を有する40歳から69歳で、ボランティア精神に基づき開発途上国の発展のために貢献したいという方々が行う活動を日本政府が支援するという国民参加型事業であり、青年海外協力隊のシニア版として位置付けられています。

国際協力への市民参加の最も身近な例は、国際協力に従事するNGOへの支援やその活動への参画です。日本のNGOの数は、1998年に「特定非営利活動促進法(NPO法)」が施行され法的整備が進んでから飛躍的に増加しました。実際に国際協力活動に携わっている団体は約400といわれています。日本のNGOは、ODAの裾野を広げ、国際協力分野での優秀な人材の育成や日本の心を伝える活動主体として期待されています。

(2) 人材育成と開発研究

開発問題の多様化・高度化により、高度な知識と豊富な経験、外国語コミュニケーション能力などを備えた有能な人材の育成と確保、そして開発途上国のニーズや国際社会の動向を適切に把握するための研究活動が今まで以上に不可欠になっています。

1990年に国際開発大学構想を推進する機関として設立された(財)国際開発高等教育機構(FASID[注86])は、援助に携わる人材を対象とした研修や教育、調査・研究事業などを行っているほか、各大学の開発協力関連講座や学科に講師を派遣しています。2000年には、政策研究大学院大学(GRIPS[注87])と連携して、修士課程「国際開発プログラム」を開始しました。

JICAは、専門性や意欲を持つ人材を確保・活用するため、2003年に「国際協力人材センター」を開設し、JICAやNGO、国際機関といった国際協力関連の求人情報の提供、人材登録、各種研修・セミナー情報の提供およびキャリア相談などを行っています。また、国際協力専門員制度により、高い専門能力と開発途上国での豊富な業務経験を有する人材を確保しているほか、ジュニア専門員制度を設け、ある程度の専門性を持ちつつも経験の浅い若手の育成を目指しています。2008年10月に創設されたJICA研究所は、開発途上国政府や国際援助コミュニティへの発信を念頭に入れつつ、理論的な枠組みに依拠した実証的、政策的な研究を推進しています。

このほか、日本貿易振興機構(JETRO[注88])のアジア経済研究所では、研究者を中心に国内外の大学や研究機関などの専門家と共同で開発途上国の政治・経済・社会に関する研究を行っています。さらに、日本人と外国人を対象とした開発スクール(IDEAS[注89])を設置し、開発途上国の経済・社会開発に寄与すべく、高度な能力を持った開発専門家を育成しています。

(3) 開発教育

全国の小・中・高等学校で実施されている「総合的な学習の時間」は、学習活動の一つとして開発教育や開発途上国の抱える問題などが取り上げられています。外務省は、開発教育を推進するため、外務省の

注86：FASID:Foundation for Advanced Studies on International Development
注87：GRIPS:National Graduate Institute for Policy Studies
注88：JETRO:Japan External Trade Organization
注89：IDEAS:Institute of Developing Economies Advanced School

ホームページ内に「義務教育向け開発教育推進ホームページ（「探検しよう!　みんなの地球」）」を立ち上げ、国際協力プラザのホームページにおいて動画なども含めた様々な開発教育教材を随時提供しています。また、2003年度以降は、開発教育のための教材を募る「グローバル教育コンクール(注90)」を開催しています。

また、JICAは、学校教育の現場や地方の国際化を推進する地方自治体などの求めに応じて、青年海外協力隊経験者などを講師として学校などへ派遣する「国際協力出前講座」や、全国の中学生・高校生を対象にしたエッセイコンテスト、そして「開発教育指導者研修」を実施しています。

（4）情報の公開と発信

ODAは国民の税金などを原資としていることから、その透明性を確保し、情報公開や発信に取り組んでいます。

（イ）広報・情報公開

外務省およびJICAは、各々ODAに関連したホームページ(注91)を設置し、タイムリーで正確な情報公開と発信を目指しています。また、外務省は、国際協力に関する最新情報を掲載する「国際協力NEWS」を毎月発行し全国の教育機関、図書館や病院などに配布するとともに、メールマガジンを発行し在外公館職員やJICA関係者などによる実際の援助現場での体験話やエピソードなどを紹介しています。

さらに外務省は、国際協力をめぐる動きや日本の取組を国民に紹介するとともに対話を深めるため、市民との対話「国際協力について語ろう」を毎年3回程度開催しています。また、外務省職員が中学校、高校、大学、地方自治体、NGOなどに出向いて国際協力についての説明や解説を行う「ODA出前講座」も実施しています。

日本は1997年度以来、テレビ番組の放映を通じて国民の国際協力への関心・理解を促進しています。

2008年度は、テレビ東京系列で放映された「知花くららの地球サポーター」において、開発途上国で活躍している日本の援助関係者や現地住民の姿などを取り上げ、開発途上国の現状や援助の必要性、日本のプロジェクトの効果などを紹介しました。

毎年「国際協力の日(注92)」（10月6日）の前後には、日本国内最大の国際協力イベントとして「グローバルフェスタJAPAN」を開催しています。外務省、JICAおよびJANIC（国際協力NGOセンター）が共催し、東京・日比谷公園で土曜日と日曜日の2日間にわたって行われるこのイベントには、NGOや国際機関、各国大使館など250団体以上が出展し、約9万6千人の参加者が来場しています。

（ロ）国際社会に対する情報発信の強化

海外においても、ODAを通じた日本の積極的な国際貢献について認識を高めてもらうための施策を行っています。具体的には、援助にかかわる署名式や引渡式に際してプレスリリースを発出するなど現地プレスの取材に協力しており、また、日本の援助物資に日章旗ステッカー（英語、アラビア語）やODAシンボルマーク・ステッカー（英語、フランス語、スペイン語、アラビア語、ポルトガル語）を貼付しています。在外公館では、現地プレスに対して日本の援助現場の視察を企画し、現地の報道などにおいても日本の協力が取りあげられるような機会づくりに努めています。また、各種講演活動、英語・現地語によるホームページや広報パンフレットの作成も行っています。

注90：旧称:開発教育／国際理解教育コンクール（2009年度に改称）
注91：外務省<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda>、JICA<http://www.jica.go.jp>、国際協力プラザ（ODA広報センター）<http://www.apic.or.jp/plaza>
注92：1954年10月6日、日本はコロンボ・プランへの加盟を閣議決定し、経済協力を開始した。10月6日は1987年の閣議了解により「国際協力の日」と定められている。

Column

21 自立できる援助を

～知花くららさん～

ODA広報テレビ番組「地球サポーター」でナビゲーターを務められている知花くららさんにお話を伺いました。

■Q：「地球サポーター」のナビゲーターとして、日本の国際協力の現場をご覧になられて、どのような感想を持たれましたか?

■A：　以前から私はチャリティー活動や国際協力に強い関心を持っていたこともあり、この番組を通じて、多くの貴重な体験をさせていただいています。ウガンダ、ベトナム、カンボジア、タイ、インドネシアとこれまで5カ国を、私自身取材し、日本の国際協力の現場を肌で感じることができました。

　ウガンダに行った時のことですが、ネリカ米の稲作普及プロジェクトの現場を見に行きました。そこに派遣された専門家の方が、ウガンダの人々にミスターネリカと呼ばれていました。ミスターネリカの現地の人々の暮らしを稲作の普及を通じて改善している姿にとても感動しました。また、ベトナムの障害孤児養護センターで取材した青年海外協力隊員が言った「教えよう、伝えようとするのではなく、まず自分が働く姿をみてもらうことが大切です」という言葉が深く印象に残っています。このような経験を通じ、「私にも何かできることをしたい」と直感的に感じるのですが、「何ができるのか」という問いに答えるのは決して簡単ではなく、世界の人々は何を必要としているのだろうか、地球は何処に向かおうとしているのだろうか、もっともっと勉強しながら考えていきたいと思っています。

■Q：　取材を通じて、印象に残っている国があれば教えてください。

■A：　インドネシアでは、NGOが運営する障害者学校を取材したのですが、校長先生が、「日本の援助により校舎が新築されたことで、そこに通う児童たち自身が誇りを持てるようになった」という言葉がとても印象に残っています。もともと、その地域には障害者のための教育施設がなく、子どもたちは学校に行けず、ずっと家にいたようです。それが、学校に通うようになり、いきいきと活発になり、新校舎の建設が、こうした子どもたちに変化をもたらしたことにとてもうれしく思います。

インドネシアの障害者教育施設で
（写真提供：地球サポーター）

　私が取材を通じて、いつも勇気付けられるのは、遠く離れた開発途上国で日本人が活躍する姿です。青年海外協力隊員、シニア海外ボランティア、専門家の方々など、現地のコミュニティに深く入りこみ、人々から信頼され、期待されている姿は頼もしく、私自身日本人として、誇らしく思え、いつもエールを贈っています。

■Q：　今後の日本の国際協力に対して何を期待しますか?

■A：　国際協力について知れば知るほど、その必要性を感じると同時に、援助することの難しさも実感しています。「援助することによって、その国が自立していくこと」、これはそう簡単なことではないと、取材する度に強く思っています。ただし、援助を受ける国の状況や、現地の人々の気持ちを推しはかろうとする日本人の勤勉さや繊細さは、援助の現場でとても良い効果を生み出していると感じています。ただ与えるのではなく、その国の人々の自立を手助けできるような援助のあり方を、長期的な視野で考えていくことが何よりも重要なのではないでしょうか。

　これからも日本の国際協力の現場で私自身が見たこと、感じたことをみなさんにお伝えしていきたいと思います。

ウガンダの農村にて
（写真提供：地球サポーター）

第I部第1章
第I部第2章
第I部第3章
第II部第1章
第II部第2章
第III部第1章
第III部第2章
第III部第3章
第III部第4章
第III部第5章
第III部参考
略語一覧
用語集
索引

3. 効果的実施のために必要な事項

(1) 評価の充実

より効果的・効率的なODAを行うためには、援助実施状況や効果を的確に把握し改善していくことが必要です。そのため外務省を含む関係府省庁やJICAは、モニタリングや評価を強化しています。

ODAの評価は、政策の策定(Plan)→実施(Do)→評価(Check)→反映(Act)のサイクル(PDCAサイクル)の中に位置付けられ、その結果はODA政策の改善に活用するため、関係部局をはじめ、被援助国政府にも伝えられます。また国民に対し、ODAがどのように使われ、どのような効果があったのかを説明することも重要であり、評価はホームページなどを通じて、国民に対する説明責任を果たす役割も担っています。

外務省は、主に政策レベルの評価(国別評価および重点課題別評価)とプログラムレベルの評価(援助手法別評価)を中心として行っていますが、これらについては、客観性を確保する観点からODA評価有識者会議(注93)に委託するいわゆる第三者評価を行っています。

円借款事業に関しては、事業の準備段階での「事前評価」と、事業完成後2年目に外部評価者による妥当性、効率性、有効性、インパクト、持続性の観点からの「事後評価」を行っています。さらに、借款契約の締結後5年目に事業計画の妥当性・有効性などを検証する「中間レビュー」や事業完成後7年目に有効性・インパクト・持続性などを検証する「事後モニタリング」なども実施しています。

技術協力に関しては、実施機関であるJICAにより、プロジェクト開始前、実施中、終了時、終了後の各段階で評価を行い、得られた提言・教訓を将来の案件の計画・実施にフィードバックしています。なお、案件の事後評価は、外部評価者により行われます。

無償資金協力については、事業の計画段階における政策評価法上の「事前評価」に加え、完了後4年のすべての一般無償資金協力および水産無償資金協力を対象に、外部評価者による施設・機材の活用状況、援助効果を検証するプロジェクト・レベル事後評価を実施しています。これらの評価により得られた教訓を、より効果的・効率的な無償資金協力の実施のために新規プロジェクトの立案・実施へ反映しています。

(2) 適正な手続の確保

援助を実施する際には、事業の実施主体側が、環境や現地社会への影響、たとえば、自発的ではない住民移転や先住民・女性の権利の侵害などに関して配慮をしているか確認されます。有償資金協力や技術協力では、学者やNGOなどを含む有識者から幅広い意見を聴取し、現地の環境や社会への配慮の確認のためのガイドラインを施行しています。無償資金協力においても、無償資金協力審査ガイドラインに基づいた支援を実施しています。また、2008年10月の新JICA発足を機に、旧JICA、旧JBICのガイドラインの体系の一本化に取り組んでいます(2009年12月現在)。このような取組は、環境問題への配慮に関する透明性、予測可能性、説明責任の確保につながります。

また、ODA事業のさらなる効率化、透明化を図るため、無償資金協力事業では、国際金融、開発経済、法律、会計、情報の専門家およびNGO関係者からなる無償資金協力実施適正会議を開催し、案件選定にかかわるプロセスに第三者の視点を取り入れています。さらに効果的・効率的な援助の実施のため、資機材およびコンサルティング業務などに関し、質や価格面において適正かつ効率的な調達が行われるよう努めています。

注93: ODA評価有識者会議は2010年3月末で終了し、より効果的なODA評価のあり方を検討することとしている。

(3) 不正、腐敗の防止

日本のODAは、国民の税金を原資としていることから、援助によって供与された資金の不正使用は絶対に許されません。そのため、政府およびJICAは調達などの手続について透明化を図っています。

ODA案件の調達段階においては、ガイドラインに従って開発途上国側が入札を行い、その結果をJICAが確認し、受注企業名のみならず契約金額も公表することで透明性を高める措置をとっています。調達をはじめ、ODA事業実施の過程で不正が行われた場合は、不正を行った業者を一定期間、事業の入札・契約から排除する仕組みが整えられています。

監査に関しては、外部監査の拡充や抜打ち監査の実施、監査結果に基づく改善措置の取組を行っています。外部監査の拡充については、JICAにおいて会計監査人による外部監査を実施しています。無償資金協力では、300万円以上の草の根・人間の安全保障無償資金協力案件について外部監査を原則義務付け、順次実施しています。

抜打ち監査の実施に関して、有償資金協力については、政府間で合意がなされた案件を対象に必要に応じて監査を行い得る仕組みを導入しています。技術協力では、JICAにおいてサンプリングによる内部監査を実施しています。無償資金協力についても、JICAにおいて技術的監査を実施しています。

また、OECD外国公務員贈賄防止条約(注94)を批准している日本としては、税金を主な財源としているODA事業への信頼性の確保のため、外国政府関係者などとの不正な取引に対しても、不正競争防止法などの適用を含めた厳正な対処を行っています。

ベトナムにおける円借款事業において不正が行われ、2008年に日本の企業関係者が訴追され有罪判決を受けた事件を受け、円借款事業やODA事業に対する信頼性が損なわれることのないよう厳正に対処しました。政府およびJBIC(当時)は、当該企業に対し、24か月間円借款事業および無償資金協力事業の受注から失格とする措置をとりました。また、JICAは、この時点で既に当該企業を登録コンサルタント名簿から削除しています。

この事件を受けて、日本とベトナム両政府は、同種の事件の再発防止やベトナムに対するODA事業への信頼回復を目指し、「日越ODA腐敗防止合同委員会」を立ち上げ、2009年2月、実効性のある再発防止策をまとめた「日越ODA腐敗防止合同委員会報告書」を発表しました。同報告書をもとに、日本側では、円借款事業のコンサルタント選定に関して、技術・価格評価の導入や随意契約の厳格化、不正腐敗に関する情報を一元的に把握するための窓口設置などの対応を進めました。また、ベトナム側では、調達手続の透明性向上や、官民を問わず、ODA事業の入札にかかわるすべての者が遵守すべき倫理規定の策定などの対応を進めています。また、ODA事業全体の透明性向上のため、これらの成果のなかで他国にも適用可能なものは他の被援助国に広めていく方針です。

また、上記事件を踏まえ、同様の不正腐敗事件の再発防止に向けた検討を行うため、外務大臣の下に外部有識者からなる検討会を設置し、2009年9月に報告書がとりまとめられました。具体的には、企業に対する措置規定の強化や不正情報受付窓口の活用などが盛り込まれています。外務省としては、今後、この報告書に盛り込まれた措置を速やかに実施することとしています。

注94: 正式名:「国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約」(Convention on Combating Bribery of Foreign Public Officials in International Business Transactions)

(4) 援助関係者の安全確保

援助関係者が活動する開発途上国の治安状況は複雑であり、日々刻々と変化しています。また、2001年の米国同時多発テロ以降、中東地域や南アジア地域では緊張が高まり、世界各地でテロ活動が多発しています。平和構築支援活動において、どのように援助関係者の安全を確保するのかは、極めて重要な課題です。

政府は、在外公館などを通じて現地の治安状況を把握し、渡航情報などの情報提供や援助関係者間での情報交換や共有を行っています。JICAは、援助関係者に対する出発前の研修やセミナーの実施、現地における緊急時の通信手段の確保、安全対策クラークの配置[注95]、住居の防犯設備などの整備に努めています。また、在外公館や国際機関の在外事務所などとも情報交換し、各国・地域の治安状況に応じた安全対策マニュアルなどを作成するなど、適時適切な安全対策措置を講じています。さらに、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）と緊急時の対処やリスク管理に係る研修を共催するなど、安全管理の強化に取り組んでいます。無償資金協力では、コンサルタントおよび施工業者への情報提供を行うとともに、緊急時の連絡体制の整備を行っています。有償資金協力では、日本受注企業への情報提供などにより、当該企業の安全確保を図っています。

注95： JICAでは、JBICとの統合以前から現地の安全対策を強化するため、その国の治安や安全対策に詳しい人材を安全対策クラークとして雇用し、日々の治安情報の収集と発信、住居防犯から交通事故対策まで、広範囲の仕事を24時間体制で対応できるようにしている。

第Ⅲ部 資料編

第1章 日本の政府開発援助予算
第1節 2009年度政府開発援助予算（当初予算）……114
第2節 各省庁の事業予算（当初予算）と事業概要……118

第2章 日本の政府開発援助実績
第1節 開発途上国への資金の流れ……126
第2節 二国間政府開発援助の所得グループ別実績……127
第3節 国別実績……129
第4節 分野別実績……138
第5節 緊急援助実績……139

第3章 二国間援助案件リスト
第1節 二国間贈与……141
第2節 二国間借款……145

第4章 国際機関に対する政府開発援助実績……147

第5章 政府開発援助に関する主な資料
第1節 日本の政府開発援助をめぐる動き（2008年4月～2009年11月）…151
第2節 政府開発援助に関する政策……154
第3節 重債務貧困国（HIPCs）一覧……175

（参考）諸外国の政府開発援助
第1節 DAC諸国の政府開発援助実績れ……176
第2節 DAC諸国の開発途上国への資金の流れ……183
第3節 DAC援助受取国・地域リスト……185
第4節 非DAC諸国・地域の政府開発援助実績……186

第1章
日本の政府開発援助予算

第1節
2009年度政府開発援助予算（当初予算）

図表Ⅲ-1　政府開発援助予算

（単位:億円、%）

	2008年度		2009年度		
	予算額	伸び率	予算額	増減額	伸び率
一般会計予算	7,002	▲ 4.0	6,722	▲ 280	▲ 4.0
事業予算（ネット）	9,350	5.0	10,764	1,414	15.1
事業規模（グロス）	15,113	6.8	17,047	1,933	12.8
（参考）円／ドル・レート	113円	―	103円	―	―

＊　四捨五入の関係上、合計に不一致あり。

図表Ⅲ-2　政府開発援助予算の推移・他の主要経費の推移

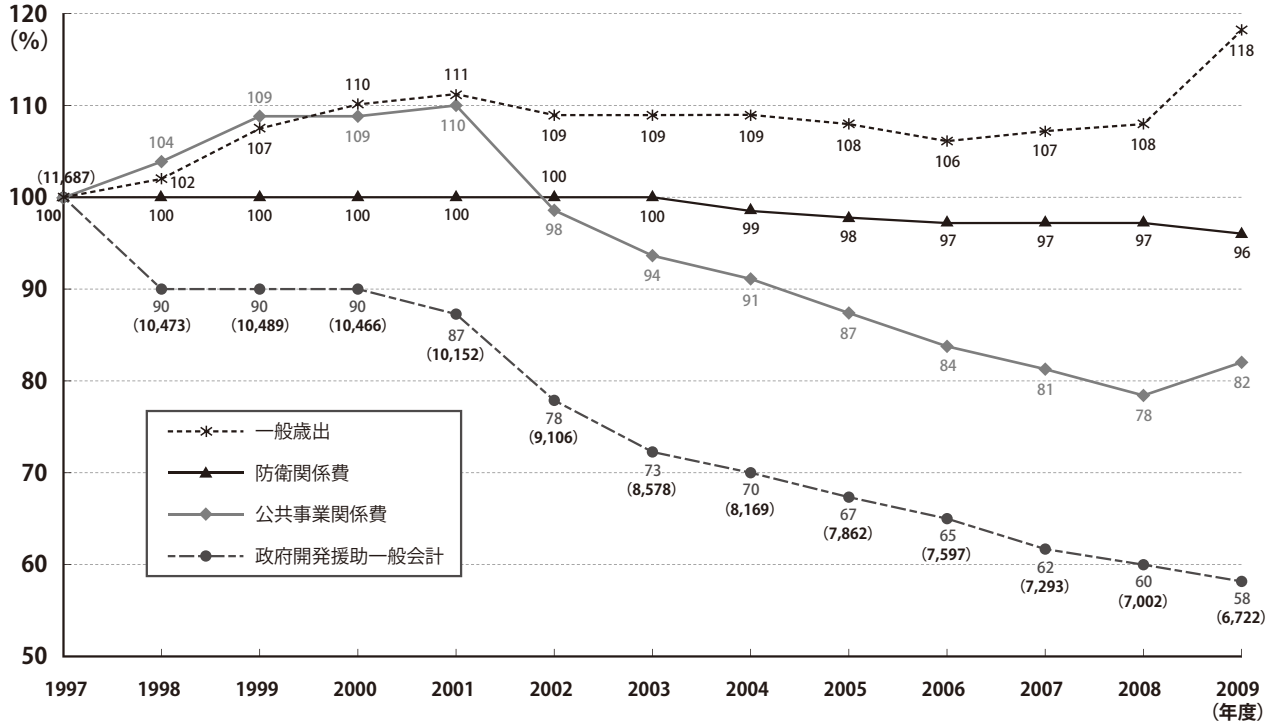

＊1　数値は1997年度を100とした際の指数。
＊2　（　）内の数字は予算額（億円）。

図表Ⅲ-3　一般会計予算の内訳

（単位:億円、%）

		2008年度		2009年度		
		予算額	伸び率	予算額	増減額	伸び率
一般歳出		472,845	0.7	517,310	44,465	9.4
うち	政府開発援助	7,002	▲ 4.0	6,722	▲ 280	▲ 4.0
	公共事業	67,352	▲ 3.1	70,701	3,349	5.0
	防衛	47,796	▲ 0.5	47,741	▲ 55	▲ 0.1
	社会保障	217,829	3.0	248,344	30,515	14.0
	文教・科学	53,119	0.5	53,104	▲ 15	▲ 0.0
その他		357,768	▲ 0.4	368,170	10,402	2.9
合　　計		830,613	0.2	885,480	54,867	6.6

＊1　四捨五入の関係上、合計に不一致あり。
＊2　2008年度予算は、2009年度予算との比較対照のため一部組み替えられている。

図表Ⅲ-4　政府開発援助一般会計予算（政府全体）

（単位:億円、%）

区　　分	2008年度			2009年度		
	予算額	増減額	伸び率	予算額	増減額	伸び率
Ⅰ　贈　与	5,507	▲ 196	▲ 3.4	5,449	▲ 58	▲ 1.1
1.二国間贈与	4,674	▲ 157	▲ 3.3	4,607	▲ 67	▲ 1.4
(1) 経済開発等援助	1,588	▲ 48	▲ 2.9	1,608	20	1.3
(2) 技術協力等	2,927	▲ 43	▲ 1.4	2,904	▲ 23	▲ 0.8
(3) 国際協力機構交付金（有償資金協力部門）	135	▲ 65	▲ 32.5	70	▲ 65	▲ 48.1
(4) 貿易再保険特会繰入	24	▲ 1	▲ 4.5	24	0	0.6
2.国際機関への出資・拠出	833	▲ 39	▲ 4.4	842	9	1.1
(1) 国連等諸機関	595	▲ 31	▲ 5.0	585	▲ 10	▲ 1.7
(2) 国際開発金融機関	238	▲ 8	▲ 3.1	257	19	8.1
Ⅱ　借　款	1,495	▲ 96	▲ 6.0	1,273	▲ 222	▲ 14.8
国際協力機構（有償資金協力部門）	1,495	▲ 96	▲ 6.0	1,273	▲ 222	▲ 14.8
Ⅲ　計	7,002	▲ 292	▲ 4.0	6,722	▲ 280	▲ 4.0

＊1　四捨五入の関係上、合計に不一致あり。
＊2　上記における国際協力機構交付金（有償資金協力部門）および国際協力機構（有償資金協力部門）については、2008年（平成20年）9月以前における国際協力銀行交付金および国際協力銀行に関する予算を含む。

図表Ⅲ-5　政府開発援助事業予算の内訳

（単位:億円、%）

	2008年度			2009年度			
	予算額	伸び率	構成比	予算額	増減額	伸び率	構成比
贈　　与	7,301	15.6	48.3	8,747	1,446	19.8	51.3
借　　款	7,812	▲ 0.3	51.7	8,299	487	6.2	48.7
事業規模計	15,113	6.8	100.0	17,047	1,933	12.8	100.0
（参考）回収金	▲ 5,764	―	―	▲ 6,283	―	―	―
ネット	9,350	5.0	―	10,764	1,414	15.1	―

＊1　四捨五入の関係上、合計に不一致あり。
＊2　政府開発援助事業予算には、上記のほか特殊法人等から独立行政法人化された機関が行う事業が見込まれる。

図表Ⅲ-6　政府開発援助事業予算［政府全体］

（単位:億円、%）

区　　分	2008年度			2009年度		
	予算額	増減額	伸び率	予算額	増減額	伸び率
Ⅰ　贈　与	7,301	984	15.6	8,747	1,446	19.8
1.二国間贈与	5,000	155	3.2	5,142	143	2.9
(1) 経済開発等援助	1,588	▲ 48	▲ 2.9	1,608	20	1.3
(2) 技術協力等	3,253	269	9.0	3,440	187	5.7
(3) 国際協力機構交付金(有償資金協力部門)	135	▲ 65	▲ 32.5	70	▲ 65	▲ 48.1
(4) 貿易再保険特会繰入	24	▲ 1	▲ 4.5	24	0	0.6
2.国際機関への出資・拠出	2,301	830	56.4	3,605	1,304	56.7
(1) 国連等諸機関	599	▲ 30	▲ 4.8	587	▲ 11	▲ 1.9
(2) 国際開発金融機関	1,702	860	102.1	3,017	1,315	77.3
Ⅱ　借　款	7,812	▲ 20	▲ 0.3	8,299	487	6.2
(1) 国際協力機構(有償資金協力部門)	7,700	0	0.0	8,200	500	6.5
(2) その他	112	▲ 20	▲ 15.2	99	▲ 13	▲ 11.5
Ⅲ　計(事業規模)	15,113	964	6.8	17,047	1,933	12.8
（参考）回収金	▲ 5,764	―	―	▲ 6,283	―	―
ネット	9,350	447	5.0	10,764	1,414	15.1

＊1　四捨五入の関係上、合計に不一致あり。
＊2　上記における国際協力機構交付金（有償資金協力部門）および国際協力機構（有償資金協力部門）については、2008年（平成20年）9月以前における国際協力銀行交付金および国際協力銀行に関する予算を含む。

図表Ⅲ-7　政府開発援助事業予算の財源と援助形態別歳出項目

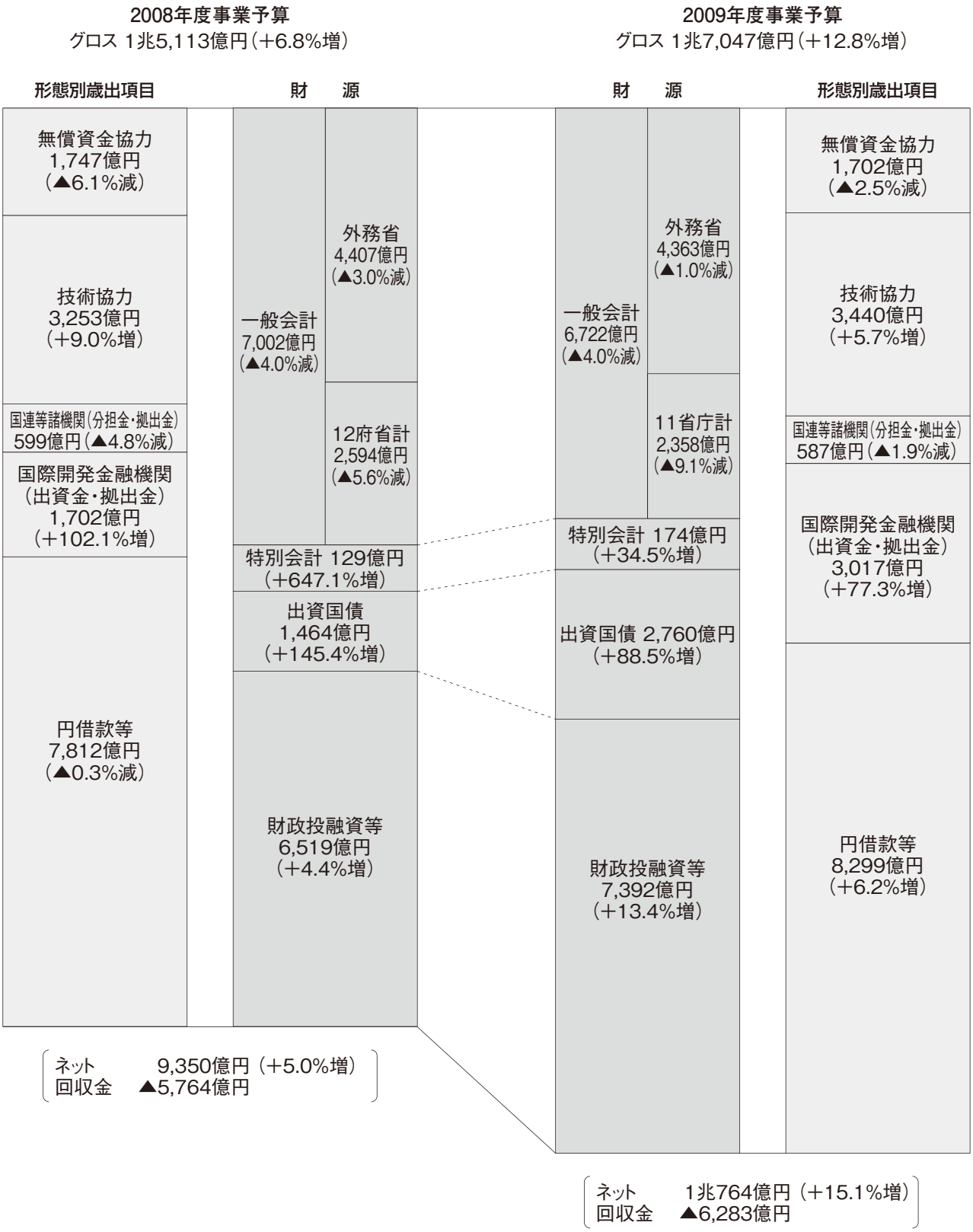

＊　四捨五入の関係上、合計に不一致あり。

第2節
各省庁の事業予算（当初予算）と事業概要

図表Ⅲ-8　省庁別政府開発援助予算推移（一般会計予算）

（単位:百万円、%）

	2008年度	2009年度		
	予算額	予算額	増減額	伸び率
内閣府本府	26	0	▲ 26	▲ 100.0
警察庁	30	30	0	0.0
金融庁	133	126	▲ 7	▲ 5.2
総務省	913	821	▲ 92	▲ 10.1
法務省	225	244	19	8.6
外務省	440,729	436,321	▲ 4,407	▲ 1.0
財務省	174,155	153,763	▲ 20,392	▲ 11.7
文部科学省	40,539	38,169	▲ 2,370	▲ 5.8
厚生労働省	9,361	8,838	▲ 523	▲ 5.6
農林水産省	4,541	4,250	▲ 291	▲ 6.4
経済産業省	28,314	27,748	▲ 566	▲ 2.0
国土交通省	801	753	▲ 48	▲ 6.0
環境省	406	1,102	697	171.9
計	700,173	672,166	▲ 28,007	▲4.0

＊　四捨五入の関係上、合計に不一致あり。

図表Ⅲ-9　省庁別政府開発援助予算推移（事業予算）

（単位:百万円、%）

	2008年度	2009年度		
	予算額	予算額	増減額	伸び率
内閣府本府	26	0	▲ 26	▲ 100.0
警察庁	30	30	0	0.0
金融庁	133	126	▲ 7	▲ 5.2
総務省	913	821	▲ 92	▲ 10.1
法務省	225	244	19	8.6
外務省	440,753	439,543	▲ 1,210	▲ 0.3
財務省	961,177	1,155,888	194,711	20.3
文部科学省	40,539	38,169	▲ 2,370	▲ 5.8
厚生労働省	10,848	9,516	▲ 1,332	▲ 12.3
農林水産省	15,759	14,163	▲ 1,596	▲ 10.1
経済産業省	38,758	43,041	4,283	11.1
国土交通省	801	753	▲ 48	▲ 6.0
環境省	1,376	2,387	1,011	73.5
計（事業規模）	1,511,339	1,704,681	193,343	12.8
（参考）回収金	▲576,366	▲ 628,303	－	－
ネット	934,972	1,076,378	141,406	15.1

＊　四捨五入の関係上、合計に不一致あり。

図表Ⅲ-10　各省庁の事業予算（2009年度）と事業概要

1.贈与

⑴二国間贈与

㈠経済開発等援助

（単位:百万円）

省庁	事業名（予算（百万円））	事業の概要
外務省	無償資金協力（160,840）	⑴一般プロジェクト無償:開発途上国が基礎生活分野、人づくり分野等において実施するプロジェクト（施設整備、資機材の供与等）のために必要な資金を供与する無償資金協力。 ⑵コミュニティ開発支援無償:貧困等に直面するコミュニティの総合的能力開発の支援のために必要な資金を供与する無償資金協力。 ⑶ノン・プロジェクト無償:貧困削減等の経済社会改革を実施している開発途上国を支援するため、国外からの資機材等の購入のために必要な資金を供与する無償資金協力。 ⑷草の根・人間の安全保障無償:開発途上国において地方自治体、NGO等が実施する人間の安全保障の理念を踏まえた小規模な草の根レベルの事業のために必要な資金を供与する無償資金協力。 ⑸日本NGO連携無償:日本のNGOが開発途上国・地域で実施する経済・社会開発プロジェクト、緊急人道支援プロジェクトのために必要な資金を供与する無償資金協力。 ⑹防災・災害復興支援無償:自然災害に脆弱な開発途上国の防災対策や災害後の復興支援として、施設整備・修復等を行うために必要な資金を供与する無償資金協力。 ⑺テロ対策等治安無償:開発途上国が経済社会開発に取り組む上で不可欠な条件であり、また、日本自身の平和と繁栄にも直結するテロ・海賊対策等治安対策を強化するために必要な資金を供与する無償資金協力。 ⑻環境プログラム無償:気候変動問題等への取組を強化する観点から、温暖化対策に関する政策・計画の策定や、政策・計画を実施に移すための具体的プロジェクトのために必要な資金を供与する無償資金協力。 ⑼貧困削減戦略支援無償:財政能力のある特定の開発途上国に対して財政支援を行うために必要な資金を供与する無償資金協力。 ⑽人材育成研究支援無償:日本の高等教育機関や学術研究機関の有する知見を活かして行われる開発途上国の開発に資する人材育成事業および研究事業のために必要な資金を供与する無償資金協力。 ⑾水産無償:開発途上国の水産関連分野の経済・社会開発プロジェクトのために必要な資金を供与する無償資金協力。 ⑿文化無償:開発途上国における文化・高等教育振興、文化遺産保全等を目的として機材調達や施設整備等を支援するための無償資金協力。政府機関を対象とする「一般文化無償資金協力」とNGOや地方公共団体等を対象に小規模なプロジェクトを実施する「草の根文化無償資金協力」の2つの枠組により実施している。 ⒀緊急無償:海外における自然災害および紛争の被災者や難民・避難民等の救援のために人道的観点から緊急のために必要な資金を供与する無償資金協力。 ⒁食糧援助:食糧援助規約に基づき、食糧不足に直面している開発途上国に対し、穀物（コメ、小麦、トウモロコシ等）等を購入するために必要な資金を供与する無償資金協力。 ⒂貧困農民支援:開発途上国の食糧自給のための自助努力を支援するため、農業機械、肥料等を購入するために必要な資金を供与する無償資金協力。

(ロ)技術協力等

（単位:百万円）

省庁	事業名（予算（百万円））	事業の概要
警察庁	アジア・太平洋薬物取締会議　（30）	アジア・太平洋地域全体での薬物取締りおよび捜査協力に関する討議・研究を行うとともに、日本が有する薬物事犯の捜査技術の移転等を図るための会議を実施する。
金融庁	（49）	(1)新興市場国の金融行政担当者を対象として、金融市場全般にわたる制度や経験を紹介し、新興市場国の人材育成を図る金融行政研修、(2)今後の効果的な知的支援を実施するために、新興市場国の実施を把握するための調査・研究を行う。
総務省	（615）	(1)情報通信分野における諸外国との政策対話、民間団体等が実施する国際協力事業（国際番組ライブラリー運用）に対する助成および研究者交流等を行う。 (2)政府統計職員に対する研修を通じたアジア太平洋地域の開発途上国の統計能力の強化等を目的として設立されたアジア太平洋統計研修所（SIAP）に対し、日本は、招請国政府として、同研修所における研修の実施に関する協力を行う。 (3)アジア・太平洋電気通信共同体（APT）を通じて、アジア太平洋電気通信網高度化に対する支援、アジア・太平洋IT研究者・技術者育成支援、デジタル・ディバイド解消のためのパイロットプロジェクト支援およびアジア太平洋地域におけるブロードバンド普及に向けた環境整備支援を行う。
法務省	（244）	(1)東南アジア諸国の出入国管理制度の向上に協力するため、セミナーを開催し、また、外国人研修生等の入国・在留手続を支援するための事業経費に対して補助を行っている。 (2)アジア太平洋地域諸国等の刑事司法関係等の実務家を対象とした研修、セミナーを開催するとともに、犯罪防止と犯罪者処遇に関する調査研究等を実施する。 (3)アジア諸国の法制度整備を支援するため、基本法令の起草、制定された法令を運用する司法関係機関の制度整備、法曹実務家の人材育成を目的とした研修、セミナーを開催するとともに、法制度整備支援推進に必要な日本国内における人材育成等の体制強化、アジア太平洋地域の法制度の比較研究等を実施する。
外務省	JICAを通じて行う技術協力の予算（155,850）	(1)条約その他国際約束に基づく技術協力:開発途上国が経済・社会面において自立的・継続的に発展できるよう、開発途上国の開発の担い手である人材育成、日本の技術や経験の移転、開発の障害となっている課題の解決に必要な各種制度や組織の整備・構築等を行うもの。 　具体的には、開発途上国の国づくりの担い手となる開発途上国の行政官、技術者等を日本や第三国等に受け入れ、多岐にわたる分野で専門知識や技術を伝える「研修員受入事業」や日本等の行政官や技術者を開発途上国へ派遣し、開発途上国の政府機関等に対して、開発計画の立案、調査、研究開発、教育・訓練、普及活動、助言、指導等を行う「専門家派遣事業」、また右に必要な「機材供与事業」等を有機的に組み合わせて実施している。 (2)ボランティア派遣:国民参加型事業として開発途上国の社会経済の発展に貢献したいと志望するボランティア精神に富んだ人々を開発途上国に派遣し、現地の人々と生活を共にしながら、自らの知識と経験を伝える草の根レベルの技術協力。20歳から39歳までの「青年海外協力隊」と40歳から69歳までの「シニア海外ボランティア」が柱。 (3)人材養成確保:技術協力等の実施に必要な専門家等の人員の確保および養成並びに右事業の推進に必要な調査研究や情報提供を行うもの。 (4)国民参加協力推進事業:我が国NGO・地方自治体等による国際協力の拡大・促進のため、草の根技術協力事業、開発教育支援事業等を実施。 (5)開発計画調査型技術協力:政策立案または公共事業計画策定支援に係る調査であって、原則、日本の資金協力を必ずしも想定しないもの。 (6)災害援助等協力:海外の地域、特に開発途上地域における大規模な災害に対し、被災国または国際機関の要請に応じ、国際緊急援助隊の派遣および緊急援助物資の供与を行い、国際協力の推進に寄与する。 (7)国・課題別事業計画（案件形成等）:案件形成準備段階の機動性・迅速性を確保するとともに、3スキームの相乗効果を発現するために、協力プログラムの形成と、個別案件の発掘・形成および妥当性・有効性・効率性等の確認を行う。また、地域別・国別の援助の実施方針や特定の開発課題に関する援助方針／アプローチ等を検討するため、当該地域・国や当該開発課題に係る基礎情報を収集・分析する。 (8)事業評価:特定のセクター等に関する横断的な視点から、過去に行われた案件の評価を行い、今後の協力に対する提言・教訓とする。 (9)その他:海外移住者に対する援助および指導等を実施するもの。

省庁	事業名（予算（百万円））	事業の概要
外務省	NGO事業補助金（33）	NGOの事業実施能力や専門性の向上を主な目的として、NGOが開発途上国において実施する経済社会プロジェクトに関連し、プロジェクトの形成、プロジェクト実施後の評価、および研修会や講習会等を実施することに対し支援するもの。
	（独立行政法人）国際交流基金運営費交付金（6,321）	独立行政法人国際交流基金は、日本に対する諸外国の理解を深め、国際相互理解を増進し、および文化その他の分野において世界に貢献し、もって良好な国際環境の整備並びに日本の調和ある対外関係の維持および発展に寄与するため、国際文化交流事業を総合的かつ効率的に行っている。
	その他（59,143）	⑴効率的・効果的援助を実施するための政策協議の実施および国別援助計画の策定、現地ODAタスクフォースの機能強化、⑵援助の有効性等を検証し、効率的・効果的援助の実施に役立てるための評価、⑶ODAを実施するために必要な行政的諸経費の計上等を行っている。
	総　額　221,347	
財務省	財政経済に関する技術協力に必要な経費等（37,331）	⑴開発途上国現地および日本国内においてセミナーを開催する。⑵開発途上国へ専門家を派遣する。⑶開発途上国から実務研究員を受け入れる。⑷開発途上国の経済事情や経済政策の実情に関する研究等を行う。また、円借款事業の案件形成や円借款事業に附帯する技術支援等を実施する。
文部科学省（日本学生支援機構を含む）	留学生交流の推進（34,769）	日本においては、これまで1983年に策定された「留学生受入れ10万人計画」等に基づき留学生交流の推進に努めてきた。その結果、日本で学ぶ留学生の数は、「10万人計画」が策定された1983年当時1万人であったが、2003年には約11万人となって目標の「10万人」を超えたところであり、2008年5月には約12万4,000人となっている。今後、2020年をめどに留学生受入れ30万人を目指す「留学生30万人計画」を推進する。 （施策例） • 国費留学生受入れの整備……開発途上国を中心に世界各国から前途有望な青年を日本に招へいし、高等教育機関で教育や研究を行わせる事業を実施。 • 私費外国人留学生等への援助……日本の高等教育機関に在籍する私費外国人留学生および日本語教育機関に在籍する就学生の就学を支援するため学習奨励費の給付を行うとともに、私費外国人留学生に対して授業料の減免を行う学校法人に対する助成を実施。
	その他（3,369）	外国人に対する日本語教育、教育、文化、スポーツ等の各分野で開発途上国からの研究者等の受入・開発途上国への専門家派遣等の各種事業や国際機関を通じて協力。
	総　額(*)　38,139	
厚生労働省	（1,746）	⑴開発途上国等の保健医療・社会福祉分野の人材育成、水道分野の調査企画等を実施。 ⑵結核対策国際協力事業、ポリオ根絶計画および麻疹根絶計画の推進、ハンセン病国際研究協力の推進、障害者リハビリテーション事業に係る国際協力の推進および開発途上国特有の疾病等に関する臨床研究等の事業を実施。 ⑶技能実習制度の適正かつ円滑な推進。 ⑷外国人研修生受入れ企業等への指導援助等を実施。 ⑸職業能力開発総合大学校への国費留学生の受入れ。開発途上国における適正な技能評価のための制度づくりへの支援。 ⑹東南アジア諸国連合（ASEAN）、アジア太平洋地域技能就業能力計画（SKILLS-AP）、アジア太平洋経済協力（APEC）等への支援。
農林水産省	（2,099）	世界の食糧需給の将来にわたる安定、開発途上地域における農林水産業および農山漁村の振興、さらに日本の外交政策や国益に関する重要な政策との連携を図りつつ、⑴世界の食料安全保障への貢献、⑵地球規模の環境問題や越境性疾病への解決に向けた支援、⑶海外の森林保全・造成と持続可能な森林経営の推進、⑷関係諸国との協調による海外漁場の確保および漁業協定の円滑な推進という枠組に関する事業を実施する。
経済産業省	海外開発計画調査（2,650）	鉱工業の開発は、開発途上国の経済発展の基盤であり、鉱工業の開発調査は、こうした鉱工業開発の第1段階として、開発途上国における「開発計画の策定」、「プロジェクトの実施計画の策定」に対し、専門家からなる調査団を派遣し、現地調査や国内作業を通じて、その開発計画の推進に寄与する報告書あるいは設計書を作成する事業。
	経済産業人材育成支援事業（5,117）	民間ベースによる開発途上国からの経済産業技術研修生の受入れおよび開発途上国の産業人材育成、産業技術向上等に資する指導・助言を行う専門家派遣を行い、開発途上国の経済発展に寄与する事業。 2008年度は3,766名の研修生受入れ、261名の専門家派遣を実施。

省庁	事業名 （予算（百万円））	事業の概要
経済産業省	研究協力推進事業 （872）	開発途上国の研究開発能力だけでは解決困難な、開発途上国に固有な技術開発課題（技術ニーズ）について、既存技術の移転を目的とした技術協力ではなく、日本の技術力、研究開発能力を活用しつつ、一貫した研究協力を必要に応じて関係諸国と共同して実施する。具体的には、現地にプラント等研究設備を設置して相手国の研究機関と共同で運転研究、分析等を行う。 2008年度は、14テーマの研究協力を実施。
	共同資源開発基礎調査等事業 （1,179）	石油天然ガス・金属鉱物資源機構（JOGMEC）等を通じ、資源を保有する開発途上国における資源開発調査（地質調査、物理探査、地化学探査、ボーリング調査等）に係る技術協力を行う。 2008年度は、10か国21地域において調査を実施。
	（独立行政法人）日本貿易振興機構運営費交付金 （7,410）	日本貿易振興機構（JETRO）は、日本の貿易の拡大、諸外国との円滑な通商経済関係の発展、経済協力の促進に寄与するため、開発途上国を対象とした貿易投資取引の機会提供に向けた活動、貿易投資円滑化のための基盤的活動および開発途上国経済研究活動を行っている。
	その他 （22,515）	開発途上国の持続的な経済成長を支援するため、日本企業の技術やノウハウを活用するインフラ整備事業等のフィージビリティー・スタディ案件形成調査を行うとともに、貿易投資の環境整備を推進するための専門家派遣事業等を実施する。また、日本の有する省エネルギー等の技術の普及を図るため、開発途上国において実証事業等を実施する。
	総　額(*)　39,742	
国土交通省	（610）	国土交通省が行う各分野（国土政策、交通、社会資本整備等）において⑴開発途上国の経済活性化のための支援、⑵人材育成・国際交流の推進、⑶国際協力・交流企画の推進、⑷プロジェクト形成事業の推進、⑸環境・安全に係る国際協力の推進、⑹技術開発・技術移転の推進、⑺民間国際協力への支援、等の技術協力を実施する。
環境省	（2,047）	⑴地球環境の保全:荒廃地回復技術の移転手法およびモニタリング・評価手法の確立に向けた検討調査、クリーンアジア・イニシアティブ推進、クリーンアジア実現のための東アジア大気汚染防止戦略検討調査、島嶼国をはじめ世界各地域との環境連携強化。 ⑵大気・水・土壌環境等の保全:アジア諸国における石綿対策技術支援、日本の人的資源を活用した目に見える国際環境協力の検討、アジア水環境パートナーシップ事業、アフリカにおける水環境改善。 ⑶廃棄物・リサイクル対策の推進:アジア低炭素・循環型社会構築力強化プログラム事業。 ⑷温暖化対策:京都メカニズムを利用した開発途上国等における公害対策等と温暖化対策のコベネフィット実現支援等事業等を実施する。

＊　四捨五入の関係上、合計に不一致あり。

⑵債務削減等

（単位:百万円）

省庁	事業名 （予算（百万円））	事業の概要
外務省	（独立行政法人）国際協力機構　有償資金協力部門交付金 （7,000）	重債務貧困国等に対する債務救済方式の見直しに伴い、国際協力機構の財務健全性を確保するための交付金。
経済産業省	貿易再保険特別会計への繰入 （2,400）	重債務貧困国等に対する債務削減措置の実施に伴う財政措置として貿易再保険特別会計への資本繰入を行う。

⑵国際機関への出資・拠出（出資、拠出、分担金（ただしODA分））

（単位:百万円）

省庁	事業名（予算（百万円））	事業の概要
金融庁	政府開発援助経済協力開発機構（OECD）等拠出金（77）	経済協力開発機構並びに保険監督者国際機構による新興市場国向けの技術支援プロジェクトおよびプログラムの策定、実施を促進するために必要な資金を拠出するもの。
総務省	拠出金・分担金（205）	国際電気通信連合（ITU）、万国郵便連合（UPU）に対する分担金および東南アジア諸国連合（ASEAN）に対する拠出金。
外務省	国際連合（UN）分担金（4,494） 国際連合平和維持活動（PKO）分担金（1,609）	国際連合は、⑴国際の平和と安全を維持すること、⑵諸国間の友好関係を深めること、⑶国家間の経済・社会・文化および人道的諸問題を解決し、人権および基本的自由の尊重を奨励することについて国際協力を達成すること、⑷これらの共通の目的を達成しようとする国々の活動を調和する中心となること、を目的とした諸活動を行っている。
	人間の安全保障基金拠出金（UNへの拠出金）（1,662）	人間一人ひとりに着目する人間の安全保障の視点に立って、現在の国際社会が直面する貧困、環境破壊、紛争、地雷、難民問題、麻薬、HIV/エイズ等感染症などの人間の生存、生活、尊厳に対する多様な脅威に取り組む国連関係国際機関のプロジェクトを、国連に設置した人間の安全保障基金から支援する。
	国連食糧農業機関（FAO）分担金（3,668）	国連食糧農業機関は、世界の食糧問題の改善等を目的として設立された国連専門機関であり、基礎資料の収集、調査研究、各国への政策助言等を行うほか、世界各地で技術協力プロジェクトを実施している。
	国連教育科学文化機関（UNESCO）分担金（1,168）	国連教育科学文化機関は、正義、法の支配、人権、および基本的自由に対する普遍的な尊重の念が世界にあまねく行きわたるように教育、科学、文化を通じて諸国民の間の協力を促進することによって、世界の安全と平和に寄与するために設立された国連専門機関である。
	国連工業開発機関（UNIDO）分担金（2,339）	国連工業開発機関は、開発途上国における工業開発の促進および加速を図るため、種々の技術協力等、関連事業を自ら行うとともに、その分野における国連の活動を調整する機関である。
	国連世界食糧計画（WFP）拠出金（685）	国連世界食糧計画は、飢餓と貧困の撲滅を使命として、主として食料援助を通じた経済社会開発および自然災害や人為的災害による被災者、難民・国内避難民等に対する緊急支援を行っている。
	国連児童基金（UNICEF）拠出金（1,633）	国連児童基金は、保健分野を中心に栄養改善、飲料水供給、母子福祉、教育等児童に関する長期的援助および自然災害や紛争に伴う緊急援助を行っている。援助対象国は国連加盟国のみならず、世界の開発途上国ほぼ全域に及んでいる。
	国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）拠出金（5,657）	国連難民高等弁務官事務所は、難民の保護・支援を提供し、難民の自発的帰還、新しい国家社会への同化（第三国定住、現地定住）を促進することにより難民問題の恒久的解決を図るとともに、緊急時に難民に対し法的・物的両面での保護・救済を与える。一部国内避難民への支援も実施している。
	国連人口基金（UNFPA）拠出金（3,200）	国連人口基金は、開発途上国における家族計画、リプロダクティブ・ヘルス、国勢調査等の人口にかかわる活動に対し資金援助等を行っている。地域別には世界人口の約6割を占めるアジア太平洋地域および人口増加に苦しむアフリカ地域に重点的資金配分を実施。
	国連パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA）拠出金（293）	国連パレスチナ難民救済事業機関は、各国政府・多国間機関等から提供された任意拠出金によって、パレスチナ難民に対する教育、医療・保健、救済（食糧支援、住宅改善支援等）、福祉（助成対策プログラムの実施、公民館の運営等）、小規模金融、小規模企業活動支援のサービスを実施している。
	環境問題拠出金（4,463）	国連環境計画（UNEP）をはじめとする国連内外の環境関連国際機関および環境関連条約等が、地球環境の様々な面でのモニタリング、調査、技術支援、条約の実施や遵守の促進にかかわるプロジェクト等を実施しており、これを支援している。
	国連開発計画（UNDP）拠出金（8,085）	国連開発計画は、国連システムにおける開発分野の中核的調整機関および最大規模の資金供与機関として、貧困削減、民主的ガバナンス、危機予防と復興、環境とエネルギーの4分野に活動の重点を置いて、開発途上国の持続可能な開発を多角的に支援している。日本は、コア・ファンドへの拠出のほか、特定の目的に沿った各種の特別基金の設置、無償資金協力によるUNDP経由の事業実施、補正予算等を通じて開発途上国における事業実施を支援している。

省庁	事業名（予算（百万円））	事業の概要
外務省	国際原子力機関（IAEA）拠出金（1,415）	国際原子力機関では技術協力基金等を設立し、開発途上国の要請に基づき原子力物理学、原子力工学および技術、核物質の探鉱、採鉱および処理、原子力安全、農業、医療、工業等における放射線等利用の各分野で専門家派遣、機材供与、研修員受入れ、並びに核セキュリティ強化等の支援を行っている。
	国際農業研究協議グループ（CGIAR）拠出金（692）	国際農業研究協議グループは、開発途上国における農林水産業の生産性の改善に貢献するための技術の開発・普及を目標とし、世界各地に所在する15の研究機関がネットワークを構築して質の高い基礎・戦略研究を実施している。
	赤十字国際委員会（ICRC）拠出金（466）	赤十字国際委員会は、赤十字の基本原則（人道・公平・中立・独立・奉仕・単一・世界性）にのっとり、保護（ジュネーブ諸条約等国際人道法の遵守推進を通じた文民や捕虜等の保護）、救援（紛争犠牲者に対する医療・水・食糧・非食糧物資分野の支援）、予防（国際人道法の普及）等を行っている。
	その他（8,793）	開発援助に関係する国連機関やその他の国際機関に対して様々な分担金、拠出金を拠出している。
	総　額　50,322	
財務省	国際開発協会（IDA）出資金（120,898）	国際開発協会（IDA）は、市場の条件で借入れを行うことがほとんど、もしくは全くできない世界の最貧国に対して、無利子の長期融資と贈与を提供している。
	国際復興開発銀行（IBRD）・国際開発協会（IDA）拠出金（10,276）	国際復興開発銀行（IBRD）は、中所得国および信用力のある貧困国に融資、保証、および分析・助言サービスなどの非融資業務を提供し、持続可能な開発を推進することで、これらの国の貧困を削減することを目的としている。本拠出金は、IBRD・IDA本体の融資による支援を補完し、小規模な貧困削減プロジェクトや政策改善のための技術援助、人材育成等を支援している。
	地球環境ファシリティ（GEF）信託基金拠出金（8,422）	開発途上国における地球環境の保全・改善への取り組みを支援することを目的とした多国間資金メカニズム。①気候変動対策、②生物多様性の保護、③国際水域汚染防止、④オゾン層の保護、⑤土地劣化防止、⑥残留性有機汚染物質（POPs）対策の6分野を支援。
	気候投資基金（CIF）拠出金（82,400）	開発途上国の気候変動問題への取り組みを支援するため、世界銀行に設立された多国間基金。温室効果ガス削減に資するプロジェクト、適応対策や森林保全、再生可能エネルギー分野の支援を実施。
	国際金融公社（IFC）拠出金（824）	国際金融公社（IFC）は、開発途上国の民間企業に対する融資・出資を通じて、開発途上国における持続可能な民間部門投資を促進し、貧困削減と生活水準向上を支援することを主な目的としている。本拠出金は、IFC本体の融資・出資による支援を補完し、開発途上国の企業家が質の高い事業計画を作成できるよう、計画作成の手助けや民間企業の設立支援等の技術支援活動を推進している。
	アジア開発銀行（ADB）拠出金（8,694）	アジア開発銀行（ADB）は、包括的経済成長、環境に配慮した持続可能な成長および地域統合の促進等を通して、アジア太平洋地域の開発途上国の貧困削減に必要な支援を行っている。本拠出金は、ADB本体の融資による支援を補完し、小規模な貧困削減プロジェクトや途上国の能力開発等を支援している。
	アジア開発基金（ADF）拠出金（44,002）	アジア開発基金（ADF）は、アジア太平洋地域の開発途上国への緩和された条件での融資等を主要業務としている。
	米州開発銀行（IDB）拠出金（876）	米州開発銀行（IDB）は、中所得国を中心とした中南米・カリブ海諸国に対し、準商業条件で貸付等を行うことを主たる業務としている。本拠出金は、IDB本体の融資による支援を補完し、小規模な貧困削減プロジェクト、技術協力プロジェクト等に対して資金提供を行っている。
	多国間投資基金（MIF）拠出金（1,258）	多数国間投資基金（MIF）は、米州開発銀行（IDB）内に設けられた基金であり、中南米諸国における民間部門開発や投資促進を図るため、主に零細・小企業等に対して無償の技術支援および投融資等を行っている。
	アフリカ開発銀行（AfDB）拠出金（206）	アフリカ開発銀行（AfBD）は、アフリカ地域の経済・社会開発に寄与することを目的として準商業条件で貸付を行うことを主たる業務としている。本拠出金はAfDB本体の融資による支援を補完し、加盟国の民間セクター支援を目的として、政府、地方政府、企業協会、公・民間企業に対し、技術支援等を行っている。
	アフリカ開発基金（AfDF）出資金（15,832）	アフリカ開発基金（ADF）は、アフリカ地域の開発途上国への緩和された条件での融資等を主要業務としている。
	欧州復興開発銀行（EBRD）拠出金（689）	欧州復興開発銀行（EBRD）は、中東欧旧ソ連等諸国の開放された市場指向型経済への移行や、民間および企業家の自発的活動を促進することを支援する機関である。本拠出金はEBRD本体の融資・出資による支援を補完し、EBRDの技術協力活動を支援している。

省庁	事業名（予算（百万円））	事業の概要
財務省	その他拠出金 (4,181)	開発途上国に対する金融・税制・関税等に係る技術支援や債務救済等のための拠出金。国際通貨基金（IMF）、関税協力理事会（WCO）、経済協力開発機構（OECD）、アジア太平洋経済協力（APEC）等がある。
	総　額(*) 298,557	
文部科学省	分担金等 (30)	文化財保存修復研究国際センター（ICCROM）分担金、世界知的所有権機関（WIPO）事務局分担金および拠出金により、関係事業の推進を図っている。
厚生労働省	世界保健機関（WHO）分担金 (5,567)	世界保健機関（WHO）は、世界のすべての人々ができる限り高い水準の健康に到達することを目的として設立された国連の専門機関である。
	世界保健機関等拠出金 (1,269)	国際保健分野における様々な課題の解決等に貢献することを目的として、WHOの推進する感染症対策等の事業に対して、また世界のエイズ対策を推進する国連合同エイズ計画（UNAIDS）に対して、任意による資金の拠出を行っている。
	国際労働機関（ILO）分担金等 (933)	国際労働機関（ILO）に対する分担金の拠出。ILOが企画した労働分野における技術協力プログラムおよびアジア太平洋地域技能就業能力計画（SKILLS-AP）に対する拠出金。
	総　額(*) 7,770	
農林水産省	拠出金等 (2,151)	開発途上国の持続可能な農林水産業・農山漁村開発等を通じ、食料安全保障の達成および地球的規模の環境問題の解決等に資するため、国連食糧農業機関（FAO）、国連世界食糧計画（WFP）、国際熱帯木材機関（ITTO）、東南アジア漁業開発センター（SEAFDEC）、メコン河委員会（MRC）、国際水管理研究所（IWMI）、国際農業研究協議グループ（CGIAR）傘下機関、アセアン事務局（ASEAN）等の行うプロジェクトに対する拠出等を実施する。
経済産業省	拠出金等 (899)	国際連合工業開発機関、ASEAN貿易投資観光促進センター、日アセアン経済産業協力委員会、アジア太平洋経済協力（APEC）事務局、APECビジネス諮問委員会、世界知的所有権機関事務局に対する拠出金、分担金。
国土交通省	拠出金等 (144)	観光や気象等運輸分野の開発や技術協力に関係する国際機関（ASEAN貿易投資観光促進センター、世界気象機関）に対して分担金や拠出金を拠出する。
環境省	拠出金等 (340)	国連環境計画（UNEP）、国連環境計画国際環境技術センター（UNEP-IETC）、国連環境計画アジア太平洋地域事務所（UNEP-ROAP）、国連地域開発センター（UNCRD）、国際自然保護連合（IUCN）、国際湿地保全連合（WI）に対する拠出金、分担金。

＊　四捨五入の関係上、合計に不一致あり。

2.借款等

（単位:百万円）

省庁	事業名（予算（百万円））	事業の概要
外務省	開発投融資 (35)	国際協力機構（JICA）を通じて行う融資または出資であり、開発途上地域等において、地域の社会開発、農林業および鉱工業の開発に寄与する開発事業を行う本邦民間企業に対して、必要な資金をソフトな条件で供給してきたが、2001年12月の特殊法人等整理合理化計画に基づき、開発投融資事業は廃止されており、2003年度以降は既に承諾済みの案件に限って融資を行っている。
財務省(注)	円借款および海外投融資 (820,000)	開発途上地域の経済および社会の開発または経済の安定に寄与するため、JICAを通じ、金利、償還期間等について緩やかな条件を付して資金を貸し付けるものである。 （注）JICAの有償資金協力業務は、一般会計出資金、財政投融資資金および自己資金等を財源として行われる。
農林水産省	海外漁業協力事業資金融資 (9,913)	海外漁業協力の円滑な促進および漁場の確保を通じた日本漁業の安定的な発展に資することを目的として、本邦法人等が海外漁業協力を実施するのに必要な資金（相手国において行う開発可能性調査およびその他の技術協力、合弁により海外漁業協力事業を行うための相手国の現地法人に対する出資および設備資金等の貸付け）に対して、財団法人海外漁業協力財団（OFCF）により、その投資に必要な資金を融資するものである。

第2章
日本の政府開発援助実績

第1節
開発途上国への資金の流れ

図表Ⅲ-11　日本から開発途上国への資金の流れ

（支出純額ベース、単位:百万ドル、%）

項目 ＼ 暦年			2007年	2008年	対前年伸び率
政府開発援助	二国間	贈与	6,046	7,839	29.6
		無償資金協力	3,416	4,781	39.9
		技術協力	2,630	3,058	16.3
		政府貸付等	−206	−900	−
		計	5,840	6,939	18.8
	国際機関に対する出資・拠出等		1,907	2,760	44.7
	（政府開発援助）計		7,747	9,699	25.2
	（対GNI比（%））		(0.17)	(0.19)	−
その他政府資金	輸出信用（1年超）		−911	−548	−
	直接投資金融等		1,183	−273	−
	国際機関への融資等		441	594	34.8
	（OOF）計		713	−226	−
民間資金	輸出信用（1年超）		7,035	−5,644	−
	直接投資		29,978	54,164	80.7
	その他二国間証券投資等		2,466	3,156	28.0
	国際機関に対する融資等		−1,896	−1,065	−
	（PF）計		37,583	50,611	34.7
民間非営利団体による贈与			446	452	1.2
資金の流れ総計			46,489	60,535	30.2
（対GNI比（%））			(1.03)	(1.20)	−
国民総所得（GNI）（億ドル）			45,241	50,638	11.9

＊1　換算率:2007年＝117.80円／ドル、2008年＝103.50円／ドル（いずれもDAC指定レート）。
＊2　四捨五入の関係上、合計に不一致あり。
＊3　東欧および卒業国向け援助を含む。

参考:技術協力に行政経費、NGO事業補助および開発啓発などを含まない場合の実績は下記のとおり。

（東欧および卒業国向け援助を除く、DAC報告ベース、単位:百万ドル、%）

項目 ＼ 暦年	2007年	2008年	対前年伸び率
贈与	5,982.8	7,763.6	29.8
うち技術協力	1,812.6	1,950.1	7.6

第2節
二国間政府開発援助の所得グループ別実績

図表Ⅲ-12　二国間政府開発援助の所得グループ別実績（DAC分類）

（支出純額ベース、単位:百万ドル、%）

受取国グループ	2007年	2008年	国数（2008年）
L　D　C	1,874.8（32.4）	1,418.2（20.8）	49
L　I　C　s	1,067.2（18.5）	761.0（11.2）	11
L　M　I　C　s	1,336.4（23.1）	1,885.3（27.6）	45
U　M　I　C　s	352.3（6.1）	565.4（8.3）	35
H　I　C　s	−154.0（−）	1.2（0.0）	4
分　類　不　能	1,301.4（22.5）	2,192.1（32.1）	
合　計	5,778.1（100.0）	6,823.2（100.0）	

（東欧および卒業国向けを除く）

＊1　後発開発途上国（LDC:Least Developed Countries）。国連開発政策委員会（CDP:UN Committee for Development Policy）が設定した基準（下表）に基づき、国連経済社会理事会の審議を経て、国連総会の決議により認定された国のこと。なお、LDCとしての認定には、当該国の同意を条件とする。

人　口	2000～2002年の一人当たりGNI平均	HAI（※1）	EVI（※2）
7,500万人以上	745ドル以下	58未満	42超過

（※1）　HAI（Human Asset Index）:人的資源開発の程度を表すためにCDPが設定した指標で、①必要最低限量に占める一人当たり平均カロリー消費量の割合、②5歳以下乳幼児死亡率、③教育水準（成人識字率、中等教育就学率）を指標化したもの。
（※2）　EVI（Economic Vulnerability Index）:経済的な脆弱性を表すためにCDPが設定した指標で、①輸出集中度、②輸出による所得の不安定度、③農業生産の不安定度、④GDPに対する製造業・サービス業の比率、⑤人口規模、⑥自然災害により影響を受ける人口の割合を指標化したもの。

＊2　低所得国（LICs:Low Income Countries）。2007年の国民一人当たりのGNIが935ドル以下の国・地域（世銀アトラスベース）。2008年実績では11か国・地域。

＊3　低中所得国（LMICs:Lower Middle Income Countries）。2007年の国民一人当たりのGNIが936ドル以上3,705ドル以下の国・地域（世銀アトラスベース）。2008年実績では45か国・地域。

＊4　高中所得国（UMICs:Upper Middle Income Countries）。2007年の国民一人当たりのGNIが3,706ドル以上1万1,455ドル以下の国・地域（世銀アトラスベース）。2008年実績では39か国・地域。

＊5　高所得国（HICs:High Income Countries）。2007年の国民一人当たりのGNIが1万1,456ドル以上の国・地域（世銀アトラスベース）。2008年実績では該当無し。

出典:世銀アトラス、2009年DAC議長報告

図表Ⅲ-13　二国間政府開発援助とLDC向け援助額および贈与額の比較

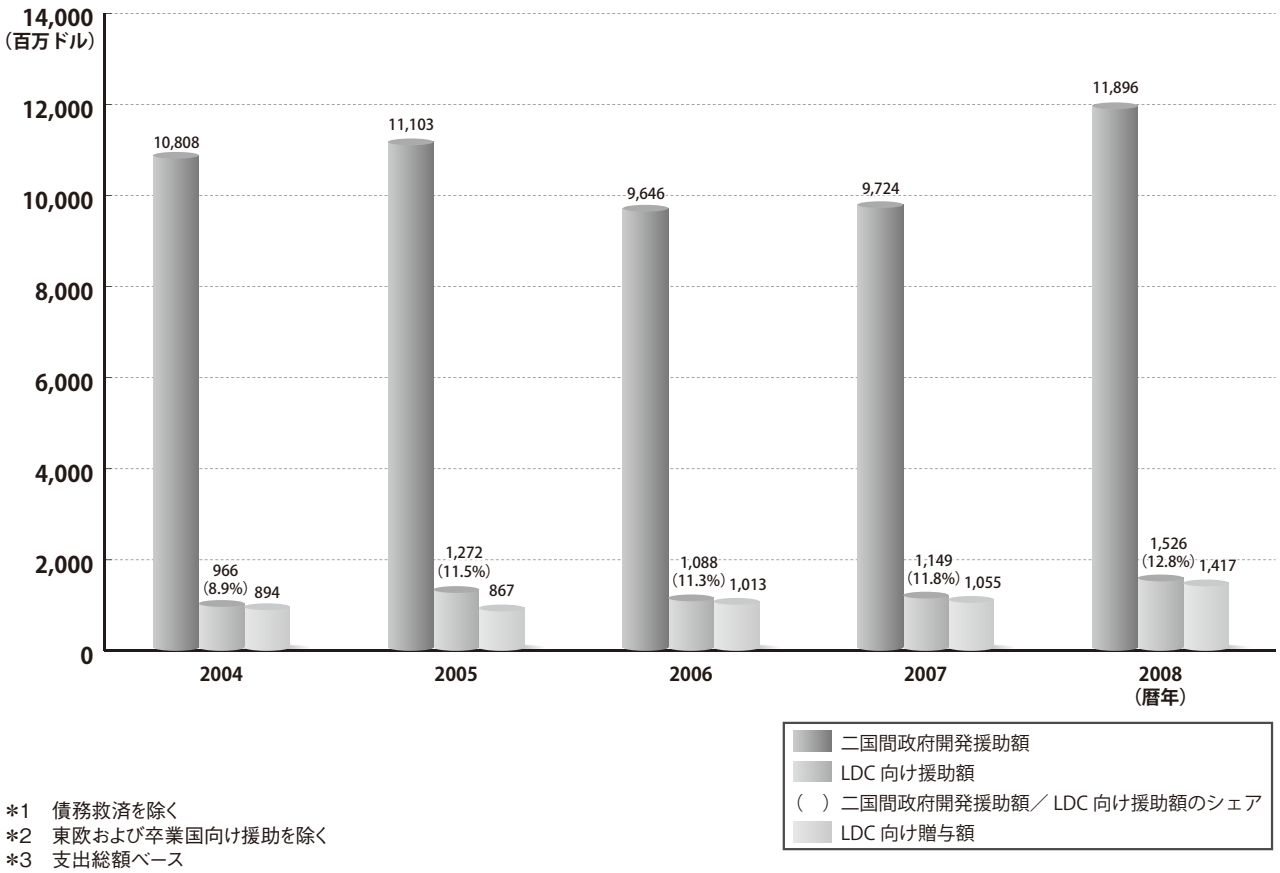

*1　債務救済を除く
*2　東欧および卒業国向け援助を除く
*3　支出総額ベース

第3節
国別実績

図表Ⅲ-14　二国間政府開発援助の国別・援助形態別内訳

（支出純額ベース、単位:百万ドル）

形態 / 国または地域名	政府開発援助(2008年) 贈与 無償資金協力	うち国際機関を通じた贈与	技術協力	計	政府貸付等 貸付実行額	回収額	計	合計
ア　ジ　ア	1,342.45	79.71	866.44	2,208.89	5,298.68	6,433.90	−1,135.21	1,073.68
	(480.22)	(79.71)	(866.44)	(1,346.66)	(5,298.68)	(5,577.12)	(−278.44)	(1,068.22)
東アジア	287.17	27.43	695.12	982.29	3,536.52	4,489.63	−953.11	29.18
北東アジア	55.47	2.03	338.17	393.64	937.21	978.19	−40.98	352.66
中　国	18.21	2.03	265.22	283.43	917.05	922.23	−5.18	278.25
※[香　港]			0.26	0.26				0.26
※韓　国			55.25	55.25		41.79	−41.79	13.46
※[マカオ]			0.00	0.00				0.00
モンゴル	37.26		17.44	54.70	20.17	14.17	6.00	60.70
東南アジア	231.56	25.26	350.96	582.52	2,599.31	3,511.44	−912.13	−329.61
(ASEAN)	210.35	20.54	345.72	556.07	2,599.31	3,511.44	−912.13	−356.06
※ブルネイ			0.17	0.17				0.17
カンボジア	70.21	0.39	39.73	109.95	4.82		4.82	114.77
インドネシア	37.06	0.65	74.21	111.26	1,212.50	1,608.68	−396.18	−284.92
ラオス	32.56	3.03	23.83	56.38	11.75	1.84	9.91	66.29
マレーシア	3.98		21.28	25.26	194.97	102.69	92.27	117.53
ミャンマー	23.77	14.74	18.71	42.48				42.48
フィリピン	13.93	0.30	47.56	61.49	409.19	755.10	−345.91	−284.42
※シンガポール			1.48	1.48				1.48
タ　イ	2.56	1.21	44.16	46.72	72.25	867.46	−795.20	−748.48
ベトナム	26.29	0.22	74.59	100.89	693.82	175.67	518.15	619.04
東ティモール	21.20	4.72	5.24	26.45				26.45
東アジアの複数国向け	0.14	0.14	5.99	6.13				6.13
南アジア	1,022.20	40.80	103.70	1,125.90	1,608.95	1,898.33	−289.38	836.52
	(159.97)	(40.80)	(103.70)	(263.67)	(1,608.95)	(1,041.55)	(567.40)	(831.06)
バングラデシュ	785.54	9.43	23.15	808.69	78.26	845.82	−767.56	41.13
	(36.27)	(9.43)	(23.15)	(59.42)	(78.26)	(101.40)	(−23.13)	(36.28)
ブータン	12.63		7.56	20.19	0.15		0.15	20.34
インド	3.53	2.06	19.80	23.33	1,231.70	655.22	576.48	599.81
モルディブ	6.60		1.26	7.86	1.46		1.46	9.32
ネパール	138.49	2.24	16.47	154.96	0.01	121.05	−121.03	33.93
	(25.53)	(2.24)	(16.47)	(42.00)	(0.01)	(8.70)	(−8.69)	(33.31)
パキスタン	26.88	7.34	13.66	40.54	36.32	42.62	−6.30	34.24
スリランカ	48.53	19.73	20.72	69.25	261.04	233.61	27.44	96.69
南アジアの複数国向け			1.07	1.07				1.07
中央アジア・コーカサス	23.07	1.46	33.44	56.51	153.21	45.94	107.27	163.78
カザフスタン	0.43		6.20	6.63	50.00	18.72	31.28	37.90
キルギス	2.24		7.94	10.18	2.31	0.14	2.17	12.35

形態 / 国または地域名	政府開発援助(2008年) 贈与 無償資金協力	うち国際機関を通じた贈与	技術協力	計	政府貸付等 貸付実行額	回収額	計	合計
タジキスタン	3.39		4.66	8.06				8.06
トルクメニスタン			0.57	0.57		2.11	−2.11	−1.54
ウズベキスタン	10.00	0.37	9.08	19.08	45.45	15.90	29.55	48.63
アルメニア	2.03		1.76	3.79	53.91		53.91	57.70
アゼルバイジャン	2.78		0.93	3.71	0.04	6.55	−6.51	−2.80
グルジア	2.19	1.09	1.24	3.43	1.51	2.51	−1.01	2.42
中央アジア・コーカサスの複数国向け			1.06	1.06				1.06
アジアの複数国向け	10.02	10.02	34.18	44.20				44.20
中東	2,239.85	164.22	118.96	2,358.81	795.52	782.61	12.92	2,371.73
	(323.83)	(164.22)	(118.96)	(442.79)	(795.52)	(598.24)	(197.28)	(640.07)
アフガニスタン	180.43	111.38	27.60	208.03				208.03
アルジェリア	1.99		1.57	3.55	0.47		0.47	4.03
※バーレーン			0.06	0.06				0.06
エジプト	33.22		16.73	49.95	113.70	152.01	−38.32	11.64
イラン	2.31	1.45	5.01	7.32		23.97	−23.97	−16.65
イラク	1,915.91	18.78	3.98	1,919.89		164.66	−164.66	1,755.23
	(19.78)	(18.78)	(3.98)	(23.76)				(23.76)
※イスラエル	0.46	0.46	0.18	0.64				0.64
ヨルダン	21.47		10.42	31.89	4.64	86.61	−81.97	−50.08
※クウェート			0.02	0.02				0.02
レバノン	6.57	5.68	0.15	6.72	13.87	6.80	7.07	13.79
リビア			0.19	0.19				0.19
モロッコ	16.85		6.16	23.01	119.97	37.14	82.83	105.84
オマーン			0.45	0.45				0.45
[パレスチナ自治地域]	20.45	19.08	9.85	30.30				30.30
※カタール			0.04	0.04				0.04
※サウジアラビア			5.59	5.59				5.59
シリア	1.72		11.04	12.76		69.45	−69.45	−56.68
チュニジア	0.03		5.92	5.94	97.54	49.50	48.04	53.98
トルコ	2.90		8.84	11.74	445.34	171.16	274.17	285.92
※アラブ首長国連邦			0.06	0.06				0.06
イエメン	29.60	1.45	3.74	33.33		21.31	−21.31	12.02
	(9.71)	(1.45)	(3.74)	(13.45)		(1.60)	(−1.60)	(11.85)
中東の複数国向け	5.94	5.94	1.39	7.33				7.33
アフリカ	894.30	474.11	260.70	1,155.00	340.61	99.91	240.70	1,395.70
	(871.37)	(474.11)	(260.70)	(1,132.07)	(340.61)	(77.52)	(263.09)	(1,395.16)
アンゴラ	15.40	13.76	2.35	17.75				17.75
ベナン	21.07		6.14	27.21				27.21
ボツワナ	20.52		1.95	22.47		24.60	−24.60	−2.14
			(1.95)	(1.95)		(4.36)	(−4.36)	(−2.41)
ブルキナファソ	11.39	3.95	9.58	20.98				20.98
ブルンジ	20.83	19.98	3.28	24.10		0.77	−0.77	23.34
	(19.98)	(19.98)	(3.28)	(23.26)		(0.01)	(−0.01)	(23.25)
カメルーン	12.50		3.08	15.58				15.58
カーボヴェルデ	3.66		1.64	5.29				5.29

形態 / 国または地域名	政府開発援助(2008年) 贈与 無償資金協力	うち国際機関を通じた贈与	技術協力	計	政府貸付等 貸付実行額	回収額	計	合計
中央アフリカ	12.57	11.75	0.17	12.74		0.57	−0.57	12.18
	(11.93)	(11.75)	(0.17)	(12.10)				(12.10)
チャド	14.33	14.33	0.06	14.39				14.39
コモロ			0.03	0.03				0.03
コンゴ民主共和国	45.32	33.07	5.89	51.22				51.22
コンゴ共和国	10.49	10.31	0.13	10.62				10.62
コートジボワール	18.88	12.17	0.62	19.51				19.51
ジブチ	2.24	0.26	1.50	3.74				3.74
赤道ギニア			0.09	0.09				0.09
エリトリア	17.24		0.47	17.71				17.71
エチオピア	32.88	3.78	14.24	47.12				47.12
ガボン	0.37		4.11	4.48		2.73	−2.73	1.75
ガンビア	0.61		0.47	1.08				1.08
ガーナ	33.86	1.00	20.18	54.03				54.03
ギニア	14.72	1.01	2.37	17.09		0.24	−0.24	16.86
	(14.45)	(1.01)	(2.37)	(16.82)				(16.82)
ギニアビサウ	5.07	5.02	0.76	5.83				5.83
ケニア	41.59	23.10	20.25	61.84	12.95	66.01	−53.06	8.79
レソト	12.37	3.53	0.80	13.16				13.16
リベリア	12.54	4.72	1.43	13.98				13.98
マダガスカル	11.47		9.38	20.85		0.48	−0.48	20.37
マラウイ	16.71	4.06	14.08	30.79				30.79
マ　リ	32.01	2.74	2.52	34.52				34.52
モーリタニア	10.75	2.15	3.73	14.49				14.49
モーリシャス	0.08		0.17	0.25	3.13	3.02	0.11	0.36
モザンビーク	17.58	6.00	6.15	23.72				23.72
ナミビア	0.61		1.90	2.51	7.15		7.15	9.66
ニジェール	5.56	0.60	11.38	16.93				16.93
ナイジェリア	25.21	8.08	3.75	28.96				28.96
ルワンダ	10.26	1.25	7.49	17.75				17.75
サントメ・プリンシペ	7.15		0.07	7.22				7.22
セネガル	7.89		14.05	21.94	3.19		3.19	25.13
セーシェル	0.36		1.26	1.62				1.62
シエラレオネ	10.13	2.51	4.00	14.13				14.13
ソマリア	23.24	23.24	0.03	23.27				23.27
スーダン	100.51	97.81	9.14	109.64				109.64
南アフリカ共和国	0.66		3.92	4.58		0.91	−0.91	3.67
スワジランド	2.31	2.16	0.87	3.18				3.18
タンザニア	43.36	2.95	22.23	65.59	5.40		5.40	70.99
トーゴ	0.80	0.05	0.13	0.92		0.59	−0.59	0.33
	(0.14)	(0.05)	(0.13)	(0.27)				(0.27)
ウガンダ	39.75	23.57	12.64	52.39	4.62		4.62	57.01
ザンビア	18.57	6.31	18.57	37.14				37.14
ジンバブエ	7.69	7.69	2.27	9.97				9.97
アフリカの複数国向け	121.19	121.19	9.39	130.59	304.17		304.17	434.76

形態 / 国または地域名	政府開発援助(2008年)							合計
	贈与				政府貸付等			
	無償資金協力		技術協力	計	貸付実行額	回収額	計	
		うち国際機関を通じた贈与						
中南米	185.89	8.91	182.69	368.58	399.89	499.02	−99.13	269.45
※バハマ								
アンティグア・バーブーダ			0.63	0.63				0.63
アルゼンチン	0.14		8.27	8.41		2.52	−2.52	5.89
バルバドス			0.09	0.09				0.09
ベリーズ	0.10		1.37	1.47				1.47
ボリビア	22.65		14.81	37.46		1.98	−1.98	35.48
ブラジル	3.90		17.66	21.56	159.68	87.97	71.72	93.28
チリ	1.04		8.24	9.28		2.68	−2.68	6.60
コロンビア	3.50	0.18	6.28	9.78		16.66	−16.66	−6.89
コスタリカ	1.26		4.93	6.18	19.78	27.12	−7.34	−1.16
キューバ	2.25	0.88	1.76	4.01				4.01
ドミニカ国	0.38		0.82	1.20				1.20
ドミニカ共和国	2.54		11.07	13.62		12.02	−12.02	1.59
エクアドル	10.90		7.29	18.20		23.93	−23.93	−5.73
エルサルバドル	6.97		8.68	15.65	31.11	16.18	14.92	30.57
グレナダ			0.43	0.43				0.43
グアテマラ	5.97		8.24	14.21	2.54	6.15	−3.61	10.60
ガイアナ	7.33		0.42	7.75				7.75
ハイチ	11.36	6.40	0.35	11.72				11.72
ホンジュラス	31.05		9.80	40.86				40.86
ジャマイカ	0.45		2.67	3.12	16.87	23.73	−6.86	−3.74
メキシコ			14.39	14.39	17.63	86.71	−69.08	−54.69
[モントセラト]								
ニカラグア	34.38		9.39	43.77				43.77
パナマ	0.70	0.41	7.39	8.09	2.79	6.76	−3.98	4.11
パラグアイ	9.03		13.18	22.21	51.63	42.98	8.65	30.85
ペルー	15.43	0.50	8.53	23.97	97.87	139.75	−41.88	−17.91
セントクリストファー・ネービス			0.02	0.02				0.02
セントルシア	0.10		1.38	1.47				1.47
セントビンセント	8.77		0.70	9.47				9.47
スリナム	3.86		0.06	3.93				3.93
トリニダード・トバゴ			0.02	0.02				0.02
ウルグアイ	0.59		2.28	2.87		1.87	−1.87	1.00
ベネズエラ	0.71		2.04	2.75				2.75
中南米の複数国向け	0.53	0.53	9.48	10.01				10.01
大洋州	42.72	0.82	45.65	88.38	78.56	94.00	−15.44	72.93
[クック諸島]			0.02	0.02				0.02
フィジー	1.93	0.72	5.56	7.49		1.17	−1.17	6.31
キリバス	5.81		1.86	7.68				7.68
※[ニューカレドニア]			0.00	0.00				0.00
マーシャル	0.45		1.98	2.43				2.43
ミクロネシア	1.51		3.72	5.23				5.23
ナウル	1.12		0.37	1.49				1.49
[ニウエ]			0.05	0.05				0.05

形態 / 国または地域名	政府開発援助(2008年) 贈与 無償資金協力	うち国際機関を通じた贈与	技術協力	計	政府貸付等 貸付実行額	回収額	計	合計
パラオ	9.09		3.64	12.73				12.73
パプアニューギニア	0.78	0.10	9.31	10.09		92.67	−92.67	−82.57
サモア	0.35		4.45	4.80				4.80
ソロモン	5.75		3.74	9.48				9.48
トンガ	1.12		2.63	3.75				3.75
ツバル	4.90		0.87	5.76				5.76
バヌアツ	9.92		4.15	14.07		0.16	−0.16	13.91
大洋州の複数国向け			3.30	3.30	78.56		78.56	81.86
欧州	31.02	0.68	22.40	53.42	137.54	41.03	96.51	149.93
アルバニア	0.05		0.75	0.80		3.28	−3.28	−2.48
※キプロス			0.01	0.01				0.01
※マルタ			0.01	0.01				0.01
モルドバ	9.35		0.23	9.58				9.58
ウクライナ	4.76		2.10	6.86	1.56		1.56	8.42
ベラルーシ	0.27		0.15	0.42				0.42
※エストニア			0.10	0.10				0.10
※ラトビア			0.06	0.06				0.06
※リトアニア	0.03		0.10	0.13				0.13
(旧ユーゴスラビア)	13.11	0.29	11.04	24.14	18.61	2.89	15.72	39.87
ボスニア・ヘルツェゴビナ	7.75		3.50	11.25		0.65	−0.65	10.60
クロアチア	0.72		0.25	0.97		0.95	−0.95	0.01
マケドニア	0.59		2.20	2.79	18.61		18.61	21.39
※スロベニア			0.06	0.06				0.06
セルビア	3.46	0.29	2.42	5.88				5.88
モンテネグロ	0.60		2.54	3.14		1.28	−1.28	1.85
旧ユーゴスラビアの複数国向け			0.07	0.07				0.07
欧州の複数国向け			0.54	0.54				0.54
※東欧(6か国)	3.45	0.39	7.32	10.77	117.37	34.87	82.51	93.28
※ブルガリア	2.47		2.45	4.91	37.42	9.34	28.08	33.00
※チェコ			0.33	0.33				0.33
※ハンガリー			1.21	1.21				1.21
※ポーランド			1.04	1.04		11.17	−11.17	−10.13
※ルーマニア	0.60		2.19	2.78	71.14	8.72	62.43	65.21
※スロバキア			0.07	0.07	8.81	5.64	3.17	3.24
※東欧の複数国向け	0.39	0.39	0.04	0.42				0.42
複数地域にまたがる援助等	44.46	2.45	1,560.97	1,605.44				1,605.44
二国間政府開発援助計	4,780.69	730.90	3,057.82	7,838.51	7,050.81	7,950.47	−899.66	6,938.85
	(1,979.51)	(730.90)	(3,057.82)	(5,037.33)	(7,050.81)	(6,886.94)	(163.87)	(5,201.20)

*1 無償資金協力には国際機関経由の援助のうち、国別に分類できる援助を含む。
*2 ※は卒業国。
*3 技術協力の複数地域にまたがる援助等には各地域にまたがる調査団の派遣、留学生世話団体への補助金、行政経費、開発啓発費等を含む。
*4 四捨五入の関係上、合計に不一致あり。
*5 地域区分は外務省分類。なお、[ ]は、地域名を示す。
*6 (旧ユーゴスラビア)には、ボスニア・ヘルツェゴビナ、クロアチア、マケドニア、スロベニア、セルビア、モンテネグロが含まれる。
*7 ( )内の値は債務救済を含まない金額。
*8 債務救済には円借款の債務免除および付保商業債権の債務削減を含み、債務繰延を含まない。
*9 従来、国際機関を通じた贈与は「国際機関向け拠出・出資等」として計上してきたが、2006年から拠出時に供与先の国が明確であるものについては各被援助国への援助として「無償資金協力」へ計上することに改めた。

図表Ⅲ-15　二国間政府開発援助の形態別30大供与相手国

1.二国間政府開発援助の形態別30大供与相手国【債務救済を含む】(2008年)　　(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

無償資金協力				技術協力			
順位	国または地域名	実　績	シェア	順位	国または地域名	実　績	シェア
1	イラク	1,915.91	40.08	1	中国	265.22	8.67
2	バングラデシュ	785.54	16.43	2	ベトナム	74.59	2.44
3	アフガニスタン	180.43	3.77	3	インドネシア	74.21	2.43
4	ネパール	138.49	2.90	4	韓国	55.25	1.81
5	スーダン	100.51	2.10	5	フィリピン	47.56	1.56
6	カンボジア	70.21	1.47	6	タイ	44.16	1.44
7	スリランカ	48.53	1.02	7	カンボジア	39.73	1.30
8	コンゴ民主共和国	45.32	0.95	8	アフガニスタン	27.60	0.90
9	タンザニア	43.36	0.91	9	ラオス	23.83	0.78
10	ケニア	41.59	0.87	10	バングラデシュ	23.15	0.76
10か国計		3,369.90	70.49	10か国計		675.30	22.08
11	ウガンダ	39.75	0.83	11	タンザニア	22.23	0.73
12	モンゴル	37.26	0.78	12	マレーシア	21.28	0.70
13	インドネシア	37.06	0.78	13	スリランカ	20.72	0.68
14	ニカラグア	34.38	0.72	14	ケニア	20.25	0.66
15	ガーナ	33.86	0.71	15	ガーナ	20.18	0.66
16	エジプト	33.22	0.69	16	インド	19.80	0.65
17	エチオピア	32.88	0.69	17	ミャンマー	18.71	0.61
18	ラオス	32.56	0.68	18	ザンビア	18.57	0.61
19	マリ	32.01	0.67	19	ブラジル	17.66	0.58
20	ホンジュラス	31.05	0.65	20	モンゴル	17.44	0.57
20か国計		3,713.92	77.69	20か国計		872.14	28.52
21	イエメン	29.60	0.62	21	エジプト	16.73	0.55
22	パキスタン	26.88	0.56	22	ネパール	16.47	0.54
23	ベトナム	26.29	0.55	23	ボリビア	14.81	0.48
24	ナイジェリア	25.21	0.53	24	メキシコ	14.39	0.47
25	ミャンマー	23.77	0.50	25	エチオピア	14.24	0.47
26	ソマリア	23.24	0.49	26	マラウイ	14.08	0.46
27	ボリビア	22.65	0.47	27	セネガル	14.05	0.46
28	ヨルダン	21.47	0.45	28	パキスタン	13.66	0.45
29	東ティモール	21.20	0.44	29	パラグアイ	13.18	0.43
30	ベナン	21.07	0.44	30	ウガンダ	12.64	0.41
30か国計		3,955.31	82.74	30か国計		1,016.38	33.24
開発途上国計		4,780.69	100.00	開発途上国計		3,057.82	100.00

政府貸付等				二国間援助計			
順位	国または地域名	実績	シェア	順位	国または地域名	実績	シェア
1	インド	576.48	−	1	イラク	1,755.23	25.30
2	ベトナム	518.15	−	2	ベトナム	619.04	8.92
3	トルコ	274.17	−	3	インド	599.81	8.64
4	マレーシア	92.27	−	4	トルコ	285.92	4.12
5	モロッコ	82.83	−	5	中国	278.25	4.01
6	ブラジル	71.72	−	6	アフガニスタン	208.03	3.00
7	ルーマニア	62.43	−	7	マレーシア	117.53	1.69
8	アルメニア	53.91	−	8	カンボジア	114.77	1.65
9	チュニジア	48.04	−	9	スーダン	109.64	1.58
10	カザフスタン	31.28	−	10	モロッコ	105.84	1.53
10か国計		1,811.28	−	10か国計		4,194.06	60.44
11	ウズベキスタン	29.55	−	11	スリランカ	96.69	1.39
12	ブルガリア	28.08	−	12	ブラジル	93.28	1.34
13	スリランカ	27.44	−	13	タンザニア	70.99	1.02
14	マケドニア	18.61	−	14	ラオス	66.29	0.96
15	エルサルバドル	14.92	−	15	ルーマニア	65.21	0.94
16	ラオス	9.91	−	16	モンゴル	60.70	0.87
17	パラグアイ	8.65	−	17	アルメニア	57.70	0.83
18	ナミビア	7.15	−	18	ウガンダ	57.01	0.82
19	レバノン	7.07	−	19	ガーナ	54.03	0.78
20	モンゴル	6.00	−	20	チュニジア	53.98	0.78
20か国計		1,968.65	−	20か国計		4,869.94	70.18
21	タンザニア	5.40	−	21	コンゴ民主共和国	51.22	0.74
22	カンボジア	4.82	−	22	ウズベキスタン	48.63	0.70
23	ウガンダ	4.62	−	23	エチオピア	47.12	0.68
24	セネガル	3.19	−	24	ニカラグア	43.77	0.63
25	スロバキア	3.17	−	25	ミャンマー	42.48	0.61
26	キルギス	2.17	−	26	バングラデシュ	41.13	0.59
27	ウクライナ	1.56	−	27	ホンジュラス	40.86	0.59
28	モルディブ	1.46	−	28	カザフスタン	37.90	0.55
29	アルジェリア	0.47	−	29	ザンビア	37.14	0.54
30	ブータン	0.15	−	30	ボリビア	35.48	0.51
30か国計		1,995.67	−	30か国計		5,295.68	76.32
開発途上国計		−899.66	−	開発途上国計		6,938.85	100.00

*1　開発途上国計には東欧および卒業国向け援助を含む。
*2　四捨五入の関係上、合計に不一致あり。

2.二国間政府開発援助の形態別30大供与相手国【債務救済分を除く】(2008年)　(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

無償資金協力				技術協力			
順位	国または地域名	実　績	シェア	順位	国または地域名	実　績	シェア
1	アフガニスタン	180.43	9.12	1	中国	265.22	8.67
2	スーダン	100.51	5.08	2	ベトナム	74.59	2.44
3	カンボジア	70.21	3.55	3	インドネシア	74.21	2.43
4	スリランカ	48.53	2.45	4	韓国	55.25	1.81
5	コンゴ民主共和国	45.32	2.29	5	フィリピン	47.56	1.56
6	タンザニア	43.36	2.19	6	タイ	44.16	1.44
7	ケニア	41.59	2.10	7	カンボジア	39.73	1.30
8	ウガンダ	39.75	2.01	8	アフガニスタン	27.60	0.90
9	モンゴル	37.26	1.88	9	ラオス	23.83	0.78
10	インドネシア	37.06	1.87	10	バングラデシュ	23.15	0.76
10か国計		644.02	32.53	10か国計		675.30	22.08
11	バングラデシュ	36.27	1.83	11	タンザニア	22.23	0.73
12	ニカラグア	34.38	1.74	12	マレーシア	21.28	0.70
13	ガーナ	33.86	1.71	13	スリランカ	20.72	0.68
14	エジプト	33.22	1.68	14	ケニア	20.25	0.66
15	エチオピア	32.88	1.66	15	ガーナ	20.18	0.66
16	ラオス	32.56	1.64	16	インド	19.80	0.65
17	マリ	32.01	1.62	17	ミャンマー	18.71	0.61
18	ホンジュラス	31.05	1.57	18	ザンビア	18.57	0.61
19	パキスタン	26.88	1.36	19	ブラジル	17.66	0.58
20	ベトナム	26.29	1.33	20	モンゴル	17.44	0.57
20か国計		963.42	48.67	20か国計		872.14	28.52
21	ネパール	25.53	1.29	21	エジプト	16.73	0.55
22	ナイジェリア	25.21	1.27	22	ネパール	16.47	0.54
23	ミャンマー	23.77	1.20	23	ボリビア	14.81	0.48
24	ソマリア	23.24	1.17	24	メキシコ	14.39	0.47
25	ボリビア	22.65	1.14	25	エチオピア	14.24	0.47
26	ヨルダン	21.47	1.08	26	マラウイ	14.08	0.46
27	東ティモール	21.20	1.07	27	セネガル	14.05	0.46
28	ベナン	21.07	1.06	28	パキスタン	13.66	0.45
29	[パレスチナ自治地域]	20.45	1.03	29	パラグアイ	13.18	0.43
30	ブルンジ	19.98	1.01	30	ウガンダ	12.64	0.41
30か国計		1,188.00	60.01	30か国計		1,016.38	33.24
開発途上国計		1,979.51	100.00	開発途上国計		3,057.82	100.00

政府貸付等				二国間援助計			
順位	国または地域名	実績	シェア	順位	国または地域名	実績	シェア
1	インド	576.48	351.80	1	ベトナム	619.04	11.90
2	ベトナム	518.15	316.20	2	インド	599.81	11.53
3	トルコ	274.17	167.32	3	トルコ	285.92	5.50
4	マレーシア	92.27	56.31	4	中国	278.25	5.35
5	モロッコ	82.83	50.55	5	アフガニスタン	208.03	4.00
6	ブラジル	71.72	43.76	6	マレーシア	117.53	2.26
7	ルーマニア	62.43	38.09	7	カンボジア	114.77	2.21
8	アルメニア	53.91	32.90	8	スーダン	109.64	2.11
9	チュニジア	48.04	29.32	9	モロッコ	105.84	2.03
10	カザフスタン	31.28	19.09	10	スリランカ	96.69	1.86
10か国計		1,811.28	1,105.33	10か国計		2,535.52	48.75
11	ウズベキスタン	29.55	18.03	11	ブラジル	93.28	1.79
12	ブルガリア	28.08	17.14	12	タンザニア	70.99	1.36
13	スリランカ	27.44	16.74	13	ラオス	66.29	1.27
14	マケドニア	18.61	11.35	14	ルーマニア	65.21	1.25
15	エルサルバドル	14.92	9.11	15	モンゴル	60.70	1.17
16	ラオス	9.91	6.05	16	アルメニア	57.70	1.11
17	パラグアイ	8.65	5.28	17	ウガンダ	57.01	1.10
18	ナミビア	7.15	4.36	18	ガーナ	54.03	1.04
19	レバノン	7.07	4.32	19	チュニジア	53.98	1.04
20	モンゴル	6.00	3.66	20	コンゴ民主共和国	51.22	0.98
20か国計		1,968.65	1,201.37	20か国計		3,165.93	60.87
21	タンザニア	5.40	3.30	21	ウズベキスタン	48.63	0.94
22	カンボジア	4.82	2.94	22	エチオピア	47.12	0.91
23	ウガンダ	4.62	2.82	23	ニカラグア	43.77	0.84
24	セネガル	3.19	1.95	24	ミャンマー	42.48	0.82
25	スロバキア	3.17	1.94	25	ホンジュラス	40.86	0.79
26	キルギス	2.17	1.32	26	カザフスタン	37.90	0.73
27	ウクライナ	1.56	0.95	27	ザンビア	37.14	0.71
28	モルディブ	1.46	0.89	28	バングラデシュ	36.28	0.70
29	アルジェリア	0.47	0.29	29	ボリビア	35.48	0.68
30	ブータン	0.15	0.09	30	マリ	34.52	0.66
30か国計		1,995.67	1,217.86	30か国計		3,570.13	68.64
開発途上国計		163.87	100.00	開発途上国計		5,201.20	100.00

*1　開発途上国計には東欧および卒業国向け援助を含む。
*2　四捨五入の関係上、合計に不一致あり。
*3　債務救済には債務繰延を含まない。

図表Ⅲ-16　日本が最大の援助供与国となっている国一覧

（支出純額ベース、単位:百万ドル、%）

2003年	金額	シェア	2004年	金額	シェア	2005年	金額	シェア	2006年	金額	シェア	2007年	金額	シェア
アゼルバイジャン	79.82	50.4	アンティグア・バーブーダ	1.27	n.a.	アンティグア・バーブーダ	5.42	78.3	アンティグア・バーブーダ	1.99	n.a.	アルメニア	85.23	36.9
アンティグア・バーブーダ	2.74	90.1	ベトナム	615.33	51.9	インドネシア	1,223.13	54.6	ベトナム	562.73	43.1	ベトナム	640.04	43.0
インドネシア	1,141.78	72.2	ウズベキスタン	99.75	48.5	ベトナム	602.66	48.1	オマーン	1.50	n.a.	ウズベキスタン	56.32	55.0
ベトナム	484.24	50.0	オマーン	5.31	n.a.	ウズベキスタン	54.44	44.8	ガンビア	10.99	43.8	カンボジア	113.56	27.2
カザフスタン	136.27	59.8	カザフスタン	130.76	64.3	オマーン	3.72	n.a.	カンボジア	106.25	30.6	キリバス	13.05	58.3
ガンビア	8.86	45.0	カンボジア	86.37	29.0	カザフスタン	66.17	44.8	キリバス	9.88	50.5	スリランカ	44.16	14.8
カンボジア	125.88	39.4	グレナダ	4.92	46.9	ガンビア	4.38	29.0	サウジアラビア	4.61	41.3	スワジランド	7.26	59.9
グレナダ	7.00	84.6	スリランカ	179.53	53.2	カンボジア	100.62	29.0	サモア	16.81	43.9	セーシェル	0.76	53.9
サモア	11.48	42.5	スワジランド	4.86	67.0	キリバス	11.69	54.8	スリランカ	202.63	41.8	タンザニア	721.66	39.4
スリランカ	172.26	63.6	セントビンセント	5.98	82.3	コンゴ民主共和国	376.26	36.3	スワジランド	11.62	94.6	中国	435.66	32.7
セントルシア	3.79	78.8	セントクリストファー・ネービス	0.41	n.a.	サモア	12.52	41.8	セントビンセント	1.38	61.1	パラグアイ	28.90	35.0
中国	759.72	66.7	中国	964.69	60.9	スリランカ	312.91	36.5	セントクリストファー・ネービス	4.27	n.a.	フィリピン	222.16	40.6
ツバル	2.28	41.5	ドミニカ国	14.21	n.a.	スワジランド	25.91	n.a.	セントルシア	1.95	80.2	ブータン	18.07	41.7
ドミニカ共和国	30.61	50.7	トリニダード・トバゴ	1.90	26.2	セントビンセント	3.20	55.7	中国	561.08	48.1	マレーシア	222.97	n.a.
ドミニカ国	2.29	67.8	パキスタン	134.11	35.1	中国	1,064.27	62.9	ツバル	8.28	65.2	ミャンマー	30.52	23.6
トリニダード・トバゴ	2.23	44.0	フィリピン	211.38	51.2	トリニダード・トバゴ	1.97	32.5	トリニダード・トバゴ	1.33	33.0	モンゴル	51.55	36.7
トルクメニスタン	6.80	40.6	マレーシア	256.50	87.3	トンガ	11.24	45.4	パラグアイ	25.92	41.7	ラオス	81.46	36.7
パキスタン	266.22	49.6	ミャンマー	26.81	32.9	ネパール	63.38	18.3	フィリピン	263.58	50.7	－	－	－
パラグアイ	20.22	36.5	モルディブ	5.10	57.7	パラグアイ	27.47	50.0	ブータン	20.84	40.8	－	－	－
バルバドス	0.85	35.0	モンゴル	65.57	44.5	フィリピン	276.43	52.7	ベリーズ	1.61	43.5	－	－	－
フィジー	24.79	57.8	ラオス	71.73	40.7	ホンジュラス	103.47	22.7	ホンジュラス	138.01	35.9	－	－	－
フィリピン	528.78	78.3	－	－	－	ミャンマー	25.49	32.8	マレーシア	201.70	87.7	－	－	－
ブータン	16.21	31.1	－	－	－	モーリシャス	16.55	76.3	ミャンマー	30.84	33.5	－	－	－
ブラジル	92.21	50.0	－	－	－	モルディブ	24.23	61.1	モーリシャス	4.01	47.1	－	－	－
マレーシア	79.15	76.4	－	－	－	モンゴル	56.48	42.7	モルディブ	4.81	30.1	－	－	－
ミャンマー	43.08	51.6	－	－	－	ラオス	54.06	34.0	モンゴル	46.92	37.1	－	－	－
モーリシャス	2.92	n.a.	－	－	－	－	－	－	ラオス	64.05	34.1	－	－	－
モルディブ	6.24	71.4	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
モンゴル	67.27	45.2	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
ラオス	86.00	45.5		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
（30か国）			（21か国）			（26か国）			（27か国）			（17か国）		

出典:2009年DAC「Geographical Distribution of Financial Flows」
*1　マカオ等の「地域」は除く。
*2　シェアがn.a.の場合は当該国へのDAC諸国援助合計額がマイナスであるため、算出不可能。
*3　東欧および卒業国を除く。

図表Ⅲ-17　日本がこれまでに政府開発援助を供与したことのある国・地域一覧（2008年度実績まで）

(1)　日本がこれまで二国間政府開発援助実績を有する国・地域数…189（うち国数167）

(2)　該当国・地域一覧

（　）地域

東アジア	インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、韓国、中国、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、モンゴル、ラオス、（香港）、（台湾）、（マカオ） 計17か国・地域（うち2008年度支援国・地域数16）
南アジア	インド、スリランカ、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、ブータン、モルディブ 計7か国・地域（うち2008年度支援国・地域数7）
中央アジア・コーカサス地域	アゼルバイジャン、アルメニア、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、グルジア、タジキスタン、トルクメニスタン 計8か国・地域（うち2008年度支援国・地域数8）
アフリカ	アンゴラ、ウガンダ、エチオピア、エリトリア、ガーナ、カーボヴェルデ、ガボン、カメルーン、ガンビア、ギニア、ギニアビサウ、ケニア、コートジボワール、コモロ、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ、ザンビア、シエラレオネ、ジブチ、ジンバブエ、スーダン、スワジランド、セーシェル、赤道ギニア、セネガル、ソマリア、タンザニア、チャド、中央アフリカ、トーゴ、ナイジェリア、ナミビア、ニジェール、ブルキナファソ、ブルンジ、ベナン、ボツワナ、マダガスカル、マラウイ、マリ、南アフリカ共和国、モーリシャス、モーリタニア、モザンビーク、リベリア、ルワンダ、レソト、（レユニオン）、（セント・ヘレナ島） 計50か国・地域（うち2008年度支援国・地域数48）
中東	アフガニスタン、アラブ首長国連邦、アルジェリア、イエメン、イスラエル、イラク、イラン、エジプト、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、シリア、チュニジア、トルコ、バーレーン、モロッコ、ヨルダン、リビア、レバノン、（パレスチナ暫定自治区政府） 計21か国・地域（うち2008年度支援国・地域数20）
中南米	アルゼンチン、アンティグア・バーブーダ、ウルグアイ、エクアドル、エルサルバドル、ガイアナ、キューバ、グアテマラ、グレナダ、コスタリカ、コロンビア、ジャマイカ、スリナム、セントクリストファー・ネーヴィス、セントビンセントおよびグレナディーン諸島、セントルシア、チリ、ドミニカ、ドミニカ共和国、トリニダード・トバゴ、ニカラグア、ハイチ、パナマ、バハマ、パラグアイ、バルバドス、ブラジル、ベネズエラ、ベリーズ、ペルー、ボリビア、ホンジュラス、メキシコ、（蘭領アンティル）、（ケイマン諸島）、（バミューダ）、（グァドループ）、（マルチニーク）、（仏領ギアナ）、（モンセラット）、（アルバ） 計41か国・地域（うち2008年度支援国・地域数32）
大洋州	キリバス、サモア、ソロモン、ツバル、トンガ、ナウル、バヌアツ、パプアニューギニア、パラオ、フィジー、マーシャル、ミクロネシア、（ニューカレドニア）、（仏領ポリネシア）、（クック諸島）、（ニウエ）、（ワリス・フツナ）、（米領太平洋諸島）、（北マリアナ諸島） 計19か国・地域（うち2008年度支援国・地域数14）
欧州	アルバニア、ウクライナ、エストニア、キプロス、ギリシャ、クロアチア、コソボ、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、チェコ、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポルトガル、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、マルタ、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、（ジブラルタル） 計26か国・地域（うち2008年度支援国・地域数22）

＊1　2008年度に日本が援助を行った国・地域数は、計181か国・地域（うち国数176）。
＊2　網掛けは卒業国・地域を表す。
＊3　卒業国・地域のうち、2008年度に日本による援助を行った国については、下線を引いた。
＊4　セント・ヘレナ島、ワリス・フツナおよびモンセラットについては、卒業国・地域ではないものの、2008年度に日本による援助を行っていない。
＊5　地域区分は外務省分類。
参考：日本が援助実績を有していない国・地域…8
［アジア］北朝鮮、［アフリカ］マイヨット島、［中南米］アンギラ、タークス・カイコス諸島、フォークランド諸島、サンピエール・ミクロン島、英領ヴァージン諸島、［大洋州］トケラウ諸島

第4節
分野別実績

図表Ⅲ-18　二国間政府開発援助分野別配分

2008年（暦年）　（東欧および卒業国向け援助を含む、約束額ベース、単位:百万ドル、%）

分野＼形態	無償資金協力	技術協力	贈与計	政府貸付等	二国間政府開発援助（シェア、%）	
Ⅰ.　社会インフラおよびサービス	630.82	930.19	1,561.01	1,626.94	3,187.95	17.33
1.　教育	144.68	560.35	705.03	141.46	846.49	4.60
2.　保健	121.70	115.25	236.95		236.95	1.29
3.　人口政策および生殖保健	10.42	23.46	33.88		33.88	0.18
4.　水供給および衛生	108.58	76.10	184.68	1,485.48	1,670.16	9.08
5.　行政および市民社会	229.23	48.10	277.33		277.33	1.51
6.　その他社会インフラおよびサービス	16.21	106.93	123.14		123.14	0.67
Ⅱ.　経済インフラおよびサービス	320.42	156.68	477.10	6,397.81	6,874.91	37.38
1.　運輸および貯蔵	264.28	58.24	322.52	4,544.83	4,867.35	26.46
2.　通信	10.82	27.27	38.09		38.09	0.21
3.　エネルギー	44.73	29.46	74.19	1,481.62	1,555.81	8.46
4.　銀行および金融サービス		10.43	10.43	61.21	71.64	0.39
5.　商業およびその他サービス	0.58	31.28	31.86	310.14	342.01	1.86
Ⅲ.　生産セクター	138.68	375.88	514.56	1,712.29	2,226.85	12.11
1.　農林水産業	130.30	204.64	334.94	708.39	1,043.33	5.67
1）　農業	94.41	146.76	241.17	407.47	648.63	3.53
2）　林業	6.14	27.46	33.61	209.80	243.41	1.32
3）　漁業	29.75	30.42	60.17	91.12	151.29	0.82
2.　鉱・工業産業	0.00	110.54	110.54	1,003.90	1,114.45	6.06
1）　工業		93.86	93.86	520.29	614.15	3.34
2）　鉱業		13.44	13.44	483.61	497.05	2.70
3）　建設		3.25	3.25		3.25	0.02
3.　貿易および観光	8.38	60.70	69.07	0.00	69.07	0.38
1）　貿易	8.38	52.37	60.75		60.75	0.33
2）　観光		8.32	8.32		8.32	0.05
Ⅳ.　マルチセクター援助	100.84	86.57	187.42	603.11	790.53	4.30
1.　環境保護一般	92.10	55.59	147.69	363.05	510.74	2.78
2.　その他マルチセクター	8.74	30.98	39.73	240.06	279.78	1.52
小　　計	1,190.76	1,549.32	2,740.08	10,340.14	13,080.23	71.11
Ⅴ.　商品援助／一般プログラム援助	249.17	0.00	249.17	251.98	501.15	2.72
1.　一般財政支援	3.26		3.26	251.98	255.24	1.39
2.　開発的食糧援助	224.65		224.65		224.65	1.22
3.　その他商品援助	21.26		21.26		21.26	0.12
Ⅵ.　債務救済	2,801.18		2,801.18		2,801.18	15.23
Ⅶ.　人道支援	276.63		276.63	67.25	343.87	1.87
Ⅷ.　行政経費等	153.16	1,514.46	1,667.62		1,667.62	9.07
1.　行政経費		940.66	940.66		940.66	5.11
2.　分類不能	153.16	573.80	726.96		726.96	3.95
総　合　計	4,670.89	3,063.78	7,734.67	10,659.37	18,394.04	100.00
BHN（Ⅰ+Ⅲ.1＋Ⅴ.2＋Ⅶ）	1,262.40	1,134.83	2,397.23	2,402.57	4,799.80	26.09

*1　草の根無償については、無償資金協力の「Ⅷ.2.分類不能」に分類されている。
*2　「Ⅵ.債務救済」は、既に供与した政府貸付等の返済条件等を変更するものであって新規に資金を供与するものではない。
*3　開発啓発費は2007年実績まで行政経費に含めていたが、2008年実績より分類不能に含めることとなった。
*4　四捨五入の関係上、合計に不一致あり。

第5節
緊急援助実績

図表Ⅲ-19　緊急無償案件（2008年度）

国名	決定日	案件名
中国	2008年５月16日	中華人民共和国における地震災害に対する緊急支援
	2008年６月３日	中華人民共和国における地震災害に対する追加的支援
パキスタン	2008年９月29日	パキスタンにおける洪水被災者及び国内避難民に対する緊急無償資金協力
ミャンマー	2008年５月９日	ミャンマー連邦に対する緊急支援
コンゴ民主共和国	2008年11月28日	コンゴ民主共和国における国内避難民に対する緊急無償資金協力
ザンビア	2008年10月21日	ザンビア共和国の大統領補欠選挙の実施に対する緊急無償資金協力
ジンバブエ	2008年12月26日	ジンバブエ共和国におけるコレラ流行対策に対する緊急無償資金協力
イエメン	2008年12月９日	イエメン共和国における洪水被害に対する緊急無償資金協力
パレスチナ自治区	2009年１月９日	ガザ地区（パレスチナ自治区）に対する緊急支援
	2009年１月23日	ガザ地区（パレスチナ自治区）に対する追加的緊急支援
キューバ	2008年10月24日	キューバ共和国におけるハリケーン災害に対する緊急無償資金協力
ハイチ	2008年９月19日	ハイチ共和国におけるハリケーン災害に対する緊急無償資金協力
グルジア	2008年８月22日	グルジアにおける武力衝突によって発生した国内避難民に対する緊急人道支援

図表Ⅲ-20　国際緊急援助体制による国際緊急援助隊派遣および物資供与案件（2008年度）

国名	決定日	案件名	援助内容
ミャンマー	2008年５月５日	ミャンマー連邦におけるサイクロン被害に対する緊急援助	緊急援助物資供与
	2008年５月７日	ミャンマー連邦におけるサイクロン被害に対する緊急援助	緊急援助物資供与
	2008年５月15日	ミャンマー連邦におけるサイクロン被害に対する緊急援助	緊急援助物資供与
中国	2008年５月13日	中国四川省における大地震に対する緊急援助	緊急援助物資供与
	2008年５月15日	中国四川省における大地震に対する緊急援助	国際緊急援助隊 救助チーム派遣
	2008年５月19日	中国四川省における大地震に対する緊急援助	国際緊急援助隊 医療チーム派遣
ミャンマー	2008年５月28日	ミャンマー連邦におけるサイクロン被害に対する緊急援助	国際緊急援助隊 医療チーム派遣
スリランカ	2008年６月３日	スリランカ民主社会主義共和国における洪水被害に対する緊急援助	緊急援助物資供与
フィリピン	2008年６月25日	フィリピン共和国における台風被害に対する緊急援助	緊急援助物資供与
	2008年７月９日	フィリピン共和国における台風被害に対する緊急援助	緊急援助物資供与
ウクライナ	2008年８月１日	ウクライナ西部における洪水被害に対する緊急援助	緊急援助物資供与
モルドバ	2008年８月７日	モルドバ共和国における洪水被害に対する緊急援助	緊急援助物資供与
ベトナム	2008年８月15日	ベトナム北部における洪水被害に対する緊急援助	緊急援助物資供与
ラオス	2008年８月22日	ラオスにおける洪水被害に対する緊急援助	緊急援助物資供与
ハイチ	2008年９月２日	ハイチ共和国におけるハリケーン・グスタフ被害に対する緊急援助	緊急援助物資供与
	2008年９月10日	ハイチ共和国におけるハリケーン・ハンナ及びアイク被害に対する緊急援助	緊急援助物資供与
キルギス	2008年10月７日	キルギス共和国南部における地震被害に対する緊急援助	緊急援助物資供与
ホンジュラス	2008年10月23日	ホンジュラス共和国における集中豪雨被害に対する緊急援助	緊急援助物資供与
イエメン	2008年10月28日	イエメン共和国における洪水被害に対する緊急援助	緊急援助物資供与
パキスタン	2008年10月29日	パキスタン・イスラム共和国における地震被害に対する緊急援助	緊急援助物資供与
パナマ	2008年11月27日	パナマ共和国における集中豪雨被害に対する緊急援助	緊急援助物資供与
パプアニューギニア	2008年12月18日	パプアニューギニア独立国における高潮災害に対する緊急援助	緊急援助物資供与
フィジー	2009年１月15日	フィジー諸島共和国における洪水被害に対する緊急援助	緊急援助物資供与
ソロモン	2009年２月５日	ソロモン諸島における洪水災害に対する緊急援助	緊急援助物資供与
ボリビア	2009年２月17日	ボリビアにおけるデング熱の感染拡大に対する緊急援助	緊急援助物資供与
コロンビア	2009年３月６日	コロンビア共和国における洪水被害に対する緊急援助	緊急援助物資供与

図表Ⅲ-21　国際緊急援助体制による国際緊急援助隊派遣および物資供与実績（2008年度）

被災国名	災害名	援助決定日	国際緊急援助隊		物資供与	
			派遣期間	チーム構成	物資品目	援助額
ミャンマー	サイクロン	5月5日			テント、発電機	約2,800万円相当
		5月7日			毛布、プラスチックシート、ポリタンク、簡易水槽、スリーピングマット	約3,600万円相当
		5月15日			毛布、ポリタンク、簡易水槽、発電機、コードリール	約4,300万円相当
中国	地震災害	5月13日			テント、毛布、プラスチックシート、スリーピングマット、ポリタンク、浄水器、簡易水槽、発電機	約6,000万円相当
		5月15日	5月15日～5月21日（7日間）	救助チーム（計61名）		
		5月19日	5月20日～6月2日（14日間）	医療チーム（計23名）		
ミャンマー	サイクロン	5月28日	5月29日～6月11日（14日間）	医療チーム（計23名）		
スリランカ	洪水	6月3日			スリーピングマット、簡易水槽、浄水器	約1,700万円相当
フィリピン	洪水	6月25日			スリーピングマット、プラスチックシート、簡易水槽、発電機	約2,000万円相当
		7月9日			スリーピングマット、プラスチックシート、ポリタンク	約2,000万円相当
ウクライナ	洪水	8月1日			発電機、テント、毛布、浄水器	約1,200万円相当
モルドバ	洪水	8月7日			発電機、浄水器	約1,000万円相当
ベトナム	洪水	8月15日			テント、毛布、浄水器、ポリタンク、スリーピングマット、発電機、プラスチックシート	約1,800万円相当
ラオス	洪水	8月22日			テント、毛布、スリーピングマット、ポリタンク、浄水器	約1,200万円相当
ハイチ	ハリケーン	9月2日			プラスチックシート、浄水器、ポリタンク、テント、毛布、発電機、スリーピングマット、簡易水槽	約1,700万円相当
		9月10日			テント、毛布、スリーピングマット、プラスチックシート、簡易水槽、浄水器、ポリタンク	約2,200万円相当
キルギス	地震災害	10月7日			発電機	約1,100万円相当
ホンジュラス	洪水	10月23日			テント、ポリタンク、浄水器、毛布、スリーピングマット	約1,300万円相当
イエメン	洪水	10月28日			テント、毛布、プラスチックシート、スリーピングマット、浄水器	約1,800万円相当
パキスタン	地震災害	10月29日			テント、毛布	約1,100万円相当
パナマ	集中豪雨	11月27日			毛布、スリーピングマット	約1,000万円相当
パプアニューギニア	高潮災害	12月18日			簡易水槽、ポリタンク、プラスチックシート	約1,300万円相当
フィジー	洪水	1月15日			毛布、スリーピングマット、簡易水槽、ポリタンク	約1,000万円相当
ソロモン	洪水	2月5日			浄水器、ポリタンク、簡易水槽	約1,000万円相当
ボリビア	デング熱	2月17日			ポータブル噴霧器	約700万円相当
コロンビア	洪水	3月6日			テント、毛布、簡易水槽、発電機、浄水器、ポリタンク	約1,100万円相当
2008年度実績				3チーム	23件	約42,900万円相当

＊　四捨五入の関係上、合計に不一致あり。

第3章
二国間援助案件リスト

第1節
二国間贈与

図表Ⅲ-22　無償資金協力案件一覧（一般プロジェクト無償資金協力）

● 2008年度：地域・国別

国名	案件名	交換公文締結日（現地時間）	金額（億円）
東アジア地域			
インドネシア	東ヌサトゥンガラ州橋梁建設計画	2005年 8 月29日	0.78
	西ヌサトゥンガラ州橋梁建設計画	2006年 7 月25日	2.78
カンボジア	国道一号線改修計画	2006年 6 月12日	16.46
	第二次プノンペン市洪水防御及び排水改善計画	2007年 6 月14日	13.25
	コンポンチャム州病院改善計画	2008年 5 月22日	2.16
	感染症対策強化計画	2009年 1 月11日	2.3
	ローレンチェリー頭首工改修計画		0.25
	第五次地雷除去活動機材整備計画	2009年 3 月18日	5.48
東ティモール	ディリ港改修計画	2006年 5 月18日	3.61
フィリピン	農地改革地域橋梁整備計画	2009年 3 月30日	0.13
ベトナム	中部高原地域地下水開発計画	2007年 6 月12日	9.12
	第二次中南部海岸保全林植林計画	2008年11月20日	0.39
ミャンマー	マラリア対策計画	2008年 9 月12日	3.46
モンゴル	東部幹線道路建設及び道路建設機材整備計画	2006年 5 月30日	7.24
	ウランバートル市高架橋建設計画	2009年 1 月22日	0.94
	ダルハン市給水施設改善計画		0.43
	第四次初等教育施設整備計画		0.79
ラオス	ビエンチャン市上水道施設拡張計画	2006年 6 月 2 日	8.02
	ヒンフープ橋建設計画	2007年 5 月16日	3.79
南アジア地域			
インド	インドにおけるポリオ撲滅計画（UNICEF経由）	2008年 8 月22日	2.09
スリランカ	新マナー橋建設及び連絡道路整備計画	2007年 5 月23日	9.94
	アヌラダプラ教育病院整備計画	2008年 5 月13日	0.26
	第二次アヌラダプラ教育病院整備計画	2009年 1 月29日	3.9
ネパール	カトマンズ－バクタプール間道路改修計画	2008年 7 月17日	7.73
	第二次「万人のための教育」支援のための小学校建設計画	2008年 9 月16日	8.7
	シンズリ道路建設計画（第三工区）	2009年 2 月12日	0.5

国名	案件名	交換公文締結日（現地時間）	金額（億円）
パキスタン	タウンサ堰水門改修計画	2005年 4 月30日	6.78
	国道二十五号線（カラローワッド間）改修計画	2006年 5 月24日	14.77
	ファイサラバード上水道整備計画	2008年 7 月23日	4.58
	パキスタンにおけるポリオ撲滅計画（UNICEF経由）	2009年 1 月29日	4.22
バングラデシュ	第二次ダッカ市雨水排水施設整備計画	2007年 6 月12日	7.94
ブータン	ブータン国営放送局機材整備計画	2008年 5 月30日	5.94
	第三次橋梁架け替え計画	2009年 3 月13日	0.62
中央アジアおよびコーカサス地域			
アルメニア	エレバン市消防機材整備計画	2009年 2 月10日	8.81
ウズベキスタン	国立障害者リハビリテーション・センター整備計画	2009年 2 月19日	4.41
キルギス	チュイ州橋梁架け替え計画	2009年 2 月19日	6.35
タジキスタン	グルガンチュベードゥスティ間道路改修計画	2008年 5 月19日	3.79
	ハトロン州ハマドニ地区給水改善計画	2008年 8 月 5 日	0.42
	ドゥスティーニジノピャンジ間道路整備計画	2009年 1 月14日	13.24
中東地域			
アフガニスタン	アフガニスタン・イスラム共和国における小児感染症予防計画（UNICEF経由）	2008年 6 月 5 日	4.5
イエメン	サヌア小中学校建設計画	2008年 5 月18日	7.39
エジプト	エルマハラエルコブラ浄水場施設改善計画	2006年 6 月20日	11.28
	ダマンフール農業機械化センター近代化計画	2007年 6 月 4 日	5.59
	バハルヨセフ灌漑用水路ダハブ堰改修計画	2008年 6 月15日	4.69
シリア	救急医療整備計画	2009年 2 月 4 日	8.61
パレスチナ自治区	パレスチナ人児童の感染症対策計画（UNICEF経由）	2008年 6 月19日	2.5
ヨルダン	第二次ザルカ地区上水道施設改善計画	2008年 8 月20日	11.92
アフリカ地域			
アンゴラ	緊急港湾改修計画	2008年 5 月16日	7.76
	アンゴラ共和国における小児感染症対策計画（UNICEF経由）	2008年 6 月 6 日	4.49
ウガンダ	第二次地方電化計画	2008年 8 月 1 日	5.74
	稲研究・研修センター建設計画	2009年 3 月23日	6.51
エチオピア	第三次幹線道路改修計画	2005年 5 月27日	6.76
	アファール州給水計画	2007年 5 月23日	2.28
	ティグライ州地方給水計画	2008年 6 月 9 日	2.07
	オロミア州給水計画	2009年 1 月23日	0.28
	地下水開発機材整備計画	2009年 3 月10日	5.57
エリトリア	デブブ州地方都市給水計画	2007年 5 月28日	10.12
ガーナ	国道8号線改修計画	2009年 2 月27日	1.1
カメルーン	第四次小学校建設計画	2009年 3 月31日	10.98
ギニア	首都圏周辺地域小中学校建設計画	2008年 7 月18日	6.84
	マムー小学校教員養成校建設計画	2008年 9 月15日	3.98

国名	案件名	交換公文締結日（現地時間）	金額（億円）
ケニア	西部地域県病院整備計画	2007年 5 月30日	10.95
	カプサベット上水道拡張計画	2009年 1 月28日	0.9
	HIV・AIDS対策計画		3.35
コートジボワール	コートジボワール共和国における第四次感染症予防計画（UNICEF経由）	2008年 7 月 9 日	2.98
コンゴ民主共和国	コンゴ民主共和国における小児感染症予防計画（UNICEF経由）	2008年 6 月20日	3.99
ザンビア	ルアプラ州地下水開発計画	2008年 7 月 4 日	1.57
	リビングストン市道路整備計画		9.86
	ンドラ市及びキトウェ市道路網整備計画	2009年 1 月30日	0.37
シエラレオネ	フリータウン電力供給システム緊急改善計画	2008年 5 月 8 日	1.19
	シエラレオネ共和国における感染症予防計画（UNICEF経由）	2009年 2 月11日	2.66
ジブチ	タジュラ湾海上輸送力増強計画	2008年 5 月19日	3.78
	ラジオ・テレビ放送局番組作成機材整備計画	2009年 4 月 3 日	9.25
ジンバブエ	ジンバブエ共和国における小児感染症予防計画（UNICEF経由）	2009年 1 月23日	2.21
スーダン	スーダン共和国における小児感染症予防計画（UNICEF経由）	2008年 8 月12日	6.18
セネガル	タンバクンダ州及びケドゥグ州保健施設整備計画	2009年 1 月27日	0.63
	第二次マリーセネガル南回廊道路橋梁建設計画		0.15
タンザニア	オイスターベイ送配電施設強化計画	2008年 5 月27日	2.15
	首都圏周辺地域給水計画	2008年 6 月27日	8.87
	マサシーマンガッカ間道路整備計画		7.58
	HIV・AIDS対策計画	2008年11月19日	2.3
	第二次ザンジバル市街地給水計画	2009年 2 月26日	14.19
	ムワンザ州及びマラ州給水計画	2009年 3 月 3 日	0.23
	第二次オイスターベイ送配電施設強化計画		5.2
チャド	チャド共和国におけるポリオ撲滅計画（UNICEF経由）	2008年10月20日	2.18
ナイジェリア	クロスリバー州及びアクワ・イボム州地方電化計画	2008年 7 月11日	5.74
	中波ラジオ放送網整備計画	2008年 6 月26日	5.26
	ナイジェリア連邦共和国における小児感染症予防計画（UNICEF経由）	2008年 6 月20日	8.36
ニジェール	マラリア対策支援計画	2009年 1 月21日	4.1
	ティラベリ州ギニアウォーム撲滅対策飲料水供給計画		0.59
ブルキナファソ	中央プラトー及び南部中央地方飲料水供給計画	2009年 2 月17日	0.67
ブルンジ	ブジュンブラ市内医療設備整備計画	2009年 2 月20日	2.3
ベナン	ラギューン母子病院整備計画	2007年 5 月30日	10.28
	第六次村落給水計画	2009年 3 月13日	0.6
マダガスカル	首都圏南部地区接続道路建設計画	2008年 5 月22日	2.01
	予防接種強化計画	2008年 6 月12日	2.28
マラウイ	第二次ブワンジェバレー灌漑施設復旧計画	2008年 6 月18日	0.35
	ブランタイヤ市道路網整備計画	2008年 7 月18日	5.29

国名	案件名	交換公文締結日（現地時間）	金額（億円）
マリ	シカソ地域飲料水供給計画	2008年５月16日	0.84
	マリーセネガル南回廊道路橋梁建設計画		3.89
	予防接種体制整備計画	2009年２月６日	1.46
	第二次マリーセネガル南回廊道路橋梁建設計画		0.15
モザンビーク	ザンベジア州及びテテ州地方道路橋梁建設計画	2007年５月28日	7.47
	保健人材養成機関施設及び機材拡充計画	2008年７月４日	3.49
中南米地域			
エクアドル	ワキージャス市及びアレニージャス市上水道整備計画	2006年５月10日	9.49
	新マカラ国際橋建設計画	2007年６月22日	3.28
エルサルバドル	日本・中米友好橋建設計画	2007年６月12日	3.46
ガイアナ	第二次コリバートン給水計画	2009年１月16日	8.67
ニカラグア	国道七号線主要橋梁架け替え計画	2007年６月13日	5.82
ハイチ	ハイチ共和国における予防接種強化計画（UNICEF経由）	2009年２月11日	2.06
パラグアイ	貧困農村地域地下飲料水開発計画	2009年１月20日	8.64
ペルー	新マカラ国際橋建設計画	2007年12月13日	3.28
	国立障害者リハビリテーション・センター建設計画	2009年２月24日	0.9
ボリビア	コチャバンバ市南東部上水道施設改善計画	2009年２月５日	0.38
	ポトシ市リオ・サンファン系上水道施設整備計画		0.38
ホンジュラス	サン・フェリペ病院整備計画	2007年５月23日	7.36
	日本・中米友好橋建設計画		3.46
	テグシガルパ緊急給水計画	2008年５月23日	0.55
大洋州地域			
サモア	島嶼間フェリー建造計画	2008年６月12日	13.19
ソロモン	アウキ市場及び桟橋建設計画	2008年６月19日	2.94
トンガ	離島間連絡船建造計画	2008年６月４日	8.1
バヌアツ	ポートビラ港埠頭改善計画	2008年５月26日	3.95
パプアニューギニア	ブーゲンビル海岸幹線道路橋梁整備計画	2009年２月３日	0.5
パラオ	首都圏基幹道路改修計画	2007年５月22日	9.79
フィジー	南太平洋大学情報通信技術センター整備計画	2008年５月22日	5.63
ミクロネシア	ポンペイ国際空港改善計画	2008年９月16日	6.56

第2節
二国間借款

図表Ⅲ-23　有償資金協力案件一覧

● 2008年度:地域・国別

国名	案件名	交換公文締結日（現地時間）	金額（億円）
東アジア地域			
インドネシア	洪水制御セクター・ローン	2009年 3 月31日	74.90
	ウォノギリ多目的ダム・貯水池堆砂対策計画（第一期）		60.60
	バンドン工科大学整備計画（第三期）		56.59
	ジャカルタ都市高速鉄道計画（第一期）		481.50
	ジャワ・スマトラ連系送電線計画（調査・設計等のための役務）		38.86
	第二次インフラ改革セクター開発計画	2009年 3 月24日	92.93
	第五次開発政策借款		92.93
	気候変動対策プログラム・ローン	2008年 8 月28日	307.68
カンボジア	ニロート上水道整備計画	2009年 3 月18日	35.13
タイ	バンコク大量輸送網整備計画（レッドライン）（Ⅰ）	2009年 3 月30日	630.18
フィリピン	開発政策支援プログラム（Ⅱ）	2009年 3 月30日	92.93
	環境開発計画	2008年 9 月30日	248.46
ベトナム	ハノイ市都市鉄道建設計画（ナムタンロン－チャンフンダオ間（二号線））（第一期）	2009年 3 月31日	146.88
	ハイフォン都市環境改善計画（第二期）		213.06
	第二期ハノイ水環境改善計画（第二期）		292.89
	国道・省道橋梁改修計画（第二期）		179.18
南アジア地域			
インド	デリー高速輸送システム建設計画（フェーズ2）（第四期）	2009年 3 月27日	777.53
	グワハティ上水道整備計画		294.53
	ホゲナカル上水道整備・フッ素症対策計画（フェーズ2）		170.95
	ケララ州上水道整備計画（第三期）		127.27
	チェンナイ地下鉄建設計画	2008年10月22日	217.51
	ハイデラバード外環道路建設計画（フェーズ2）		420.27
	森林管理能力強化・人材育成計画		52.41
	中小零細企業・省エネ支援計画		300.00
スリランカ	大コロンボ圏都市交通整備計画（フェーズ2）（第一期）	2008年 6 月24日	57.18
	南部ハイウェイ建設計画（第二期）		174.99
	水セクター開発計画（第二期）		83.88
	貧困緩和マイクロファイナンス計画（第二期）		25.75
	電源多様化促進計画（調査・設計等のための役務）		8.20
ネパール	債務救済措置	2008年 8 月 7 日	116.91

国名	案件名	交換公文締結日（現地時間）	金額（億円）
パキスタン	パンジャブ州送電網拡充計画（第一期）	2008年 5 月 3 日	119.43
	パンジャブ州灌漑システム改善計画		113.82
	農村振興道路建設計画（第二期）（シンド州）		91.26
	東西道路改修計画（国道70号線）（第一期）		154.92
バングラデシュ	ハリプール新発電所建設計画（第二期）	2009年 2 月22日	222.10
	中部地域配電網整備計画		97.15
	東部バングラデシュ橋梁改修計画		78.24
	債務救済措置	2008年 8 月26日	738.62
中央アジアおよびコーカサス地域			
アゼルバイジャン	地方都市上下水道整備計画	2009年 2 月 9 日	328.51
アルメニア	エレバン・コジェネレーション火力複合発電所建設計画	2008年 5 月27日	104.91
中東地域			
イエメン	債務救済措置	2008年 8 月30日	18.49
イラク	クルド地域上水道整備計画	2008年 6 月29日	342.66
	バグダッド下水施設改善計画（調査・設計等のための役務）		21.41
エジプト	零細企業支援計画	2008年12月 4 日	37.60
	コライマット太陽熱・ガス統合発電計画（Ⅱ）		94.40
	上エジプト給電システム改繕計画		107.68
アフリカ地域			
カメルーン	バメンダーマムフェーエコック間及びマフムーアバカリキーエヌグ間道路交通促進計画	2009年 3 月31日	45.40
ザンビア	電力アクセス向上計画	2009年 3 月26日	55.11
タンザニア	第六次貧困削減支援貸付	2009年 3 月 3 日	20.00
トーゴ	債務救済措置	2008年12月16日	42.30
ボツワナ	債務救済措置	2008年 9 月 4 日	20.59
リベリア	債務救済措置	2008年 1 月31日	158.04
中南米地域			
ペルー	イキトス下水道整備計画	2008年11月21日	66.60
	カハマルカ上下水道整備計画		49.95
	リマ首都圏北部上下水道最適化計画（Ⅰ）		55.50
	電力フロンティア拡張計画（Ⅲ）		49.26
欧州地域			
アルバニア	ティラナ首都圏下水道整備計画	2008年 4 月15日	111.21

第4章
国際機関に対する政府開発援助実績

図表Ⅲ-24　国際機関に対する政府開発援助実績の推移

（支出純額ベース、単位:百万ドル、%）

区分＼暦年	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年
1.　国際機関贈与	813.3	1,598.4	1,025.2	1,047.8	1,152.2	1,523.9	1,378.4	807.1	1,221.7	897.7
（1）　国連諸機関	727.7	1,304.3	844.1	832.1	865.7	1,242.8	1,070.8	587.7	566.7	581.0
（2）　その他機関	85.6	294.1	181.1	215.7	286.5	281.1	307.6	219.4	655.0	316.8
2.　国際機関出資等	913.6	2,180.2	1,422.8	1,585.5	1,472.3	1,541.2	1,420.5	3,070.8	685.7	1,862.0
（1）　世銀グループ	268.0	1,152.9	871.0	1,123.5	916.5	1,034.9	896.9	2,575.6	172.7	1,253.3
（2）　その他	645.6	1,027.3	551.8	462.0	555.8	506.3	523.6	495.2	513.0	608.7
合　　計	1,726.9	3,778.7	2,448.1	2,633.3	2,624.5	3,065.1	2,798.9	3,877.9	1,907.4	2,759.7
政府開発援助全体に占める比率	13.9	27.7	24.3	27.9	28.7	33.7	20.8	34.8	24.8	29.3

*1　四捨五入の関係上、合計に不一致あり。
*2　欧州復興開発銀行（EBRD）向け実績を含む。
*3　政府開発援助全体に占める比率の算出に際しては東欧およびEBRD向け援助実績を除く。

図表Ⅲ-25　主要国際機関に対する拠出･出資実績（上位5か国）

	国際機関名	2007年				2008年			
1	国連食糧農業機関（FAO）	順位	国名	シェア(%)	分担額(千ドル)	順位	国名	シェア(%)	分担額(千ドル)
		1	米国	22.0	85,118	1	米国	22.0	103,283
		2	日本	19.9	76,831	2	日本	16.7	78,430
		3	ドイツ	8.8	34,183	3	ドイツ	8.6	40,464
		4	英国	6.3	24,181	4	英国	6.7	31,337
		5	フランス	6.2	23,798	5	フランス	6.3	29,727
2	国連世界食糧計画（WFP）	順位	国名	シェア(%)	拠出額(千ドル)	順位	国名	シェア(%)	拠出額(千ドル)
		1	米国	43.6	1,183,239	1	米国	40.98	2,066,286
		2	EC	9.2	250,437	2	サウジアラビア	9.99	503,753
		3	カナダ	6.0	161,377	3	EC	7.05	355,435
		4	日本	4.4	118,710	4	カナダ	5.46	275,392
		5	オランダ	2.8	75,630	5	日本	3.53	177,900
3	国連教育科学文化機関（UNESCO）(*1)	順位	国名	シェア(%)	分担額(千ドル)	順位	国名	シェア(%)	分担額(千ドル)
		1	米国	22.0	67,100	1	米国	22.0	69,410
		2	日本	16.7	50,935	2	日本	16.6	52,373
		3	ドイツ	8.6	26,230	3	ドイツ	8.6	27,133
		4	英国	6.7	20,435	4	英国	6.6	20,823
		5	フランス	6.3	19,215	5	フランス	6.3	19,877
4	国連工業開発機関（UNIDO）	順位	国名	シェア(%)	分担額(千ユーロ)	順位	国名	シェア(%)	分担額(千ユーロ)
		1	日本	22.00	16,586	1	日本	22.00	17,009
		2	ドイツ	12.61	9,503	2	ドイツ	11.92	9,217
		3	英国	8.92	6,722	3	英国	9.23	7,137
		4	フランス	8.78	6,616	4	フランス	8.76	6,771
		5	イタリア	7.11	5,360	5	イタリア	7.06	5,458
5	国連児童基金（UNICEF）(*2)	順位	国名	シェア(%)	拠出額(千ドル)	順位	国名	シェア(%)	拠出額(千ドル)
		1	米国	23.4	125,730	1	米国	20.8	127,955
		2	スウェーデン	12.5	67,491	2	ノルウェー	11.9	73,544
		3	ノルウェー	11.1	59,872	3	スウェーデン	11.7	71,896
		4	英国	7.9	42,340	4	オランダ	8.7	53,362
		5	オランダ	7.1	38,000	5	英国	6.2	37,961
		10	日本	3.1	16,691	15	日本	2.6	15,705
6	国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）	順位	国名	シェア(%)	拠出額(千ドル)	順位	国名	シェア(%)	拠出額(千ドル)
		1	米国	31.4	367,116	1	米国	34.5	510,252
		2	日本	7.7	89,704	2	EC	8.8	130,146
		3	スウェーデン	7.3	85,166	3	日本	7.5	110,871
		4	EC	7.3	84,649	4	スウェーデン	7.1	105,367
		5	オランダ	6.4	74,170	5	オランダ	5.8	85,494
7	国連人口基金（UNFPA）	順位	国名	シェア(%)	拠出額(千ドル)	順位	国名	シェア(%)	拠出額(千ドル)
		1	オランダ	19.1	79,970	1	オランダ	17.7	75,728
		2	スウェーデン	14.5	60,716	2	スウェーデン	14.2	60,902
		3	ノルウェー	14.0	58,689	3	デンマーク	11.2	48,017
		4	英国	9.6	40,308	4	ノルウェー	11.1	47,564
		5	日本	7.9	33,257	5	英国	7.2	30,722
						6	日本	6.9	29,660

	国際機関名	2007年				2008年			
8	国連パレスチナ難民救済事業機関(UNRWA)	順位	国名	シェア(%)	拠出額(千ドル)	順位	国名	シェア(%)	拠出額(千ドル)
		1	米国	23.9	154,150	1	EC	23.8	189,979
		2	EC	20.7	133,526	2	米国	23.4	187,008
		3	スウェーデン	6.9	44,713	3	スウェーデン	6.5	51,568
		4	ノルウェー	5.6	36,345	4	英国	4.7	37,519
		5	英国	4.8	30,648	5	ノルウェー	4.4	35,099
		8	日本	2.3	15,122	13	日本	1.9	14,907
9	国連開発計画(UNDP)	順位	国名	シェア(%)	拠出額(千ドル)	順位	国名	シェア(%)	拠出額(千ドル)
		1	ノルウェー	11.8	131,606	1	ノルウェー	12.5	137,588
		2	オランダ	11.2	124,885	2	オランダ	10.6	116,580
		3	スウェーデン	10.7	119,933	3	スウェーデン	10.0	109,624
		4	英国	9.8	109,931	4	米国	8.9	97,390
		5	米国	9.6	106,870	5	英国	8.8	96,322
		6	日本	6.7	75,013	6	日本	6.7	73,137
10	世界保健機関(WHO)	順位	国名	シェア(%)	分担額(千ドル)	順位	国名	シェア(%)	分担額(千ドル)
		1	米国	22.0	101,421	1	米国	22.0	106,573
		2	日本	19.5	86,937	2	日本	16.6	77,212
		3	ドイツ	8.7	38,682	3	ドイツ	8.6	39,837
		4	英国	6.1	27,361	4	英国	6.6	30,850
		5	フランス	6.0	28,287	5	フランス	6.3	30,477
11	国際復興開発銀行(IBRD)(*3)	順位	国名	シェア(%)	出資額(百万ドル)	順位	国名	シェア(%)	出資額(百万ドル)
		1	米国	16.8	31,965	1	米国	16.8	31,965
		2	日本	8.1	15,321	2	日本	8.1	15,321
		3	ドイツ	4.6	8,734	3	ドイツ	4.6	8,734
		4	英国	4.4	8,372	4	英国	4.4	8,372
		4	フランス	4.4	8,372	4	フランス	4.4	8,372
12	国際開発協会(IDA)	順位	国名	シェア(%)	出資額(百万SDR)	順位	国名	シェア(%)	出資額(百万SDR)
		1	米国	13.8	1,947	1	英国	14.1	2,802
		2	英国	13.2	1,862	2	米国	12.2	2,430
		3	日本	12.2	1,730	3	日本	10.0	1,994
		4	ドイツ	8.2	1,163	4	ドイツ	7.1	1,406
		5	フランス	7.1	1,005	5	フランス	6.5	1,296
13	国際通貨基金(IMF)	順位	国名	シェア(%)	出資額(百万SDR)	順位	国名	シェア(%)	出資額(百万SDR)
		1	米国	17.1	37,149	1	米国	17.1	37,149
		2	日本	6.1	13,313	2	日本	6.1	13,313
		3	ドイツ	6.0	13,008	3	ドイツ	6.0	13,008
		4	フランス	4.9	10,739	4	フランス	4.9	10,739
		4	英国	4.9	10,739	4	英国	4.9	10,739
14	アジア開発銀行(ADB)	順位	国名	シェア(%)	出資額(千ドル)	順位	国名	シェア(%)	出資額(千ドル)
		1	日本	16.1	3,330,793	1	日本	16.1	3,330,793
		1	米国	16.1	3,330,793	1	米国	16.1	3,330,793
		3	中国	6.6	1,375,239	3	中国	6.6	1,375,239
		4	インド	6.5	1,351,172	4	インド	6.5	1,351,172
		5	オーストラリア	6.0	1,234,940	5	オーストラリア	6.0	1,234,940

	国際機関名	2007年				2008年			
15	アジア開発基金（ADF）	順位	国　名	シェア(%)	拠出額(千ドル)	順位	国　名	シェア(%)	拠出額(千ドル)
		1	日　本	35.0	1,178,100	1	日　本	35.0	1,178,100
		2	米　国	13.7	461,000	2	米　国	13.7	461,000
		3	オーストラリア	6.5	218,453	3	オーストラリア	6.5	218,453
		4	英　国	6.0	201,960	4	英　国	6.0	201,960
		5	ドイツ	5.8	194,555	5	ドイツ	5.8	194,555
16	アフリカ開発銀行（AfDB）	順位	国　名	シェア(%)	出資額(千ドル)	順位	国　名	シェア(%)	出資額(千ドル)
		1	南アフリカ	10.4	905,327	1	南アフリカ	10.2	888,705
		2	米　国	9.2	801,234	2	米　国	9.0	780,948
		3	日　本	8.3	722,125	3	日　本	8.1	703,842
		4	ドイツ	6.2	542,083	4	ドイツ	6.1	528,359
		5	フランス	5.6	493,806	5	フランス	5.5	481,304
		5	カナダ	5.6	493,806	5	カナダ	5.5	481,304
17	アフリカ開発基金（AfDF）	順位	国　名	シェア(%)	出資額(千ドル)	順位	国　名	シェア(%)	出資額(千ドル)
		1	フランス	9.2	494,895	1	英　国	14.8	842,760
		2	米　国	8.2	439,477	2	フランス	10.9	621,235
		3	英　国	7.5	403,447	3	ドイツ	10.8	616,108
		4	日　本	6.7	359,437	4	米　国	8.3	472,777
		5	ドイツ	6.6	355,563	5	日　本	7.1	402,687

*1　主な分担金。基金等への拠出は除く。
*2　通常拠出金。UNICEF経由無償資金協力等は除く（注:WFPは無償資金協力（KR）を含む）。
*3　IBRDにおける年度は7月1日～翌年6月30日であるため、表の数字は2008年6月末時点のもの。

第5章
政府開発援助に関する主な資料

第1節
日本の政府開発援助をめぐる動き（2008年4月～2009年11月）

年　月	日本の援助をめぐる主要な動き	年　月	援助をめぐる国際的な動き
		2008. 4	G8開発大臣会合（於：東京）
		4	第10回アフリカ・パートナーシップ・フォーラム（APF）会合（於：東京）
2008. 5	日本主催国際シンポジウム「沖縄から洞爺湖へ―『人間の安全保障』から見た三大感染症への新たなビジョン」（於：東京）において、世界エイズ・結核・マラリア対策基金への追加拠出を発表（2009年以降 当面5.6億ドル）	5	パレスチナ支援調整委員会（AHLC）閣僚級会合（於：ロンドン）
5	第4回アフリカ開発会議（TICAD Ⅳ）（於：横浜）（「横浜宣言」、「横浜行動計画」を発出するとともに、フォローアップ・メカニズムを創設）	5	第3回スーダン・コンソーシアム会合（於：オスロ）
5	中国四川大地震に対し、緊急無償資金協力および緊急援助物資の供与を実施。国際緊急援助隊（救助チーム・医療チーム）を派遣		
5	ミャンマーにおけるサイクロン「ナルギス」被害に対し、緊急援助物資の供与および緊急無償資金協力を実施。国際緊急援助隊（医療チーム）を派遣		
5	サイクロン「ナルギス」被災地支援のためのプレッジング会合（於：ヤンゴン）		
		6	世界の食料安全保障に関するハイレベル会合（於：ローマ）
		6	アフガニスタン支援会合（於：パリ）
7	「平和と繁栄の回廊」構想　第3回4者閣僚級会合	7	第34回主要国首脳会議（G8北海道洞爺湖サミット）
8	気候変動対策円借款の第1弾として、インドネシアに対する気候変動対策プログラム・ローン供与のためのE/N署名		
		9	パレスチナ支援調整委員会（AHLC）閣僚級会合（於：ニューヨーク）
		9	第3回援助効果向上に関するハイレベル・フォーラム（於：ガーナ）
		9	アフリカの開発ニーズに関するハイレベル会合（於：ニューヨーク）
		9	国連MDGsハイレベル会合（於：ニューヨーク）

年　月	日本の援助をめぐる主要な動き	年　月	援助をめぐる国際的な動き
2008.10	改正JICA法施行（「新JICA」の発足）	2008.10	鳥および新型インフルエンザに関する閣僚級会合（於：シャルム・エル・シェイク）
		10	グルジア復興支援国会合（於：ブリュッセル）
		10	内陸開発途上国のためのアルマティ行動計画中間レビュー・ハイレベル会合（於：ニューヨーク）
		10	世銀・IMF合同開発委員会（於：ワシントン）
11	アフガニスタン・ カブール国際空港ターミナル建設計画竣工式	11	G8北海道洞爺湖サミット・フォローアップ「保健システム強化に向けたグローバル・アクションに関する国際会議」（於：東京）
		11	「世界の食料安全保障」専門家グループ会合（於：東京）
		11	金融・世界経済に関する首脳会合（G20サミット）（於：ワシントン）
		11	モンテレー合意実施レビューのための開発資金国際会議フォローアップ会合（於：ドーハ）
12	イラク・サマーワ大型発電所引渡式（於：サマーワ）	12	「万人のための教育」（EFA）ハイレベル・グループ会合（於：オスロ）
2009. 1	麻生総理大臣世界経済フォーラム年次総会（ダボス会議）における特別講演「私の処方箋～世界経済復活に向けて」（「国際協力に関する有識者会議」最終覚え書き発表）	2009. 1	スペイン政府・国連主催「食料安全保障に関するハイレベル会合」（於：マドリード）
2	環境プログラム無償の第1弾として、バングラデシュに対して、天然ガス（CNG）車を供与するためのE/N署名		
3	TICAD Ⅳフォローアップ・シンポジウム「スーダン、そしてアフリカにおける平和と安定の推進に向けた我が国の取組み」（於：東京）	3	第5回世界水フォーラム・閣僚級国際会議（於：イスタンブール）
3	TICAD閣僚級フォローアップ会合（於：ボツワナ）	3	ガザ復興のためのパレスチナ経済支援に関する国際会議（於：シャルム・エル・シェイク）
3	日本主催国際シンポジウム「食料安全保障を考える：グローバルパートナーシップの構築に向けて」（於：東京）	3	第5回アフリカ・インフラ・コンソーシアム年次会合（於：ローマ）
		3	アフガニスタンに関する国際会議（於：ハーグ）
4	パキスタン支援国会合（於：東京）「日本は2年間で最大10億ドルの支援」表明	4	パキスタン・フレンズ閣僚会合（於：東京）
		4	G20ロンドン・サミット
4	世界的な金融・経済危機克服のために、アジアに対して日本の貢献策「アジア経済倍増へ向けた成長構想」を発表	4	世銀・IMF合同開発委員会（於：ワシントン）
5	第5回日本・太平洋諸島フォーラム（PIF）首脳会議（太平洋・島サミット）（於：北海道トマム）（「北海道アイランダーズ宣言」採択）	5	開発のための革新的資金調達に関するリーディング・グループ第6回総会（於：パリ）
5	中曽根外務大臣、モッタキ・イラン外相とともに、アフガニスタン支援に関する日・イラン協力の実施を発表（於：イラン）		
6	拡充された「平和構築人材育成事業」の開始	6	G8開発大臣会合（於：ローマ）
		6	世界金融・経済危機と開発への影響に関する国連ハイレベル会合（於：ニューヨーク）

年　月	日本の援助をめぐる主要な動き	年　月	援助をめぐる国際的な動き
2009. 7	第2回貿易のための援助（AfT）グローバル・レビュー会合（於：ジュネーブ）にて「開発イニシアティブ2009」を発表	2009. 7	第35回主要国首脳会議（G8ラクイラ・サミット） エネルギーと気候に関する主要経済国フォーラム（MEF）首脳会合（於：イタリア・ラクイラ）
7	アフガニスタン・カンダハル・ヘラート間道路竣工式		
7	外務省国際協力局機構改革		
		8	パキスタン・フレンズ閣僚会合（於：イスタンブール）
		9	パキスタン・フレンズ首脳会合（於：ニューヨーク）
		9	国連気候変動首脳会合（於：ニューヨーク） 鳩山総理大臣「温室効果ガスの2020年までの25%削減（1990年比）目標」発表
		9	G20ピッツバーグ・サミット
		9	UNRWA 60周年ハイレベル会合（於：ニューヨーク）
11	日本・メコン地域諸国首脳会議（於：東京） 鳩山総理大臣「メコン地域を日本のODAの重点地域として、地域全体およびカンボジア、ラオス、ベトナムに対するODAを拡充し、また、地域全体で今後3年間で、合計5,000億円以上のODA支援を行う」旨表明		
11	ベトナムに対する、緊急財政支援円借款の第一弾である479億円を含む、総額549億円の円借款供与のための交換公文に署名		
11	「テロの脅威に対処するための新戦略」発表 今後のアフガニスタンの情勢に応じて、2009年から概ね5年間で、最大約50億ドル程度までの規模の支援を行うことを表明		

第2節
政府開発援助に関する政策

1 政府開発援助大綱（2003年8月閣議決定）

政府開発援助大綱の改定について

平成15年8月29日
閣　議　決　定

平成4年に閣議にて決定された政府開発援助（ODA）大綱は、これまで10年以上にわたって我が国の援助政策の根幹をなしてきた。この間、国際情勢は激変し、今や我が国を含む国際社会にとって平和構築をはじめとする新たな開発課題への対応が急務となっている。こうした中で多くの先進国は、開発途上国が抱える深刻な問題に対してODAを通じた取組を強化している。また、政府、国際機関のみならず、様々な主体が開発途上国への支援を行い、相互の連携を深めている。

我が国としては、日本国憲法の精神にのっとり、国力にふさわしい責任を果たし、国際社会の信頼を得るためにも、新たな課題に積極的に取り組まなければならない。そのためには、ODAに対する国民の理解を得ることが重要であり、国内の経済財政状況や国民の意見も十分踏まえつつ、ODAを効果的に実施することが不可欠である。

このような考えの下、ODAの戦略性、機動性、透明性、効率性を高めるとともに、幅広い国民参加を促進し、我が国のODAに対する内外の理解を深めるため、次のとおりODA大綱を改定する。

政府開発援助大綱

I. 理 念 ― 目的、方針、重点

1. 目 的

我が国ODAの目的は、国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄の確保に資することである。

これまで我が国は、アジアにおいて最初の先進国となった経験をいかし、ODAにより経済社会基盤整備や人材育成、制度構築への支援を積極的に行ってきた。その結果、東アジア諸国をはじめとする開発途上国の経済社会の発展に大きく貢献してきた。

一方、冷戦後、グローバル化の進展する中で、現在の国際社会は、貧富の格差、民族的・宗教的対立、紛争、テロ、自由・人権及び民主主義の抑圧、環境問題、感染症、男女の格差など、数多くの問題が絡み合い、新たな様相を呈している。

特に、極度の貧困、飢餓、難民、災害などの人道的問題、環境や水などの地球的規模の問題は、国際社会全体の持続可能な開発を実現する上で重要な課題である。これらの問題は、国境を超えて個々の人間にとっても大きな脅威となっている。

また、最近、多発する紛争やテロは深刻の度を高めており、これらを予防し、平和を構築するとともに、民主化や人権の保障を促進し、個々の人間の尊厳を守ることは、国際社会の安定と発展にとっても益々重要な課題となっている。

我が国は、世界の主要国の一つとして、ODAを積極的に活用し、これらの問題に率先して取り組む決意である。こ

うした取組は、ひいては各国との友好関係や人の交流の増進、国際場裡における我が国の立場の強化など、我が国自身にも様々な形で利益をもたらすものである。

さらに、相互依存関係が深まる中で、国際貿易の恩恵を享受し、資源・エネルギー、食料などを海外に大きく依存する我が国としては、ODAを通じて開発途上国の安定と発展に積極的に貢献する。このことは、我が国の安全と繁栄を確保し、国民の利益を増進することに深く結びついている。特に我が国と密接な関係を有するアジア諸国との経済的な連携、様々な交流の活発化を図ることは不可欠である。

平和を希求する我が国にとって、ODAを通じてこれらの取組を積極的に展開し、我が国の姿勢を内外に示していくことは、国際社会の共感を得られる最もふさわしい政策であり、ODAは今後とも大きな役割を担っていくべきである。

2. 基本方針

このような目的を達成するため、我が国は以下の基本方針の下、ODAを一層戦略的に実施する。

(1) 開発途上国の自助努力支援

良い統治（グッド・ガバナンス）に基づく開発途上国の自助努力を支援するため、これらの国の発展の基礎となる人づくり、法・制度構築や経済社会基盤の整備に協力することは、我が国ODAの最も重要な考え方である。このため、開発途上国の自主性（オーナーシップ）を尊重し、その開発戦略を重視する。

その際、平和、民主化、人権保障のための努力や経済社会の構造改革に向けた取組を積極的に行っている開発途上国に対しては、これを重点的に支援する。

(2)「人間の安全保障」の視点

紛争・災害や感染症など、人間に対する直接的な脅威に対処するためには、グローバルな視点や地域・国レベルの視点とともに、個々の人間に着目した「人間の安全保障」の視点で考えることが重要である。このため、我が国は、人づくりを通じた地域社会の能力強化に向けたODAを実施する。また、紛争時より復興・開発に至るあらゆる段階において、尊厳ある人生を可能ならしめるよう、個人の保護と能力強化のための協力を行う。

(3) 公平性の確保

ODA政策の立案及び実施に当たっては、社会的弱者の状況、開発途上国内における貧富の格差及び地域格差を考慮するとともに、ODAの実施が開発途上国の環境や社会面に与える影響などに十分注意を払い、公平性の確保を図る。

特に男女共同参画の視点は重要であり、開発への積極的参加及び開発からの受益の確保について十分配慮し、女性の地位向上に一層取り組む。

(4) 我が国の経験と知見の活用

開発途上国の政策や援助需要を踏まえつつ、我が国の経済社会発展や経済協力の経験を途上国の開発に役立てるとともに、我が国が有する優れた技術、知見、人材及び制度を活用する。

さらに、ODAの実施に当たっては、我が国の経済・社会との関連に配慮しつつ、我が国の重要な政策との連携を図り、政策全般の整合性を確保する。

(5) 国際社会における協調と連携

国際社会においては、国際機関が中心となって開発目標や開発戦略の共有化が進み、様々な主体が協調して援助を行う動きが進んでいる。我が国もこのような動きに参加して主導的な役割を果たすよう努める。同時に、国連

諸機関、国際開発金融機関、他の援助国、NGO、民間企業などとの連携を進める。特に、専門的知見や政治的中立性を有する国際機関と我が国のODAとの連携を強化するとともに、これらの国際機関の運営にも我が国の政策を適切に反映させていくよう努める。

さらに、我が国は、アジアなどにおけるより開発の進んだ途上国と連携して南南協力を積極的に推進する。また、地域協力の枠組みとの連携強化を図るとともに、複数国にまたがる広域的な協力を支援する。

3. 重点課題

以上の目的及び基本方針に基づき、我が国は以下の課題に重点的に取り組む。

(1) 貧困削減

貧困削減は、国際社会が共有する重要な開発目標であり、また、国際社会におけるテロなどの不安定要因を取り除くためにも必要である。そのため、教育や保健医療・福祉、水と衛生、農業などの分野における協力を重視し、開発途上国の人間開発、社会開発を支援する。同時に、貧困削減を達成するためには、開発途上国の経済が持続的に成長し、雇用が増加するとともに生活の質も改善されることが不可欠であり、そのための協力も重視する。

(2) 持続的成長

開発途上国の貿易、投資及び人の交流を活性化し、持続的成長を支援するため、経済活動上重要となる経済社会基盤の整備とともに、政策立案、制度整備や人づくりへの協力も重視する。このような協力には、知的財産権の適切な保護や標準化を含む貿易・投資分野の協力、情報通信技術（ICT）の分野における協力、留学生の受入れ、研究協力なども含まれる。

また、我が国のODAと途上国の開発に大きな影響を有する貿易や投資が有機的連関を保ちつつ実施され、総体として開発途上国の発展を促進するよう努める。このため、我が国のODAと貿易保険や輸出入金融などODA以外の資金の流れとの連携の強化にも努めるとともに、民間の活力や資金を十分活用しつつ、民間経済協力の推進を図る。

(3) 地球的規模の問題への取組

地球温暖化をはじめとする環境問題、感染症、人口、食料、エネルギー、災害、テロ、麻薬、国際組織犯罪といった地球的規模の問題は、国際社会が直ちに協調して対応を強化しなければならない問題であり、我が国もODAを通じてこれらの問題に取り組むとともに、国際的な規範づくりに積極的な役割を果たす。

(4) 平和の構築

開発途上地域における紛争を防止するためには、紛争の様々な要因に包括的に対処することが重要であり、そのような取組の一環として、上記のような貧困削減や格差の是正のためのODAを実施する。さらに、予防や紛争下の緊急人道支援とともに、紛争の終結を促進するための支援から、紛争終結後の平和の定着や国づくりのための支援まで、状況の推移に即して平和構築のために二国間及び多国間援助を継ぎ目なく機動的に行う。

具体的には、ODAを活用し、例えば和平プロセス促進のための支援、難民支援や基礎生活基盤の復旧などの人道・復旧支援、元兵士の武装解除、動員解除及び社会復帰（DDR）や地雷除去を含む武器の回収及び廃棄などの国内の安定と治安の確保のための支援、さらに経済社会開発に加え、政府の行政能力向上も含めた復興支援を行う。

4. 重点地域

上記の目的に照らせば、日本と緊密な関係を有し、日本の安全と繁栄に大きな影響を及ぼし得るアジアは重点地

域である。ただし、アジア諸国の経済社会状況の多様性、援助需要の変化に十分留意しつつ、戦略的に分野や対象などの重点化を図る。特に、ASEANなどの東アジア地域については、近年、経済的相互依存関係が拡大・深化する中、経済成長を維持しつつ統合を強化することにより地域的競争力を高める努力を行っている。我が国としては、こうした東アジア地域との経済連携の強化などを十分に考慮し、ODAを活用して、同地域との関係強化や域内格差の是正に努める。

また、南アジア地域における大きな貧困人口の存在に十分配慮するとともに、中央アジア地域については、コーカサス地域も視野に入れつつ、民主化や市場経済化への取組を支援する。

その他の地域についても、この大綱の目的、基本方針及び重点課題を踏まえて、各地域の援助需要、発展状況に留意しつつ、重点化を図る。

具体的には、アフリカは、多くの後発開発途上国が存在し、紛争や深刻な開発課題を抱える中で、自助努力に向けた取組を強化しており、このために必要な支援を行う。

中東は、エネルギー供給の観点や国際社会の平和と安定の観点から重要な地域であるが、中東和平問題をはじめ不安定要因を抱えており、社会的安定と平和の定着に向けた支援を行う。

中南米は、比較的開発の進んだ国がある一方、脆弱な島嶼国を抱え、域内及び国内の格差が生じていることに配慮しつつ、必要な協力を行う。

大洋州は、脆弱な島嶼国が多いことを踏まえて協力を行う。

Ⅱ. 援助実施の原則

上記の理念にのっとり、国際連合憲章の諸原則（特に、主権、平等及び内政不干渉）及び以下の諸点を踏まえ、開発途上国の援助需要、経済社会状況、二国間関係などを総合的に判断の上、ODAを実施するものとする。

(1) 環境と開発を両立させる。
(2) 軍事的用途及び国際紛争助長への使用を回避する。
(3) テロや大量破壊兵器の拡散を防止するなど国際平和と安定を維持・強化するとともに、開発途上国はその国内資源を自国の経済社会開発のために適正かつ優先的に配分すべきであるとの観点から、開発途上国の軍事支出、大量破壊兵器・ミサイルの開発・製造、武器の輸出入などの動向に十分注意を払う。
(4) 開発途上国における民主化の促進、市場経済導入の努力並びに基本的人権及び自由の保障状況に十分注意を払う。

Ⅲ. 援助政策の立案及び実施

1. 援助政策の立案及び実施体制

(1)一貫性のある援助政策の立案

この大綱の下に、政府全体として一体性と一貫性をもってODAを効率的・効果的に実施するため、基本方針で述べたような国際社会における協調と連携も視野に入れつつ、中期政策や国別援助計画を作成し、これらにのっとったODA政策の立案及び実施を図る。特に国別援助計画については、主要な被援助国について作成し、我が国の援助政策を踏まえ、被援助国にとって真に必要な援助需要を反映した、重点が明確なものとする。

これらの中期政策や国別援助計画に従い、有償・無償の資金協力及び技術協力の各援助手法については、その特性を最大限生かし、ソフト、ハード両面のバランスに留意しつつ、これらの有機的な連携を図るとともに、適切な見直しに努める。

(2)関係府省間の連携

政府全体として一体性と一貫性のある政策を立案し、実施するため、対外経済協力関係閣僚会議の下で、外務

省を調整の中核として関係府省の知見を活用しつつ関係府省間の人事交流を含む幅広い連携を強化する。そのために政府開発援助関係省庁連絡協議会などの協議の場を積極的に活用する。

(3)政府と実施機関の連携

政府と実施機関(国際協力機構、国際協力銀行)の役割、責任分担を明確にしつつ、政策と実施の有機的な連関を確保すべく、人事交流を含む両者の連携を強化する。また、実施機関相互の連携を強化する。

(4)政策協議の強化

ODA政策の立案及び実施に当たっては、開発途上国から要請を受ける前から政策協議を活発に行うことにより、その開発政策や援助需要を十分把握することが不可欠である。同時に、対話を通じて我が国の援助方針を開発途上国に示し、途上国の開発戦略の中で我が国の援助が十分いかされるよう、途上国の開発政策と我が国の援助政策の調整を図る。また、開発途上国の案件の形成、実施の面も含めて政策及び制度の改善のための努力を支援するとともに、そのような努力が十分であるかどうかを我が国の支援に当たって考慮する。

(5)政策の決定過程・実施における現地機能の強化

援助政策の決定過程・実施において在外公館及び実施機関現地事務所などが一体となって主導的な役割を果たすよう、その機能を強化する。特に、外部人材の活用を含め体制を強化するための枠組みの整備に努める。また、現地を中心として、開発途上国の開発政策や援助需要を総合的かつ的確に把握するよう努める。その際、現地関係者を通じて、現地の経済社会状況などを十分把握する。

(6)内外の援助関係者との連携

国内のNGO、大学、地方公共団体、経済団体、労働団体などの関係者がODAに参加し、その技術や知見をいかすことができるよう連携を強化する。また、開発途上国をはじめとして、海外における同様の関係者とも連携を図る。さらに、ODAの実施に当たっては我が国の民間企業の持つ技術や知見を適切に活用していく。

2. 国民参加の拡大

(1)国民各層の広範な参加

国民各層による援助活動への参加や開発途上国との交流を促進するため、十分な情報を提供するとともに、国民からの意見に耳を傾け、開発事業に関する提案の募集やボランティア活動への協力などを行う。

(2)人材育成と開発研究

専門性をもった人材を育成するとともに、このような人材が国内外において活躍できる機会の拡大に努める。同時に、海外での豊かな経験や優れた知識を有する者などの質の高い人材を幅広く求めてODAに活用する。

また、開発途上国に関する地域研究、開発政策研究を活発化し、我が国の開発に関する知的資産の蓄積を図る。

(3)開発教育

開発教育は、ODAを含む国際協力への理解を促進するとともに、将来の国際協力の担い手を確保するためにも重要である。このような観点から、学校教育などの場を通じて、開発途上国が抱える問題、開発途上国と我が国の関わり、開発援助が果たすべき役割など、開発問題に関する教育の普及を図り、その際に必要とされる教材の提供や指導者の育成などを行う。

(4)情報公開と広報

ODAの政策、実施、評価に関する情報を、幅広く、迅速に公開し、十分な透明性を確保するとともに積極的に広報することが重要である。このため、様々な手段を活用して、分かり易い形で情報提供を行うとともに、国民が我が国のODA案件に接する機会を作る。

また、開発途上国、他の援助国など広く国際社会に対して我が国のODAに関する情報発信を強化する。

3. 効果的実施のために必要な事項

(1)評価の充実

事前から中間、事後と一貫した評価及び政策、プログラム、プロジェクトを対象とした評価を実施する。また、ODAの成果を測定・分析し、客観的に判断すべく、専門的知識を有する第三者による評価を充実させるとともに政府自身による政策評価を実施する。さらに、評価結果をその後のODA政策の立案及び効率的・効果的な実施に反映させる。

(2)適正な手続きの確保

ODAの実施に当たっては、環境や社会面への影響に十分配慮する手続きをとるとともに、質や価格面において適正かつ効率的な調達が行われるよう努める。同時に、これらを確保しつつ、手続きの簡素化や迅速化を図る。

(3)不正、腐敗の防止

案件の選定及び実施プロセスの透明性を確保し、不正、腐敗及び目的外使用を防止するための適切な措置をとる。また、外部監査の導入など監査の充実を通じて適正な執行の確保に努める。

(4)援助関係者の安全確保

援助関係者の生命及び身体の安全の確保は、ODA実施の前提条件であり、安全関連情報を十分に把握し、適切な対応に努める。

Ⅳ. ODA大綱の実施状況に関する報告

ODA大綱の実施状況については、毎年閣議報告される「政府開発援助（ODA）白書」において明らかにする。

平成15年8月29日
閣　議　決　定

2 政府開発援助に関する中期政策

平成17年2月4日

1. 中期政策の位置付け

(1) 平成15年8月に閣議決定により改定された政府開発援助大綱（以下、ODA大綱）は、「この大綱の下に、ODA中期政策や国別援助計画を作成し、これらにのっとったODA政策の立案及び実施を図る」こととしている。また、旧ODA中期政策は、旧ODA大綱の下で平成11年8月に策定されたものであり、策定後5年が経過している。これらを踏まえ、今般、ODA中期政策を抜本的に見直し、ここに新たな中期政策（以下、新ODA中期政策）を策定する。

(2) ミレニアム開発目標（MDGs）、地球的規模の問題を始めとする開発課題への取組を進めるとともに、多発する紛争やテロを予防し、平和を構築することは、国際社会が直ちに協調して対応を強化すべき問題である。また、我が国と密接な関係を有する開発途上国との経済連携の推進等を通じ、これら諸国の持続的成長を図ることは重要な課題である。このような国際社会の直面する喫緊の課題への取組において、我が国としては、ODA大綱がODAの目的を「国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄の確保に資すること」と位置付けていることを踏まえ、戦略的かつ効率的なODAの活用を通じて、我が国の地位にふさわしい役割を果たす考えである。

　このような考え方に基づき、新ODA中期政策では、ODA大綱のうち、考え方や取組等を内外に対してより具体的に示すべき事項を中心としたものとし、ODA大綱の基本方針の一つである「人間の安全保障の視点」、重点課題である「貧困削減」、「持続的成長」、「地球的規模の問題への取組」、「平和の構築」、そして「効率的・効果的な援助の実施に向けた方策」を取り上げ、我が国の考え方やアプローチ、具体的取組について記述し、大綱にのっとってODAを一層戦略的に実施するための方途を示す。

(3) 国別援助計画の策定に当たっては、ODA大綱に加え、大綱の内容を更に具体化した新ODA中期政策を併せて踏まえることとする。なお、新ODA中期政策における記載の有無は、ODA大綱に盛り込まれている事項自体の重要性や必要性等を変更するものではない。新ODA中期政策は向こう3～5年を念頭に置き、国内外の情勢を踏まえつつ、それ以前にも必要に応じ、実施状況を評価した上で改定することとする。

(4) ODAに対する国民の理解と支持を得るためにも、我が国ODAに関し、十分な透明性を確保するとともに積極的に広報し、援助活動への国民参加を促進することとする。また、評価を充実し、効果的な援助の実施に努めていく。

2.「人間の安全保障」の視点について

(1)「人間の安全保障」の考え方

(イ) 近年、グローバル化の深化により、国際社会はこれまでにない緊密な相互依存関係を持つようになった。しかし、同時に、テロや環境破壊、HIV/エイズ等の感染症、国際組織犯罪といった国境を越えた脅威、突然の経済危機や内戦などによる人道上の危機が増大している。これらに対応していくにはグローバルな視点や地域・国レベルの視点とともに、個々の人間に着目した「人間の安全保障」の視点を導入する必要がある。

（ロ）「人間の安全保障」は、一人一人の人間を中心に据えて、脅威にさらされ得る、あるいは現に脅威の下にある個人及び地域社会の保護と能力強化を通じ、各人が尊厳ある生命を全うできるような社会づくりを目指す考え方である。具体的には、紛争、テロ、犯罪、人権侵害、難民の発生、感染症の蔓延、環境破壊、経済危機、災害といった「恐怖」や、貧困、飢餓、教育・保健医療サービスの欠如などの「欠乏」といった脅威から個人を保護し、また、脅威に対処するために人々が自らのために選択・行動する能力を強化することである。

（ハ）我が国としては、人々や地域社会、国が直面する脆弱性を軽減するため、「人間の安全保障」の視点を踏まえながら、「貧困削減」、「持続的成長」、「地球的規模の問題への取組」、「平和の構築」という4つの重点課題への取組を行うこととする。

(2)「人間の安全保障」の実現に向けた援助のアプローチ

「人間の安全保障」は開発援助全体にわたって踏まえるべき視点であり、以下のようなアプローチが重要である。

（イ）人々を中心に据え、人々に確実に届く援助

支援の対象となっている地域の住民のニーズを的確に把握し、ODAの政策立案、案件形成、案件実施、モニタリング・評価に至る過程でできる限り住民を含む関係者との対話を行うことにより、人々に確実に届く援助を目指す。そのために様々な援助関係者や他の援助国、NGO等と連携と調整を図る。

（ロ）地域社会を強化する援助

政府が十分に機能していない場合には、政府の行政能力の向上を図るとともに、政府に対する支援だけでは、援助が人々に直接届かないおそれがあることから、地域社会に対する支援や住民参加型の支援を組み合わせる。また、地域社会の絆を強め、ガバナンス改善を通じて地域社会の機能を強化することにより、「欠乏」や「恐怖」から地域社会の人々を保護する能力を高める。

（ハ）人々の能力強化を重視する援助

人々を援助の対象としてのみならず、自らの社会の「開発の担い手」ととらえ、自立に向けての能力強化を重視する。具体的には、人々を保護し、保健、教育など必要な社会サービスを提供するだけでなく、職業訓練等を通じて生計能力の向上を図り、さらに、人々の能力の発揮に資する制度、政策を整備して、人々の「自立」を支援する。

（ニ）脅威にさらされている人々への裨益を重視する援助

「人間の安全保障」の視点を踏まえた援助では、貧困を始めとする「欠乏からの自由」と紛争のような「恐怖からの自由」の双方を視野に入れ、人々が直面している脅威に対して、可能な限り包括的に対処していく必要がある。

また、その際、生命、生活及び尊厳が危機にさらされている人々、あるいはその可能性の高い人々がどこに分布し、何を必要としているのかを把握した上で重点的に援助を実施する。

（ホ）文化の多様性を尊重する援助

人々が文化的背景のために差別されることなく、文化の多様性が尊重される社会の形成を支援する。また、文化の名の下に個人の人権や尊厳が脅かされないように配慮する。

（ヘ）様々な専門的知識を活用した分野横断的な援助

貧困や紛争が発生する国々では、人々が直面する問題の構造は極めて複雑である。これらの問題に対処するためには、問題の原因や構造を分析し、必要に応じて様々な分野の専門的知見を活用して、分野横断的な支援を実施する。

（注）「人間の安全保障」の視点を理解する上で参考となる案件例を、本文末の附属に示した。なお、「人間の安全保障」の視点を踏まえた案件は、これらに限られるものではなく、今後ともその反映に努力していく。

3. 重点課題について

重点課題に取り組むに当たっては、ODA大綱の基本方針である開発途上国の自助努力（オーナーシップ）支援、「人間の安全保障」の視点、ジェンダーの視点や社会的弱者への配慮を含めた公平性の確保、政策全般の整合性の確保を含めた我が国の経験と知見の活用、南南協力の推進を含めた国際社会における協調と連携を踏まえる。

（1）貧困削減

（イ）貧困削減の考え方

a. 開発途上地域では、いまだに約11億人が1日1ドル未満の貧しい生活を余儀なくされている。このような状況に対処するため、2000年9月に開催された国連ミレニアム・サミットを経て、貧困削減、ジェンダー格差、保健、教育、HIV/エイズを含む感染症の拡大防止、環境等について2015年までに達成すべき目標を盛り込んだミレニアム開発目標（MDGs）が設定された。MDGsはより良い世界を築くために国際社会が一体となって取り組むべき目標であり、我が国としては、その達成に向けて、効果的なODAの活用等を通じて積極的に貢献する。

b. 貧困は、単に所得や支出水準が低いといった経済的な側面に加え、教育や保健などの基礎社会サービスを受けられないことや、ジェンダー格差、意思決定過程への参加機会がないことといった、社会的、政治的な側面も有する。MDGsは、多くが教育・保健といった社会セクターに関する目標である。同時に、東アジアにおける開発の経験が示すとおり、持続的な経済成長は貧困削減のための必要条件である。したがって、経済・社会の両側面から包括的に貧困削減の達成を目指すことが必要である。

c. それぞれの国の貧困を形成する要因は、その国の経済構造、政治、文化、社会、歴史、地理等の諸要因が複雑に絡み合ったものであり、各国の個別状況を十分踏まえて支援することが必要である。この観点から、開発途上国自身が策定する貧困削減戦略に貢献するとともに、その貧困削減戦略と整合性の取れた支援を行う。

（ロ）貧困削減のためのアプローチ及び具体的取組

a. 発展段階に応じた分野横断的な支援

貧困は様々な要因を背景とし、また、貧困層の抱える問題は多様であることから、貧困削減に効果的に取り組むためには、分野横断的な援助が必要である。そのために、案件形成に先立って、国や地域ごとに異なる貧困事情の把握や貧困人口のニーズの分析に努める。貧困層にかかわる様々な情報収集のために、政府やNGO、大学、研究機関、民間企業等とのネットワークを強化する。また、分析に基づき、有償資金協力、無償資金協力、技術協力の二国間援助スキーム及び国際機関を活用した支援を国や地域ごとの事情や相手国の発展段階に応じて効果的に組み合わせて実施する。

例えば、HIV/エイズ対策は、保健医療にとどまらない問題として、各種スキームを活用しつつ、セクター横断

的な対策を行う。具体的には、予防及び自発的カウンセリングと検査（VCT）の強化に重点を置くが、同時に、地域保健医療システム全体の強化にも配慮する。また、ニーズに応じて感染者の雇用支援や、治療・ケア、感染者や家族、エイズ遺児等への社会的支援も行う。経済活動の発展に伴う人の移動・集中によるHIV/エイズ流行の危険性、児童や女性の人身売買、麻薬問題等に伴うHIV/エイズ感染リスクの拡大などを考慮し、必要に応じそれぞれの開発援助プログラムにエイズ対策を加えるよう配慮する。

b.　貧困層を対象とした直接的な支援

貧困削減を図る上で、貧困層に焦点を当てた直接的な支援は重要な意義がある。その際、人間の安全保障の視点から、貧困層や地域社会の能力を強化し、自らの生活に影響を与える援助政策の策定やプロジェクトの計画や実施段階において貧困層が参加できるようにすることが必要である。特に、草の根レベルで多様なニーズに応じた対応が可能なNGO等と協働していく。

(i) 基礎社会サービスの拡充

貧困層の生活の質の向上を図るため、教育、保健、安全な水、居住の場の確保、電化等の基礎社会サービスの拡充を当該国のガバナンス改善も慫慂しながら積極的に支援する。例えば、貧しい地域で建設された学校で井戸、トイレの設置により衛生状態の改善及び意識の向上を図るほか、給食を通じて児童の栄養改善を図る。基礎社会サービス供給の強化の観点から、中央政府及び地方政府の能力強化や保健医療システム等の強化を支援すると同時に病院や学校へのアクセス改善を目的とした運輸・通信・電力インフラの整備を行う。また、サービスの質の向上を目的として、人材養成・研修、教材の普及を支援する。さらに、女性と子供の健康、リプロダクティブ・ヘルス、感染症対策、女性の能力構築に資する支援を行う。

(ii) 生計能力の強化

貧困層の貧困状態からの脱出を可能とするためには、貧困層の生計能力を強化し、自らの生産的活動を通じた収入確保を図ることが重要である。貧困層が裨益するような農産物市場や漁港、農道、灌漑施設等の小規模な経済インフラを整備し、小規模金融（マイクロファイナンス）支援や貧困層を対象とした失業プログラムを実施する。同時に、貧困層に対する技能訓練等、貧困層の能力開発を行う。

(iii) 突然の脅威からの保護

貧困層は経済危機、麻薬、犯罪等の社会問題や自然災害等に対して極めて脆弱であることから、こうした脅威からの保護及び対応能力の強化が重要となる。そのために、貧困層を対象とした失業対策、栄養改善プログラムや社会サービスの提供等の「セーフティー・ネット」の構築を支援する。2004年12月に発生したスマトラ島沖大地震及びインド洋津波災害を踏まえ、「防災協力イニシアティブ」に基づき、地震、津波を始めとする自然災害に包括的かつ一貫性のある協力を行う。災害予防を国家政策、都市計画、地域計画に反映・定着させる上で必要な政策提言や制度構築、人材育成及び計画の着実な実施を支援する。また、災害発生後、被災者への支援が速やかに届けられるよう迅速な支援を実施するとともに、復興時において災害と貧困の悪循環を断つことにより、貧困層の災害への脆弱性の緩和に努める。

c.　成長を通じた貧困削減のための支援

貧困削減のためには、貧困層に対する直接的な支援と同様に、国全体あるいは貧困地域を含む地方全体の経済成長を促進して貧困削減につなげるアプローチが重要である。特に、貧困層に裨益効果をもたらす成長となるよう配慮する。

(i) 雇用創出

就業を通じた所得の向上は、貧困層の生活水準を高めるための重要な手段である。このため、特に、労働集約的な中小・零細企業育成を支援する。また、企業活動の基盤となる経済インフラ整備、零細企業の参入・国内外からの投資を拡大するための制度改革及び労働環境整備を支援する。文化面の魅力を活用して観光の振興を図ることは雇用の創出にもつながる。

(ii) 均衡の取れた発展

経済成長を遂げている国においても、地域間格差の問題が存在する。この格差は、多くの場合、貧しい農村地域と比較的恵まれた都市部との間で生じている。農村地域の発展のためには、農業生産性向上が重要であることから、農業関連政策立案支援、灌漑や農道等の生産基盤の強化、アフリカにおけるネリカ稲など生産技術の普及及び研究開発、住民組織の強化を支援する。加えて、農村地域における農産物加工、市場流通や食品販売の振興等の農業以外の経済活動の育成を支援する。

また、このような地域間格差が存在する都市部と村落地域を結びつける運輸、エネルギー、通信等の基幹インフラを整備する。その際、幹線道路に農道を結びつける等の工夫により、基幹インフラが貧困層による経済・社会活動への参加に役立つよう配慮をする。

都市部においても、人口増加や村落地域からの人口流入などにより極めて貧しい地区が存在している。労働集約的な中小・零細企業育成を支援し、特に都市部において小規模金融やその育成に資するような技術協力を行う。

なお、貧困層は自然資源を直接生活の糧としている場合が多いこともあり、環境劣化により特に深刻な影響を受けるため、成長を通じた貧困削減においては、特に持続可能な開発の視点に十分留意する。

d. 貧困削減のための制度・政策に関する支援

(i) 貧困削減のためには、法の下の平等に基づき貧困層の権利が保障され、政治に参画し、自らの能力を発揮できるようにする制度、政策の構築が重要である。そのため、人権の保障、法による統治、民主化の促進に資する支援を実施する。

(ii) 開発途上国政府が適切な開発戦略を策定し、実施できるよう能力向上を支援する。

(iii) 経済危機やインフレーションなどによる貧困層への影響を回避する観点から、適切な財政・金融政策を通じたマクロ経済の安定化は不可欠である。そのために、専門家派遣等を通じて政府関係者の能力強化を支援する。

(2) 持続的成長

(イ)持続的成長の考え方

a. 貧困を削減し、また、開発の成果を持続的なものとするためにも、開発途上国の持続的成長が不可欠である。持続的な経済成長のためには、民間セクターの主導的な役割が鍵となることから、ODAによって、貿易・投資を含む民間セクターの活動を促進することが重要である。加えて、ODAを通じて途上国の多角的自由貿易体制への参画を支援することも重要である。

b. 国際貿易の恩恵を享受し、資源・エネルギー、食料などを海外に大きく依存する我が国としては、ODAを通じて開発途上国の持続的成長のために積極的に貢献する。このことは、我が国の安全と繁栄を確保し、国民の利

益を増進することに深く結びついている。

c.　持続的成長の阻害要因を国ごとに分析し、各国の個別状況及び発展段階に応じて経済社会基盤の整備、政策立案・制度整備、人づくりを包括的に支援することが重要である。これらの包括的な支援を通じて各国の投資環境の改善と経済の持続的成長を追求する。

d.　近年、各国間で進んでいる経済連携は、貿易・投資の自由化に加え、経済制度の調和を進めることにより、人、モノ、カネ、情報の国境を越えた流れを円滑化し、関係国全体の成長に資するという重要な意義がある。我が国は、東アジア地域を始め各国との経済連携の強化を進めているが、相手国のうち開発途上国に対しては、経済連携を強化し、その効果を一層引き出すための貿易・投資環境や経済基盤の整備を支援するため、ODAを戦略的に活用していく。

（ロ）持続的成長のアプローチ及び具体的取組

a.　経済社会基盤の整備

民間セクターの活動を促進する上で、インフラは根本的な重要性を有する。我が国は、従来、経済成長の下支えとなる経済・社会インフラの整備を円借款などを通じて積極的に支援し、アジア地域を中心に経済成長の基盤整備に大きな役割を果たしてきた。経済・社会インフラ整備を促進するに当たっては適切な規模の中長期資金が必要であること、また、十分な自己財源や民間資金の流入を確保し得る開発途上国がまだ一部に限られていることにも留意する必要がある。この観点から、途上国の制度政策環境や債務管理能力などに留意しつつ、道路、港湾等の運輸インフラ、発電・送電施設、石油・天然ガス関連施設等のエネルギー関連インフラ、情報通信インフラ、生活環境インフラといった貿易・投資環境整備等に資する経済社会基盤の整備を支援する。また、インフラの維持管理と持続性の確保のため、インフラ整備への支援と併せて、分野ごとの課題に関する政策策定・対話の推進、人材育成等、インフラのソフト面での支援も行う。

インフラ整備が幅広い地域や国境を跨いで裨益をもたらす場合もあることから、支援を行うに当たっては、地域全体の発展という観点を考慮する。また、国境を越えた人・モノの移動の円滑化を確保する観点から保安上の問題への対処能力向上や安全対策を支援する。開発途上国にとってのODA以外の資金の重要性にかんがみ、民間資金及びODA以外の公的資金（OOF）との役割分担と連携や、民間セクターの参入等を図る官民パートナーシップ（PPP:PublicPrivatePartnership）の構築を重視する。インフラの建設に当たっては、環境社会配慮を徹底する。

b.　政策立案・制度整備

経済社会基盤の整備に加え、マクロ経済の安定化、貿易や投資に関する政策・制度の構築、情報通信社会に関する政策・制度整備といったソフト分野の支援は、民間セクターが牽引する持続的な成長を促進する上で不可欠である。

マクロ経済の安定化に関しては、適切かつ持続可能な財政・金融政策、公的債務管理、経済政策の立案・実施に向けた支援を行うとともに、貿易・投資の拡大を見据えた産業政策、地方分権化を受けた地方振興策等の立案に向けた支援を重視する。具体的には、財務管理、金融、税務、税関分野の制度構築、人材育成のための支援を行い、また、地場産業や裾野産業の振興を支援する。特に市場経済移行段階の開発途上国に対しては、政策、制度構築、法整備、人材育成を含めた市場経済化支援を行う。

貿易・投資促進のための制度整備に関しては、各国の経済状況に配慮しつつ、政府調達、基準・認証制度、知的財産権保護制度、物流網構築やその運用に向けた支援を含め、国際経済ルールにのっとった制度整備

を支援していく。汚職の撲滅、法・制度の改革、行政の効率化・透明化、地方政府の行政能力の向上は、民主的で公正な社会の実現のためにも、また、投資環境の改善のためにも重要であることから、ガバナンス分野で政府の能力向上を支援する。

c. 人づくり支援

人づくりは、労働力の質的な改善につながるとともに、新たな技術革新を生み出す力ともなる。我が国の経済発展の経験に照らしても、国の経済・社会開発や科学技術振興に必要な官民の人材育成が経済成長に果たした役割は大きい。したがって、開発途上国における基礎教育、高等教育及び職業訓練の充実に向けた支援に加え、我が国の高等教育機関への留学生の受入れなどを通じた幅広い分野における人材育成のための支援を行う。また、専門家の派遣や研修制度等を活用し、我が国の技術、知見、人材を活用して我が国の経験を伝えつつ、中小企業振興や情報通信を含む産業発展を始めとする様々な分野における人材育成を支援する。

d. 経済連携強化のための支援

地域レベルの貿易・投資の促進は、各国の経済成長に直接貢献するとともに、開発に必要な資金の動員や民間セクターの技術水準向上等に寄与する。このため、国や地域に跨る広域インフラの整備を行うほか、貿易・投資に関連する諸制度の整備や人材の育成を積極的に支援する。我が国が経済連携を推進している各国・地域に対しては、知的財産保護や競争政策等の分野における国内法制度構築支援や、税関、入国管理関連の執行改善・能力強化支援、情報通信技術（ICT）、科学技術、中小企業、エネルギー、農業、観光等の分野における協力を行う。

（3）地球的規模の問題への取組

地球温暖化を始めとする環境問題、感染症、人口、食料、エネルギー、災害、テロ、麻薬、国際組織犯罪といった地球的規模の問題は、国境を越えて個々の人間の生存にかかわる脅威である。国際社会の安全と繁栄を実現するために、我が国はODAを用いて積極的に貢献する。中期政策では、これらの地球的規模の問題のうち、特に貧困削減と持続的成長の達成に密接かつ包括的に関係する環境問題、及び2004年12月に発生したスマトラ島沖大地震及びインド洋津波災害を踏まえ、地震、津波を始めとする自然災害への対応を取り上げる。

（イ）環境問題及び災害への取組に関する考え方

a. 環境と開発の両立を図り、持続可能な開発を進めていくことは世界共通の課題である。地球温暖化の進行、開発途上国における経済成長に伴う深刻な環境汚染、人口増加や貧困を背景とした自然環境の劣化の急速な進行などは、開発途上国の人々の生活の脅威となっている。これら環境問題の解決のためには、広範にわたる一貫した取組が必要である。また、地震や津波などによる災害は、発生直後の被害のみならずその後も人間の生存や社会経済開発を脅かす問題であり、その対応のためには開発途上国の自助努力を支援するとともに緊急対応、復興、予防の各段階に応じた包括的かつ一貫性のある取組が重要である。

b. 我が国は、環境問題に対して、「持続可能な開発のための環境保全イニシアティブ（EcoISD）」、「京都イニシアティブ」などに基づき、また、災害問題に対して、「防災協力イニシアティブ」を踏まえて、ODAを活用して積極的に取り組む。

（ロ）環境問題への取組に関するアプローチ及び具体的取組

①再生可能エネルギー、省エネルギーといった温室効果ガスの抑制・削減（京都メカニズム活用のための支

援を含む。)、気候変動による悪影響への適応(気象災害対策を含む。)などの「地球温暖化対策」、②大気汚染対策、水質汚濁対策、廃棄物処理などの「環境汚染対策」、及び、③自然保護区の保全管理、森林の保全・管理、砂漠化対策、自然資源管理などの「自然環境保全」の3つを重点分野として、以下のアプローチ及び具体的取組により協力を推進する。

a. 環境問題への取組に関する能力の向上

各国の実情に応じ、開発途上国の関係当局や研究機関などの環境問題への取組に関する能力を総合的に高めるため、人材育成支援を推進するとともに、的確な環境監視、政策立案、制度構築、機材整備などに対する協力を行う。

b. 環境要素の積極的な取り込み

我が国が策定する開発計画やプログラムなどに環境保全の要素を組み込むとともに、適切な環境社会配慮が実施又は確認された開発途上国の事業に対し協力を行う。

c. 我が国の先導的な働きかけ

政策対話、各種フォーラムなどの適切な協力方法を通じて開発途上国の環境意識の向上を図り、環境問題に対する取組を奨励する。

d. 総合的・包括的枠組みによる協力

地域レベルや地球規模の環境問題の解決のために、多様な形態の協力を効果的に組み合わせて総合的・包括的枠組による協力を実施する。

e. 我が国が持つ経験と科学技術の活用

我が国が環境問題を克服してきた経験・ノウハウや複雑化する環境問題に対する科学技術を活用した途上国への支援を行う。それらの経験・ノウハウや、観測、データ解析、対策技術などに関する科学技術は、地方自治体、民間企業、各種研究機関、NGOなど我が国政府機関以外の組織にも幅広く蓄積されており、支援においてはそれらとの積極的な連携を図る。また、専門的知見や実施体制を有する国際機関などとの連携も図る。

(ハ) 災害への取組に関するアプローチ及び具体的取組

地震や津波などによる災害に対して我が国が国際的に高い比較優位を有する自国の経験や技術(観測などに関する科学技術を含む。)、人材を活用して、上記(ロ)と同様のアプローチにより取り組む。

(4)平和の構築

(イ) 平和の構築の考え方

a. 冷戦後の国際社会では、地域・国内紛争が多く発生している。また、いったん停戦が成立した後、紛争が再発することも少なくない。紛争は、難民・国内避難民の発生、経済・社会基盤の破壊、統治組織の機能不全といった様々な問題を引き起こす。その結果、人々の生命や生活、尊厳を維持することが極めて困難となるほか、その国及び地域全体の開発も妨げられる。その意味で平和と安定は開発の前提条件である。

b. 平和の構築は、紛争の発生と再発を予防し、紛争時とその直後に人々が直面する様々な困難を緩和し、そし

て、その後長期にわたって安定的な発展を達成することを目的としている。紛争予防や紛争の終結段階における支援、紛争後の緊急人道援助、そして、中長期的な復興開発支援は、平和を定着させるために欠かせない。例えば、ODAによる雇用創出事業や病院、学校の復旧事業を通じ、人々は生計を立て保健・教育サービスを受けられるようになる。その結果、人々は「平和の配当」を実感し、社会の平和と安定につながる。

平和の構築に関する支援に当たっては、対立グループ間の対話など、和平のための政治的プロセスを十分踏まえて、これを促進するよう配慮する必要がある。さらに、政治、社会、歴史、文化といった各国又は地域の個別状況を十分踏まえる必要がある。

c. 我が国としては、国際機関や、他ドナー、さらには国内の民間部門やNGOと協力しつつ積極的に貢献する考えである。

(ロ) 平和の構築に向けたアプローチ及び具体的取組

我が国の平和の構築に関する支援には、現地の治安状況や政府の機能不全など様々な難しい障害があり得ることに留意する必要がある。我が国が平和の構築に取り組むに当たっては、支援関係要員の安全に最大限の配慮を払いつつ、できることを着実に実施するという姿勢で取り組むべきである。

a. 紛争前後の段階に応じた支援

紛争の予防・再発防止、紛争直後の段階から復興・再建段階、そして中長期的な開発といった段階に応じて、以下のような支援を行う。

(i) 紛争予防・再発防止のための支援

紛争のおそれのある国及び紛争後なお社会が不安定な状況にある国においては、紛争予防に十分配慮して開発援助を実施することが特に重要である。援助の対象地域や対象者の選定に当たっては、被援助国における紛争要因を歴史や文化を踏まえて正確に把握し、裨益対象が偏るなどして紛争を助長しないよう配慮する。また、例えば、環境保全やインフラ整備といった非政治的分野で地域協力プロジェクトを実施することによって、対立グループ間の対話と協力の促進を図る。また、紛争予防の観点から、兵器の拡散を防止することは重要であり、輸出入管理の強化、不正な武器の取引防止、法制度整備等に関する途上国の能力強化を支援する。

(ii) 紛争後直ちに必要となる緊急人道支援

紛争直後、難民や国内避難民を始めとする人々が自らの生命、生活を守るためには、最低限必要な「衣食住」にかかわる緊急人道支援を迅速かつ効果的に提供することが必要である。このため、難民・避難民の帰還や住居、食料、水、衛生、保健、教育などに関する緊急人道支援を実施する。

(iii) 紛争後の復興支援

復興支援においては、人材育成を支援しつつ、紛争により破壊された病院、学校、道路、公共交通、上下水道、エネルギー関連施設などの社会資本を復旧して、経済社会活動を軌道に乗せるための環境を整備することが必要である。このため、我が国は、社会資本の復旧を支援するとともに、政府の統治機能の回復のための選挙支援、法制度整備に関する支援、民主化促進のためのメディア支援等を実施する。

(iv) 中長期的な開発支援

中長期的な開発支援においては、開発を軌道に乗せることが必要である。このためには貧困削減や持続的成長を目的とする幅広い支援を実施する。

b. 一貫性のある支援

平和の構築の実施に当たっては、紛争前後の段階に応じて必要な対応を継ぎ目なく一貫性を持って行うことが不可欠であり、この観点から、紛争直後の段階から中長期的な支援に至るニーズを正確に把握することが必要である。そのため被援助国において、政府及び援助実施機関等の関係者との間で十分な意思疎通を図り、具体的なニーズの発掘や案件の形成に当たるとともに、我が国のODAの考え方等について認識の共有に努める。また、復興計画策定と即応的な復旧事業の形成を同時に行う緊急開発調査を活用しつつ、必要なタイミングで調査の結果得られた情報を活用できるよう準備しておく。そして、緊急人道支援からその後の復興開発協力へのスムーズな移行を確保し、両者の間で生じやすい空白(ギャップ)を極力解消していく。

c. 迅速かつ効果的な支援

紛争は、多数の難民・国内避難民の発生、インフラの破壊や統治組織の崩壊、食糧不足、貧困、病気の蔓延など様々な問題を引き起こす。このような危機的状況の下では、人間の生命、生活を保護するため迅速な対応が必要となる。国際機関、地域機関、内外のNGOなどと連携してより効果的な援助を実施する。

また、我が国が、今後、平和の構築を積極的・効果的に行っていくためには、平和の構築支援に携わる人材の育成が不可欠となる。そのため、JICA職員・専門家、コンサルタント、NGO等を対象とした各種研修を実施する。また、治安の状況に応じた協力形態を柔軟に活用するとともに、派遣される各人に対して治安対策研修を行う。必要なときに迅速な要員派遣を可能とする制度の整備を強化し大使館・JICAの体制を整備する。

d. 政府に対する支援と地域社会に対する支援の組み合せ

紛争後の状況においては中央政府や地方政府がしばしば機能不全に陥る。政府の機能不全を緊急に補うため、地域社会に対する草の根レベルの支援を通じ保健医療、教育、飲料水、食料などの基礎社会サービス提供を行い、地域コミュニティの再生に努める。同時に、中央政府・地方政府の人材育成や制度整備を支援することによって政府の機能の回復に努め、早急に国として自立できるように努める。

e. 国内の安定と治安の確保のための支援

紛争が終了しても政府の治安を維持する能力が不十分である場合が多く、このために人々の安全が脅かされ、開発活動が妨げられ、さらには紛争再発に至ることもある。したがって、人道・復興支援と平行して、治安強化・紛争再発予防のために、ODA大綱との整合性に留意しつつ、警察支援、雇用創出を通じた除隊兵士の社会復帰、地雷や小型武器を含む武器の回収及び廃棄、司法制度の改革等を支援する。

f. 社会的弱者への配慮

健康等を害している人や女性、児童等紛争により特に深刻な影響を受ける人々や紛争により直接の被害を受けた人々を速やかに保護する。地雷被害者を含む社会的弱者の能力強化に対し特段の配慮を図る。

g. 周辺国を視野に入れた支援

紛争国に隣接する国の中には、難民の流入、貿易や投資への悪影響など紛争に起因する問題に直面し、困難な状況に陥る場合がある。また、こうした周辺国は、紛争国と密接な関係を持っており、政治的な発言力を

有していることから、仲介によって紛争解決に貢献することが可能であるほか、貿易や人の交流を通じても地域の安定・紛争予防に重要な役割を担っているケースも少なくない。他方、周辺国が紛争当事国内の特定勢力を支援し、勢力間の対立関係に周辺国間の力関係が反映された場合も多く見られる。したがって、このような事情を踏まえて紛争の解決や予防、地域の安定も念頭に置きつつ周辺国の支援を検討する。

4.効率的・効果的な援助の実施に向けた方策について

(1)援助政策の立案及び実施体制の強化の考え方

効率的・効果的な援助実施のためには、我が国の援助政策の立案及び実施の体制を強化し、政策立案から実施まで一貫性を持って行うことが重要である。我が国は主要な被援助国について、被援助国の開発計画や国際的な開発目標とも整合性を確保しつつ、国別援助計画及び重点課題別・分野別の援助方針を策定してきている。今後、我が国は国際機関や他ドナー等とも連携を強化しつつ、これらの政策立案能力を一層強化するとともに、政策を具体的な案件の形成・選定・実施につなげていくための体制を強化する。そのためには、被援助国と我が国の二国間関係、被援助国の政治・経済・社会情勢を踏まえた開発ニーズや援助の実態を最も直接的に把握できる立場にある在外公館や援助実施機関現地事務所等、現地の機能を強化することが必須である。中期政策では、現地機能強化について具体的取組及び体制整備を取り上げる。

(2)現地機能強化の具体的取組

我が国は、在外公館を中心にJICA、JBIC等、援助実施機関の現地事務所を主要なメンバーとして構成される現地ODAタスクフォース(以下、現地TF)を中心とした現地の機能強化に努めてきているが、これを更に推進するため、現地TF及び東京においては以下の具体的取組を強化する。なお、その際、援助政策の決定過程・実施において現地TFが主導的な役割を果たすよう、現地TFは、以下の具体的取組において積極的な参画・提言を行い、東京はこれらに関する現地TFの提言を尊重する。なお、現地TFが設置されていない被援助国においても、在外公館がIT等を活用して援助実施機関の兼轄事務所等の協力を得つつ、可能な範囲内で、同様の努力を行い、東京もこれを尊重する。

なお、現地TFが設置されていない被援助国においても、在外公館がIT等を活用して援助実施機関の兼轄事務所等の協力を得つつ、可能な範囲内で、同様の努力を行い、東京もこれを尊重する。

(イ) 開発ニーズ等の調査・分析

現地TFは、被援助国の政治・経済・社会情勢を踏まえた開発ニーズや被援助国自身の開発の取組についての調査・分析機能を強化する。その際、現地関係者を通じて、現地の経済社会情勢などを十分把握する。また、現地TFは、必要に応じて外部人材を活用するとともに、現地援助コミュニティ(主要ドナー諸国・国際機関、NGO、学術機関等を含む。)との情報交換等も行う。

東京は、政策支援型の開発調査や政策アドバイザーの派遣等をより機動的に活用することを通じて、これを支援する。

(ロ) 援助政策の立案・検討

a. 国別援助計画の策定への参画

国別援助計画は、上記(2)(イ)の被援助国の抱える開発ニーズ等を正確に把握した上で、外交的視点も入れつつ、向こう5年間程度の我が国援助の方向性や重点分野・項目を明確に示すものである。このような計画の策定や改定に当たり、現地TFは、援助計画が被援助国の開発計画や開発目標、更に国際的な開発目標と

整合的な内容となるよう、現地援助コミュニティ（主要ドナー諸国・国際機関、NGO、学術機関等を含む。）との連携の在り方も視野に入れつつ、現場ならではの知見や経験を最大限に活用して積極的に参画する。

b.　重点課題別・分野別援助方針の策定への参画

現地TFは、上記（2）（ロ）a.の国別援助計画及び下記（2）（ロ）c.の政策協議を通じて明確にされた重点分野・項目に沿って、より具体的な重点課題別、分野別の援助方針策定に関して積極的に提言を行い、これにより、開発ニーズを真に反映した案件の形成・実施につなげることを目指す。東京は現地TFの提言を尊重する。

c.　政策協議の実施

現地TFは、国別援助計画及び重点課題別・分野別援助方針で示される中期的な取組の方針が実際の案件形成・要請・実施に反映されるよう、中期的視点から見た重点分野や政策・制度上の課題につき被援助国と認識を共有し、また、意見調整を行うため、必要に応じて東京からの参加者も得つつ、政策協議を実施する。

なお、国別援助計画が策定されていない国については、ODA大綱及び中期政策を踏まえ、政策協議を通じて現地TFが主導的に我が国援助の方向性や重点分野・項目を明確化する。

（ハ）援助対象候補案件の形成・選定

a.　現地TFの主導的役割

現地TFは、援助案件の形成・選定のための精査において主導的役割を果たす。具体的には、現地TFは、被援助国の要請（要望調査結果）を東京に報告する際に、援助候補案件の優先度について東京に提言する。東京は、案件を選定する際に、こうした現地TFの提言を尊重する。

b.　援助手法の連携と見直しへの提言

我が国の援助が全体として最大の効果を上げるためには、各援助手法の有機的連携が重要である。このため、現地TFは、特に、無償資金協力、円借款、技術協力それぞれの援助手法の適切な役割分担を明確化しつつ、これら3手法が相当程度実施されている被援助国について、具体的な連携モデル案件の形成に努める。また、現地TFは、国際機関や他ドナーとの援助協調等の国際的な動向を踏まえつつ、当該国における援助手法の見直しの必要性と可能性につき、具体的提言を行う。東京は、現地TFからのこれら提言を踏まえて、援助手法の連携と見直しにつき検討する。

（ニ）現地援助コミュニティとの連携強化

開発援助をめぐる国際的な取組として、援助コミュニティにおいて、ミレニアム開発目標（MDGs）を始めとする共通の開発目標や開発戦略の設定が進行している。こうした動向を踏まえ、現地TFは、我が国援助の効果を向上させる観点から、国際機関や他ドナーを始めとする現地援助コミュニティと緊密な連携を図りつつ、我が国の援助政策に沿った形で積極的に援助協調に参画していく。こうした取組は、現地において我が国の存在感を高めることにもつながり得る。特に、我が国の援助の重点分野において援助協調が推進されている場合には、我が国が主導的役割を果たすことも含め、被援助国政府の自助努力を促しつつ当該国の開発政策の策定・実施の過程に積極的に関与する。

（ホ）被援助国における我が国関係者との連携強化

我が国が有する優れた技術、知見、人材、制度を活用することも重要であることから、現地TFは、被援助国において活動する我が国のNGOや学術機関、経済団体（現地に進出している民間企業を含む。）等との連携

強化のため、これら関係者との意見交換を活発に行う。

（ヘ）我が国ODAのレビュー

現地TFは、被援助国に対する政策レベル及びプログラムレベルでのODA評価の結果等も参考にしつつ、被援助国に対するこれまでの我が国援助が所期の目的・意義を達成したか、目指すべき方向性は適切であったか、重点分野・重点項目の置き方は有効であったか、援助実施上の留意点には有効に対処できたか等についてレビューを行う。

また、現地TFは、このレビューの結果を踏まえて、国別援助計画や重点課題別・分野別援助方針の策定・改定等への参画に際して、適切な改善を図る。

（ト）情報公開と広報

ODAに関する透明性向上を図るために、現地TFは、東京からの支援も得つつ、タスクフォースの活動、国別援助計画や政策協議等の内容について、ホームページ等を活用した積極的な広報に努める。

（3）現地機能強化のための体制整備

上記（2）に列挙された現地の機能強化を行うためには、現地TFのみならず、東京も含めた体制の強化が重要である。このため、以下を始めとする具体的施策を可能な範囲で実施する。

（イ）適切な人員配置と人材育成（外部人材の積極的な活用を含む。）

現地TF及び東京の両方において、援助業務に関する経験と高い実務能力を備えた人材及び現地の政治・経済・社会情勢に精通した人材等、政府内及び外部からの有為な人材を積極的に活用しつつ、適切な人員配置を行う。また、援助においては緊急に対応を必要とする場合もあることから、そのような事態にも柔軟に対応できるよう、機動的かつ柔軟な人員配置も併せて行う。

現地機能を強化する上で、援助協調等の国際的潮流や我が国援助の政策や実施の全般について広い経験と知見を有する人員の確保は必須であるため、現地TF及び東京の両方においてIT等も活用して研修を充実させることも含め、援助に携わる人材育成を通じて我が国援助の裾野を広げることを目指す。

（ロ）IT等を活用した情報・知見の共有の促進

東京は、現地TFが、特に（2）（ロ）b.の重点課題別・分野別援助方針等を策定するに当たって有益と考えられる関連情報や知見を、IT等を活用して積極的に現地TFに紹介・共有する。

附属

「人間の安全保障」の視点を理解する上で参考となる案件例　（2004年現在実施中のもの）

セネガルにおける住民参加型の給水整備

セネガルの村落地域には、井戸などの適切な給水施設が整備されていないため、多くの女性や子供達は日課として遠方まで水汲みに行かなければならず、また、安全な水が入手できないために極めて衛生状態が悪い地域が多く存在する。

我が国は、水の「欠乏」という脅威から住民を保護するため、無償資金協力により給水施設の整備を行った。給水施設の整備に加え、人々が持続的に自らの力でより良い生活を実現できるよう、技術協力により住民の能力強化につながる支援を行った。具体的には、我が国は村落レベルで給水設備の運営・維持管理が行えるよう、住民組織を形成して保守・点検方法や、料金徴収方法を研修したり、女性を始めとする地域住民の生活改善のために水衛生と関連付けて保健衛生教育を行った。また、これに関連して、給水施設管理の余剰金で住民自らが養鶏事業を始める等世帯収入が向上した。これらの活動は、人々の能力強化、村落の開発そのものを支援するものであり、また、女性や子供といった脆弱な層への支援、保健・衛生・教育分野等の分野横断的な支援や、他国の援助機関が普及に努めている住民組織モデルを活用することによる他機関との連携などを組み合わせたものである。これらの我が国の援助によって、村落地域の多くの女性や子供達が水汲み労働から解放され、住民はより衛生的な生活を実現できるようになってきている。

カンボジアにおけるHIV/エイズからの保護

カンボジアでは、HIV/エイズの感染率が高く、経済活動の活発化に伴う人の移動・集中によりHIV/エイズ感染が更に拡大するおそれがあり、その結果、住民や労働者がHIV/エイズの脅威にさらされる可能性がある。我が国は、有償資金協力により支援したカンボジアのシハヌークビル港改修事業において、人々をHIV/エイズの脅威から保護し、また自らを守る能力を強化するためのプログラムを事業の中に取り込むなど、「人間の安全保障」の視点を反映させるよう工夫した。

具体的には、HIV/エイズという脅威から周辺住民を含む事業関係者を保護するために、労働者に検診を義務付け、またコンドーム配布を教育活動と組み合わせて人々の行動を変えるような措置を採ったり、労働者の中からリーダーを育成し仲間同士の会合の場で保健衛生についての知識を深めるような活動を行ったほか、HIV/エイズに対する問題提起や広報活動を広く行った。また、これらの活動が関係者に確実に浸透するよう現地のNGOと連携して実施した。

この試みの結果、HIV/エイズ及び性感染症に関する感染経路や予防手段等が認識され、労働及び住民自らがHIV/エイズ感染のリスクから身を守る能力が強化された。

3 現行の分野別イニシアティブ一覧

分野	イニシアティブ	概　要
ジェンダー	ジェンダーと開発イニシアティブ (GAD:Gender and Development Initiative) 第49回　国連婦人の地位委員会(2005年)で発表 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/bunya/archive/gad_initiative_g.html	(1)援助政策におけるジェンダー平等の視点の導入強化 (2)ジェンダー分析の強化および女性の参加促進 (3)ジェンダー平等を推進する政策・制度支援 (4)国際社会・NGOとの連携強化 (5)組織の能力向上および体制整備
教育	成長のための基礎教育イニシアティブ (BEGIN:Basic Education for Growth Initiative) G8カナナスキス・サミット(2002年)で発表 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/bunya/archive/edu_initiative.html	「万人のための教育(EFA : Education for All)」の実現に向けて、基礎教育の「機会」、「質」、「マネージメント」を柱とし、開発途上国が行う基礎教育促進のための取組に対する支援を強化していく。 (1)教育の「機会」の確保に対する支援 (2)教育の「質」向上への支援 (3)教育の「マネージメント」の改善
保健	「保健と開発」に関するイニシアティブ (HDI:Health and Development Initiative) 保健関連MDGsに関するアジア太平洋ハイレベルフォーラム(2005年)で発表 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/hoken/mdgs/initiative_g.html	保健分野のミレニアム開発目標(MDGs)達成に寄与するため、母子保健の向上、感染症対策および保健システム強化などのため、2005～2009年の5年間で、50億ドルをめどとする、包括的な協力を行う。 (1)保健医療体制の基盤整備に関する支援 (2)保健医療分野の支援を補完する関連分野の支援および分野横断的取組 (3)MDGsの達成への貢献に向けた取組 (4)日本の援助実施体制の強化
水と衛生	水と衛生に関する拡大パートナーシップ・イニシアティブ (WASABI:Water and Sanitation Broad Partnership Initiative) 第4回　世界水フォーラム・閣僚級国際会議(2006年)で発表 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/bunya/archive/wasabi_gai.html	(1)統合水資源管理の推進 (2)安全な飲料水と衛生の供給 (3)食料生産等のための水利用支援 (4)水質汚濁防止と生態系保全 (5)水関連災害による被害の軽減
環境	京都イニシアティブ(温暖化対策途上国支援) The Kyoto Initiative(Assistance to Developing Countries for Combating Global Warming) 気候変動枠組条約第3回締約国会議(京都会議)(1997年)で発表 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/bunya/archive/isd_kankyo_gai.html	政府開発援助を中心とした環境協力の包括的な中長期構想として、「21世紀に向けた環境開発支援構想(ISD)を発表。その行動計画に基づき、温暖化対策に関する開発途上国支援を一層強化するための支援策。 (1)「人づくり」への協力(1998年度から5年間で3,000人) (2)優遇条件による円借款の供与 (3)日本の技術・経験の活用・移転
	持続可能な開発のための環境保全イニシアティブ (EcoISD:Environmental Conservation Initiative for Sustainable Development) 持続可能な開発に関する世界首脳会議(WSSD)(2002年)に先立って発表 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/bunya/archive/wssd_gai.html	(1)環境分野の人材育成(2002年度から5年間で5,000人) (2)環境分野の案件に対する優遇条件での円借款の供与 (3)地球環境無償資金協力の充実と、地球規模の環境問題の解決に資する協力を推進 (4)国際機関等との広範囲な連携の促進 (5)環境分野の経済協力の事後評価の充実に向けた、評価手法の一層の改善
	途上国支援に関する「鳩山イニシアティブ」 気候変動枠組条約第15回締約国会議(COP15)(2009年12月)において発表 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/kiko/cop15_g.html 官邸ホームページアドレス http://www.kantei.go.jp/jp/kakugikettei/2009/091216hatoyamainitiative.pdf	排出削減等の気候変動対策に取り組む途上国、および気候変動の悪影響に対して脆弱な途上国を広く対象として、2012年末までの約3年間で、国際交渉の進展状況を注視しつつ、官民合わせて約1兆7,500億円(概ね150億ドル)規模の支援(うち公的資金1兆3,000億円(概ね110億ドル)を実施。
ガバナンス	民主的発展のためのパートナーシップ (PDD:Partnership for Democratic Development) G8リヨン・サミット(1996年)で発表 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/pdd/index.html	(1)各種制度づくり支援 (2)選挙支援 (3)知的支援 (4)市民社会の強化 (5)女性の地位向上
貿易・投資	開発イニシアティブ2009 (Development Initiative for Trade 2009) WTO第2回貿易のための援助グローバルレビュー会合(2009年)で発表 http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/enzetsu/21/eito_0706.html	「貿易のための援助(Aid for Trade)」として以下を実施。 (1)技術協力として合計4万人の専門家派遣、研修員受入れを含め、3年間(2009～2011年)で総額120億ドルの二国間資金協力 (2)途上国との貿易の最新の情勢を踏まえた一般特恵関税制度(GSP)の改正 (3)AfTの効率化、保護主義への対抗、貿易金融等の関連分野への積極的な貢献
防災	防災協力イニシアティブ (Initiative for Disaster Reduction through ODA) 国連防災世界会議(2005年)で発表 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/bunya/archive/bosai_gaiyo.html	(1)防災への優先度の向上 (2)人間の安全保障の視点 (3)ジェンダーの視点 (4)ソフト面での支援の重要性 (5)日本の経験、知識および技術の活用 (6)現地適合技術の活用・普及 (7)様々な関係者との連携促進

第3節
重債務貧困国(HIPCs:Heavily Indebted Poor Countries)一覧

2009年7月末現在

	地域	件数	国名
完了時点(*1)到達国（Completion Point）（26か国）	アフリカ	21	ベナン、ブルキナファソ、エチオピア、ガーナ、マダガスカル、マリ、モーリタニア、モザンビーク、ニジェール、ルワンダ、セネガル、タンザニア、ウガンダ、ザンビア、カメルーン、マラウイ、シエラレオネ、サントメプリンシペ、ガンビア、ブルンジ、中央アフリカ
	中南米	5	ボリビア、ガイアナ、ホンジュラス、ニカラグア、ハイチ
決定時点(*2)到達国（Decision Point）（9か国）	アフリカ	8	チャド、コンゴ（民）、ギニア、ギニアビサウ、コンゴ、リベリア、トーゴ、コートジボワール
	中東	1	アフガニスタン
決定時点(*2)未到達国（Decision Point）（5か国）	アフリカ	4	コモロ、ソマリア、スーダン、エリトリア
	アジア	1	キルギス

*1　決定時点に到達したHIPC諸国に対しては、中間救済としての債務救済が行われる。その後、新たな経済社会改革プログラムが実施され、良好な実績を示したと認められた場合HIPC諸国は拡大HIPCイニシアティブの完了時点に到達し、包括的債務削減措置を受けることになる。
*2　決定時点に到達するには、HIPC諸国は、債務救済により利用可能となる資金の使途についての指針を盛り込んだ貧困削減戦略文書（PRSP）を策定し、世銀/IMF理事会の承認を受ける必要がある。世銀/IMF理事会は、提出されたPRSPやIMFなどが当該HIPC認定国に求めた経済社会改革プログラムの実施実績などを参考に、また、債務国の債務返済能力状況の分析に基づいて当該HIPC認定国に対する同イニシアティブ適用の是非を決定する。

（参考）
諸外国の政府開発援助

第1節
DAC諸国の政府開発援助実績

図表Ⅲ-26　DAC諸国の政府開発援助実績（2008年）

（単位:百万ドル、%）

暦年	支出純額ベース				支出総額ベース			
国名	順位	実　績	シェア（%）	対前年比増減（%）	順位	実　績	シェア（%）	対前年比増減（%）
米国	1	26,842	22.1	23.2	1	27,819	20.5	22.6
ドイツ	2	13,981	11.5	13.8	3	15,961	11.7	16.6
英国	3	11,500	9.5	16.8	5	11,977	8.8	3.0
フランス	4	10,908	9.0	10.4	4	12,540	9.2	9.1
日本	5	9,579	7.9	24.7	2	17,453	12.8	28.6
オランダ	6	6,993	5.8	12.3	7	7,282	5.4	10.0
スペイン	7	6,867	5.7	33.6	6	7,477	5.5	37.4
イタリア	8	4,861	4.0	22.4	8	5,097	3.8	18.8
カナダ	9	4,785	3.9	17.3	9	4,824	3.6	17.1
スウェーデン	10	4,732	3.9	9.1	10	4,735	3.5	9.1
ノルウェー	11	3,963	3.3	6.3	11	3,963	2.9	6.3
オーストラリア	12	2,954	2.4	10.7	12	2,954	2.2	10.7
デンマーク	13	2,803	2.3	9.4	13	2,867	2.1	7.5
ベルギー	14	2,386	2.0	22.3	14	2,494	1.8	22.8
スイス	15	2,038	1.7	20.9	15	2,049	1.5	20.8
オーストリア	16	1,714	1.4	−5.3	16	1,763	1.3	-4.0
アイルランド	17	1,328	1.1	11.4	17	1,328	1.0	11.4
フィンランド	18	1,166	1.0	18.8	18	1,168	0.9	19.0
ギリシャ	19	703	0.6	40.4	19	703	0.5	40.4
ポルトガル	20	620	0.5	31.8	20	627	0.5	31.5
ルクセンブルグ	21	415	0.3	10.5	21	415	0.3	10.5
ニュージーランド	22	348	0.3	8.8	22	348	0.3	8.8
DAC諸国計		121,483	100.0	17.4		135,844	100.0	16.8

出典:OECD／DAC
*1　国名の順位は政府開発援助総額（支出純額ベース）の順。
*2　東欧および卒業国向け援助を除く。
*3　四捨五入の関係上、合計に不一致あり。

図表Ⅲ-27　DAC諸国の政府開発援助形態別内訳（2007年）

（支出純額ベース、単位:百万ドル、（　）は政府開発援助総額に占める割合（%））

順位	国名	政府開発援助総額	二国間政府開発援助				国際機関向け政府開発援助
			計	無償資金	技術協力	政府貸付等	
1	米国	21,787	18,901 (86.8)	18,996 (87.2)	732 (3.4)	−827 (−3.8)	2,886 (13.2)
2	ドイツ	12,291	7,950 (64.7)	4,564 (37.1)	3,527 (28.7)	−141 (−1.1)	4,341 (35.3)
3	フランス	9,884	6,258 (63.3)	3,792 (38.4)	2,897 (29.3)	−431 (−4.4)	3,625 (36.7)
4	英国	9,849	5,602 (56.9)	5,684 (57.7)	888 (9.0)	−971 (−9.9)	4,247 (43.1)
5	日本	7,679	5,778 (75.2)	4,170 (54.3)	1,813 (23.6)	−205 (−2.7)	1,901 (24.8)
6	オランダ	6,224	4,644 (74.6)	4,338 (69.7)	476 (7.6)	−169 (−2.7)	1,580 (25.4)
7	スペイン	5,140	3,339 (65.0)	2,866 (55.8)	391 (7.6)	82 (1.6)	1,801 (35.0)
8	スウェーデン	4,339	2,932 (67.6)	2,702 (62.3)	160 (3.7)	71 (1.6)	1,407 (32.4)
9	カナダ	4,080	3,152 (77.3)	2,608 (63.9)	583 (14.3)	−40 (−1.0)	928 (22.7)
10	イタリア	3,971	1,270 (32.0)	1,110 (28.0)	141 (3.6)	19 (0.5)	2,700 (68.0)
11	ノルウェー	3,728	2,883 (77.3)	2,188 (58.7)	436 (11.7)	258 (6.9)	845 (22.7)
12	オーストラリア	2,669	2,268 (85.0)	1,107 (41.5)	1,158 (43.4)	3 (0.1)	400 (15.0)
13	デンマーク	2,562	1,651 (64.4)	1,629 (63.6)	93 (3.6)	−72 (−2.8)	912 (35.6)
14	ベルギー	1,953	1,240 (63.5)	757 (38.8)	511 (26.2)	−29 (−1.5)	713 (36.5)
15	オーストリア	1,808	1,324 (73.2)	1,160 (64.2)	190 (10.5)	−26 (−1.5)	484 (26.8)
16	スイス	1,685	1,269 (75.3)	1,091 (64.7)	165 (9.8)	13 (0.8)	416 (24.7)
17	アイルランド	1,192	824 (69.1)	804 (67.4)	20 (1.7)		368 (30.9)
18	フィンランド	981	584 (59.5)	333 (33.9)	242 (24.7)	9 (0.9)	397 (40.5)
19	ギリシャ	501	249 (49.8)	112 (22.3)	138 (27.5)		252 (50.2)
20	ポルトガル	471	270 (57.4)	99 (21.0)	153 (32.6)	18 (3.9)	200 (42.6)
21	ルクセンブルク	376	253 (67.5)	245 (65.4)	8 (2.1)		122 (32.5)
22	ニュージーランド	320	247 (77.3)	190 (59.4)	57 (17.8)		73 (22.7)
DAC諸国計		103,487	72,889 (70.4)	60,547 (58.5)	14,779 (14.3)	−2,437 (−2.4)	30,598 (29.6)
DAC諸国平均		4,704	3,313	2,752	672	−111	1,391

出典:2009年DAC議長報告
*1　順位は政府開発援助総額の順。
*2　無償資金協力には、行政経費、開発啓発費、NGO支援および債務救済を含む。
*3　四捨五入の関係上、合計に不一致あり。
*4　東欧および卒業国向け援助を除く。

図表Ⅲ-28　地域別実績における主要DAC援助国（2007年）

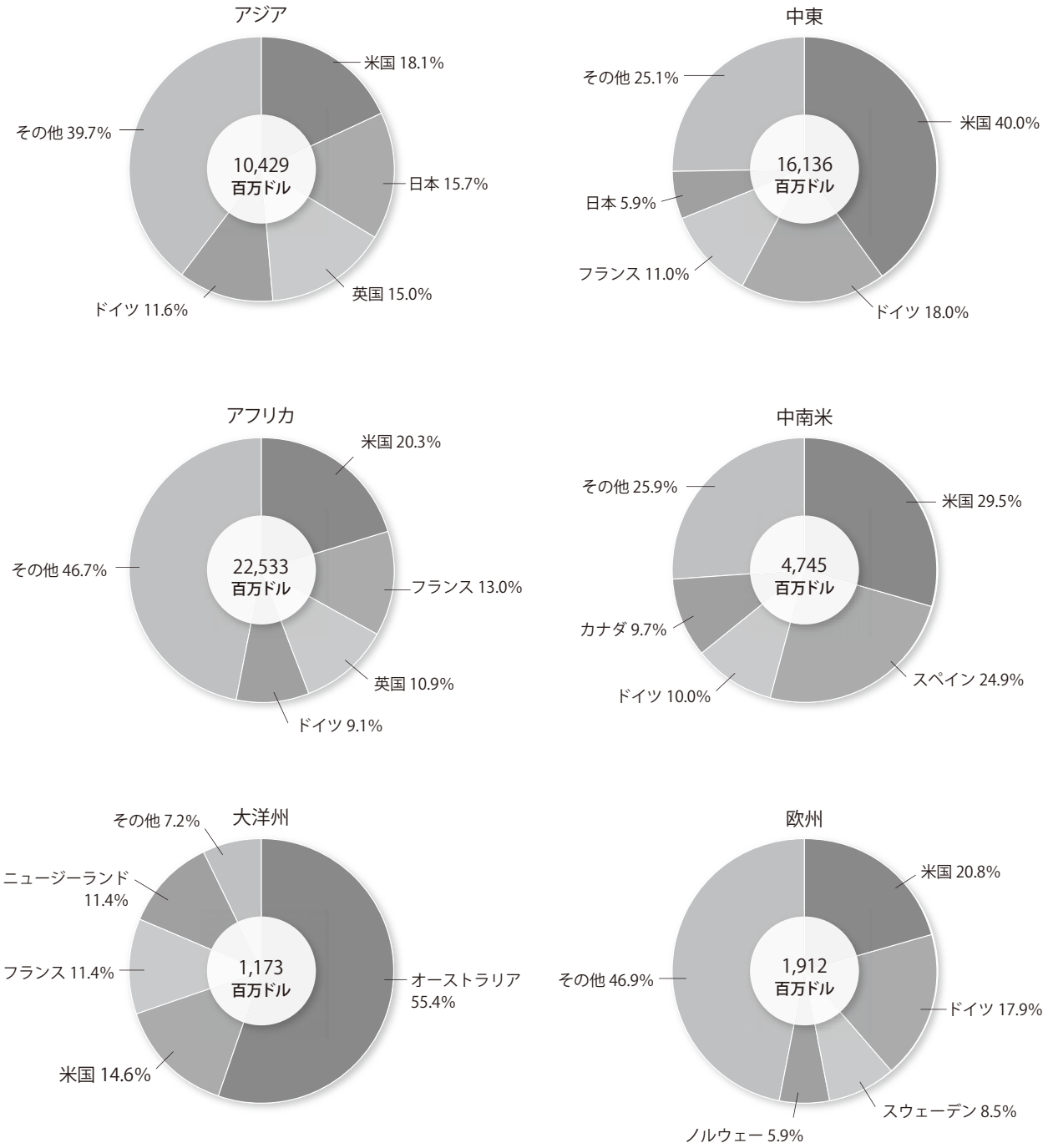

＊1　地域分類は外務省分類を使用。
＊2　グラフ内数値は DAC 諸国の実績計。
＊3　東欧および卒業国向け援助を除く。

図表Ⅲ-29　DAC諸国の贈与比率

（約束額ベース、2か年の平均値、単位:%）

国　　名(*1)	順位	2006／2007年	順位	2005／2006年
カナダ	1	100.0	1	100.0
オーストリア	1	100.0	1	100.0
アイルランド	1	100.0	1	100.0
ルクセンブルク	1	100.0	1	100.0
オランダ	1	100.0	1	100.0
ニュージーランド	1	100.0	1	100.0
ギリシャ	1	100.0	1	100.0
米国	8	99.9	8	99.9
デンマーク	9	99.3	11	99.2
スウェーデン	10	98.8	9	99.7
スイス	11	98.5	13	98.2
ノルウェー	12	98.3	20	86.3
ベルギー	13	98.2	14	98.1
フィンランド	14	96.9	12	98.6
オーストラリア	15	96.4	10	99.4
ポルトガル	16	95.0	16	94.5
英国	17	94.0	15	95.7
イタリア	18	90.8	17	87.9
スペイン	18	90.8	17	87.9
フランス	20	85.9	19	86.9
ドイツ	21	85.7	21	82.4
日本	22	52.2	22	54.1
DAC諸国平均		90.2		89.4

出典:2009年DAC議長報告
*1　国名は2006/2007年平均における贈与比率の高い順。
*2　債務救済を除く。

図表Ⅲ-30　DAC諸国の贈与額

（贈与による支出額、2か年の平均値、単位:百万ドル）

国　　名	順位	2006／2007年	順位	2005／2006年
米国	1	23,495	1	26,380
ドイツ	2	11,705	4	10,930
英国	3	11,685	3	11,699
フランス	4	10,709	5	10,799
日本	5	9,704	2	11,719
オランダ	6	5,989	6	5,356
スペイン	7	4,396	10	3,455
スウェーデン	8	4,105	9	3,647
カナダ	9	3,923	8	3,751
イタリア	10	3,870	7	4,411
ノルウェー	11	3,172	11	2,799
デンマーク	12	2,466	12	2,216
オーストラリア	13	2,383	14	1,890
ベルギー	14	1,983	13	1,984
オーストリア	15	1,672	16	1,547
スイス	16	1,653	15	1,690
アイルランド	17	1,107	17	870
フィンランド	18	897	18	859
ギリシャ	19	463	19	405
ポルトガル	20	418	20	372
ルクセンブルク	21	333	21	274
ニュージーランド	22	290	22	267
合　　計		106,413		107,316

出典:2009年DAC議長報告

図表Ⅲ-31　DAC諸国のグラント・エレメント

（約束額ベース、2か年の平均値、単位:%）

国名	順位	2006／2007年	順位	2005／2006年
米国	1	100.0	1	100.0
英国	1	100.0	1	100.0
カナダ	1	100.0	1	100.0
スウェーデン	1	100.0	1	100.0
オーストリア	1	100.0	1	100.0
デンマーク	1	100.0	1	100.0
フィンランド	1	100.0	1	100.0
アイルランド	1	100.0	1	100.0
ルクセンブルク	1	100.0	1	100.0
オランダ	1	100.0	1	100.0
ニュージーランド	1	100.0	1	100.0
ノルウェー	1	100.0	1	100.0
スイス	1	100.0	1	100.0
ギリシャ	1	100.0	1	100.0
オーストラリア	15	99.9	1	100.0
ベルギー	16	99.6	16	99.5
イタリア	17	98.8	19	97.1
ドイツ	18	95.7	17	97.4
スペイン	19	95.2	20	95.0
フランス	20	93.7	21	94.8
ポルトガル	21	90.3	18	97.3
日本	22	88.0	22	88.4
DAC諸国平均		97.3		97.5

出典:2009年DAC議長報告
*1　国名は2006/2007年平均におけるグラント・エレメントの高い順。
*2　債務救済を除く。
*3　グラント・エレメント（G.E.:Grant Element）:援助条件の穏やかさを表示するための指標。商業条件（金利10%と仮定）の借款をG.E.0%とし、条件（金利、返済期間、据置期間）が緩和されるに従ってG.E.の%が高くなり、贈与の場合はこれが100%となる。

図表Ⅲ-32　DAC諸国の二国間政府開発援助のタイイング・ステイタス

（約束額ベース、単位:%）

国名	アンタイド		部分アンタイド		タイド	
	2007年	2006年	2007年	2006年	2007年	2006年
英国	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
スウェーデン	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
アイルランド	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
ルクセンブルク	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
ノルウェー	99.9	99.8	0.0	0.0	0.1	0.2
スイス	99.7	96.3	0.0	0.0	0.3	3.7
オーストラリア	98.4	0.0	0.0	0.0	1.6	0.0
デンマーク	95.5	95.3	0.0	0.0	4.5	4.7
日本	95.1	95.6	0.0	0.0	4.9	4.4
ドイツ	93.4	93.3	0.0	0.0	6.6	6.7
フランス	92.6	95.6	0.0	−0.7	7.4	5.1
ベルギー	92.0	90.7	0.0	0.0	8.0	9.3
フィンランド	90.7	86.5	0.0	0.0	9.3	13.5
スペイン	89.1	82.8	0.0	0.0	10.9	17.2
ニュージーランド	87.8	90.2	0.4	0.0	11.8	9.8
オーストリア	86.6	89.5	0.0	0.0	13.4	10.5
オランダ	81.1	100.0	0.0	0.0	18.9	0.0
カナダ	74.6	62.9	0.1	0.2	25.4	36.9
米国	68.5	0.0	0.0	0.0	31.5	0.0
イタリア	59.8	77.0	7.9	2.5	32.2	20.5
ポルトガル	58.0	61.3	11.0	20.5	30.9	18.3
ギリシャ	42.3	39.1	10.4	0.0	47.4	60.9
DAC計（平均）	84.6	94.5	0.2	0.1	15.2	5.4

出典: 2009年DAC議長報告
*1　四捨五入の関係上、合計が100%にならないことがある。
*2　技術協力および行政経費を除く。

図表Ⅲ-33　主要DAC加盟国の政府開発援助の比較

	支出純額ベース		日本	米国	英国	フランス	ドイツ	イタリア	カナダ	DAC計
量的側面からの比較	政府開発援助実績総額（億ドル）									
	2007年（名目ベース）		76.8	217.9	98.5	98.8	122.9	39.7	40.8	1,034.9
	2008年（名目ベース）		95.8	268.4	115.0	109.0	139.8	48.6	47.9	1,214.8
	対GNI比（%）（2007年）		0.17	0.16	0.36	0.38	0.37	0.19	0.29	0.28
	（2008年）		0.19	0.19	0.43	0.39	0.38	0.22	0.32	0.31
	DAC諸国全体に占めるシェア（2008年、%）		7.9	22.1	9.5	9.0	11.5	4.0	3.9	100.0
	対前年比名目費伸び率（2007年→2008年、%）		24.7	23.2	16.8	10.4	13.8	22.4	17.3	17.4
	2007年の約束額（債務救済を含む）（億ドル）		142.2	276.4	116.3	118.7	142.7	42.4	46.4	1,231.2
	多国間援助のシェア（2006年～2007年平均、%）		30.7	11.6	35.8	30.8	34.1	57.0	26.8	27.9
	配分（2006年～2007年平均、%）	対LDC	38.4	36.7	44.9	31.0	30.6	32.4	53.7	38.8
		対LICs	32.8	14.1	40.7	26.4	26.6	21.9	21.1	24.0
質的側面からの比較	約束額ベース（単位:%）									
	政府開発援助全体のグラント・エレメント（2006年～2007年平均、債務救済を除く）		88.0	100.0	100.0	93.7	95.7	98.8	100.0	97.3
	二国間借款のグラント・エレメント（2006年～2007年平均、債務救済を除く）		74.7	68.9	0.0	52.1	59.5	86.8	0.0	69.5
	二国間政府開発援助の対LDCグラント・エレメント（2006年～2007年平均、債務救済を除く）		97.5	100.0	100.0	98.3	100.0	97.9	100.0	99.6
	政府開発援助全体の贈与比率（2006年～2007年平均、債務救済を除く）		52.2	99.9	94.0	85.9	85.7	90.8	100.0	90.2
	二国間政府開発援助の贈与比率（2006年～2007年平均、債務救済を除く）		40.6	99.9	90.3	79.0	76.5	67.9	100.0	86.7
	二国間政府開発援助のタイイング・ステイタス（2007年）(*1)	アンタイド	95.1	68.5	100.0	92.6	93.4	59.8	74.6	(84.6)
		部分アンタイド	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	7.9	0.1	(0.2)
		タイド	4.9	31.5	0.0	7.4	6.6	32.2	25.4	(15.2)

出典:OECD／DAC
*1　技術協力および行政経費を除く。
*2　（　）内はDAC推定値。

図表Ⅲ-34　主要DAC加盟国の二国間政府開発援助の分野別配分（2007年）

（約束額ベース、単位:%）

国名／分野	日本	米国	英国	フランス	ドイツ	イタリア	カナダ	DAC平均
社会インフラ	26.9	51.4	44.7	35.9	37.9	22.2	47.3	40.5
経済インフラ	23.8	12.6	15.4	8.5	13.5	6.8	6.3	12.7
農業分野（食糧援助を除く）	8.4	4.9	1.6	7.9	2.4	3.8	2.1	4.6
工業等その他生産分野(*1)	9.8	6.4	5.7	9.8	8.2	11.2	8.2	8.6
緊急援助（食糧援助を含む）	1.6	12.8	4.8	0.6	2.6	5.7	15.0	7.5
プログラム援助等(*4)	29.5	11.9	27.8	37.3	35.4	50.3	21.1	26.1
合　計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

出典:2009年 DAC議長報告
*1　「工業等その他生産分野」には、「マルチセクター」を含む。
*2　四捨五入の関係上、各分野の合計に不一致あり。
*3　東欧および卒業国向け援助を除く。
*4　プログラム援助等には、債務救済・行政経費等を含む。

図表Ⅲ-35　主要DAC加盟国の政府開発援助総額に占める国際機関を通じた援助額の割合

（支出純額ベース、2か年平均、単位:%）

国名＼暦年	2001／2002年平均	2002／2003年平均	2003／2004年平均	2004／2005年平均	2005／2006年平均	2006／2007年平均
日本	26.0	28.3	31.2	26.1	27.3	30.7
米国	23.7	14.8	14.2	12.2	9.2	11.6
フランス	35.9	30.7	31.4	30.8	26.5	30.8
ドイツ	40.1	39.0	44.9	36.0	29.4	34.1
イタリア	63.4	56.6	63.9	60.6	51.1	57.0
英国	35.5	34.3	35.0	27.6	27.3	35.8
カナダ	23.7	29.4	27.9	24.1	27.9	26.8
DAC平均	31.5	28.9	29.9	26.7	24.6	27.9

出典:2009年DAC議長報告
＊　欧州復興開発銀行（EBRD）への出資・拠出額を除く。

第2節
DAC諸国の開発途上国への資金の流れ

図表Ⅲ-36　DAC諸国の開発途上国への資金の流れ（2007年）

（支出純額ベース、単位:百万ドル、%）

国名	政府開発援助	その他政府資金	NGO贈与	民間資金	総計	対GNI比
米国	21,787	−1,632	12,161	97,545	129,862	0.93
ドイツ	12,291	−2,525	1,271	28,302	39,339	1.17
フランス	9,884	−1,179	0	34,422	43,126	1.66
英国	9,849	−43	667	47,846	58,319	2.10
日本	7,679	211	446	21,979	30,315	0.67
オランダ	6,224	0	343	11,575	18,142	2.35
スペイン	5,140	6	0	16,516	21,662	1.55
スウェーデン	4,339	−46	78	2,541	6,911	1.49
カナダ	4,080	−4	1,355	11,731	17,161	1.22
イタリア	3,971	−261	63	649	4,422	0.21
ノルウェー	3,728	5	0	1,488	5,221	1.33
オーストラリア	2,669	36	655	6,948	10,307	1.25
デンマーク	2,562	−91	94	2,242	4,807	1.51
ベルギー	1,953	−161	342	1,686	3,820	0.83
オーストリア	1,808	−624	123	19,247	20,553	5.66
スイス	1,689	0	504	10,368	12,561	2.73
アイルランド	1,192	0	318	4,329	5,840	2.70
フィンランド	981	96	20	1,051	2,149	0.86
ギリシャ	501	4	7	2,880	3,391	1.10
ポルトガル	471	−237	2	1,980	2,215	1.03
ルクセンブルク	376	0	8	0	384	0.93
ニュージーランド	320	8	50	26	404	0.34
DAC諸国計	103,491	−6,438	18,508	325,350	440,912	1.18

出典:2009年DAC議長報告
*1　東欧および卒業国向け援助を除く。
*2　四捨五入の関係上、合計に不一致あり。
*3　国名は、政府開発援助額の多い順。

図表Ⅲ-37　DAC諸国のNGOによる援助実績

区分	NGO自己資金（百万ドル）		政府開発援助実績（百万ドル）		NGO自己資金による比率		対NGO政府補助金（百万ドル）		政府開発援助に占めるNGO補助金（%）		国民一人当たりのNGO援助実績（ドル）		NGO援助実績に占める政府補助金（%）	
国名＼暦年	2007年	2006年	2007年	2006年	2007年	2006年	2007年	2006年	2007年	2006年	2007年	2006年	2007年	2006年
オーストラリア	655	615	2,669	2,123	1: 4.1	1: 3.5	2	1	0.1	0.0	31.3	30.0	0.3	0.1
オーストリア	123	119	1,808	1,498	1: 14.7	1: 12.6	0	0	0.0	0.0	14.8	14.4	0.3	0.3
ベルギー	342	251	1,953	1,978	1: 5.7	1: 7.9	142	21	7.3	1.1	45.8	25.8	29.3	7.7
カナダ	1,355	1,100	4,080	3,684	1: 3.0	1: 3.3	20	27	0.5	0.7	41.6	34.4	1.5	2.4
デンマーク	94	73	2,562	2,236	1: 27.3	1: 30.7	162	122	6.3	5.4	46.6	35.7	63.3	62.5
フィンランド	20	25	981	834	1: 48.8	1: 33.3	8	9	0.8	1.1	5.3	6.6	28.2	27.3
フランス	－	－	9,884	10,601	－	－	51	42	0.5	0.4	0.8	0.7	－	－
ドイツ	1,271	1,348	12,291	10,435	1: 9.7	1: 7.7	－	－	－	－	15.5	16.3	－	－
ギリシャ	7	10	501	424	1: 74.6	1: 43.9	0	－	－	－	0.6	0.9	－	－
アイルランド	318	339	1,192	1,022	1: 3.7	1: 3.0	132	100	11.0	9.8	103.7	103.5	29.2	22.9
イタリア	63	123	3,971	3,641	1: 63.0	1: 29.5	－	10	－	0.3	1.1	2.3	－	7.2
日本	446	315	7,679	11,136	1: 17.2	1: 35.3	112	102	1.5	0.9	4.4	3.3	20.1	24.5
ルクセンブルク	8	8	376	291	1: 44.3	1: 35.3	33	32	8.7	11.0	89.6	87.2	79.5	79.4
オランダ	343	277	6,224	5,452	1: 18.1	1: 19.7	864	977	13.9	17.9	73.6	76.6	71.6	77.9
ニュージーランド	50	48	320	259	1: 6.4	1: 5.3	21	15	6.6	5.7	16.9	15.2	29.7	23.4
ノルウェー	－	－	3,728	2,954	－	－	－	－	－	－	0.0	0.0	－	－
ポルトガル	2	4	471	396	1: 292.3	1: 110.7	3	7	0.7	1.8	0.5	1.0	65.6	66.9
スペイン	－	－	5,140	3,814	－	－	2	6	0.0	0.2	0.0	0.1	－	－
スウェーデン	78	12	4,339	3,955	1: 55.9	1: 327.7	234	152	5.4	3.8	34.0	18.0	75.1	92.6
スイス	504	402	1,689	1,646	1: 3.4	1: 4.1	51	49	3.0	3.0	73.1	60.1	9.2	10.9
英国	667	543	9,849	12,459	1: 14.8	1: 23.0	669	365	6.8	2.9	22.1	15.1	50.1	40.2
米国	12,161	9,037	21,787	23,532	1: 1.8	1: 2.6	－	－	－	－	40.3	30.2	－	－
DAC計（平均）	18,508	14,648	103,491	104,370	1: 5.6	1: 7.1	2,507	2,037	2.4	2.0	23.6	18.8	11.9	12.2

出典:2009年DAC議長報告
＊　NGO援助実績＝NGO自己資金＋政府補助金

第3節
DAC援助受取国・地域リスト

図表Ⅲ-38　DAC援助受取国・地域リスト（2008年）

（2008年実績に適用）

後発開発途上国（LDC）（49か国）		低所得国 一人当たりGNI 935ドル以下	低中所得国 一人当たりGNI 936～3,705ドル以下		高中所得国 一人当たりGNI 3,706～1万1,455ドル以下	
アフガニスタン	トーゴ	ウズベキスタン	アゼルバイジャン	トルクメニスタン	アルゼンチン	バルバドス(*3)
アンゴラ	ニジェール	ガーナ	アルジェリア	トンガ	アンギラ	フィジー
イエメン	ネパール	北朝鮮	アルバニア	ナミビア	アンティグア・バーブーダ(*2)	ブラジル
ウガンダ	ハイチ	キルギス	アルメニア	ニウエ	ウルグアイ	ベネズエラ
エチオピア	バヌアツ	ケニア	イラク	ニカラグア	オマーン(*2)	ベラルーシ
エリトリア	バングラデシュ	コートジボワール	イラン	パラグアイ	カザフスタン	ベリーズ
ガンビア	東ティモール	ジンバブエ	インド	パレスチナ自治地域	ガボン	ボツワナ
カンボジア	ブータン	タジキスタン	インドネシア	フィリピン	キューバ	マイヨット島
ギニア	ブルキナファソ	ナイジェリア	ウクライナ	ペルー	クック諸島	マレーシア
ギニアビサウ	ブルンジ	パキスタン	エクアドル	ボスニア・ヘルツェゴビナ	グレナダ	南アフリカ共和国
キリバス	ベナン	パプアニューギニア	エジプト	ボリビア	クロアチア	メキシコ
コモロ	マダガスカル	ベトナム	エルサルバドル	ホンジュラス	コスタリカ	モーリシャス
コンゴ民主共和国	マラウイ		カーボヴェルデ	マーシャル	ジャマイカ	モンテネグロ
サモア	マリ		ガイアナ	マケドニア	スリナム	モントセラト
サントメ・プリンシペ	ミャンマー		カメルーン	ミクロネシア	セーシェル	リビア
ザンビア	モーリタニア		グアテマラ	モルドバ	セルビア	レバノン
シエラレオネ	モザンビーク		グルジア	モロッコ	セント・ヘレナ島	
ジブチ	モルディブ		コロンビア	モンゴル	セントクリストファー・ネービス	
スーダン	ラオス		コンゴ共和国	ヨルダン	セントビンセント	
赤道ギニア	リベリア		シリア	ワリス・フツナ	セントルシア	
セネガル	ルワンダ		スリランカ		チリ	
ソマリア	レソト		スワジランド		ドミニカ国	
ソロモン			タイ		トリニダード・トバゴ(*3)	
タンザニア			中国		トルコ	
チャド			チュニジア		ナウル	
中央アフリカ			トケラウ諸島		パナマ	
ツバル			ドミニカ共和国		パラオ	

出典:DAC資料
*1　GNI値は2007年の数値。
*2　アンティグア・バーブーダおよびオマーンは2007年に高所得国の基準を超えた。DACリスト改訂のルールに従い、2010年まで高所得国の基準を超えていれば、2011年のDACリスト改訂の際に、卒業する予定。
*3　バルバドスおよびトリニダード・トバゴは2006年、2007年に高所得国の基準を超えた。DACリスト改訂のルールに従い、2010年まで高所得国の基準を超えていれば、2011年のDACリスト改訂の際に、卒業する予定。
*4　2008年実績に適用されるリスト。なお、最新のリストにはコソボが追加されており、2009年および2010年実績に適用される。

第4節
非DAC諸国・地域の政府開発援助実績

図表Ⅲ-39　非DAC諸国・地域の政府開発援助実績

（支出純額ベース、単位:百万ドル）

供与国・地域名＼暦年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年
ＯＥＣＤ加盟非ＤＡＣ諸国					
チェコ	91	108	135	161	179
ハンガリー	21	70	100	149	103
アイスランド	18	21	27	41	48
韓国	366	423	752	455	699
ポーランド	27	118	205	297	363
スロバキア	15	28	56	55	67
トルコ	67	339	601	714	602
アラブ諸国					
クウェート	138	161	218	158	110
サウジアラビア	2,391	1,734	1,005	2,095	2,079
アラブ首長国連邦	188	181	141	249	429
その他援助国・地域					
台湾	‥	421	483	513	514
イスラエル	112	84	95	90	111
その他	4	22	86	195	255
合計	3,436	3,712	3,905	5,172	5,560
うち二国間					
ＯＥＣＤ加盟非ＤＡＣ諸国					
チェコ	80	63	64	78	81
ハンガリー	14	35	40	84	33
アイスランド	14	16	20	28	37
韓国	245	331	463	376	493
ポーランド	19	25	48	119	156
スロバキア	9	11	31	25	28
トルコ	26	292	532	643	545
アラブ諸国					
クウェート	114	99	218	157	109
サウジアラビア	2,340	1,691	883	2,050	2,054
アラブ首長国連邦	188	181	141	249	429
その他援助国・地域					
台湾	‥	410	465	494	495
イスラエル	104	75	80	75	96
その他	1	2	23	108	149
合計	3,154	3,232	3,008	4,484	4,706

出典:2009年DAC議長報告

略語一覧

（注）本白書に掲載されていない略語も含む。

A

ACEF Asian Clean Energy Fund
アジアクリーンエネルギー基金

ACFA Accelerated Co-Financing scheme with Asian Development Bank
アジア開発銀行との円借款協調融資促進枠組

ADB Asian Development Bank
アジア開発銀行

ADF Asian Development Fund
アジア開発基金

AfDB African Development Bank
アフリカ開発銀行

AfDF African Development Fund
アフリカ開発基金

AfT Aid for Trade
貿易のための援助

AHLC Ad Hoc Liaison Committee
パレスチナ支援調整委員会

AMIS African Union Mission in Sudan
スーダン・ダルフールにおける停戦監視団

ANDS Afghanistan National Development Strategy
アフガニスタン国家開発戦略

APEC Asia-Pacific Economic Cooperation
アジア太平洋経済協力

ASEAN Association of Southeast Asian Nations
東南アジア諸国連合

AU African Union
アフリカ連合

B

BEGIN Basic Education for Growth Initiative
成長のための基礎教育イニシアティブ

BHN Basic Human Needs
基礎生活分野

C

CARD Coalition for African Rice Development
アフリカ稲作振興のための共同体

CARICOM Caribbean Community
カリブ共同体

CDM Clean Development Mechanism
クリーン開発メカニズム

CDP UN Committee for Development Policy
国連開発政策委員会

CGIAR Consultative Group on International Agriculture Research
国際農業研究協議グループ

CIF Contributions to the Climate Investment Fund
気候投資基金

CPA Comprehensive Peace Agreement
包括的和平合意（スーダン）

CSR Corporate Social Responsibility
企業の社会的責任

D

DDR Disarmament, Demobilization and Reintegration
元兵士の武装解除、動員解除、社会復帰

DFID Department for International Development

国際開発省（英国）

DIAG Disbandment of Illegal Armed Groups
非合法武装集団の解体

DOTS Directly Observed Treatment with Shortcourse Chemotherapy
直接服薬指導による短期化学療法

DPA Darfur Peace Agreement
ダルフール和平合意

DPL Development Policy Loan
開発政策借款

E

E/N Exchange of Notes
交換公文

EBRD European Bank for Reconstruction and Development
欧州復興開発銀行

EcoISD Environmental Conservation Initiative for Sustainable Development
持続可能な開発のための環境保全イニシアティブ

EEZ Exclusive Economic Zone
排他的経済水域

EFA Education for All
万人のための教育

EPA Economic Partnership Agreement
経済連携協定

ERIA Economic Research Institute for ASEAN and East Asia
東アジア・ASEAN経済研究センター

ESDA Enhanced Sustainable Development for Asia
アジアの持続的成長のための日本の貢献策

EU European Union
欧州連合

F

FAO Food and Agriculture Organization
国連食糧農業機関

FASID Foundation for Advanced Studies on International Development
国際開発高等教育機構

FTI Fast Track Initiative
ファスト・トラック・イニシアティブ

G

GAD Gender and Development
ジェンダーと開発

GDP Gross Domestic Product
国内総生産

GEF Global Environment Facility
地球環境ファシリティ

GNI Gross National Income
国民総所得

GRIPS National Graduate Institute for Policy Studies
政策研究大学院大学

GSP Generalized System of Preferences
一般特恵関税制度

H

HDI Health and Development Initiative
保健と開発に関するイニシアティブ

HIPCs Heavily Indebted Poor Countries
重債務貧困国

HPC Hiroshima Peacebuilders Center
広島平和構築人材育成センター

I

IAEA International Atomic Energy Agency
国際原子力機関

IBRD International Bank for Reconstruction and Development
国際復興開発銀行（世界銀行）

ICC International Criminal Court
国際刑事裁判所

ICFF Investment Climate Facilitation Fund
投資環境整備基金

ICRC International Committee of the Red Cross
赤十字国際委員会

ICT Information and Communication Technology
情報通信技術

IDA International Development Association
国際開発協会

IDB Inter-American Development Bank
米州開発銀行

IDEAS Institute of Developing Economies Advanced School
アジア経済研究所開発スクール

IDP Internally Displaced Persons
国内避難民

IEA International Energy Agency
国際エネルギー機関

IFAD International Fund for Agricultural Development
国際農業開発基金

IFC International Finance Corporation
国際金融公社

ILO International Labour Organization
国際労働機関

IMF International Monetary Fund
国際通貨基金

IOM International Organization for Migration
国際移住機関

IPCC Intergovernmental Panel on Climate Change
気候変動に関する政府間パネル

ITTO International Tropical Timber Organization
国際熱帯木材機関

J

JAIF Japan-ASEAN Integration Fund
日・ASEAN統合基金

JANIC Japan NGO Center for International Cooperation
国際協力NGOセンター

JBIC Japan Bank for International Cooperation
国際協力銀行

JETRO Japan External Trade Organization
日本貿易振興機構

JICA Japan International Cooperation Agency
国際協力機構

JOCV Japan Overseas Cooperation Volunteers
青年海外協力隊

JPF Japan Platform
ジャパン・プラットフォーム

L

LDC Least Developed Countries
後発開発途上国

M

MDGs Millennium Development Goals
ミレニアム開発目標

MDRI Multilateral Debt Relief Initiative
マルチ債務救済イニシアティブ

MEF Major Economies Forum
主要経済国フォーラム

MERCOSUR Mercado Común del Sur
南米南部共同市場

MIF Multilateral Investment Fund
多国間投資基金

MIGA Multilateral Investment Guarantee Agency
多数国間投資保証機関

N

NATO North Atlantic Treaty Organization
北大西洋条約機構

NEPAD New Partnership for Africa's Development
アフリカ開発のための新パートナーシップ

NERICA New Rice for Africa
ネリカ稲（ネリカ米）

NEXI Nippon Export and Investment Insurance
日本貿易保険

NGO Non-Governmental Organization
非政府組織

O

ODA Official Development Assistance
政府開発援助

OECD Organisation for Economic Co-operation and Development
経済協力開発機構

OECD-DAC Organisation for Economic Co-operation and Development-Development Assistance Committee
経済協力開発機構　開発援助委員会

OOF Other Official Flows
ODA以外の公的資金

P

PA Palestinian Interim Self-Government Authority
パレスチナ自治政府

PALM Pacific Islands Leaders Meeting
太平洋・島サミット

PDD Partnership for Democratic Development
民主的発展のためのパートナーシップ

PIF Pacific Islands Forum
太平洋諸島フォーラム

PKO Peacekeeping Operations
国連平和維持活動

PPP Public Private Partnership
官民パートナーシップ

PRSP Poverty Reduction Strategy Paper
貧困削減戦略文書

PRT Provincial Reconstruction Team
地方復興チーム

S

SADC Southern African Development Community
南部アフリカ開発共同体

SICA Sistema de la Integración Centroamericana
中米統合機構

SPREP South Pacific Regional Environmental Programme
太平洋地域環境計画

STEP Special Terms for Economic Partnership
本邦技術活用条件

T

TICAD Tokyo International Conference on African Development
アフリカ開発会議

U

UN United Nations
国際連合

UN/ISDR United Nations International Strategy for Disaster Reduction
国連国際防災戦略

UNAMID United Nations African Union Mission in Darfur
ダルフール国連・AU合同ミッション

UNCED United Nations Conference on Environment and Development
国連環境開発会議

UNDP United Nations Development Programme
国連開発計画

UNEP United Nations Environment Programme
国連環境計画

UNESCO United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization

国連教育科学文化機関

UNFCCC United Nations Framework Convention on Climate Change
気候変動枠組条約

UNFPA United Nations Population Fund
国連人口基金

UNHCR United Nations High Commissioner for Refugees
国連難民高等弁務官事務所

UNICEF United Nations Children's Fund
国連児童基金

UNIDO United Nations Industrial Development Organization
国連工業開発機関

UNIFEM United Nations Development Fund for Women
国連女性開発基金

UNODC United Nations Office on Drugs and Crime
国連薬物犯罪事務所

UNRWA United Nations Relief and Works Agency for Palestine Refugees in the Near East
国連パレスチナ難民救済事業機関

USAID United States Agency for International Development
米国国際開発庁

USP University of the South Pacific
南太平洋大学

V

VCT Voluntary Counseling and Testing
自発的な検査とカウンセリング

W

WASABI Water and Sanitation Broad Partnership Initiative
水と衛生に関する拡大パートナーシップ・イニシアティブ

WFP World Food Programme
国連世界食糧計画

WHO World Health Organization
世界保健機関

WID Women in Development
開発と女性

WSSD World Summit on Sustainable Development
持続可能な開発に関する世界首脳会議

WTO World Trade Organization
世界貿易機関

用語集

アンタイド／タイド援助	アンタイド援助とは、物資およびサービスの調達先が国際競争入札により決まる援助のことをいう。タイド援助は、これらの調達先が、援助供与国に限定されるなどの条件が付くものを指す。日本語では、「ひもつき」援助と訳されることがある。2001年にOECD開発援助委員会（DAC）で後発開発途上国（LDC）向け援助のアンタイド化勧告が採択され（技術協力を除く、有償資金協力と無償資金協力が対象）、DAC加盟国に適用されている。同勧告は、アンタイドODAを「ほぼすべての被援助国およびOECD諸国からの自由かつ十分な調達が可能な融資または補助金のことを指す」と定義している。また、OECDの輸出信用アレンジメントにおいては中進国向けのタイドも原則禁止されている。
援助協調	援助の効果を増大させるために、複数のドナーが情報共有を行い、援助の戦略策定やプロジェクト計画・実施などにおいて協力を行うこと。旧来の援助協調は、案件ごとのドナー同士の連携・調整に重点が置かれていたが、近年は、被援助国の開発政策に沿って、ドナーが共通の戦略や手続で支援を行う包括的な援助協調が、サブ・サハラ・アフリカを中心に、世界各国で進められるようになっている。
海外経済協力会議	日本の海外経済協力（ODA、OOFおよび民間資金の活用を含む）に関する重要事項を機動的かつ実質的に審議し、戦略的な海外経済協力の効率的な実施を図るため、内閣に設置された会議。内閣総理大臣（議長）、内閣官房長官、外務大臣、財務大臣および経済産業大臣を構成員とする。
技術協力	開発途上国の人々に対する技術の普及、またはその水準の向上を目的として技術の提供を無償で行う経済協力の一形態。
研修員受入事業	開発途上国において指導的役割を担うことが期待されている行政官や技術者などを日本あるいは第三国に招へいし、専門知識・技術の移転を図る研修事業。
第三国研修	研修員受入事業のうち、日本が開発途上国に移転した技術を、その国を通じて周辺国などに移転・普及させるための研修事業。
技術協力プロジェクト	一定の目標達成のため、必要とされる援助手法（専門家派遣、機材供与、長期研修など）を柔軟に組み合わせて効果的な技術移転を実施する事業。
技術協力専門家派遣	日本から開発途上国へ専門家を派遣し、相手国の実情に即した知識や技術の移転を図る事業。
青年海外協力隊（JOCV:Japan Overseas Cooperation Volunteers）	開発途上国の要請に基づき、日本国内で募集・選考・訓練を行い、技術・技能を有する20歳から39歳までの日本の青年男女を、開発途上国へ派遣する事業。
シニア海外ボランティア	開発途上国の要請に基づき、日本国内で募集・選考・訓練を行い、豊かな職業・社会経験を持つ日本のシニア層（40～69歳）を開発途上国に派遣する事業。
基礎生活分野（BHN:Basic Human Needs）	食糧、住居、衣服など、人間としての基本的な生活を営む上で必要最低限の物資、保健、教育など。
キャパシティ・ディベロップメント	開発途上国自身が主体となって、自国が抱える課題に対処する能力を向上させる過程のこと。また、その過程を他者が支援すること。従来の人材育成の概念から発展し、個人の能力のみならず、組織、制度・政策、社会システムなどを含む多様なレベルの能力が相対として向上していく過程を指している。
国別援助計画	ODAの戦略性・効率性・透明性向上に向けた取組の一環として、被援助国の政治・経済・社会情勢を踏まえ、開発計画や開発上の課題を勘案した上で、5年間程度をめどとした日本の援助計画を示すもの。

グラント・エレメント	援助条件の緩やかさを示す指標。借款の利率、返済期間、返済措置期間を反映しパーセントで表示される。DAC統計では、商業条件（金利10%と仮定）の借款を参照条件としており、利率10%の借款はグラント・エレメント＝0%、贈与はグラント・エレメント＝100%となる。数字が高いほど緩和された条件が高いとされる。
現地ODAタスクフォース	2003年度から、開発途上国における日本の限られた人員を効率的に活用するため、大使館を中心に、JICAなどの援助実施機関の現地事務所を主要な構成メンバーとして立ち上げられたグループ。援助政策と開発途上国の開発政策の調和を図り、効率的かつ効果的な援助を実現するため政策協議を実施している。
経済開発協力機構 開発援助委員会 （OECD-DAC:Organisation for Economic Co-operation and Development-Development Assistance Committee）	OECDにおいて、開発援助に関する事柄を取り扱う委員会。OECD加盟30か国のうち、22か国および欧州委員会（EC）からなる。
交換公文 （E/N:Exchange of Notes）	日本政府と被援助国政府との間の合意事項を記した法的文書。日本では閣議決定が必要。有償資金協力（円借款）および無償資金協力などを供与する際に必要とされる。
国際協力機構 （JICA:Japan International Cooperation Agency）	国際協力事業団を前身とし、2003年10月1日に発足した独立行政法人。日本のODAの主な実施機関。2008年10月、これまで実施してきた技術協力に加え、国際協力銀行（当時）が担当してきた有償資金協力（円借款）が統合され、外務省が実施してきた無償資金協力業務の一部も移管された。これによって、3つの援助手法を一元的に実施する総合的な援助実施機関となった。
国際協力銀行 （JBIC:Japan Bank for International Cooperation）	2008年9月末まで、一般の金融機関と競合しないことを旨としつつ、日本の輸出入等の促進や国際金融秩序の安定への寄与、開発途上地域の経済社会開発などへの寄与を目的として、国際金融等業務および海外経済協力業務（円借款等）を実施してきた機関。2008年10月以降、国際金融等業務は、株式会社日本政策金融公庫に統合され、海外経済協力業務は、国際協力機構に統合された。なお、国際的信用の維持などの観点から、日本政策金融公庫では、「国際協力銀行」（JBIC）の名称が使用されている。
後発開発途上国 （LDC:Least Developed Countries）	国連開発政策委員会（CDP:United Nations Committee for Development Policy）が認定した基準に基づき、国連経済社会理事会の審議を経て、国連総会の決議により認定された開発途上国の中でも特に開発の遅れた国々のことを指す。
債務救済	開発途上国の国際収支が悪化し、既存債務の支払いが困難になった場合、支払期限が到来したか、または将来到来する債務の支払いを猶予し、一定期間にわたる分割返済を認めたり（債務繰延:リスケジュール）、これを免除（債務免除または債務削減）すること。
サブ・サハラ・アフリカ	北アフリカ（モロッコ、アルジェリア、チュニジア、リビア、エジプト）を除く、サハラ砂漠以南のアフリカ。
政府開発援助 （ODA:Official Development Assistance）	(1)　ODAとは、一人当たりのGNIをもとにDACが作成する援助受取国のリストに掲載された開発途上国への贈与および貸付のうち次の3つの条件を満たすものを指す。 ①公的機関によって供与されるものであること。 ②開発途上国の経済開発や福祉の向上に寄与することを主たる目的としていること。 ③有償資金協力については、その供与条件が緩和された条件のもの（グラント・エレメント（上記を参照）が25%以上であること）。 (2)　ODAは、無償資金協力、技術協力、有償資金協力、および国際機関への出資・拠出からなる。
政府開発援助以外の公的資金 （OOF:Other Official Flows）	開発を主たる目的とはしない、グラント・エレメントが25%未満などの理由でODAとして適格ではない、開発途上国への公的部門による資金の流れなどを指す。輸出信用、直接投資、国際機関に対する融資などがこれに当たる。
政府開発援助大綱 （ODA大綱）	政府開発援助政策の根幹をなすものとして、政府開発援助の理念（目的、方針、重点）や原則などを定めたもの。1992年9月に策定されたものを、2003年8月に閣議決定により改定。

政府開発援助に関する中期政策（ODA中期政策）	ODA大綱に基づき、援助の指針を示したもの。旧ODA大綱下で1999年8月に策定された中期政策を抜本的に見直し、2005年2月に新ODA中期政策を策定した。ODA大綱のうち、考え方や取組などを内外に対してより具体的に示すべき事項を中心に記述している。ODA大綱の基本方針の一つである「人間の安全保障の視点」、4つの重点課題（「貧困削減」・「持続的成長」・「地球的規模の問題への取組」・「平和の構築」）、「効率的・効果的な援助の実施に向けた方策」の各項目を取り上げている。
卒業	DACが作成する援助受取国のリストから外れること。原則として世界銀行の融資基準で3年間高所得国（high income countries）に分類された国はリストから除外、すなわち「卒業」（graduate）することになる。リストは3年ごとに見直される。
南南協力	ある分野において開発の進んだ開発途上国が、別の開発途上国における同分野の開発を支援すること。
人間開発指数	国連開発計画（UNDP）により、各国の開発水準を人間開発の多様な側面に注目して測定することを目的につくられた指標。出生時平均余命、識字率などをもとに算出される。
平和の定着	地域紛争の恒久的な解決のために、紛争が完全に終結する前から支援を行い、地域の安定および平和の萌芽（ほうが）を定着させること、具体的には①和平プロセスの促進、②国内の安定・治安の確保、③人道・復旧支援の実現を3つの柱としている。
無償資金協力	政府の決定に基づき、開発途上国が経済・社会開発などに寄与することを目的として、資機材および役務を調達するために必要な資金を、返済の義務を課さずに供与する経済協力の一形態。
一般プロジェクト無償	開発途上国が基礎生活分野、人づくり分野などにおいて実施するプロジェクト（施設整備、資機材の供与など）に必要な資金を供与する無償資金協力。
ノン・プロジェクト無償	貧困削減などの経済社会改革を実施している開発途上国を支援するため、国外からの資機材などの購入のための資金を供与する無償資金協力。
草の根・人間の安全保障無償	開発途上国において地方自治体、NGOなどが実施する人間の安全保障の理念を踏まえた小規模な草の根レベルの事業に対し、必要な資金を供与する無償資金協力。
日本NGO連携無償	日本のNGOが開発途上国・地域で実施する経済・社会開発プロジェクト、緊急人道支援プロジェクトなどに対し、必要な資金を供与する無償資金協力。
人材育成研究支援無償	日本の高等教育機関などの有する知見を活かして行われる開発途上国の開発に資する研究事業および開発途上国の若手行政官の育成を支援するために必要な資金を供与する無償資金協力。
テロ対策等治安無償	開発途上国が経済社会開発に取り組む上で不可欠な条件であり、また、日本自身の平和と繁栄にも直結するテロ・海賊対策など治安対策を強化するために必要な資金を供与する無償資金協力。
防災・災害復興支援無償	自然災害に脆弱な開発途上国の防災対策や災害後の復興支援として、施設整備・修復などを行うために必要な資金を供与する無償資金協力。
コミュニティ開発支援無償	貧困などに直面する開発途上国のコミュニティの総合的能力開発の支援を目的とする無償資金協力。
貧困削減戦略支援無償	財政能力のある特定の開発途上国に対して財政支援を行うために必要な資金を供与する無償資金協力。
環境プログラム無償	気候変動問題への取組を強化する観点から、開発途上国の温暖化対策などに関する政策・計画の策定や、政策・計画を実施に移すための具体的プロジェクトに対して供与する無償資金協力。
水産無償	開発途上国の水産関連分野の経済・社会開発プロジェクトに対して必要な資金を供与する無償資金協力。
一般文化無償	開発途上国における文化・高等教育振興、文化遺産保全などを目的として機材調達や施設整備などを支援するための無償資金協力。政府機関などの公共機関を対象としている。

草の根文化無償	開発途上国における文化・高等教育振興、文化遺産保全などを目的として機材調達や施設整備などを支援するための無償資金協力。NGOや地方公共団体などを対象としている。
緊急無償	海外における自然災害および紛争の被災者や難民・避難民などの救援のために人道的観点から緊急に必要な資金を供与する無償資金協力。
食糧援助（KR）	食糧援助規約に基づき、食糧不足に直面している開発途上国に対し、穀物（コメ、小麦、トウモロコシなど）などを購入するために必要な資金を供与する無償資金協力。
貧困農民支援（2KR）	開発途上国の食糧自給のための自助努力を支援するため、農業機械、肥料などを購入するために必要な資金を供与する無償資金協力。
ミレニアム開発目標（MDGs:Millennium Development Goals）	国際社会が直面している困難に対して、国際社会全体が2015年までに達成を目指す8つの目標。目標には、貧困の撲滅、初等教育の完全普及、乳幼児死亡率の削減、妊産婦の健康改善、環境の持続可能性確保などがあり、その下には、具体的目標を設定したターゲットや指標などがある。毎年、国連はそれぞれの指標の進捗状況を報告書としてまとめている。
有償資金協力	政府間の国際約束に基づき、低金利で返済期間の長い緩やかな条件で、開発途上国に対して開発資金を貸し付ける形態の援助。開発途上国に対する援助を行うに当たっては、贈与に加え、開発途上国に借款を供与し、返済義務を課すことによって、その国の自助努力を一層促すことができる。日本は、当該国の所得水準など様々な要素を考慮して借款条件を決定している。

索 引

あ

アジア開発基金（ADF）…… 124, 150
アジア開発銀行（ADB）…… 4, 6, 47, 70, 74, 90, 104, 106, 124, 149
アフガニスタン支援…… 11, 13, 82, 151, 152
アフリカ・インフラ・コンソーシアム …… 152
アフリカ開発会議（TICAD） …… 2, 5, 7, 8, 9, 31, 38, 39, 44, 45, 58, 65, 78, 151, 152
アフリカ開発基金（AfDF）…… 49, 124, 150
アフリカ開発銀行（AfDB）…… 8, 124, 150
アフリカ開発のための新パートナーシップ（NEPAD）…… 4, 5
アフリカ連合（AU）…… 4, 5

い

一村一品運動……43, 44
一般財政支援…… 138
一般特恵関税制度（GSP） …… 43, 44, 174

え

エビアン・アプローチ …… 49
円借款における本邦技術活用条件（STEP）制度…… 104
援助協調……31, 74, 100, 106, 171, 172
援助効果向上に関するハイレベル・フォーラム …104, 106, 151

お

欧州復興開発銀行（EBRD）… 24, 25, 124, 147, 182
オーナーシップ… 7, 45, 78, 104, 106, 155, 162
温室効果ガス …… 16, 17, 75, 124, 153, 166

か

海外経済協力会議…… 47, 98, 99
海外経済協力に関する検討会 …… 98
海外投融資…… 125
開発イニシアティブ …… 31, 43, 44, 153, 174
顔の見える援助 …… 101, 104, 107
拡大HIPCsイニシアティブ …… 49, 175
拡大現地ODAタスクフォース …… 104
カリブ共同体（CARICOM） …… 85
環境社会配慮ガイドライン …… 96
官民連携……35, 54, 57, 85, 98, 104
官民連携推進等のための円借款の迅速化 …… 104
緩和策（気候変動の）…… 17

き

気候投資基金（CIF）…… 124
気候変動対策プログラム・ローン… 17, 70, 145, 151
気候変動枠組条約締約国会議（COP） … 16, 17, 18, 19, 22, 99, 174
基礎生活分野（BHN） …… 11, 65, 70, 119, 138
京都議定書…… 17
緊急財政支援円借款……6, 7, 17, 153
緊急無償…… 15, 54, 61, 64, 119, 139, 151

く

草の根技術協力事業…… 120
草の根・人間の安全保障無償 ……14, 34, 37, 64, 104, 111, 119
グッド・ガバナンス ➡ （良い統治）

国別援助計画…14, 30, 31, 100, 101, 121, 157, 160, 170, 171, 172
クラスター弾に関する条約 …… 67
クールアース・パートナーシップ …… 16
グローバルフェスタJAPAN …… 108

け

経済協力開発機構開発援助委員会（OECD-DAC）……24, 96
経済協力調整員 …… 100
経済産業人材育成支援事業…… 121
経済社会基盤… 40, 47, 60, 154, 155, 156, 165
経済連携協定（EPA）……43, 70
研究協力推進事業…… 122
研修員受入事業…… 120
現職教員特別参加制度…… 33
現地ODAタスクフォース…31, 100, 104, 121, 170

こ

後発開発途上国（LDC） …… 43, 44, 69, 78, 82, 127, 128, 157, 181, 185
国際移住機関（IOM）…… 62
国際開発協会（IDA）…… 49, 124, 149
国際開発高等教育機構（FASID）…… 107
国際開発省（英国）（DFID） …… 74, 104
国際開発庁（米国）（USAID） …… 35
国際協力企画立案本部…… 98
国際協力機構（JICA） … 12, 22, 31, 33, 36, 38, 39, 44, 45, 46, 47, 48, 49, 51, 52, 53, 54, 55, 60, 70, 76, 78, 79, 82, 83, 88, 90, 96, 98, 99, 100, 101, 102, 104, 107, 108, 110, 111, 112, 115, 116, 120, 122, 125, 152, 158, 169, 170
国際協力局（外務省）…… 98, 99, 153
国際協力重点方針…… 30, 31, 99
国際協力人材センター …… 107
国際協力に関する有識者会議 …… 98, 104, 152
国際協力について語ろう …… 108
国際協力の日 …… 108
国際緊急援助隊…… 60, 61, 120, 139, 140, 151
国際原子力機関（IAEA） …… 124
国際獣疫事務局（OIE）…… 54
国際生物多様性年……19, 22
国際通貨基金（IMF）……4, 6, 8, 9, 15, 49, 63, 125, 149, 152, 175
国際農業開発基金（IFAD） …… 45
国際農業研究協議グループ（CGIAR）45, 124, 125
国際復興開発銀行（IBRD） ……6, 124, 149, 150
国際労働機関（ILO） …… 77, 125
国民参加協力推進事業…… 120
国連開発計画（UNDP）…… 13, 32, 67, 77, 106, 123, 149
国連環境計画（UNEP）…… 123, 125
国連気候変動首脳会合…… 16, 153
国連教育科学文化機関（UNESCO） …… 32, 33, 34, 50, 123, 148
国連工業開発機関（UNIDO） …… 123, 148
国連合同エイズ計画（UNAIDS） …… 125
国連児童基金（UNICEF）…38, 54, 90, 123, 141, 142, 143, 144, 148, 150
国連食糧農業機関（FAO） … 45, 56, 123, 125, 148
国連人口基金（UNFPA） …… 35, 123, 148
国連世界食糧計画（WFP） … 45, 56, 123, 125, 148, 150
国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）……112, 123, 148
国連パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA）…… 84, 123, 149, 153
国連平和維持活動（PKO） …… 66, 67, 123
国連防災世界会議…… 59, 174
国連ミレニアム・サミット …… 162
国連薬物犯罪事務所（UNODC）…… 61, 62, 63
コミュニティ開発支援無償 …… 119

さ

債務救済… 24, 25, 27, 49, 68, 74, 81, 82, 83, 122, 125, 128, 133, 134, 135, 138, 145, 146, 175, 177, 179, 180, 181

債務免除…… 25, 133

し

ジェンダーと開発（GAD）イニシアティブ …… 32, 174
市場経済化…… 70, 75, 93, 157, 165
自助努力支援 …… 30, 155
持続可能な開発のための環境保全イニシアティブ（EcoISD） ……18, 22, 166, 174
シニア海外ボランティア …… 42, 51, 55, 78, 107, 109, 120
自発的な検査とカウンセリング（VCT）活動 …… 54, 163
社会インフラ …… 10, 14, 40, 67, 82, 138, 165, 181
ジャパン・プラットフォーム（JPF） …… 101
重債務貧困国（HIPCs）…… 49, 113, 122, 175
省エネ …… 6, 70, 75, 106, 122, 145, 166
食料安全保障…… 4, 45, 56, 57, 98, 121, 125, 151, 152
食糧援助（KR） …… 56, 119, 138, 181
新型インフルエンザ（H1N1） …… 53, 54, 60, 152
人材育成支援…… 9, 75, 121, 167
人材開発センター（日本センター） …… 75

す

水産無償…… 110, 119
ストップ結核世界計画2006～2015（Global Plan to Stop TB 2006～2015）…… 53

せ

政策研究大学院大学（GRIPS） …… 107
成長加速化のための官民パートナーシップ …… 104
成長の加速化成長のための基礎教育イニシアティブ（BEGIN） …… 32, 174
青年海外協力隊（JOCV） …… 33, 34, 37, 78, 79, 107, 108, 109, 120
政府開発援助以外の公的資金（OOF） …… 6, 43, 82, 126, 165
政府開発援助関係省庁連絡協議会…… 158
政府開発援助大綱（ODA大綱） … 2, 23, 30, 31, 32, 82, 96, 98, 101, 154, 155, 157, 159, 160, 162, 169, 171
政府開発援助に関する中期政策（ODA中期政策）… 22, 30, 31, 32, 101, 160, 161, 163, 165, 167, 169, 171, 173
生物多様性条約…… 19, 22, 52
世界エイズ・結核・マラリア対策基金（GFATM） … 9, 35, 53, 151
世界貿易機関（WTO） …… 43, 44, 174
世界保健機関（WHO） …… 35, 38, 53, 54, 90, 125, 149
世界水フォーラム …… 38, 152, 174
赤十字国際委員会（ICRC） …… 124

た

第4回アフリカ開発会議（TICAD IV） …7, 8, 9, 31, 38, 39, 44, 45, 58, 65, 78,151, 152
太平洋環境共同体……18, 89
太平洋諸島フォーラム（PIF） …… 18, 89, 97, 152
太平洋地域環境計画（SPREP） …… 89
ダボス会議（世界経済フォーラム） …… 5, 7, 152

ち

チェンマイ・イニシアティブ …… 4, 6
地球環境ファシリティ（GEF） …… 124
地球規模課題に対応する科学技術協力 …… 53
地球地図プロジェクト …… 19
地方復興チーム（PRT） ……12, 14
中国四川大地震…… 151
中米統合機構（SICA） …… 85
直接服薬指導による短期化学療法（DOTS） … 54, 103

て

低炭素型社会…… 17

適応策（気候変動の）……17, 60
テロ対策等治安無償 …… 62, 119
テロの脅威に対処するための新戦略… 10, 11, 15, 153

と

東南アジア漁業開発センター（SEAFDEC）…… 125
東南アジア諸国連合（ASEAN） …… 4, 6, 54, 56, 62, 69, 70, 71, 97, 121, 123, 125, 129, 157
ドーハ開発アジェンダ（DDA）…… 43
独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律（改正JICA法） …… 152
鳥インフルエンザ……53, 54

な

南南協力…… 85, 106, 156, 162
南米南部共同市場（MERCOSUR）…… 85

に

日本NGO連携無償 …… 95, 101, 102, 105
日本人材開発センター …… 75
日本センター ➡ （人材開発センター）
日本貿易振興機構（JETRO） …… 107, 122
日本貿易保険（NEXI） …… 6, 7, 59
日本・メコン地域諸国首脳会議 …… 7, 69, 153
人間の安全保障…… 2, 3, 7, 14, 16, 30, 31, 34, 35, 37, 64, 67, 77, 82, 89, 104, 111, 119, 123, 151, 155, 160, 161, 162, 163, 173, 174
人間の安全保障基金…… 67, 77, 123

ね

ネリカ稲（ネリカ米）（NERICA） …45, 58, 109, 164

の

ノン・プロジェクト無償 …… 119

は

鳩山イニシアティブ …… 16, 17, 18, 174
パリクラブ ……49, 64
万人のための教育（EFA） 32, 33, 141, 152, 174

ひ

兵庫行動枠組2005−2015…… 59
貧困削減戦略文書（PRSP）…… 74, 100, 175

ふ

ファスト・トラック・イニシアティブ（FTI）…… 33
文化遺産保存日本信託基金 …… 50
文化無償…… 50, 51, 119

へ

米州開発銀行（IDB）…… 124
平和構築委員会…… 63
平和構築分野…… 63
平和の構築…… 30, 31, 32, 63, 65, 67, 82, 97, 156, 160, 161, 167, 168, 169
平和の定着… 7, 9, 11, 63, 64, 65, 73, 85, 156, 157
平和と繁栄の回廊 …… 82, 151

ほ

貿易のための援助（AfT） ……43, 44, 153, 174
防災協力イニシアティブ …… 60, 163, 166, 174
防災・災害復興支援無償 …… 119
法制度整備支援に関する基本方針 …… 47
「保健と開発」に関するイニシアティブ（HDI）…… 35, 174
北海道アイランダーズ宣言…… 18, 152

み

水と衛生に関する拡大パートナーシップ・イニシアティブ

（WASABI）…… 38, 174
水の防衛隊（W-SAT） ……38, 78
「緑あふれるメコン（グリーン・メコン）に向けた10年」
イニシアティブ …… 7, 69
南太平洋大学（USP） …… 53, 89, 144
ミレニアム開発目標（MDGs）… 2, 3, 4, 5, 7, 8, 9, 20, 31, 33, 35, 37, 39, 45, 56, 73, 104, 106, 151, 160, 162, 171, 174

む

無償資金協力実施適正会議…… 110
無税無枠措置…… 43

も

元兵士の武装解除、動員解除、社会復帰（DDR）
……11, 13, 63, 64, 65, 156

ゆ

有償資金協力…70, 98, 99, 110, 111, 112, 115, 116, 122, 125, 145, 162, 173

よ

良い統治（グッド・ガバナンス）…… 7, 9, 30, 47, 70, 155
横浜宣言…… 151

り

留学生受入…… 33, 121

れ

レアメタル ……75, 85

ろ

ロンドン・サミット ……4, 7, 44, 78, 152

わ

ワシントン・サミット …… 4

A

AfT ➡ （貿易のための援助）
ASEAN ➡ （東南アジア諸国連合）
AU ➡ （アフリカ連合）

B

BEGIN ➡ （成長の加速化成長のための基礎教育イニシアティブ）
BHN ➡ （基礎生活分野）

C

CARICOM ➡ （カリブ共同体）
CDM ➡ （クリーン開発メカニズム）
CGIAR ➡ （国際農業研究協議グループ）
CIF ➡ （気候投資基金）
COP ➡ （気候変動枠組条約締約国会議）

D

DDR ➡ （元兵士の武装解除、動員解除、社会復帰）
DFID ➡ （国際開発省（英国））
DOTS ➡ （直接服薬指導による短期化学療法）

E

EcoISD ➡ （持続可能な開発のための環境保全イニシアティブ）
EFA ➡ （万人のための教育）
EPA ➡ （経済連携協定）

F

FAO ➡ （国連食糧農業機関）

FASID ➡ （国際開発高等教育機構）
FTI ➡ （ファスト・トラック・イニシアティブ）

G

G20ピッツバーグ・サミット …… 5, 8, 153
G20ロンドン・サミット …… 7, 44, 78, 152
G8開発大臣会合 …… 4, 151, 152
G8カナナスキス・サミット …… 174
G8九州・沖縄サミット …… 35
G8グレンイーグルズ・サミット …… 49
G8北海道洞爺湖サミット … 31, 35, 38, 52, 151, 152
G8ラクイラ・サミット …… 5, 45, 57, 153
GAD ➡ （ジェンダーと開発）
GEF ➡ （地球環境ファシリティ）
Global Plan to Stop TB 2006～2015 ➡ （ストップ結核世界計画2006～2015）
GRIPS ➡ （政策研究大学院大学）

H

HDI ➡ （「保健と開発」に関するイニシアティブ）
HIPCs ➡ （重債務貧困国）
HIPCsイニシアティブ …… 175

I

ICRC ➡ （赤十字国際委員会）
IDA ➡ （国際開発協会）
IDI ➡ （沖縄感染症対策イニシアティブ）
IFAD ➡ （国際農業開発基金）
ILO ➡ （国際労働機関）
IMF ➡ （国際通貨基金）
IOM ➡ （国際移住機関）

J

JETRO ➡ （日本貿易振興機構）
JICA ➡ （国際協力機構）
JPF ➡ （ジャパン・プラットフォーム）

L

LDC ➡ （後発開発途上国）

M

MDGs ➡ （ミレニアム開発目標）
MERCOSUR ➡ （南米南部共同市場）

N

NEPAD ➡ （アフリカ開発のための新パートナーシップ）
NERICA ➡ （ネリカ稲）（ネリカ米）
NEXI ➡ （日本貿易保険）

O

ODAシンボルマーク・ステッカー …… 108
OECD-DAC ➡ （経済協力開発機構開発援助委員会）
OECD外国公務員贈賄防止条約 …… 111
OIE ➡ （国際獣疫事務局）
OOF ➡ （政府開発援助以外の公的資金）

P

PDCAサイクル …… 110
PIF ➡ （太平洋諸島フォーラム）
PKO ➡ （国連平和維持活動）
PRSP ➡ （貧困削減戦略文書）
PRT ➡ （地方復興チーム）

S

SICA ➡ （中米統合機構）
STEP ➡ （円借款における本邦技術活用条件）

T

TICAD ➡ （アフリカ開発会議）

TICAD IV ➡ （第4回アフリカ開発会議）

U

UNAIDS ➡ （国連合同エイズ計画）
UNDP ➡ （国連開発計画）
UNESCO ➡ （国連教育科学文化機関）
UNFPA ➡ （国連人口基金）
UNHCR ➡ （国連難民高等弁務官事務所）
UNICEF ➡ （国連児童基金）
USAID ➡ （米国国際開発庁）
USP ➡ （南太平洋大学）

V

VCT ➡ （自発的な検査とカウンセリング活動）

W

W-SAT ➡ （水の防衛隊）
WASABI ➡ （水と衛生に関する拡大パートナーシップ・イニシアティブ）
WFP ➡ （国連世界食糧計画）
WHO ➡ （世界保健機関）
WTO ➡ （世界貿易機関）

国際協力に関する情報は外務省ホームページからご覧になれます。

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index.html

携帯版ホームページはこちら。

http://www.mofa.go.jp/mofaj/m

政府開発援助に関する情報をメールマガジンで配信しています。
バックナンバーをご覧になりたい方、配信をご希望の方はこちら。

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/mail/index.html

2009年版政府開発援助(ODA)白書　日本の国際協力

平成22年３月23日発行

編　集　外　務　省
〒100-8919
東京都千代田区霞が関2-2-1
電　話　(03) 3580-3311（代表）
http://www.mofa.go.jp/mofaj/

©2010 Printed in Japan

2009年版 政府開発援助(ODA)白書

日本の国際協力